

平成23年度

# 主要な施策の成果説明書

福 島 県



# 目 次

I	平成 23 年度の決算状況	
1	決算の背景となった財政環境等	1
2	一般会計	1
3	特別会計	9
4	歳入歳出決算純計の状況	10
(参考)	平成 23 年度普通会計決算の状況	12
II	知事直轄	
1	総説	14
2	県政広報の充実	14
3	積極的な広聴活動の推進	15
4	県外への情報発信の促進	15
5	総合的な安全管理の推進	15
6	広告媒体への広告掲載による収入	16
III	総務部	
1	総説	17
2	復興・再生に向けた行財政運営の推進	17
3	行財政改革の取組	18
4	入札等制度改革	19
5	地方分権の推進	20
6	情報公開制度及び個人情報保護制度の実施	20
7	私立学校の振興	21

8	公立大学法人の運営支援	21
9	県庁舎及び合同庁舎の耐震対策	21
10	市町村の振興	21
IV 企画調整部		
1	総説	24
2	福島県復興ビジョン・復興計画の策定	24
3	総合的・広域的な課題への対応	24
4	土地利用対策及び総合的な水管理の推進	24
5	過疎・中山間地域など地域振興対策の推進	25
6	再生可能エネルギーの導入・普及促進	27
7	福島復興再生特別措置法など復興に向けた取組	27
8	ふくしま情報化推進計画の推進	28
9	統計調査事業の推進	29
10	新“うつくしま、ふくしま。”県民運動の推進	29
11	文化・スポーツの振興と生涯学習の推進	29
V 生活環境部		
1	総説	33
2	東日本大震災を始めとする災害からの復旧・復興	33
3	県民生活の安定・向上	39
VI 保健福祉部		
1	総説	51
2	東日本大震災からの復旧・復興	51
3	生涯にわたる健康づくりの推進	64
4	誰もが安心できる地域医療の確保	73
5	子育てを支える社会の推進	88

6	ともにいいき暮らせる福祉社会の推進	97
7	誰もが安全で安心できる生活の確保	115
VII 商工労働部		
1	総説	120
2	中小企業の復旧・復興事業	120
3	企業誘致の推進	131
4	新たな時代をリードする産業の創出	132
5	観光交流の促進	134
6	雇用の維持・確保	140
7	その他の主な事業	142
VIII 農林水産部		
1	総説	151
2	放射性物質の除去・低減	151
3	安全・安心の提供	152
4	農業の再生	155
5	森林・林業の再生	161
6	水産業の再生	172
7	農山漁村の再生	174
8	重点戦略の推進	176
IX 土木部		
1	総説	183
2	東日本大震災を始めとする災害からの復旧・復興の取組	183
3	「ふくしまの新しい県土づくりプラン」に基づく取組	186
X 出納局		
1	総説	195

2	県公金の適正管理	195
3	財務事務の適正執行及び指導の充実	195
4	会計事務職員の資質の向上	196
5	物品調達及び工事入札の適正執行	197
6	工事検査の適正執行	197
XI 議会事務局		
1	総説	199
2	議会の招集	199
3	政務調査費の交付	199
4	県政調査等の実施	199
5	議会の広報	199
XII 教育庁		
1	総説	201
2	学校教育の充実	202
3	社会教育の推進	211
4	文化の振興	213
5	普及・啓発	214
6	東日本大震災等への対応	215
XIII 警察本部		
1	総説	218
2	地域と一体となった犯罪の起きにくい社会づくり	218
3	初動警察活動と街頭警察活動の強化による地域の安全確保	226
4	重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪の封圧	231
5	総合的な対策による交通事故の防止	238
6	テロ対策の強化と大規模災害対策の推進	246

7	精強な第一線警察の構築	248
XIV	監査委員事務局	
1	総説	255
2	監査、検査及び審査の実施	255
3	外部監査制度との連携	255
XV	人事委員会事務局	
1	総説	257
2	委員会の運営	257
3	公平審査事務の実施	257
4	任用事務の実施	258
5	給与制度事務の実施	258
XVI	労働委員会事務局	
1	総説	259
2	総会等の開催	259
3	労働争議のあっせん・調停・仲裁	259
4	個別的労使関係の調整・相談	259
5	不当労働行為事件の審査	259
6	労働組合の資格審査	260





# I 平成 23 年度の決算状況

## 1 決算の背景となった財政環境等

本県の平成 23 年度当初予算は、地方財政計画において地方交付税総額は確保されたものの、臨時財政対策債が大幅に減少となる等、一般財源総額の確保は厳しい見通しでありましたが、2 年目を迎える新総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」を軌道に乗せるため、限られた財源を優先的かつ重点的に配分するなど、メリハリのある予算編成を行いました。

その後、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受け、補正予算第 1 号（専決処分）では、災害救助や被災者への緊急小口資金貸付等に要する経費を計上し、5 月補正（補正予算第 2 号）では公共施設の災害復旧等について、補正予算第 3 号（専決処分）では、学校における表土改善に要する経費等を計上しました。

6 月補正予算（補正予算第 4 号、5 号）では将来にわたる県民の健康管理調査や、子どもたちへの放射線の影響を低減させるための経費等を計上し、補正予算第 6 号（専決処分）では、県産肉用牛の出荷停止に伴う緊急措置に要する経費を計上しました。

補正予算第 7 号では、新潟・福島豪雨災害による公共土木施設等の復旧や、国の二次補正予算に対応した中小企業者の復旧・復興支援に要する経費等を計上し、9 月補正予算（補正予算第 8 号、9 号）では、市町村が行う除染事業の総合的な支援や被災者等を対象とした雇用創出に要する経費等を計上しました。

12 月補正予算（補正予算第 10 号）では、原子力災害等復興基金の積立や風評被害を受けている県内観光業を支援するための経費等を、2 月補正（補正予算第 11 号）では、学校給食の検査体制を充実させるための経費等を計上し、補正予算第 12 号（専決処分）においては、各事業の年間所要見込額の確定等に伴う補正を行いました。

この結果、平成 23 年度最終予算は 2,371,475 百万円となり、前年度と比較して 155.0%、1,441,378 百万円の増となりました。

## 2 一般会計

### (1) 決算及び決算収支の状況

平成 23 年度の一般会計における歳入歳出決算額及び決算収支の状況は、次のとおりです。

歳入総額	2,298,353,104 千円	(前年度)	912,031,096 千円
歳出総額	2,248,601,873 千円	(前年度)	882,935,852 千円
歳入歳出差引額	49,751,231 千円	(前年度)	29,095,244 千円

これを細別すると、第1表、第2表及び第3表のとおりです。

第1表 決算額及び決算収支の状況

(単位 千円、%)

区分	平成23年度決算額 (A)	平成22年度決算額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率
1 歳入	2,298,353,104	912,031,096	1,386,322,008	152.0
2 歳出	2,248,601,873	882,935,852	1,365,666,021	154.7
3 差引 (1-2)	49,751,231	29,095,244	20,655,987	
4 翌年度へ繰り越すべき財源	42,914,719	25,773,503		
5 実質収支 (3-4)	6,836,512	3,321,741		
6 前年度実質収支	3,321,741	2,938,629		
7 単年度収支 (5-6)	3,514,771	383,112		
8 財政調整基金積立金	10,476,373	1,303,817		
9 地方債繰上償還金	0	0		
10 財政調整基金取崩額	0	931,215		
11 実質単年度収支 (7+8+9-10)	13,991,144	755,714		

第2表 歳入歳出決算額年度別分類

(単位 千円)

区分	歳入		歳出	
	決算額	前年度からの継続費通次繰越額の支出額	決算額	前年度からの継続費通次繰越額の支出額
前年度からの継続費通次繰越額に充当すべき収入額	0	0		0

前年度からの明許繰越額に充当すべき収入額	44,298,307	前年度からの明許繰越額の支出額	43,089,669
前年度からの事故繰越し額に充当すべき収入額	14,852,143	前年度からの事故繰越し額の支出額	14,250,298
現年度予算の収入額	2,239,202,654	現年度予算の支出額	2,191,261,906
計	2,298,353,104	計	2,248,601,873

第3表 翌年度への予算繰越内訳

(単位 千円)

区分	予算額	左の財源内訳	
		既収入特定財源	未収入特定財源
継続費通次繰越額	0	0	0
繰越明許費繰越額	151,270,447	6,436,271	110,730,398
事故繰越し繰越額	3,333,542	2,337,418	958,872
計	154,603,989	8,773,689	111,689,270
			34,141,030
			37,252
			34,103,778

一般会計決算額は、歳入 2,298,353,104 千円、歳出 2,248,601,873 千円で歳入歳出いずれも昨年度を大きく上回り、これまでで最大規模となりました。歳入歳出差引は、49,751,231 千円となりますが、第3表のとおり翌年度へ予算繰越しを行っているので、実質収支は翌年度へ繰り越すべき財源 42,914,719 千円を差し引いた 6,836,512 千円の黒字となりました。

この実質収支から前年度の実質収支 3,321,741 千円を差し引いた単年度収支は 3,514,771 千円の黒字となりました。また、単年度収支に財政調整基金への積立金 10,476,373 千円を加算した実質単年度収支は、13,991,144 千円の黒字となりました。

次に、昭和 40 年度以降の本県の歳入歳出決算額は、第4表のとおりです。

第4表 財政規模の推移

(単位 百万円)

年度	区分	歳入			歳出		
		決算額	対前年度伸率(%)	指数	決算額	対前年度伸率(%)	指数
昭和	4 0	57,750	14.5		56,818	14.4	
	4 5	121,719	13.9		120,709	14.6	
	5 0	288,836	14.4		288,407	15.8	
	5 5	512,077	6.1		509,872	6.5	
	6 0	612,599	5.9		610,236	6.2	
	6 3	686,015	△ 0.4	100.0	682,682	△ 0.4	100.0
平成	元	751,923	9.6	109.6	747,649	9.5	109.5
	2	801,540	6.6	116.8	797,103	6.6	116.8
	3	838,039	4.6	122.2	833,852	4.6	122.1
	4	878,989	4.9	128.1	873,763	4.8	128.0
	5	956,351	8.8	139.4	942,762	7.9	138.1
	6	977,241	2.2	142.5	966,328	2.5	141.5
	7	981,735	0.5	143.1	968,978	0.3	141.9
	8	986,294	0.5	143.8	972,239	0.3	142.4
	9	1,019,852	3.4	148.7	1,010,794	4.0	148.1
	1 0	1,110,979	8.9	161.9	1,094,276	8.3	160.3
	1 1	1,084,151	△ 2.4	158.0	1,069,935	△ 2.2	156.7
	1 2	1,054,212	△ 2.8	153.7	1,041,378	△ 2.7	152.5
	1 3	1,037,120	△ 1.6	151.2	1,026,064	△ 1.5	150.3
	1 4	996,408	△ 3.9	145.2	990,105	△ 3.5	145.0
	1 5	949,197	△ 4.7	138.4	943,409	△ 4.7	138.2
	1 6	899,387	△ 5.2	131.1	893,541	△ 5.3	130.9
	1 7	916,803	1.9	133.6	911,256	2.0	133.5
	1 8	863,299	△ 5.8	125.8	857,522	△ 5.9	125.6

1 9	843,557	△ 2.3	123.0	839,730	△ 2.1	123.0
2 0	867,964	2.9	126.5	863,846	2.9	126.5
2 1	948,000	9.2	138.2	942,272	9.1	138.0
2 2	912,031	△ 3.8	132.9	882,936	△ 6.3	129.3
2 3	2,298,353	152.0	335.0	2,248,602	154.7	329.4

(2) 歳入の状況

平成 23 年度の歳入決算額は、前年度と比較して 152.0%、1,386,322,008 千円の増となりました。

歳入決算額の内訳は、第 5 表のとおりです。

第 5 表 歳入性質別決算額の状況

(単位 千円、%)

区 分	平成 23 年度		平成 22 年度			増 減	
	決算額 (A)	構成比	決算額 (B)	構成比	増減率	(A) - (B) = (C)	増減率
依 存 財 源	1,722,385,136	75.0	545,672,917	59.8	△ 4.7	1,176,712,219	215.6
3 地 方 財 源 与 税	28,827,456	1.2	28,082,850	3.1	80.3	744,606	2.7
4 地 方 特 例 交 付 金	1,997,103	0.1	2,491,794	0.3	5.3	△ 494,691	△ 19.9
5 地 方 交 付 税	385,319,031	16.8	220,292,357	24.1	4.2	165,026,674	74.9
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	816,365	0.1	844,345	0.1	△ 4.2	△ 27,980	△ 3.3
9 国 庫 支 出 金	1,121,745,861	48.8	123,747,171	13.5	△ 24.6	997,998,690	806.5
15 県 債	183,679,320	8.0	170,214,400	18.7	△ 4.6	13,464,920	7.9
自 主 財 源	575,967,968	25.0	366,358,179	40.2	△ 2.4	209,609,789	57.2
1 県 税	170,021,769	7.4	177,503,734	19.5	△ 9.4	△ 7,481,965	△ 4.2
2 地 方 消 費 税 清 算 金	37,493,602	1.6	37,834,351	4.1	△ 0.2	△ 340,749	△ 0.9

8	使用料及び手数料	9,616,886	0.4	10,155,560	1.1	△ 36.0	△ 538,674	△ 5.3
14	諸収入	167,628,431	7.3	85,438,473	9.4	5.9	82,189,958	96.2
	その他	191,207,280	8.3	55,426,061	6.1	23.1	135,781,219	245.0
7	分担金及び負担金	5,630,795	0.2	9,132,392	1.0	2.8	△ 3,501,597	△ 38.3
10	財産収入	1,434,359	0.1	1,862,303	0.2	△ 8.9	△ 427,944	△ 23.0
11	寄附金	24,909,315	1.1	829,209	0.1	471.1	24,080,106	2,904.0
12	繰入金	130,137,567	5.7	37,873,907	4.2	26.9	92,263,660	243.6
13	繰越金	29,095,244	1.2	5,728,250	0.6	39.1	23,366,994	407.9
歳入	合計	2,298,353,104	100.0	912,031,096	100.0	△ 3.8	1,386,322,008	152.0
	一般財源 (1+2+3+4+5)	623,658,961	27.1	466,205,086	51.1	0.7	157,453,875	33.8
	特定財源 (上記以外)	1,674,694,143	72.9	445,826,010	48.9	△ 8.1	1,228,868,133	275.6

地方交付税、国庫支出金等からなる依存財源は、歳入合計の75.0%を占めており、前年度と比較して215.6%、1,176,712百万円の増となりました。また、県税、地方消費税清算金等からなる自主財源は、歳入合計の25.0%を占め、前年度と比較して57.2%、209,610百万円の増となりました。

依存財源のうち、地方交付税は震災復興特別交付税の増等により、前年度と比較して74.9%、165,027百万円の増となりました。国庫支出金は、県民の健康管理調査や除染に要する経費に対する補助金の増等により前年度と比較して806.5%、997,999百万円の増、県債は退職手当債の増等により前年度と比較して7.9%、13,465百万円の増となりました。

自主財源のうち、県税は原子力発電所の稼働停止に伴う核燃料税の減等により、前年度と比較して4.2%、7,482百万円の減となりました。また、繰入金は原子力災害等復興基金や県民健康管理基金などの各種基金からの繰入の増により243.6%、92,264百万円の増となりました。

(3) 歳出の状況

平成23年度の歳出決算額は、前年度と比較して154.7%、1,365,666,021千円の増となりました。

歳出目的別（款別）決算額の内訳は第6表のとおりです。また、歳出性質別決算額の内訳は第7表のとおりです。

第6表 歳出目的別（款別）決算額の状況

(単位 千円、%)

区 分	平成 23 年度		平成 22 年度			増 減	
	決算額 (A)	構成比	決算額 (B)	構成比	増減率	(A) - (B) = (C)	増減率
議 会 費	1,545,378	0.1	1,380,334	0.2	△ 2.7	165,044	12.0
総 務 費	552,502,580	24.6	65,092,366	7.4	△ 2.4	487,410,214	748.8
民 生 費	328,343,428	14.6	101,675,349	11.5	△ 7.3	226,668,079	222.9
衛 生 費	473,360,154	21.0	19,728,391	2.2	△ 26.1	453,631,763	2,299.4
労 働 費	34,128,226	1.5	13,772,806	1.6	△ 24.3	20,355,420	147.8
農林水産業費	70,935,432	3.1	53,986,795	6.1	△ 23.7	16,948,637	31.4
商 工 費	134,873,523	6.0	67,698,338	7.7	5.9	67,175,185	99.2
土 木 費	110,028,255	4.9	90,972,621	10.3	△ 22.9	19,055,634	20.9
警 察 費	44,044,916	2.0	44,323,376	5.0	5.5	△ 278,460	△ 0.6
教 育 費	238,410,683	10.6	205,198,116	23.2	△ 3.0	33,212,567	16.2
災 害 復 旧 費	37,605,902	1.7	531,640	0.1	△ 36.3	37,074,262	6,973.6
公 債 費	172,130,418	7.7	164,878,119	18.7	4.3	7,252,299	4.4
諸 支 出 金	50,692,978	2.2	53,697,601	6.0	△ 1.4	△ 3,004,623	△ 5.6
繰 上 充 用 金	0	0.0	0	0.0	—	0	—
合 計	2,248,601,873	100.0	882,935,852	100.0	△ 6.3	1,365,666,021	154.7

歳出目的別決算額の構成比は、総務費 (24.6%)、衛生費 (21.0%)、民生費 (14.6%)、教育費 (10.6%) の順となっています。

増加率の大きいものは災害復旧費で、震災に伴う公共土木施設や県立学校施設等の災害復旧の増により、前年度と比較して 6,973.6%、37,074 百万円の増となっています。次は衛生費で、県民健康管理基金や除染対策基金を造成したことなどにより、前年度と比較して 2,299.4%、453,632 百万円の増となりました。

第7表 歳出性質別決算額の状況

(単位 千円、%)

区分	平成23年度		平成22年度			増減	
	決算額 (A)	構成比	決算額 (B)	構成比	増減率	(A) - (B) = (C)	増減率
1 人件費	272,043,317	12.1	255,770,389	28.9	△ 2.2	16,272,928	6.4
うち職員給	194,291,318	8.6	191,851,582	21.7	△ 1.5	2,439,736	1.3
2 物件費	42,611,905	1.9	27,752,893	3.1	△ 2.9	14,859,012	53.5
3 維持補修費	14,739,629	0.7	11,251,183	1.3	△ 3.5	3,488,446	31.0
4 扶助費	178,366,834	7.9	17,709,356	2.0	17.1	160,657,478	907.2
5 補助費等	297,698,718	13.2	176,264,015	20.0	1.2	121,434,703	68.9
6 その他の	1,089,081,546	48.4	111,224,173	12.6	△ 19.5	977,857,373	879.2
7 投資的経費	163,416,923	7.3	111,793,670	12.7	△ 24.5	51,623,253	46.2
(1) 普通建設事業費	99,446,832	4.4	90,102,799	10.2	△ 22.0	9,344,033	10.4
補助	32,500,532	1.4	33,576,730	3.8	△ 45.3	△ 1,076,198	△ 3.2
単独	66,946,300	3.0	56,526,069	6.4	4.4	10,420,231	18.4
(2) 災害復旧事業費	38,775,404	1.8	532,213	0.1	△ 36.2	38,243,191	7,185.7
補助	35,087,813	1.6	510,170	0.1	△ 37.6	34,577,643	6,777.7
単独	3,687,591	0.2	22,043	0.0	29.3	3,665,548	16,629.1
(3) 失業対策事業費	0	0.0	0	0.0	-	0	-
補助	0	0.0	0	0.0	-	0	-
単独	0	0.0	0	0.0	-	0	-
(4) 国直轄事業負担金	25,194,687	1.1	21,158,658	2.4	△ 33.2	4,036,029	19.1
8 繰出金	73,418,555	3.3	52,810,699	6.0	33.4	20,607,856	39.0
9 公債費	117,224,446	5.2	118,359,474	13.4	△ 5.6	△ 1,135,028	△ 1.0



歳	出	合	計	100.0	882,935,852	100.0	△ 6.3	1,365,666,021	154.7
	義務的経費(1+4+9)	567,634,597		25.2	391,839,219		△ 2.6	175,795,378	44.9
	投資的経費(7)	163,416,923		7.3	111,793,670		△ 24.5	51,623,253	46.2
	その他の経費(上記以外)	1,517,550,353		67.5	379,302,963		△ 3.2	1,138,247,390	300.1

人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は、歳出合計の25.2%を占めており前年度と比較して44.9%、175,795百万円の増となりました。普通建設事業費、災害復旧事業費等からなる投資的経費は、歳出合計の7.3%を占めており前年度と比較して46.2%、51,623百万円の増となりました。

義務的経費のうち、人件費は震災に伴う前年度定年退職予定者の勤務延長等により前年度と比較して6.4%、16,273百万円の増となりました。また、扶助費については震災に伴う災害救助等により907.2%、160,657百万円の増となりました。

投資的経費のうち、災害復旧事業費は震災に伴う復旧の増等により前年度と比較して7,185.7%、38,243百万円の増となりました。

その他の経費については、国から交付された補助金等により各種基金を造成したこと等により、前年度と比較して300.1%、1,138,247百万円の増となりました。

### 3 特別会計

企業会計を除く特別会計は11会計ありますが、それぞれの決算額は第8表のとおりです。

第8表 特別会計決算の状況

(単位 千円)

区 分	歳 入		歳 出		差 引 額 (A) - (B)
	決算額 (A)		決算額 (B)		
公 債 管 理	61,999,986		61,999,986		0
土 地 取 得 事 業	575,067		575,067		0

母子寡婦福祉資金貸付金	244,908	134,466	110,442
小規模企業者等設備導入資金貸付金等	52,868,842	49,159,782	3,709,060
就農支援資金等貸付金	392,505	92,924	299,581
林業・木材産業改善資金貸付金	393,053	143,336	249,717
沿岸漁業改善資金貸付金	193,205	824	192,381
港湾整備事業	13,060,721	8,286,414	4,774,307
流域下水道事業	14,046,070	12,599,934	1,446,136
証紙収入整理	3,206,951	3,164,966	41,985
奨学資金貸付金	1,380,312	1,274,762	105,550
合計	148,361,620	137,432,461	10,929,159

上記特別会計の実質収支は、次のとおりです。

歳入総額	148,361,620千円	(前年度 75,041,324千円)
歳出総額	137,432,461千円	(前年度 71,493,517千円)
歳入歳出差引額	10,929,159千円	(前年度 3,547,807千円)
翌年度へ繰り越すべき財源	4,665,460千円	(前年度 164,359千円)
実質収支	6,263,699千円	(前年度 3,383,448千円)

#### 4 歳入歳出決算純計の状況

一般会計と特別会計（企業会計を除く。）を合算し、一般会計と特別会計との間の重複額を控除した純計は第9表のとおりです。

第9表 歳入歳出決算額純計額

(単位 千円)

区分	歳入額	歳出額	差引額
一般会計	2,298,353,104	2,248,601,873	49,751,231

特 別 会 計	148,361,620	137,432,461	10,929,159
小 計 (A)	2,446,714,724	2,386,034,334	60,680,390
会 計 間 重 複 額 (B)	80,180,103	80,180,103	0
純 計 (A) - (B) (C)	2,366,534,621	2,305,854,231	60,680,390
平成 2 2 年 度 純 計 額 (D)	929,710,939	897,067,888	32,643,051
比 較	(C) - (D)	1,408,786,343	28,037,339
	(C) / (D) %	254.5%	257.0%
			185.9%

一般会計と特別会計の重複額に関する調 (平成 23 年度)

(単位 千円)

区 分	一般会計より繰入	一般会計へ繰出	重複額計
公 債 管 理	54,903,433	0	54,903,433
土 地 取 得 事 業	0	0	0
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	1,405	0	1,405
小規模企業者等設備導入資金貸付金等	179,723	256,365	436,088
就 農 支 援 資 金 等 貸 付 金	911	17,730	18,641
林業・木材産業改善資金貸付金	0	41,006	41,006
沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 金	801	0	801
港 湾 整 備 事 業	10,667,210	2,774,250	13,441,460
流 域 下 水 道 事 業	6,826,651	3,211,312	10,037,963
証 紙 収 入 整 理	0	0	0
奨 学 資 金 貸 付 金	838,421	460,885	1,299,306
合 計	73,418,555	6,761,548	80,180,103

(参考)

## 平成23年度普通会計決算の状況

### 1 決算及び決算収支の状況

国の決算統計基準に基づく平成23年度の普通会計における歳入歳出決算額及び決算収支の状況は、次のとおりです。

歳入総額	2,285,664百万円	(前年度)	858,468百万円)
歳出総額	2,231,215百万円	(前年度)	826,406百万円)
歳入歳出差引額	54,449百万円	(前年度)	32,062百万円)

これを細別すれば、第1表のとおりです。

第1表 普通会計の決算額及び決算収支の状況

(単位 千円、%)

区分	平成23年度決算額 (A)	平成22年度決算額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率
1 歳入	2,285,664,394	858,467,723	1,427,196,671	166.2%
2 歳出	2,231,214,824	826,405,687	1,404,809,137	170.0%
3 差引 (1-2)	54,449,570	32,062,036	22,387,534	
4 翌年度へ繰り越すべき財源	48,463,129	31,364,946		
5 実質収支 (3-4)	5,986,441	697,090		
6 前年度実質収支	697,090	2,749,801		
7 単年度収支 (5-6)	5,289,351	△ 2,052,711		
8 財政調整基金積立金	10,476,373	1,303,817		
9 地方債繰上償還金	0	0		
10 財政調整基金取崩額	0	931,215		
11 実質単年度収支 (7+8+9-10)	15,765,724	△ 1,680,109		

平成23年度の普通会計決算は、歳入総額2,285,664百万円、歳出総額2,231,215百万円となりました。歳入で前年度比166.2%の増、歳出で170.0%の増となっています。

実質収支は5,986百万円の黒字となり、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は5,289百万円の黒字となりました。また、実質単年度収支については15,766百万円の黒字となっています。

## 2 主な財政分析指標の状況

国の決算統計基準等により計算された主な財政指標は、第2表のとおりです。

第2表 主な財政指標の状況

(単位 百万円、%)

	本 県		全国平均 平成23年度	東北6県平均 平成23年度
	平成23年度	平成22年度		
1 財政力指数	0.41819	0.44511	0.46522	0.35258
2 経常収支比率	95.0	94.2	93.9	93.6
3 公債費負担比率	15.9	21.5	21.7	19.9
4 実質公債費比率	14.4	14.4	15.1	15.9
5 地方債年度末現在高	1,344,546	1,264,461	1,857,180	1,370,146
6 積立基金年度末現在高	934,037	96,858	162,182	313,981

注 上記指標（本県及び全国平均並びに東北6県平均）は8月時点での各県からの速報値に基づくものであり、いずれも単純平均である。

## II 知 事 直 轄

### 1 総説

県民とともにつくる県政を進めていく上で前提となる、県政広報の充実や積極的な広聴活動に取り組むとともに、安全・安心な県づくりに向け総合的な安全管理の推進に努めた。

### 2 県政広報の充実

東日本大震災や原子力事故を受け、県民が必要とする情報の速やかな発信に努め、新聞やテレビ、ラジオなどのマスメディアを活用した広報や、県のホームページやモバイル県庁を活用し、様々な情報の提供を行った。

また、ふくしまの「今」を、県内全戸配布広報誌「うつくしまゆめだより」をはじめ、「点字広報ふくしま」やマスメディア等により、県内外へ発信した。

#### (1) 新聞広報事業

県内及び中央の日刊紙の紙面を利用した広報を実施した。

ア 地方紙（福島民報、福島民友）

イ 中央紙等（読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、河北新報）

#### (2) うつくしまゆめだより発行事業

県内全戸配布県広報誌として、県民ニーズに対応した様々な情報をタイムリーに提供する広報を実施した。

ア 「うつくしまゆめだより」 発行回数 年4回（1回 700,000部）

#### (3) ラジオ・テレビ広報事業

県政の重要な施策等について、ラジオ・テレビを通して広報を実施した。

ア 30秒スポットコマニヤル（ラジオ・テレビ）

イ 県政ニュース（テレビ）

ウ 制作番組（ラジオ・テレビ）

### 3 積極的な広聴活動の推進

県民からの提案や意見・要望等を把握し県政に反映させるため、県民提案の募集やうつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）、県政世論調査等の各種広聴事業を実施し、県民と「とものつくる県政」を推進した。また、県政及び交通事故に関する個別の相談事業においては、問題を解決するための相談・助言等を行い、県民生活の安定と福祉の向上を図った。

(1) 県民提案制度	提案件数	5件				
(2) うつくしま県民意見公募	公募件数	15件	意見件数	1,974件	反映件数	101件
(3) 県政相談事業	相談件数	2,759件				
(4) 交通事故相談事業	相談件数	543件				

### 4 県外への情報発信の促進

各部の事業と連携し、「感謝」と「ふくしまの今」をキーワードに新聞・テレビ等の各種媒体で情報発信を行うとともに、「新生ふくしま」のイメージを発信した。

- (1) 東京新聞 年間8回掲載
- (2) 電波・活字媒体を活用した「新生ふくしま」のイメージ発信
- (3) 新スローガン・ロゴマーク作成

### 5 総合的な安全管理の推進

「福島県総合安全管理基本方針」に基づき、未然防止から危機発生時の対応、復旧までを網羅する総合的な活動であるリスク管理について、全庁的な取り組みを推進した。

また、「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」により策定した基本計画に基づき、安全で安心な県づくりに向けた活動を行った。

- (1) リスク管理推進事業
  - リスク管理を強化し、危機発生時の未然防止及び被害の極小化に努めるとともに、職員の危機管理意識の向上を図った。
- ア リスク管理体制の強化
- イ 危機管理の啓発
  - ファクシミリ誤送信や個人情報紛失などの事案の発生に際し、リスク管理推進マネージャー等を通じて、全庁にリスク管理の徹底を指示

した。

(2) 安全で安心な県づくり推進事業

福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例が目的とする「県民が、安全に安心して暮らし、活動できる地域社会の実現」に向け、県民に対する条例の普及啓発及び県民やNPOなどが行う地域の安全安心活動の支援に努めた。

ア 地域の安全安心活動の支援

イ 安全安心に関する情報収集

**6 広告媒体への広告掲載による収入**

厳しい県財政状況に鑑み、県内全戸配布広報紙「うつくしまゆめだより」及び県ホームページに広告を掲載し、広告収入を得た。

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| (1) 「うつくしまゆめだより」広告収入 | 6件  |
| (2) 県ホームページ広告収入      | 11件 |
| (3) 検索連動型広告収入        | 1件  |



# III 総務部

## 1 総説

東日本大震災及び原子力災害からの復興・再生に向けた多様な財政需要に迅速に対応するための財源の確保並びに行政課題に的確に対応する組織体制の整備に取り組みとともに、被災した私立学校に対する助成や各市町村に対する行財政支援など、災害等に対応した各種事務事業の推進に努めた。

## 2 復興・再生に向けた行財政運営の推進

### (1) 復興・再生財源の確保等

東日本大震災の発災直後から次々と発生した課題に迅速に対応するため、避難者支援や被災施設等の復旧のほか、原子力災害に伴う放射性物質の除去、本県の未来を担う子どもたちを始めとする県民の健康を守るための対策など、12度にわたる補正予算を編成した。

原子力災害を始め、復興・再生に係る広範かつ多額の財政需要については、事務事業の徹底した見直しなどによる財源捻出はもとより、国等への働き掛けにより補助金の増額や新たな交付金等を確保したほか、震災復興特別交付税の活用、国の交付金や寄附金等を財源とした基金の造成など、あらゆる方策を講じて財源確保に努めた。

なお、被災者支援の一環としての県税制については、発災後直ちに県全域を包括指定による申告納期限の延長措置を講じたほか、4度にわたる県税条例等の改正を行うなど、被災者の税負担の軽減を図った。

### (2) 復興・再生に向けた組織体制の整備

東日本大震災及び原子力災害からの復興・再生に向け、変化する行政課題に的確に対応するとともに、重点プロジェクトなど復興計画に掲げる事業を着実に推進するため、以下に掲げる組織改正を行った。

《平成23年度中の組織改正》

〈6月1日付け組織改正〉

① 復旧・復興に向けた組織体制の強化（市町村復興支援担当理事、原子力損害対策担当理事の新設）

〈9月1日付け組織改正〉

① 復旧・復興に向けた組織体制の強化（理事（復興担当）、復興・総合計画課、地方振興局復興支援・地域連携室等の設置）

② 原子力災害に対応した組織体制の整備（原子力損害対策課、原子力賠償支援課、健康管理調査室等の新設）

〈10月13日付け組織改正〉

① 除染対策等推進体制の整備（環境回復推進監、除染対策課の新設）

《平成24年度の組織改正》

① 避難地域の帰還及び復興支援体制の強化（避難地域復興局、避難地域復興課の新設）

② 避難者等支援体制の強化（避難者支援課の新設）

③ 再生可能エネルギー関連産業推進体制の強化（再生可能エネルギー産業推進監の新設）

④ 農林地再生に向けた組織体制の強化（農林地再生対策室の新設）

⑤ 災害復旧事業等の実施体制の強化（相双及びいわき建設事務所内に復旧・復興部を新設）

(3) 復興・再生に向けた人員の確保

本格化する復旧・復興事業を着実に推進していくため、全国知事会等を通じた他県等応援職員の受入れや平成24年度に向けて任期付職員  
の採用を行うなどにより、必要な人員を確保するとともに、適正な配置に努めた。

平成23年度他県等応援職員数：152名

### 3 行財政改革の取組

行財政改革に関する次の取組等について、引き続き個別に進行管理を行った。

(1) 公社等外郭団体の見直し

「公社等外郭団体見直しに関する実行計画」に基づき、計画的かつ着実な見直しを推進した。

《主な取組内容》

① 18の公社等について点検評価を実施し、公社の運営状況等を調査した。

② ㈲福島県きのこ振興センターと(社)福島県林業協会、福島県緑化推進委員会との統合を計画どおり実施した。

③ 公益法人への移行を支援した。

・ ㈲福島県国際交流協会：平成23年10月移行

・ ㈲福島県自治研修センター、㈲福島県下水道公社：平成24年4月移行

(2) 企業局事業の見直し

企業局事業の見直しを進め、次の取組を推進した。

#### ① 工業用水道事業

- ・ 相馬工業用水道について、新たな供給契約（24年6月～増量）を締結
- ・ 老朽化及び耐震化対策のため、中長期計画に基づき改築事業等を実施

#### ② 地域開発事業

- ・ ビジネスパーク1件、ライフパーク5区画を分譲
- ・ 新白河B工区に進出する三菱ガス化学株式会社との売買契約を締結  
（田村西部地区の分譲率79.3%、工業の森・新白河C工区80.7%、ビジネスパーク41.6%、ライフパーク46.1%）

#### (3) 県立病院事業の見直し

「県立病院改革プラン」等に基づき、次の取組を推進した。

##### 《取組内容》

#### ① 県立病院改革プランの実施

公立病院の抜本的な改革を求める国のガイドラインに対応して平成21年5月に策定した「県立病院改革プラン」に基づき、病院の在り方に関する改革や各病院の行動計画に従って、良質な医療の提供及び病院経営の健全化に向けた取組を進めた。

#### ② 会津医療センター整備の取組

県立医科大学附属病院化に伴う病院機能、運営・医療情報システム、医療機器等の検討を行うとともに、整備工事を進めた。

## 4 入札等制度改革

平成18年12月に策定した「入札等制度改革に係る基本方針」に基づき、平成23年度においても、継続して透明性・競争性・公正性と品質の確保に十分留意した入札等制度の構築に取り組んだ。

具体的には、過去の入札結果を踏まえ、より適切に評価するために総合評価方式における評価項目等の一部を11月に変更するとともに、元請・下請関係適正化対策の一環として下請状況実地調査を2月と3月に行った。

また、東日本大震災における災害復旧工事等、緊急を要する工事等については随意契約により速やかに対応すること、及び特殊又は難易度の高い工事等を除き、基本的に地元企業・県内企業に発注することを対応方針として確認し、工事の発注件数が増加してきた年度後半には入札不調の件数も増加してきたため、現場代理人の常駐義務の緩和や、より詳細な発注見通しの公表など、入札不調対策に取り組んだ。

## 5 地方分権の推進

地方分権については、国の関与を縮小し、地方の自由度と裁量権の拡大を図ることにより、「自らの地域は自らの手でつくる」という住民の意向を尊重した自治を実現していくことが本来の目的であるが、義務付け・枠付けの見直しや地方への税財源の移譲が十分に進んでいないなど、大きな課題を残したままとなっている。

このため、本県では「住民が主役であることが実感できる地域社会の実現」を目指し、オーダーメイド権限移譲などに取り組んできたところであり、事務処理特例条例により県から市町村へ移譲した事務権限数は、平成24年4月1日現在で1,557事務となっている。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による義務付け等の見直しに対応するため、条例委任事項となった認定こども園法など4法律の施設等設置管理基準について、条例の制定等により関係規定を整備した。

## 6 情報公開制度及び個人情報保護制度の実施

県民の県政に対する理解と信頼を深め、開かれた県政を一層推進するため、情報公開制度の適正な運用に努めた。

平成23年度の開示請求に対する決定等件数は8,425件となり、平成22年度に比べ約4,000件ほど減少した。平成23年度の決定等の状況の内訳は、次のとおりとなっている。

決定等の状況	開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ	却下	合計
件数	4,303	2,232	12	1,765	113	0	8,425

また、個人情報の保護を一層推進するため、個人情報保護制度の適正な運用に努めた。

平成23年度の自己情報開示請求に対する決定等件数は、文書による開示請求93件、試験の結果等の口頭による開示請求8,801件で合計8,894件となり、文書による開示請求の決定等の状況の内訳は、次のとおりとなっている。

決定等の状況	開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ	却下	合計
件数	52	33	0	8	0	0	93

なお、自己情報訂正請求は1件あり、不訂正となった。

## 7 私立学校の振興

私立学校の教育条件の維持・向上及び経営基盤の安定並びに私立学校に学ぶ生徒等の父母の経済的負担の軽減を図るため、私立学校運営費補助を始め、私立高等学校等就学支援金の交付、私立高等学校等就学支援事業、私立幼稚園子育て支援推進事業等の実施に要する経費及び東日本大震災等に対応するため、被災児童生徒就学支援事業、私立学校設備整備事業（災害復旧）、放射線量の低減化支援事業、被災私立学校復興支援事業等の実施に要する経費として、123億8,151万6千円の補助金を学校法人等に交付し、私立学校の振興を図った。

また、(社)福島県私学振興基金協会に対して、私立高等学校等の施設整備及び東日本大震災等に対応するための資金貸付原資として総額2億8,962万8千円の貸付を行い、私立学校の教育条件の整備を図った。

## 8 公立大学法人の運営支援

公立大学法人福島県立医科大学及び同会津大学が、自主性・自律性を高め、自らの権限と責任において優れた教育や研究及び地域貢献などを的確に行っていくために必要な経費として、福島県立医科大学に対し76億4,976万3千円、会津大学に対し33億783万7千円の運営費交付金を交付するなど、公立大学法人の運営を支援した。

また、両法人が実施した大学等の施設整備及び東日本大震災等に対応した災害復旧事業等に対して、総額6億4,224万7千円の補助を行い、大学の教育条件の整備を図った。

さらに、第1期中期目標期間が平成23年度で終了することから、東日本大震災等の復興支援に関する目標を盛り込んだ第2期中期目標を定め、両法人へ指示した。

## 9 県庁舎及び合同庁舎の耐震対策

県庁舎及び合同庁舎の耐震対策を進めるため、県庁本庁舎については、平成23年11月に業務委託契約を締結し、基本計画・実施計画の策定に着手した。

また、合同庁舎では白河合同庁舎について、平成24年3月に工事請負契約を締結し、耐震改修工事に着手した。

## 10 市町村の振興

### (1) 市町村の広域連携に対する取組支援

人口減少・超高齢社会の本格的な到来の中で、市町村が地域のニーズに応じた行政サービスの提供や活力ある地域づくりを行えるよう、市

町村の主体的な広域連携を支援することとした。

こうした中、奥会津五町村（只見町、柳津町、三島町、金山町、昭和村）において、平成22年4月1日に「奥会津振興センター」が開所されたことに伴い、同年5月より県職員1名を駐在させるとともに、運営に必要な経費として600千円の交付金を交付した。

(2) 福島県市町村振興基金の貸付け

平成23年度においては、東日本大震災等からの復旧復興を支援するため「復旧復興事業枠」を新設するとともに、下記のとおり貸付けを行い、また、期中の運用益8,818万7千円を積み立て、特例措置による1億5,292万4千円を取り崩した結果、年度末の基金総額は188億9,966万6千円となった。

なお、当該基金の貸付けは、地方債の借換えを除き償還期限が10年以内又は15年以内であり、かつ、低利又は無利子により行っており、関係市町村等の財政負担の平準化と軽減に寄与している。

区分	団体数	貸付額
公共施設等整備事業枠	4	173,800千円
一般事業	1	13,300
特別事業	3	160,500
準過疎地域振興事業	0	0
復旧復興事業枠	1	90,000千円
復旧復興事業	1	90,000
財政健全化事業枠	0	0千円
公債費負担軽減事業	0	0
公社等経営健全化事業	0	0
計	延べ5	263,800千円

(3) 福島県原子力発電所立地地域振興基金の貸付け

平成23年度においては、下記のとおり貸付けを行い、新たに1,583万9千円を積み立てるとともに、期中の運用益832万4千円を加える一方、

核燃料税交付金特別枠として43億3,610万円を取り崩して立地及び周辺市町村に交付した結果、年度末の基金総額は20億4,312万1千円となった。

なお、当該基金の貸付けは、償還期限が15年以内であり、かつ、低利又は無利子により行っており、関係市町村等の財政負担の平準化と軽減に寄与している。

区 分	団体数	貸 付 額
特 別 資 金	1	27,900 千円
普 通 資 金	1	2,000 千円
計	延べ2	29,900 千円

(4) 福島県市町村復興支援交付金の創設

東日本大震災からの復興に向けて、地域の実情に応じたきめ細かな対応ができるよう、新たに福島県市町村復興支援交付金を創設し、全市町村に対し被災の状況等に応じて総額285億円を交付した。

市町村では、基金を造成し住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持などを図るための事業に交付金を活用することとしている。

## IV 企 画 調 整 部

### 1 総説

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波、余震及び東京電力福島第一原子力発電所の事故は未曾有の被害を本県にもたらした。

このようなか中、東日本大震災等からの一日も早い復興を進めるため、「福島県復興ビジョン」、「福島県復興計画」を策定するなど、福島県の復興を始めとした総合的な企画の立案及び調整を積極的に推進した。

### 2 福島県復興ビジョン・復興計画の策定

東日本大震災や原子力災害から本県の復興・再生を図るため、基本的な理念と主要な施策を復興ビジョンとして取りまとめるとともに、復興ビジョンを踏まえて具体的取組や主要事業を示す復興計画を策定した。

また、復興ビジョンに掲げた基本理念との整合を図るため、総合計画の一部見直しを行った。

### 3 総合的・広域的な課題への対応

地域が抱える課題の解決を支援するため、大学等の知を活用して、市町村等を対象に相談・コーディネートを実施した。

また、磐梯山周辺の観光振興を始め、自然保護への理解や環境教育の推進など、様々な面での持続的な発展のため、磐梯山地域の日本ジオパーク認定を目指す取組を支援し、その結果、平成23年9月に東北で初めて日本ジオパークに認定された。今後は、世界ジオパーク認定を目指す取組に対して支援する。

### 4 土地利用対策及び総合的な水管理の推進

#### (1) 土地利用対策の推進

県土の適正かつ合理的な土地利用を推進するため、東日本大震災や原子力災害などの影響を踏まえ、県国土利用計画及び県土地利用基本計画の見直しのために総合計画審議会に部会を設置するとともに、土地利用基本計画等の適切な管理、土地売買等の届出に係る利用目的審査及び地価調査を行うなど、総合的な土地利用対策を実施した。

#### (2) 総合的な水管理の推進



本県の豊かな水環境を保全し、健全な水循環を将来に引き継いでいくため、平成18年度に策定した「うつくしま『水との共生』プラン」の推進に向けて、「出前講座」の実施や「水環境活動団体交流会」等への助言・参加により、水に関する活動団体等の取組や連携を支援した。

また、「福島県水資源総合計画（うつくしま水プラン）」の進行管理を行った。

## 5 過疎・中山間地域など地域振興対策の推進

### (1) うつくしまグリーンプロジェクトの実施

保育所の園庭のポット苗方式（鳥取方式）による芝生化の取組を支援することにより、子ども達の生活環境の整備、体力向上及び地域コミュニティの活性化を図った。

#### ア 芝生化事業

芝生化に要する経費補助及び専門家によるアドバイス

(ア) 補助団体数 1 団体（保育所）

(イ) 補助金額 400 千円

#### イ 芝生化フォローアップ事業

芝生化実施団体における「親子サッカー教室」の開催

(ア) 実施団体数 1 団体

(イ) 委託先 財福島県サッカー協会

### (2) 過疎・中山間地域振興対策の推進

過疎地域自立促進特別措置法に基づき市町村が策定した「過疎地域自立促進市町村計画」の変更に対して助言・指導を行うとともに、「福島県過疎・中山間地域振興条例」に基づき、本庁に過疎・中山間地域経営戦略本部会議、各地方振興局単位に地方会議を設置し、全庁的な推進体制により所管する事業の推進を図った。

また、人口減少と少子高齢化が進む中、震災や原発事故の影響を受けるなど厳しい状況にある集落を支援するため、「頑張る集落応援事業」を実施した。

ア 大学生の力を活用した集落活性化事業

7 集落で実施、県民討論会 1 回開催

イ 頑張る集落青空市場支援事業

青空市場 1 回開催（東京都築地場外市場）、5 集落参加、出展した農産物全て完売

（売上金 48 千円）

(3) 地域づくり総合支援事業の実施

住民が主役の個性と魅力ある地域づくりの推進を図るため、民間団体や市町村等が行う広域的又は先駆的な事業や過疎・中山間地域の集落再生のための取組を支援するとともに、過疎・中山間地域の振興を図るため、各地方振興局を中心に最先機関が各地域の状況に応じて事業を企画・連携して実施した。平成23年度からは震災復興関連事業についても補助対象とした。

また、NPO法人やボランティア団体などの地域協働団体等と県・市町村が行う地域課題解決を図ることを目的とした先駆的な協働モデル事業に対して補助金を交付した。

- ア サポート事業 226件採択（一般枠182件（うち復興関連事業164件）、過疎・中山間地域集落等活性化枠44件）
- イ 過疎・中山間地域連携事業 14事業実施
- ウ 地域協働モデル支援事業 13件採択（一般枠1件、地域団体等支援重点化枠3件、震災対応案件9件）

(4) 広域的な地域づくりの促進

ア 阿武隈地域振興事業の実施

平成16年7月に策定した「阿武隈地域振興プラン21」に基づき、市町村間の有機的な連携による広域的な地域づくりの促進を図るため、情報誌の作成・配布、「がんばろうふくしま！大交流フェア」への出展、ホームページによる阿武隈地域の情報発信などを実施した。

イ 新編「歳時記の郷・奥会津」活性化事業の実施

過疎化・高齢化が進行している只見川電源流域の振興を図るため、関係7町村で構成する只見川電源流域振興協議会が行う地域産業確立事業、奥会津地域人材育成事業、地域連携・暮らし向上事業及び各町村が行う歳時記の郷基盤整備事業（只見町青少年旅行村いこいの森整備、柳津町山村公園水道整備など7事業）に対し、補助金を交付した。

ウ FIT構想の推進

FIT構想に基づき、広域観光交流や交流・二地域居住などの主要プロジェクトを推進するため、首都圏におけるFIT地域のPRイベント（まるとFITフェア）を開催し約2.5万人の来場者があった。また、プロジェクトの推進事業に対して2件助成を行ったほか、交流・二地域居住セミナーの開催やFIT構想推進協議会のホームページのコンテンツ充実を図った。

(5) 電源地域の振興促進

原子力災害等からの復興を図るとともに、公共施設整備などの住民の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的とした事業を実施するため、市町村に対し福島県市町村電源立地地域対策交付金を交付した。

また、耐震改修などの施設整備や、警戒区域の指定に伴い実施が困難となった一部地域に係る原子力立地給付金について、それぞれ基金造

成事業を実施した。

#### (6) 電源地域振興のための総合的施策の確立

電源地域の総合的かつ将来にわたる振興を図るため、国及び関係機関に対して、原子力発電所立地地域の早期の復旧・復興と廃炉後において地域の自立的発展を図られる新たな交付金制度の創設を求め要望活動を実施した。また、電源地域の広域的かつ将来的にわたる振興を図るため設立された財団法人福島県電源地域振興財団が行う電源地域振興事業に対して補助を行った。

#### (7) 石油貯蔵施設周辺の地域整備

石油貯蔵施設周辺地域の住民福祉の向上を図るため、9市町村に対し石油貯蔵施設立地対策等交付金を交付し、公共用施設等の整備を促進した。

### 6 再生可能エネルギーの導入・普及促進

市町村が行う住宅用太陽光発電等の再生可能エネルギー設備導入補助事業や、NPO等の民間団体による再生可能エネルギー普及啓発及び太陽光発電設備導入への支援を実施し普及啓発に努めた結果、原油換算による再生可能エネルギー導入量（一次エネルギー供給換算）は1,968,824klとなった。

また、東日本震災以降、再生可能エネルギーを取り巻く環境は変化し、「福島県復興計画」において、「再生可能エネルギーの飛躍的な推進による新たな社会づくり」を本県復興に向けた主要施策の一つに位置づけた。これらを背景に、外部有識者による提言等を踏まえ、平成24年3月に「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」を改訂した。同ビジョンでは、2040年頃までに県内のエネルギー需要の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指すとした目標を設定した。

### 7 福島復興再生特別措置法など復興に向けた取組

#### (1) 福島復興再生特別措置法関係

原子力災害によって、県勢全般の基礎条件が著しい地盤沈下を被る事態に直面するとともに、原子力災害対策特別措置法など現行の法制度では、地域の自立的再生に不可欠な基礎条件の回復など活力あふれる福島のためには不十分であることから、地域再生のための特別法の制定を、知事を筆頭に、東日本震災復興構想会議などあらゆる機会を通じて国に要請してきた。

また、本県の主張を踏まえた国の復興構想会議の提言を受け、国の基本方針に盛り込まれた、国、県、地元首長等をメンバーとする「原子力災害からの福島復興再生協議会」が設置され、地域再生のための特別法についての議論を重ねてきた。

結果、平成 24 年 2 月 10 日に「福島復興再生特別措置法」が閣議決定され、3 月 8 日に衆議院を通過し、3 月 30 日には参議院で可決・成立し、翌日施行された。

この特措法は、目的に「原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任」が盛り込まれたほか、県民生活から健康、産業、雇用まで幅広い分野にわたる恒久的な法律として成立した。

## (2) 復興特区関係

東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、平成 23 年 12 月 14 日に、規制・手続の特例や税制、財政、金融上の特例措置が盛り込まれた東日本大震災復興特別区域法が施行された。この法律に基づき復興特区制度の活用による円滑かつ迅速な復興を図るため、市町村に対する説明会の開催など、以下の取組を実施した。

- |   |                     |                                     |                        |
|---|---------------------|-------------------------------------|------------------------|
| ア | 復興特区制度市町村説明会の開催     | H24. 2. 7                           | 参加者数：100 名             |
| イ | 第 1 回復興交付金事業計画の提出   | 採択市町村数：11 市町村（うち県と共同 6 市町、単独 5 市町村） |                        |
| ウ | 福島県東日本大震災復興交付金基金の設置 | H24. 3. 9                           | 1,995,570 千円（第 1 回計画分） |

## 8 ふくしま情報化推進計画の推進

### (1) 電子県庁の推進

電子県庁の実現による県民の利便性向上と行政事務の効率化を図るため、ネットワークシステム、インターネットシステム及びグループウェアで構成される「福島県情報通信ネットワークシステム」並びに電子申請・届出システムである「ふくしま県市町村共同電子申請システム」の安定・安全稼働に努めるとともに、東日本大震災や原子力発電所事故に伴う流失及び使用困難となった機器の補充、執務室変更等の対応を行った。

### (2) 情報通信基盤の整備

過疎・中山間地域等における情報通信格差の是正を図るため、「携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業」を 7 町村 13 地区（前年度からの繰越分を含む）で実施した。

また、光ファイバ通信基盤の整備については、「光ファイバ通信基盤整備促進事業」を 2 市で実施し、超高速ブロードバンドが利用できる光ファイバネットワークを整備した。

さらに、地上デジタルテレビ放送への円滑な移行を実現するためのテレビ受信環境の整備を支援するため、「地上デジタル放送共聴施設整備支援事業」を 8 市町村 25 地区（前年度からの繰越分を含む）で実施した。

## 9 統計調査事業の推進

全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにすることを目的とした「平成24年経済センサス一活動調査」を始め、諸統計調査の円滑な実施に努めた。

また、県民に適時適切に統計情報を提供するため、県ホームページにおける統計情報の総合窓口である「ふくしま統計情報BOX」の統計データの更新・充実等に努めた。

さらに、「県勢要覧」や「一目でわかる福島県の指標」の作成、統計グラフコンクールの実施などにより統計的に見た本県の特徴や統計に対する理解の促進に努めた。

## 10 新“うつくしま、ふくしま。”県民運動の推進

### (1) 県民参画の県づくりの推進

県民、町内会等の住民自治組織、NPO等の市民活動団体、学校、企業、行政等の多様な主体が連携し、「地域コミュニティの再生」を基盤に、「安心・安全な地域づくり」、「子育てしやすい環境づくり」、「環境問題への対応」の3つの重点テーマに取り組むことを通して、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会の形成を図る、新“うつくしま、ふくしま。”県民運動「100年後も… いきいき ふくしま うつくしま」を推進するとともに、県民活動の促進を図り多様な主体の参加と連携による活力ある地域づくりを推進した。

### ア 「いきいき ふくしま うつくしまコミュニティ100選」事業

地域コミュニティの維持等のため、先導的な活動を行う町内会・行政区等、地域づくり団体、特定非営利活動法人、ボランティア団体等91団体を紹介した。

### (2) 民間非営利団体の活動促進

NPO法人に係る各種認証や指導等を行うとともに、ボランティアやNPOの活動基盤の強化を支援するため、「ふくしま地域活動団体サポートセンター」を設置し、NPO、ボランティア等を対象とした寄附融資促進、情報公開、マネジメント等に関する講座の開催、情報提供や各種相談対応等を行った。

## 11 文化・スポーツの振興と生涯学習の推進

### (1) 文化の振興

ア うつくしま文化元気ルネサンス事業

文化活動の成果発表及び鑑賞の場を提供し、県民総参加による文化の振興を行った。

(ア) オータムキャンペーン

10月～12月に県内の文化事業を集中的に広報した。

(イ) ふくしま文化の光フェスティバル

県内の文化活動や伝統文化など、優れた文化芸術を集めて鑑賞するイベントを開催した。

イ 声楽アンサンブルコンテスト全国大会の開催

全国から声楽アンサンブルグループの参加を募り、「第5回声楽アンサンブルコンテスト全国大会」を開催した。

(2) 生涯学習の推進

ア 県民カレッジの推進

県内の様々な機関・団体が連携して、それぞれが提供する学習機会を体系化した総合的な学習サービス提供システム「県民カレッジ（ふくしま学習空間・夢まなびと）」を推進し、県民の学習活動を支援した。

(ア) 生涯学習情報提供システムの整備・運営 アクセス状況 107,158件

(イ) 主催講座の開催 県民カレッジ人づくりセミナーの開催 受講者数：60名

イ 夢わくわく「学ぶんジャー」プロジェクトの推進

ふくしまらしい学び「共生・協学」の理念が受け継がれるよう、学びの場及び成果発表の場を提供し、生涯学習活動の振興を図ったほか、県内にある様々な映像をデジタルアーカイブ化し、映像文化の振興を図った。

(ア) 福島子どものみらい映画祭の開催 参加者数：480名

(イ) 福島の映像文化アーカイブ事業の実施 昭和の映像を活用した映画の制作「福島8mmキネマ劇場」

(ウ) ふくしま子育ての知恵発信事業の実施（安心子ども基金事業）

コンテンツの制作 追加した分野「子どもを守る」 追加コンテンツ数：30本

ウ 将来にわたる文化の担い手の育成

福島に育つ青少年は、将来にわたって豊かな文化を築く担い手としても期待される存在であることから、多彩な文化に接する機会を拡充し、積極的、主体的に文化活動を行うことができよう環境整備を図り、青少年の文化活動を促進した。

(ア) ふくしま文化少年倶楽部（詩の寺子屋）の開催 冬講座参加者数：20名

エ 東日本大震災の記録保存活用

東日本大震災は、地震、津波、原子力災害、風評被害と日本がこれまで経験したことのない複合災害であり、これらかつてない体験、記録、記憶、教訓を次世代に継承することが必要であることから、資料の収集及び保存等を行った。

(ア) 資料の収集、保存、保管の推進 体験等の証言の映像収録：107件 写真・動画等：約5,000点

(3) スポーツの振興

ア スポーツを楽しむ環境の整備

県民の誰もが、いつでも、いつまでもスポーツに楽しむことのできる生涯スポーツ社会の実現のために、各種の事業の実施と指導者の育成・確保に努めた。

(ア) 福島スポーツフェスタ 2011 の開催	参加者数	3,042名
(イ) 財団法人福島県スポーツ振興基金助成事業		52件
(ウ) スポーツ指導者研修	13事業	1,253名

イ 優秀な選手の育成と競技力の向上

「スポーツに強いふくしま」を確立させるため、競技団体が行う強化合宿や中学・高校の運動部への支援のほか、競技指導者のスキルアップと競技団体のガバナンス力の強化を図るなどにより、競技力の維持・向上に努めた。

(ア) 一般強化合宿事業	41競技
(イ) 中学・高等学校運動部指定事業	25校30運動部
(ウ) ふくしまトップアスリート支援事業	18競技
(エ) ジュニアアスリート育成事業	5競技
(オ) ゴールデンアスリート支援（遠征費補助）事業	23校31運動部
(カ) ゴールデンアスリート支援（競技用具整備費補助）事業	20競技
(キ) 全国強豪チームとの交流事業	7競技
(ク) 競技指導者スキルアップセミナー	2回開催
(ケ) 競技団体のガバナンス強化セミナー	1回開催
(コ) 県総合体育大会（東北総合体育大会、国民体育大会の選手選考会を兼ねる）の開催	8,161名
(サ) 東北総合体育大会への選手団派遣	743名
(シ) 国民体育大会への選手団派遣 本大会 446名、冬季スケート大会 49名、冬季スキー大会 54名	

ウ 「陸上王国福島」に向けた取組

駅伝や福島大学の陸上競技など本県が誇れるスポーツ財産をさらに大きく伸ばすため、中学・高校生を対象としてトップアスリートによる練習会を行い、ジュニア層の強化と競技者のすそ野の拡大を図った。

(ア) 指導者育成事業「川本塾」

講習会9回開催 受講者23名

(イ) 地区別指導事業

講習会3回開催

(ウ) トップアスリートによる指導会

3回開催



# V 生 活 環 境 部

## 1 総説

平成 23 年度においては、全庁的に最優先に解決しなければならぬ課題である「東日本大震災を始めたとする災害からの復旧・復興」に総力を挙げて取り組むとともに、「県民生活の安定・向上」を図るための各種施策を着実に実施した。

## 2 東日本大震災を始めとする災害からの復旧・復興

### (1) 災害対策本部の設置

ア 平成 23 年 3 月 11 日(金) 14：46 に発災した東日本大震災に伴い、同日・同時刻付けで全庁体制による県災害対策本部を設置した。設置当初の体制は以下のとおり。

班・チーム名	担 当 業 務
総括班	応急災害対策の基本方針の策定、災害対策本部員会議の運営、国及び他都道府県との調整等。
情報収集班	被災市町村、県警、消防機関、その他関係機関からの被害情報収集及び提供等。
通信班	防災行政無線の管理、気象情報等の收受及び通報等。
広報班	災害に関する広報、防災関係機関への情報提供、報道機関の対応等。
渉外班	政府及び国会に関する対応、激甚災害法に係る各部の調整等。
活動支援班	災害対策本部の庶務等。
救援班	応急救助の実施、避難所の開設・運営、医療及び医薬品の確保等。
物資班	応急救助の実施、食品・生活必需品の確保、義捐金（物資）及び支援物資の受入及び配分等。
住民避難・安全班	市町村が行う住民避難の支援、避難路・緊急輸送路等の確保等。
原子力班	原子力発電所に関する情報の収集、市町村や関係機関との連絡調整、放射線モニタリングの実施及び情報提供等。

イ 平成 23 年 6 月 1 日付けで、災害対策本部内に以下の班（チーム）が創設された。

班・チーム名	担 当 業 務
救援班県民健康管理チーム	原子力災害の影響に係る県民の健康管理。
住民避難・安全班一時帰宅支援チーム	避難住民の一時帰宅支援。
原子力班総合調整チーム	原子力班内の総合調整。
原子力班ロードマップチーム	福島第一原子力発電所の事故収束に向けた工程の管理。
原子力班モニタリングチーム	放射線量の測定、結果の取りまとめ等。
原子力班分析チーム	空間線量率の測定及び環境資料の分析。
原子力班環境回復チーム	福島第一原子力発電所の事故により汚染された地域の環境回復。

ウ 平成 23 年 11 月 1 日付けで、災害対策本部内に以下の班（チーム）が創設された。

班・チーム名	担 当 業 務
活動支援班住民帰還支援チーム	避難住民の帰還支援。
環境回復班除染対策チーム	除染対策。
環境回復班住民理解促進チーム	除染に係る住民理解の促進。
環境回復班除去土壌対策チーム	土壌汚染対策。
環境回復班災害廃棄物対策チーム	災害廃棄物対策。
環境回復班指定廃棄物対策チーム	放射線により汚染された廃棄物の対策。

エ 平成 24 年 1 月 5 日付けで、災害対策本部内に以下の班（チーム）が創設された。

班・チーム名	担 当 業 務
原子力被災市町村支援班	原子力災害により被災した市町村の支援。

オ 業務内容が応急対応から恒久対応に変化した業務に関して、新組織を創設し対応に当たっている。

設置年月日	新組織名	旧組織名	担当業務
H23. 9. 1	原子力損害対策課	総括班企画調整チーム	原子力損害賠償紛争審査会に関すること。
H23. 9. 1	原子力賠償支援課	総括班企画調整チーム	原子力損害賠償に係る各団体・市町村支援。
H23. 9. 1	健康管理調査室	救援班県民健康管理チーム	原子力災害の影響に係る県民の健康管理。
H23.10.13	除染対策課	原子力班環境回復チーム	除染対策の推進、除染技術の評価・研究。
H24. 4. 1	避難地域復興課	原子力被災市町村支援班	警戒区域等の市町村の帰還・復興。
H24. 4. 1	避難者支援課	総括班生活再建支援チーム	避難者支援、災害救助法に基づく費用の支弁等。

(2) 原子力発電所の安全確保

「福島第一原子力発電所 1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」の進捗状況について、東京電力に対し定期的に報告を求めるとともに、必要に応じて現地調査を実施した。

ア 現地調査の実施

福島第一原子力発電所に6回、福島第二原子力発電所に2回の現地調査を実施し、結果を県ホームページ等で公表した。

イ 会議の開催

福島県原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議や原子力事故対応関係市町村会議の開催により、国や関係市町村との情報共有を図った。

ウ 安全管理の徹底に関する国及び東京電力への申し入れ

福島第一原子力発電所について、キセノン検出に関する迅速で分かりやすい情報提供や漏えい水の海洋への流出防止の徹底等の申し入れを行った。

(3) 全県におけるモニタリングの実施

県内各地域の様々な分野において環境放射能モニタリングを行うとともに、測定結果をホームページ等を通して公表し、県民に周知した。

ア 空間線量率のモニタリング

県内全域で定点測定を実施するとともに、学校・児童福祉施設、公共施設等において、随時測定を実施した。また、比較的高い線量が確認された地域については、自動車走行サーベイや世帯毎の調査により、詳細な線量把握に努めた。

#### イ 放射性核種分析

ゲルマニウム半導体検出器により、大気、陸水、土壌等に含まれる放射性物質の核種分析を行った。

#### ウ 測定結果の公表

測定結果は、県のホームページ上の「福島県環境放射能測定マップ」に表示するなど、県民に対する迅速かつ分かりやすい公表に努めた。

#### エ 放射線に関する相談窓口での対応

モニタリング結果など放射線に関する県民からの質問に対応した。

#### (4) 除染の推進

##### ア 市町村除染対策の推進

(ア) 県民の安全を確保するため、「除染に関する緊急実施基本方針」に基づき策定された除染計画により各市町村が実施する除染事業に要する経費を交付するなど、除染の推進を図った。

(イ) 県内の町内会等が行う通学路等の除染活動を支援するため、線量低減化活動支援事業により市町村経由で補助金を交付した。

##### イ 除染推進体制の整備

(ア) 福島市内において面的除染モデル事業を実施し、除染の効果的・効率的な手法の検証と放射線量低減効果の確認を行うとともに、市町村が大規模な面的除染を進める際の手引書を作成した。

(イ) 除染技術実証事業を実施して広く除染技術を公募し、県が技術の評価を実施することにより、除染の効果的・効率的な方法の普及を図った。

(ウ) 除染事業や仮置場設置に係る住民理解の促進のため、一般県民向けに安全・安心フォーラムを実施したほか、環境省と共同で除染情報プラザを設置した。

(エ) 除染事業者の育成のため、除染業務講習会を実施した。

##### ウ 環境創造戦略拠点の整備

放射性物質による環境汚染からの回復と地域の再生・創造を戦略的に展開するための各種機能を備えた拠点施設の整備に係る基本構想を策定するため、環境創造戦略拠点基本構想検討委員会を設置した。

#### (5) 災害廃棄物の適正な処理

##### ア 災害廃棄物の適正な処理と関係補助金申請事務等の支援

国・市町村・一部事務組合と連携し、災害廃棄物の適正な保管及び処理の促進を図るとともに、東日本大震災等に係る災害廃棄物処理事

業及び施設の災害復旧事業に関する補助金の申請事務等を支援した。

イ 災害廃棄物処理基金事業

東日本大震災に係る災害廃棄物処理を行う市町村を支援するための基金を積み立てるとともに、基金から災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行う市町村に対し経費の一部を補助した。(災害廃棄物処理事業費補助金(国庫)の上乗せ補助)

補助先 31 市町村(特定被災市町村)

(6) 避難者支援

ア 生活再建支援

災害救助法及び被災者生活再建支援法を全県に適用し、応急仮設住宅の建設、民間借上住宅の提供、住宅の応急修理、エアコンなどの附帯設備の整備や家電・暖房機器の配布、被災住宅の再建支援等を実施した。

また、災害で負傷した方や住宅・家財の被害に遭われた方の生活再建のため、災害援護資金の貸付を実施した。

ア) 応急仮設住宅の建設棟数	16,472 戸	(H24.3.31 現在)
イ) 県内民間借上住宅の数	25,555 戸	(H24.3.31 現在)
ウ) 住宅の応急修理の工事完了件数	14,135 件	(H24.3.31 現在)
エ) 民間借上住宅エアコン等附帯設備設置件数	7,138 件	(H24.3.31 現在)
オ) 応急仮設住宅における暖房器具の設置世帯数	13,595 世帯	(H24.3.31 現在)
カ) 日赤による家電の配布世帯数	61,580 世帯	(H24.3.31 現在)
キ) 被災者生活再建支援金支給人数	29,288 人	(H24.3.31 現在)
ク) 災害援護資金貸付人数	1,967 人	(H24.3.31 現在)

イ 情報提供紙 被災された皆さまへ「福島県からのお知らせ」の発行

ア) 直近の発行：「第 36 報」(平成 24 年 3 月 21 日) 83,400 部

イ) 配布先：県内各避難所、県内仮設住宅入居者(借り上げ含む)、県外避難者、県内各市町村

ウ) 経過：平成 23 年 8 月までは避難所への掲示、6 日おきに発行

平成 23 年 10 月からは月 2 回発行(うち 1 回は、戸別配布)、平成 24 年 1 月からは月 1 回発行

ウ 仮設住宅等入居者支援連絡調整会議の設置及び運営

関係部局等の連携の下、東日本大震災を受けて建設された仮設住宅や民間借り上げ住宅等の入居者にかかる課題を把握し、解決を図るこ

とにより、入居者の生活の安定化に資することを目的として、各種の連絡及び調整を行った。

(ア) 平成 23 年 9 月 8 日に設置し、平成 23 年度は 3 回開催。

(イ) 関係部局の支援事業を一覧にまとめた「福島県仮設住宅等入居者支援事業一覧」を作成し市町村に配付するとともに、ホームページで公表した。

## エ 県外避難者への支援

(ア) 近隣県等への職員派遣

避難者の多い近隣各県に職員を派遣し、避難者受入自治体等との連絡調整や避難者からの相談対応などを実施した。

派遣人員：14 都県 36 人

(イ) 住宅等の提供

県外避難者に対し、避難者受入自治体等の協力を得て住宅等を提供した。

公営住宅等：18,120 人、民間賃貸住宅：31,405 人 その他（施設、親族宅等）：13,175 人（平成 24 年 3 月 22 日現在）

(ウ) 情報の提供

避難者に対し、各種情報媒体を活用し、ふるさと福島の情報を提供した。

A 地元紙（福島民報、福島民友）の送付

送付先等：県外の避難所や図書館、公民館、避難者サポート施設等

17 都道府県、828 か所、2,150 部、週 3 回発送

B 県外避難者支援ブログ

平成 23 年 7 月～平成 24 年 3 月 累計約 206,000 アクセス

(エ) 暮らしサポート通信事業（経済産業省）

避難指示区域等 13 市町村の県外避難者に対し、月 1～2 回ダイレクトメール（国・県（福島県からのお知らせ等）・市町村情報）を発送

(オ) 交流の場の提供等

A 生活サポート拠点の設置・運営（受入自治体等）

受入自治体や受入先の民間団体等が避難者の生活支援や見守り支援、交流の場の提供等を実施。近隣都道県に 82 か所設置。

B 暮らしサポートミーティング事業（経済産業省）

全国各地で巡回相談会を開催（平成 23 年 12 月～平成 24 年 3 月、29 都道府県、46 回開催 参加者 502 名）

(7) 原子力損害対策

ア 原子力損害対策推進事業

原子力発電所事故により被った損害の実態に見合った被害の迅速、十分な賠償がなされるよう、福島県原子力損害対策協議会の運営、要望活動、関係省庁・機関との連絡、調整等を行った。

(ア) 福島県原子力損害対策協議会運営（全体会議 2 回、代表者会議 2 回、総決起大会 1 回、公開質問 1 回）

(イ) 原子力損害賠償紛争審査会への対応（26 回対応）

(ウ) 福島県原子力損害対策協議会による国等への要望活動の実施（8 回実施）

イ 原子力賠償被害者支援事業

原子力災害により被害を受けている、個人、個人事業主及び法人を対象として、被害者が抱える問題を解消し、円滑な賠償請求、支払の実現へつなげるための支援を行った。

(ア) 法律等相談事業（相談件数 13,511 件、うち弁護士対応 71 回、件数 297 件）

(イ) 巡回法律相談事業（7 方部、実施回数 94 回、相談件数 414 件）

(ウ) 原子力損害賠償紛争解決センターへの申立支援事業（支援件数 1 件、大熊町住民の精神的損害に関する申立）

(8) 第三セクター鉄道及び J R 在来線の復旧

ア 第三セクター鉄道の復旧

東日本大震災により大きな被害を受けた第三セクター鉄道施設の施設・設備の復旧のための補助金を交付した。

(ア) 阿武隈急行災害復旧事業費補助金

イ J R 在来線の復旧

東日本大震災や平成 23 年 7 月新潟福島豪雨で大きな被害を受けた J R 常磐線、只見線の早期全線復旧及び国の財政支援について、国及び J R 東日本等に対して要望を行った。

3 県民生活の安定・向上

(1) 青少年の健全育成・人権尊重の推進と男女共同参画社会の形成

ア 青少年健全育成の推進

平成22年3月に策定した「ふくしま青少年育成プラン」に基づき、次代を担う青少年が、夢と希望を持って自己実現を図り、心豊かに成長できるよう、社会全体で青少年を育てていくための施策を実施した。

また、青少年健全育成条例の適正な運用に努めるとともに、青少年健全育成県民運動の推進母体である福島県青少年育成県民会議等と一体となって、青少年健全育成県民総ぐるみ運動を推進するなど、青少年の健全育成に努めた。

(ア) 青少年健全育成審議会の開催（優良書籍の推奨、有害図書類等の指定）

(イ) 社会環境調査会の開催

(ウ) 社会環境実態調査の実施及び現地指導

(エ) 青少年健全育成県民総ぐるみ運動街頭啓発活動の実施

(オ) 福島県青少年育成県民会議への助成（少年の主張大会及び青少年健全育成推進大会等の開催）

(カ) 福島県青少年会館への助成

(キ) 内閣府青年国際交流事業への協力

(ク) 青少年のインターネット安全・安心環境の整備

イ 青少年総合相談支援事業の実施

青少年が抱える様々な悩みや問題に対応する相談窓口「青少年総合相談センター」や、青少年支援のネットワークを設置し、継続的な支援に努めた。

ウ 人権尊重の推進

継続的な広報活動や各種人権啓発事業を通じて、広く県民に対し人権尊重の理念の普及と人権への理解を深めることに努めた。

(ア) 「人権への気づき」推進事業（ラッピングバス等による啓発、人権講演会等の実施）

(イ) 地域人権啓発活動活性化事業（人権啓発活動市町村委託事業・人権の花運動の実施）

エ ユニバーサルデザインの推進

だれもが安心して快適に暮らすことのできる社会を目指し、「ふくしまユニバーサルデザイン推進計画」に基づき、ふくしま型ユニバーサルデザインの実現に努めた。

(ア) ふくしま型ユニバーサルデザイン実践強化事業（小学生を対象とした学校巡回UDスゴロク体験ワークショップの実施）

(イ) ふくしま型UD実践発信事業（出前講座への講師派遣、「こおりやまUDものづくりフェア」への出展）

オ 男女共同参画社会の形成



「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」及び「ふくしま男女共同参画プラン」に基づく施策の推進と、男女共生センターを指定管理者制度の委託により管理・運営することで、男女共同参画社会の形成に努めた。

(ア) 福島県男女共同参画審議会の開催

(イ) 男女共同参画推進員の設置

(ウ) ワーク・ライフ・バランス推進事業（講演会の実施）

(エ) 男女共生センターの管理・運営（情報事業、研修事業、相談事業の実施）

(2) 国際交流の推進

平成 22 年 3 月に策定した「ふくしま国際施策推進プラン」に基づき、国際化推進のための各種事業を実施した。

ア 地球市民の育成

(ア) 語学指導等外国青年招致事業

「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」により、語学指導等を行う外国青年を受け入れ、外国語教育、国際理解教育の充実強化や地域レベルの国際交流の推進を図った。

(イ) ふくしまグローバルセミナー

環境や貧困等の地球規模の問題について理解を深め、かつ解決に向けた取組みを行う人材を育成するためのセミナーを独立行政法人国際協力機構（JICA）やNGO等と連携して開催した。

イ 多様なネットワークの構築と活用

(ア) 国際交流員設置事業

JETプログラムにより、英語圏外国青年 2 名を国際交流員として任用した。

(イ) 福島県国際交流協会支援事業

本県の国際化推進を官民一体となって体系的に展開するために設置された公益財団法人福島県国際交流協会を積極的に支援することにより、県民が一体となって国際化を推進する体制づくりを進めた。

(ウ) 自治体国際化協会海外事務所職員派遣事業

本県における国際化施策を推進するための人材育成を目的として、本県職員 1 名を財団法人自治体国際化協会ソウル事務所へ派遣した。

ウ 多文化共生社会の推進

(ア) 多言語行政サービス提供事業

中国語、タガログ語、韓国語、ポルトガル語、英語に対応できるコーディネーターや通訳員を配置し、外国出身県民に対する多言語による情報提供や相談を行うとともに、三者通話が可能な電話（トリオフォン）を設置し、電話による外国出身県民からの相談に対して通訳サービスを提供した。

エ 世界への情報発信

(ア) 国際会議等誘致推進事業

関係機関を訪問し、国際会議等の情報収集・情報交換を行うとともに、インセンティブ旅行のキーパーソンを本県に招へいし、インセンティブ旅行の効果と実施後の課題等について検証を行った。また、コンベンション施設・宿泊施設の基本情報を収集し、ホームページ上で公開した。

オ 旅券発給と渡航情報の提供

一般旅券の適正な発給に努めるとともに、インターネットなどによる海外渡航情報の提供を行った。

(3) 消費生活の安定及び向上

県民の消費生活の安定及び向上を確保するため、自立した消費者の育成、消費生活相談窓口の充実、事業者への指導の強化等、県自らの消費者行政執行体制の充実強化を図るとともに、消費者行政機能強化に向け新たな取組を行う市町村に対し財政的・技術的支援を行った。

ア 消費者行政の推進

消費者を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、消費者行政の充実・強化を図り、各施策を総合的・効果的に推進した。

(ア) 消費生活審議会を運営した。

(イ) 県ホームページ及び情報紙「ふくしまくらしの情報」等の各種媒体による消費者への情報提供を行った。

(ウ) 多重債務者問題の解決を図るため、多重債務者対策協議会の開催を始めとした各種対策を実施した。

(エ) 消費者行政活性化基金を活用し、機能強化に向け新たな取組を行う市町村に対し支援を行った。

イ 消費者教育の推進

消費者が消費生活に関し必要な知識を習得し、自主的かつ合理的に行動することを支援するため、体系的・総合的に消費者教育事業を実施した。

(ア) 学校消費者教育推進事業として、学校消費者教育推進資料を作成した。

(イ) 消費者月間の推進を図った。

- (ウ) 福島県金融広報委員会へ参画し、金融広報中央委員会の協力のもと、金融に関する消費者教育を行った。
  - (エ) 高齢者等の安全を身近で見守り、消費生活に関する啓発・助言を行う「消費生活推進員（愛称：見守りサポーター）」を養成した。高齢者向け啓発パンフレットを作成し、県内高齢者等に対して消費生活に関する知識を普及し、情報提供を行った。
  - (オ) 若年層、特に新生活を始める学生や社会人を対象とした啓発パンフレットを作成・配布し、消費者被害に関する知識の普及・情報提供を行った。
  - (カ) 食の安全・安心推進事業のため、県内一般消費者を対象に、食の安全・安心アカデミー（消費者コース）を3回開催した。
- ウ 消費者保護の推進
- 消費者利益の保護や消費者を取り巻く様々な商取引の適正化を図るため、事業者に対し関係法律等に基づく調査・指導を行った。
- (ア) 不当景品類及び不当表示防止法並びに消費生活用製品安全法に基づく検査・調査・指導を行った。
  - (イ) 不当取引専門指導員を配置し、条例・特定商取引法・割賦販売法に基づく調査・指導・行政処分等を行った。
  - (ウ) 消費者安全法に基づく消費者庁への通知により、消費者の安全確保を図った。
- エ 消費生活協同組合の育成
- 消費生活協同組合の健全な発展と適正な運営を確保するため、調査・指導及び支援を行い、経営安定に必要な資金を貸し付けするなどして、組合の健全な育成を推進した。
- オ 消費生活センターの管理・運営
- 複雑、多様化、高度化する県民からの消費生活相談に的確に対応するとともに、消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するため支援を行い、消費者の権利の擁護と利益の増進を図った。
- カ 広報・啓発の推進
- 自立した消費者の育成及び消費者トラブルの未然防止を図るため、広報・啓発活動を効果的に行なった。
- (ア) 行政機関や各種団体からの講師派遣要請に応じて職員を派遣し、高齢者向け講座や若者向け講座等対象者に合わせてきめ細かな「出前講座」を実施した。
  - (イ) テレビ・ラジオ・インターネット等により情報提供を行った。
- キ 放射能簡易分析装置整備の推進
- 食品の安全・安心を確保するため、住民に身近な公共施設等に自家消費野菜や飲用井戸水などの放射性物質を分析するため放射能簡易分析装置を配備し検査体制を整備した。

ク 生活関連物資等価格及び需給動向調査

生活関連物資等の価格及び需給の安定に資するため、価格及び需給動向について調査を行い、県民に対し情報提供を行った。

(4) 公共交通の確保と交通安全対策の推進

ア 公共交通の確保

公共交通の維持・確保を図るため、事業者に対して補助金を交付するとともに、「バス・鉄道利用促進デー」などを通じて公共交通の利便促進を図った。

(ア) 鉄道網整備対策等の推進

第三セクター鉄道・鉄道の経営安定化や地方鉄道の施設・設備の整備のための補助金を交付するとともに、国及びJR 東日本等の要望活動を行った。

(イ) 地方バス路線維持対策の推進

生活交通路線を運行するバス事業者やバス事業等に主体的に取り組む市町村に補助金を交付した。

(ウ) 運輸事業の振興

軽油引取税の一定割合相当分を、(社)福島県バス協会及び(社)福島県トラック協会に交付し、輸送力の確保、輸送サービスの向上等を図った。

イ 交通安全対策の推進

交通事故を防止するため、「思いやり 人も車も 自転車も」を年間スローガンとして、各季の運動を積極的に展開するとともに、広報・啓発活動や参加・体験型の交通安全教育を関係機関・団体と一体となって実施するなど、県民の交通安全意識を高めるための活動を行った。

(ア) 交通安全企画指導事業

(イ) 交通安全運動事業

(ウ) 高齢者交通事故防止運動推進事業

(5) 総合的な消防・防災体制の整備

ア 総合防災体制の充実強化

(ア) 気象予警報等の発表時には、所定の配備体制を敷き情報収集及び提供を行うとともに、7月の新潟・福島豪雨の対応など、地震や風水害等の応急対策を実施した。

(イ) 消防防災ヘリコプターを活用し、林野火災や山岳救助など空からの広域的かつ機動的な消防防災活動を実施した。

(ウ) 平成23年3月11日の東日本大震災の対応として、災害対策本部の中に福島県消防応援活動調整本部を設置し、緊急消防援助隊の活

動支援、連絡調整を行った。

(エ) 国民保護法及び福島県の国民の保護に関する計画に基づき、国民保護事態への対処能力向上のため、平成24年3月16日実施の安否情報システム全国一斉訓練に参加した。

(オ) 東日本大震災の対応として災害対策本部を設置していたが、その後発生した新潟・福島豪雨及び台風15号も含めて災害応急対策、被災者の生活支援を実施した。

(カ) 地震発生時に震度情報を的確に把握し、初動対応を迅速かつ的確に実施することを目的とした震度情報ネットワークシステムについては、設備の適正な維持管理に努めるとともに、東日本大震災により被災した震度計について修繕等を行った。

#### イ 消防救急無線デジタル化の推進

各消防本部が行う消防救急無線のデジタル化について、平成23年9月に基本整備全体計画を策定するとともに、国の各種助成制度等の周知や負担軽減に向けて国に要望を行うなど、円滑な計画の推進を図った。

#### ウ 消防職員・団員等の教育訓練の強化

消防職員・団員等の資質の向上や消防職員の大量退職による大量採用の時期を迎え、県消防学校における教育の拡充及び消防団員等に対する技術指導を実施した。

(ア) 消防職員に対する教育訓練

(イ) 消防団員に対する教育訓練

(ウ) 一般教育訓練

#### エ 殉職消防団員の慰霊

東日本大震災において、住民の避難誘導などの消防団活動中に殉職された消防団員の功績を讃え、その労に報いるため、消防殉職者慰霊式を共催し、知事表彰、賞じゅつ金の付与を行った。

#### オ 予防消防の充実

火災を未然に防止するため、火災予防運動や各種広報媒体等を通じて、県民の防火意識の高揚を図るとともに、女性防火クラブ等の民間防火組織の育成に努めた。

また、消防設備士試験の合格者に対する免状の交付及び消防設備士講習を実施し、安全な防火対象物を県民に提供できるよう努めるとともに、各消防機関をとおして大規模店舗や福祉施設等への防火安全対策を指導し、予防消防の推進を図った。

(ア) 火災予防運動の実施、住宅用火災警報器の普及啓発活動の実施

- (イ) 消防設備士免状交付
- (ウ) 消防設備士講習
- (エ) 民間防火組織の育成

#### カ 危険物規制の徹底

危険物規制事務の統一性及び的確性を期するため各消防本部に対する指導を行うとともに、各消防機関等と連携を保ち、消防危険物による災害の未然防止に努めた。

また、危険物取扱者試験の合格者に対する免状の交付及び作業従事者に対する危険物取扱者保安講習の実施などをおして、危険物取扱者の資質向上に努めた。

#### ア 危険物規制事務調査指導

- (イ) 危険物取扱者免状交付
- (ウ) 危険物取扱者保安講習

#### キ 救急高度化の推進

消防機関と医療機関の連携による、迅速かつ適切な傷病者の救急搬送及び受入れ体制の確立のため、消防機関の職員や医療機関の医師等を構成員とする協議会を開催し、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」について検証を行った。

#### (6) 低炭素・循環型社会への転換と良好な景観形成の推進

##### ア 地球温暖化対策

#### ア ふくしまから発信！「福島議定書」事業

学校や事業所等において、節電、節水、燃料の節減などの省エネルギーの取組を、それぞれの団体が自ら目標を定めて取り組み「福島議定書」事業を実施し、優秀な取組について表彰した。

#### (イ) エコポイントによる環境活動促進事業

県内の学校や環境保全活動団体が自主的に行う環境保全活動に対して、活動の内容に応じたポイントを付与し、ポイントを活動に使用する物品等と交換することで、活動の一層の促進を図った。

#### (ウ) 地球にやさしい事業活動支援事業

民生業務部門における温室効果ガスの排出抑制を図るため、事業所が行う省エネ改修費用の一部を助成した。

#### イ 循環型社会形成の推進

(ア) エコ・リサイクル製品普及拡大事業

廃棄物等の有効利用とリサイクル産業の育成を図るため、県内で生じた廃棄物等を利用して製造された製品を「うつくしま、エコ・リサイクル製品」として認定し、同製品の普及啓発を図った。

(イ) 地球にやさしいふくしまライフスタイル普及啓発事業

県内の小・中学生に対し「もったいない50の実践」絵画コンクールを実施し、リサイクルなど環境に配慮したライフスタイルの普及啓発活動を行った。

ウ 環境影響評価推進事業

東日本大震災からの迅速な復興と環境保全の両立の観点から、生活再建に不可欠な事業に限定して環境影響評価条例の適用除外とし簡素化した環境影響評価を実施する制度改正を行うとともに、従来事業について適切な制度運用を行った。

エ 景観形成の推進

東日本大震災からの迅速な復旧を図るため、非常災害時のため必要な応急措置であれば届出対象外として適切な制度運用を行った。また、景観法、福島県景観条例及び福島県景観計画に基づき、届出制度を運用するとともに、景観アドバイザー派遣による技術的支援を行うなど、良好な景観形成を推進した。

(7) 自然と共生する社会の形成

ア 自然保護思想の普及啓発

ふくしま子ども自然環境学習推進事業

尾瀬の優れた自然環境を次世代に継承するため、本県の子ども達が、尾瀬の優れた自然環境の中で行う質の高い自然環境学習に対し助成を行った。

イ 優れた自然環境の保全（自然公園管理）

自然公園の適正な管理を行うため、自然公園の美化清掃、裏磐梯ビジターセンターの運営に参画した。

ウ 公園施設整備事業

(ア) 国立公園等施設整備事業

国立公園等内の自然環境を保護しつつ適正な利用を促進するため、公園計画に基づいて自然公園施設の整備をすすめた。

(イ) 自然公園等施設整備事業補助金

自然公園等において、優れた自然の保護とその利用増進を図るため、施設整備を実施する市町村に対し補助金を交付した。

## エ 野生動植物保護管理事業

### (ア) 野生動物保護管理事業

農業被害や人とのあつれきが発生しているニホンザル、ツキノワグマ、イノシシやカワウ等の野生鳥獣について、生息状況等の調査を実施し、保護管理方法等を検討するなど、人と野生鳥獣の共生を図るための事業を実施した。

### (8) 安全で安心な環境の確保

#### ア 環境汚染防止対策の推進

##### (ア) 化学物質等に係る大気汚染等未然防止対策の推進

大気監視測定局において大気汚染の常時監視を行うとともに、大気、水質、土壌等の一般環境や工場・事業場からの排水水及び排出ガス中のダイオキシン類濃度を調査し、環境基準等への適合状況を確認した。

また、アスベストや化学物質について、環境中における濃度を調査した。

##### (イ) 猪苗代湖等の水質保全対策の推進

公共用水域及び地下水の水質保全を図るため、県内主要河川等の水質調査を行い、環境基準等への適合状況を確認した。

また、猪苗代湖については、pH上昇等の水質変動メカニズムを解明するための基礎的な調査を継続するとともに、「紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議」の設立に向けて、県民が一体となった水環境保全活動の体制づくりを進めた。

さらに、地域住民等の水環境保全意識の高揚を図るため、「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」において、湖岸清掃活動、広報紙の発行、「きらめく水のふさと磐梯」<sup>みずみらい</sup>湖美来基金による水環境保全活動への支援等を行った。

#### イ 廃棄物処理対策の推進

##### (ア) 一般廃棄物処理対策の指導

一般廃棄物の適正処理を推進するため、市町村及び一部事務組合に対し、一般廃棄物処理計画の策定並びに一般廃棄物処理施設の整備及びその適正な維持管理について技術的援助を行うとともに、一般廃棄物最終処分場からの放流水等について、ダイオキシン類・環境ホルモンの実態調査を行った。

##### (イ) 浄化槽設置の促進

浄化槽の整備促進を図るため、浄化槽設置整備事業や浄化槽市町村整備推進支援事業、さらには猪苗代湖流域において窒素・りん除去型浄化槽の整備を行う高度処理型浄化槽整備事業により、引き続き市町村に県補助金を交付した。

##### (ウ) 産業廃棄物適正処理の推進



産業廃棄物処理施設等の立入検査を行うとともに、平成16年4月から施行された「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」について、適切な運用を図った。

(エ) 産業廃棄物処理施設に係るダイオキシン類等有害物質の調査の実施

中間処理業者が販売する中間処理物におけるダイオキシン類等有害物質調査を行うとともに、産業廃棄物最終処分場に埋め立てられる燃え殻等及び放流水に含まれるダイオキシン類濃度の調査を行った。

(オ) 産業廃棄物最終処分場周辺環境調査の実施

産業廃棄物最終処分場から排出される放流水等に含まれる環境ホルモンの実態調査を行った。

(カ) P C B 廃棄物適正処理の推進

県内に保管されているP C B 廃棄物の適正処理を推進するため、「福島県P C B 廃棄物処理計画」に基づき、P C B 廃棄物保管事業者等に対し適正保管を指導するとともに、北海道室蘭市に日本環境安全事業株式会社が設置した施設において県内P C B 廃棄物の処理を行った。

また、P C B 廃棄物の早期処理を促進するため、P C B 廃棄物処理基金に拠出した。

さらに、産業廃棄物処理業者が微量のP C B を含む絶縁油の処理を行うための廃棄物焼却炉の改造や受入保管設備の設置等の施設整備に対する支援を行った。

(キ) 産業廃棄物抑制及び再利用施設の整備支援

産業廃棄物排出事業者が実施する排出抑制等を目的とした先進性等のある施設整備に対し支援を行った。

(ク) 産業廃棄物処理業者情報提供環境の整備

排出事業者がインターネットにより最新の産業廃棄物処理業者の許可情報を検索できるシステムについて、データの更新と保守管理を行った。

(ケ) 産業廃棄物排出処理状況の確認調査

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者の報告に基づき、産業廃棄物の発生から最終処分までの流れを把握した。

(コ) 産業廃棄物処理業務研修会の開催

排出事業者や処理業者を対象として、廃棄物の適正処理や最新のリサイクル技術等についての知見を広めるための研修会を開催した。

(サ) 不法投棄に係る原状回復の支援

いわき市が実施するいわき市沼部町の不法投棄事案及び四倉町の不適正保管廃棄物事案に係る原状回復事業に対し補助を行い原状回復

を支援した。

(シ) 産業廃棄物不法投棄防止対策の推進

産業廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見、不法投棄された産業廃棄物の適正処理に資するため、中核市を除く市町村に不法投棄監視員を設置するとともに、6 地方振興局に警察官 O B である産業廃棄物適正処理監視指導員を配置し、監視指導を行った。

また、早朝、夜間、休日の不法投棄監視体制を強化するため、警備会社へ監視業務を委託するとともに、監視カメラによる 24 時間監視の実施、さらに、地域ぐるみ監視体制づくり支援事業により、地域住民等による日常的な不法投棄防止に係る監視体制づくりを支援した。

# VI 保健福祉部

## 1 総説

平成23年3月の東日本大震災及び原子力災害により、本県の保健・医療・福祉を取り巻く状況は一変し、高齢者、障がい者、病弱者等を含む数多くの県民が県内外に避難を余儀なくされ、特に子育て世代においては、子どもへの健康被害の懸念から、子どもを遠方に避難させ家族が離ればなれに暮らすなど、深刻な事態が生じている。

そのため、平成23年度においては、被災者の心身の健康の保持や、医療機関及び社会福祉施設等の災害復旧、大規模な健康管理調査、保育施設等の放射線量の低減化など、復旧・復興に向けた事業に緊急に取り組むとともに、「福島県保健医療福祉ビジョン」の基本目標に沿って積極的かつ効果的な事業の展開を図った。

## 2 東日本大震災からの復旧・復興

### (1) 被災者住居の確保と幅広い生活支援・心のケア

#### ア 義援金の配分

国内外から本県に寄せられた義援金及び日本赤十字社に寄せられた義援金から本県へ送金された義援金を、市町村を通じて被災者に配分した。

被災者への送金額	福島県義援金	16,264,573 千円	国（日赤等）義援金	102,294,579 千円
----------	--------	---------------	-----------	----------------

#### イ 生活福祉資金等貸付の促進

(ア) 低所得者、身体障がい者等に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長を図る「生活福祉資金貸付事業」を実施する福島県社会福祉協議会の取組みを支援した。

生活福祉資金貸付決定件数	886 件	389,121,024 円
--------------	-------	---------------

(イ) 東日本大震災により被災した世帯に対し当座の生活費を貸付ける「緊急小口資金特例貸付事業」及び低所得世帯に対し生活再建を図るため住宅補修費等を貸付ける「生活復興支援資金貸付事業」を実施する福島県社会福祉協議会の取組みを支援した。

緊急小口資金特例貸付決定件数	24,918 件	3,528,870,000 円
----------------	----------	-----------------

生活復興支援資金貸付決定件数	28 件	19,646,000 円
----------------	------	--------------

#### ウ 仮設住宅等における孤立の防止

(ア) 仮設住宅に、介護用トイレ、浴室等を備えた高齢者等サポーター拠点を設置し、高齢者や障がい者、子供連れ等が集まれるようにし、デイサービス、訪問介護・看護、配食サービス、生活相談、交流スペースの設置等のサービスを提供した。

高齢者等サポーター拠点設置数 21 箇所

(イ) 避難所や仮設住宅に介護支援専門員等専門職を派遣し、相談・生活支援等を行うとともに、必要と認められる場合には、市町村と連携して居宅介護サービス等に結びつける事業を行った。

## エ 県民の心のケアの推進

(ア) 精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業（アウトリーチ推進事業）

被災した相双地域に医師、看護師、精神保健福祉士、相談支援事業者、ピアサポーター等によって構成される多職種チームを2チーム配置し、精神科医療の充実を図った。

委託先 特定非営利活動法人相双に新しい精神科医療保健福祉システムをつくる会 委託料 14,575 千円

(イ) 被災者の心のケア事業

震災に関連する地域精神保健上の問題に対応するための機関として心のケアセンターを設置し、県内外から精神保健福祉士、臨床心理士などの専門職を雇用し、心のケアの拠点整備を図った。

委託先 福島県精神保健福祉協会

委託額 25,230 千円

(ウ) 子どもの心のケア事業

震災により様々なストレスを受けた子どもたちやその保護者及び支援者への継続的支援を行った。

A 児童相談所等において、医師、児童福祉司等の専門職による支援体制を強化し、専門的な支援を行った。

・ 専門的、継続的な支援を必要とする児童や家庭への指導や相談の実施 震災関連相談件数 380 件

・ 保護者、支援者（保育士、教員等）等に対する研修会の開催 県内8回 県外1回

・ 震災孤児・遺児の状況把握とその支援

・ 各種支援情報の提供 パンフレット作成 250,000 部

配布先 震災孤児・遺児の家庭、市町村、小中学校、幼稚園、保育園等

オ 被災地における障害福祉サービス基盤整備

(ア) アドバイザー派遣事業

県内法人にコーディネーターを配置し、障害福祉サービス事業所にアドバイザーを派遣し、課題の解決を図った。

委託先 社会福祉法人いわき福音協会

委託額 7,401 千円

(イ) 福祉・介護職員マッチング事業

避難地域の障がい福祉サービス事業所において福祉・介護職員が不足していることから、県外の事業所との職員のマッチングを行う団体に補助を行った。

補助先 J D F被災地障がい者支援センターふくしま 補助額 3,618 千円

(ウ) 障がい者自立支援拠点整備事業

仮設住宅等の障がい者にサービスを提供する日中活動の場の整備を図った。

委託先 J D F被災地障がい者支援センターふくしま 委託額 3,214 千円

カ 被災した障がい児に対する相談・援助事業

障がい児の支援を行う専門家による関係団体に委託し、被災した障がい児を対象に支援を行った。

委託先 2 法人 委託額 27,393 千円

キ 震災孤児・遺児に対する支援

(ア) 東日本大震災被災児童支援基金事業

各種民間団体及び個人から寄せられた寄附金を積み立てた基金により、震災で保護者が死亡又は行方不明となった児童（孤児・遺児）に対して、生活及び修学を支援するための給付金を給付した。

申請者数 142 人 給付金額計 61,200 千円

(2) 医療・福祉の維持確保

ア 仮設住宅等における孤立の防止

(ア) 仮設住宅に、介護用トイレ、浴室等を備えた高齢者等サポート拠点を設置し、高齢者や障がい者、子供連れ等が集まれるようにし、デイサービス、訪問介護・看護、配食サービス、生活相談、交流スペースの設置等のサービスを提供した。

高齢者等サポート拠点設置数 21 箇所

(イ) 避難所や仮設住宅に介護支援専門員等派遣し、相談・生活支援等を行うとともに、必要と認められる場合には、市町村と連携して居宅介護サービス等に結びつける事業を行った。

イ 社会福祉施設等の復旧に係る支援

東日本大震災により被災した施設の建物修繕及び備品の購入等、復旧に係る費用を補助した。

(ア) 老人福祉施設等災害復旧対策事業

主に特別養護老人ホーム等を運営する社会福祉法人等に対し、被災した施設の建物修繕に係る費用について補助した。

補助先 77 施設  
補助額 471,159 千円

(イ) 介護事業所・施設施設等復旧支援事業

介護保険サービス事業者等に対し、事業再開及び損害のあった介護サービス提供のための備品等の経費を補助した。

補助先 64 法人  
補助額 232,681 千円

(ウ) 介護施設等自家発電装置整備事業

介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等、人工呼吸器等の機器が必要な介護施設の入所者に対し、災害や計画停電等による電力供給不足問題に伴い、生命を脅かす事態を招かぬように、非常用自家発電装置の設置費用を補助した。

補助先 42 法人  
補助額 61,335 千円

(エ) 救護施設災害復旧対策事業

生活保護法に定める救護施設を運営する社会福祉法人に対し、福島第一原子力発電所の事故により施設から避難したことに伴う仮施設建設に係る費用を補助した。

補助先 1 法人  
補助額 211,416 千円

(オ) 社会福祉施設等災害復旧対策事業

救護施設等を運営する社会福祉法人に対し、被災した施設の建物修繕に係る費用について補助した。

補助先 2 法人  
補助額 2,779 千円

(カ) 保育所等災害復旧事業

東日本大震災に伴う保育所、児童館、放課後児童クラブ等の災害復旧工事費の一部を補助した。

補助先 13 市町村 17 法人 (45 施設)  
補助額 65,471 千円

(キ) 児童養護施設等災害復旧事業

東日本大震災に伴う児童養護施設の災害復旧工事費の一部を補助した。

補助先 5 法人  
補助額 9,523 千円

(ク) 障がい福祉施設災害復旧事業

東日本大震災に伴う障がい福祉施設の災害復旧を行った。

A	障がい福祉施設災害復旧事業			
	補助先	1市10法人(12施設)	補助額	59,717千円
B	障がい福祉施設(設備)災害復旧事業			
	補助先	10法人(18施設)	補助額	42,481千円
C	障がい者福祉施設等自家発電装置整備事業			
	補助先	2法人	補助額	2,340千円
ウ	子育て支援事業設備等復旧支援事業			
	東日本大震災に伴う子育て関連施設等の復旧及び復旧に要する費用の一部を補助した。			
(ア)	県有施設			
	5施設			1,080千円
(イ)	市町村等			
	補助先	12市町村6法人(146施設)	補助額	171,417千円
(ウ)	児童養護施設、母子生活支援施設			
	補助先	2施設	補助額	3,337千円
エ	地域医療支援センター運営事業			
	委託先	公立大学法人福島県立医科大学		1,941千円
オ	仮設診療所等整備事業			
	仮設診療所を設置するために必要な資材、医療機器等を購入した。			
	整備仮設診療所	4箇所		
カ	医療施設災害復旧事業			
	病院・診療所等災害復旧事業			
	補助件数	73件	補助額	227,961千円
キ	ふくしま医療人材確保事業			
(ア)	緊急医療体制強化事業			
	補助件数	45件	補助額	311,941千円

(イ) 医療人材確保緊急支援事業

補助件数 5 件 補助額 29,736 千円

(ウ) 特定地域医療機関特別資金融資事業

貸付件数 3 件 貸付額 430,000 千円

ク 仮設住宅等の被災者に対する健康支援活動（被災者健康サポート事業）

(ア) 保健福祉事務所による被災者健康支援活動

被災市町村等と役割分担しながら、県保健福祉事務所の保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等が訪問や巡回等により、避難所・仮設住宅等で生活する避難住民等への健康支援活動（健康相談、健康教育、要支援者への継続的な訪問支援等）を継続して実施した。

(イ) 保健医療専門職活用による市町村健康支援事業

（社）福島県看護協会への委託により、新たに被災者健康支援活動に従事する保健医療専門職を確保し、被災市町村等での健康支援業務を応援した。

雇用専門職 保健師・看護師 6 名 管理栄養士・栄養士 3 名 歯科衛生士 1 名

応援活動先 被災 5 町村 2 保健福祉事務所

ケ 看護職員確保対策事業

(ア) ナースセンター事業（避難等看護職再就業支援事業）

東日本震災により離職した看護職の再就業を支援するため、避難所等で巡回就職相談会を開催した。

委託先 （社）福島県看護協会 3,870 千円

巡回就職相談会開催回数 61 回 相談件数 52 件 就業件数 18 件

(イ) 保健師等修学資金貸与事業（特別貸与）

東日本震災により被災した看護学生に対し、貸与金額の増額や返還期間の延長等の条件で修学資金を貸与した。

貸与人員 8 名 貸与総額 3,240 千円

(ウ) 看護職員定着促進支援事業

A 被災学生等に関するカウンセリング

公立双葉看護学院から県外養成所へ転学した学生に対し、臨床心理士によるカウンセリングを実施した。

7 校 14 名



B 看護職等緊急確保対策事業

首都圏の看護学生や潜在看護職を対象とした就職フェア及び病院見学会を開催した。

委託先 (有)ビズネット 委託額 6,365 千円

就職フェア 出展病院 36 病院 参加者 5 名

病院見学会 4 コース 14 病院 参加者 8 名

C 看護職就業支援情報メールサービス事業

県内医療機関等の求人情報、イベント情報、住まいや子育て情報などを発信するウェブサイトを構築した。

委託先 (株)エス・シー・シー 委託額 1,512 千円

D 准看護師養成所表土改善等事業

看護学生が受ける放射線量を低減させる取組みを支援した。

交付先 (財)郡山高等厚生学院、(社)喜多方医師会 補助額 1,090 千円

(3) 原子力災害への緊急的対応

ア 表土改善事業

(ア) 保育施設等表土改善事業

放射性物質により汚染された園庭の放射線量を低減するために必要な土壌処理費用の一部又は全部を補助した。

(1 μシーベルト/時以上)

対象施設 15 市町村 52 法人 (156 施設) 事業額 271,545 千円

(1 μシーベルト/時未満)

対象施設 26 市町村 (183 施設) 事業額 172,168 千円

(イ) 児童養護施設等表土改善事業

放射性物質により汚染された園庭の放射線量を低減するために必要な土壌処理費用の一部又は全部を補助した。

(1 μシーベルト/時以上)

対象施設 4 施設 事業額 10,991 千円

(1 μシーベルト/時未満)

対象施設 5 施設 事業額 22,078 千円

(ウ) 障害児施設等表土改善事業

放射性物質により汚染された園庭の放射線量を低減するために必要な土壌処理費用の一部又は全部を補助した。

(1 μシーベルト/時以上)

対象施設 5 施設  
事業額 27,967 千円

(1 μシーベルト/時未満)

対象施設 6 施設  
事業額 5,411 千円

イ 線量低減化実施事業

(ア) 保育施設等線量低減化実施事業

保育施設等の放射線量を低減するための高圧洗浄機等の購入費用の一部を補助した。

補助先 30 市町村 (427 施設)  
補助額 7,692 千円

(イ) 児童養護施設等線量低減化実施事業

施設の放射線量を低減するための高圧洗浄機等の購入費用の一部又は全部を補助した。

対象施設 12 施設  
事業額 645 千円

(ウ) 障害児施設等線量低減化実施事業

施設の放射線量を低減するための高圧洗浄機等の購入費用の一部又は全部を補助した。

対象施設 15 施設  
事業額 505 千円

ウ 環境改善事業

(ア) 保育施設等環境改善事業

保育施設等の放射線からの環境改善のためエアコン等の購入設置費用の一部又は全部を補助した。

補助先 37 市町村 11 法人 2 個人 (357 施設)  
補助額 203,157 千円

(イ) 児童養護施設等環境改善事業

施設の放射線からの環境改善のためエアコンの購入設置費用の一部又は全部を補助した。

対象施設 2 施設  
事業額 2,901 千円

(ウ) 障害児施設等環境改善事業

施設の放射線からの環境改善のためエアコン等の購入設置費用の一部又は全部を補助した。

対象施設 19 施設 事業額 7,697 千円

エ 震災対応保育サービス等支援事業

(ア) 電力需給対策に伴う特別事業

東日本大震災の影響に伴い、電力需給対策に伴う就業時間等の変更に対応するための特別事業を実施することにより、子育て世帯の負担の軽減を図るとともに、避難した未就学児に対する保育事業を実施する体制を確保し、保育事業の支援を行った。

A 休日保育特別事業

補助先 2 市町 補助額 471 千円

B 児童の居場所づくりのための特別事業

補助先 2 市 補助額 218 千円

(イ) 仮設住宅等に住む未就学児を対象とした保育事業

東日本大震災の影響により仮設住宅等に避難する未就学児を対象に臨時の保育活動を行うため、開始に当たり初期整備として必要な物品及び賃借料に係る経費の一部を補助した。

補助先 2 町

補助額 2,200 千円

(ウ) 東日本大震災に伴い、不時のやむを得ない支出が必要等の事情、又は家屋の全壊・半壊等の被災者の被災状況に応じて市町村が独自に保育料の減免を行った分について、当該事業により補助した。

補助先 36 市町村

補助額 280,710 千円

オ 飲料水の放射性物質検査の実施

飲料水の安全性確保のため、県内の水道事業者及び衛生研究所等にゲルマニウム半導体検出装置を配備するとともに、県内全ての水道水を対象とした放射性物質モニタリング検査を実施し、検査結果を速やかに公表した。

(ア) 配備先

A 水道事業者 (各 1 台)

福島地方水道用水供給企業団、郡山市、会津若松市、会津若松地方広域市町村圏整備組合、いわき市

B 県機関

衛生研究所：1 台、食肉衛生検査所：2 台

(イ) 検査対象

県内全ての水道水源の浄水及び警戒区域等の飲用井戸水等

(ウ) 検査実績

30,518 件 (平成 23 年 3 月 17 日～平成 24 年 3 月 31 日)

カ 加工食品等の放射性物質検査の実施

本県の大气、土壌等が放射性物質に汚染されたことにより、県産農林水産物が放射性物質に汚染されていることが緊急時モニタリング検査等で確認された。

このことから、県産農林水産物を原材料とする乾燥野菜や乾燥果実などの加工食品等についても、10 月 12 日より放射性物質検査を開始し、食品衛生法上の暫定規制値を超過する食品が市場へ流通することがないよう食品の安全確保を図った。

(ア) 流通加工食品等の検査

A 品目	乾燥野菜、乾燥野草、漬物、ジャム類、もち類など
B 検査件数	1,066 検体
C 暫定規制値超過	15 検体 (超過品目:乾燥ドクダミ 4 件、切干し大根 3 件、いもがら 2 件、乾燥きくらげ、めぐすりの木、杜仲茶、

ニガウリ茶、ヤーコンの葉、オヤマボクチ)

(イ) 出荷の可否を判断するための検査

A 品目	乾しいたけ、乾燥キクラゲ、乾燥マイタケ
B 検査件数	73 検体
C 暫定規制値超過	15 検体 (超過品目:乾しいたけ 15 件)

(ウ) 加工の可否を判断するための検査

A 品目	あんぼ柿、干し柿、脱渋柿
B 検査件数	129 検体
C 暫定規制値超過	11 検体 (超過品目:あんぼ柿 4 件、干し柿 7 件)

キ 警戒区域内の被災ペットの保護の実施

環境省からの要請に基づき、福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内に設置された警戒区域から、住民の一時立入等に合わせて取り残されたペットの保護を実施した。

保護の実績 (平成 23 年 4 月 28 日～24 年 3 月 31 日)

犬の保護頭数 428頭 猫の保護頭数 321頭

(4) ふるさと帰還後の新たなコミュニティづくり

ア 高齢者や障がい者を支えるまちづくり

(ア) 地域支え合い体制づくり助成事業（仮設住宅等被災高齢者等助成事業）

東日本大震災の被災地の救援及び復興段階において、避難所や仮設住宅等の高齢者等に対して必要となる相談、介護、生活支援等の提供体制づくりの推進等を図るため市町村に対し助成した。

(主な事業) グループホーム受入助成事業、緊急通報設備設置事業、ショートステイ受入助成事業、  
除雪支え合い体制支援事業 等

補助先 16市町村 (44事業) 補助額 150,975千円

イ 高齢者の社会参加活動の環境整備

高齢者が健康で豊かな生活を送ることができるよう、市町村が補助を行う老人クラブ事業への支援を行った。また、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進のため、県老人クラブ連合会に対し活動推進員の設置及び老人クラブ活性化についての事業を支援した。

(ア) 老人クラブ活動等社会活動促進事業

補助先 49市町村 補助額 37,402千円

(イ) 老人クラブ活動推進員設置等補助事業

補助先 (財)福島県老人クラブ連合会 補助額 17,157千円

・活動推進員事業 15,299千円

・老人クラブ活性化事業 (やさしさ地域友愛ネットワーク事業・市町村老連若手委員会設置事業) 1,858千円

ウ 人にやさしいまちづくりの推進

「人にやさしいまちづくり条例」が遵守されるよう、引き続き普及啓発に努めるとともに、条例の基準に適合した建築物等の整備を支援した。

(ア) やさしさマーク交付事業

人にやさしいまちづくり条例の整備基準に適合する施設に対し、条例適合証（やさしさマーク）を交付し、やさしいまちづくりに対する意識啓発を図った。

やさしさマーク交付件数

407件（平成24年3月31現在）

(イ) やさしいまちづくり支援事業

民間事業者が行う公益的施設のバリアフリー整備等に必要な資金を融資し、整備の誘導を図った。

やさしいまちづくり推進資金期首預託金 7,499 千円

(ウ) おもいやり駐車場利用制度推進事業

おもいやり駐車場利用制度を実施することにより、車いす利用者用駐車施設の適正利用を推進した。

また、平成 23 年 10 月 1 日から茨城県、平成 24 年 1 月 15 日から新潟県と連携し、これまで連携を実施している山形県、栃木県、群馬県を含めた 6 県で相互利用することにより利用者の広域的な利便性を確保した。

おもいやり駐車場利用制度協力施設数 1,097 施設 (平成 24 年 3 月 31 現在)

おもいやり駐車場利用制度利用証交付数 20,900 件 (平成 24 年 3 月 31 現在)

(5) 災害時にも安心できる保健・医療・福祉提供体制の構築

ア 特別養護老人ホーム等の整備促進

計画的な施設整備のため、次の事業を実施した。

(ア) 特別養護老人ホーム施設整備事業	補助先 10 カ所	補助額 799,806 千円
(イ) 養護老人ホーム施設整備事業	補助先 1 カ所	補助額 198,000 千円
(ウ) 社会福祉施設整備資金利子補給事業	補助先 53 法人	補助額 110,486 千円
(エ) 小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金事業	補助先 26 法人及び 17 市町村	補助額 1,123,757 千円
(オ) 施設開設準備経費助成事業	補助先 7 法人及び 10 市町村	補助額 239,317 千円
(カ) 高齢者施設スプリングラナー緊急整備推進事業	補助先 16 法人及び 10 市町村	補助額 520,406 千円

イ 救急医療体制の強化

二次救急医療機関機能向上事業

補助先 福島第一病院 補助額 50,925 千円

(6) 全県におけるモニタリングの充実・強化

ア 線量モニタリング事業

保育施設等に対し放射線量計を配付し、児童が受ける放射線量のモニタリングを実施した。

(ア) 保育施設等線量モニタリング事業

放射線量計及び電池の配付先	児童館等	381 施設	20,906 千円
(イ) 児童養護施設等線量モニタリング事業			
放射線量計及び電池の配付先	児童養護施設ほか	24 施設	1,150 千円
(ウ) 障害児施設等線量モニタリング事業			
放射線量計及び電池の配付先	障害児施設ほか	17 施設	481 千円

(7) 全ての県民の健康の保持・増進

ア 県民健康管理調査の実施

(ア) 基本調査の実施（平成 24 年 3 月 31 日現在）（一人一人の行動記録を基に外部被ばく線量を推計）

対象者数：2,056,994 人（全県民対象一平成 23 年 3 月 11 日時点での県内居住者）

回収数：451,446 件（回収率 21.9%）／ 推計結果通知：10,468 件（放射線業務従事経験者以外の方 9,747 人に対し震災から 4 か月間での推計値の最高値 23mSv 一評価結果「放射線による健康影響があるとは考えにくい」）

(イ) 甲状腺検査の実施（平成 24 年 3 月 31 日現在）（小児甲状腺がんの早期診断・早期治療等のための超音波検査）

対象者数：約 36 万人（震災時概ね 18 歳までの全県民（県外避難者も含む））

（先行検査（現状確認）として平成 26 年 3 月までに対象者全員に検査を実施、その後は、対象者が 20 歳までは隔年、20 歳以降は 5 年に一度の検査を継続して実施）

23 年度検査済者数：38,114 人（対象者数：47,766 人（避難区域等の市町村）／受診率 79.8%）

24 年度実施予定対象者数：154,894 人

(ウ) 健康診査の実施（平成 24 年 3 月 31 日現在）（白血球分画等の項目上乘せ健診）

対象者数：210,189 人（避難区域等の住民）／ 受診者数：74,356 人（受診率 35.4%）

(エ) こころの健康度・生活習慣に関する調査の実施（平成 24 年 3 月 31 日現在）（質問紙調査）

対象者数：210,189 人（避難区域等の住民）／ 回収数：88,613 件（回収率 42.2%）

(オ) 妊産婦に関する調査の実施（平成 24 年 3 月 31 日現在）（質問紙調査）

対象者数：15,954 人（平成 22 年 8 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までに県内各市町村で母子健康手帳を交付された方）

回答数：8,886 件（回収率 55.7%）

(カ) 県民健康管理ファイルの交付

(ア)の推計結果を通知された方を対象に交付

イ 県民健康管理事業（内部被ばく検査事業）

県民の健康不安の軽減を図るため、子ども及び妊婦を優先的にホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施した。

検査人数：31,622人

ウ 県民健康管理支援事業（線量計等緊急整備支援事業）

住民自らが放射線量を確認することを通して、自身の健康管理につなげることを目的として、個人線量計及びサーベイメーターを整備する市町村に対して補助を実施した。

補助先 59 市町村

補助額 3,265,164 千円

エ 食品衛生検査整備事業

放射線に汚染された食品によって県民に健康被害が及ぶことを未然に防止するため、食品衛生検査施設である衛生研究所の施設を改修するとともに、放射性物質測定機器（ゲルマニウム半導体検出器）3台を整備した。

オ 放射線に関する相談外来の設置

放射線相談外来設置支援事業

補助先 財団法人ときわ会外 補助額 2,691 千円

(8) 本県産業の再生・発展

ア 医療機器、医薬品製造業支援強化

薬事関係許可業種に参入を希望する事業者に対し、薬事法セミナー等の開催などソフト面の支援を行った。

イ 三県合同製造販売業者等講習会

医薬品等製造販売業者等に対する講習会を実施し、県内で製造される医薬品等の有効性・安全性の確保に努めた。

### 3 生涯にわたる健康づくりの推進

(1) 心身の健康を推進、維持するための環境づくりの推進

ア 健康づくりの普及啓発と情報提供

(ア) 21世紀における県民健康づくり運動（健康ふくしま21）

A 健康ふくしま21推進協議会の開催

1 回開催



B 各地区「地域・職域連携推進協議会」の開催 計 7 回開催

C 「うつくしまから太陽へ」県民健康運動

(A) 「うつくしまから太陽へ」チャレンジ事業

県民の健康への意識を高め自らの健康づくりを促すため、県内のウォーキング大会等で参加者が歩く等した距離を合計し、キビタンを太陽へ届ける運動を実施した。

キビタン飛行距離 合計約 833 万 km (平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

参加者 合計 14,531 名

(イ) 栄養改善事業

県民の望ましい食生活の実現や栄養状況の改善を図るため、専門的栄養指導等を実施した。

また、健康に配慮した食環境の整備の一環として、特定給食施設や飲食店等における栄養成分表示の推進に努めた。

A 特定給食管理事業 県内 6 保健所 (個別指導 延べ 941 名 集団指導 22 回 延べ 1,162 名)

B 栄養士・管理栄養士施設指導事業 (養成施設指導 学生実習指導)

C 栄養士・管理栄養士免許管理事業 (栄養士免許交付 455 件 管理栄養士免許進達 134 件)

D 保健福祉事務所栄養指導事業

県内 6 保健福祉事務所 (個別指導 3,314 名 集団指導 415 回 延べ 17,095 名)

E 市町村栄養改善事業の支援指導

F 食品の特別用途表示・栄養表示基準・誇大表示の禁止に関する指導・普及啓発

イ 成人保健の推進

市町村が健康増進法に基づいて実施している健康増進事業の推進を図るため、事業に要する費用の一部を補助するとともに、保健福祉事務所による健康増進事業等技術的助言を関係市町村に行うとともに、生活習慣病検診等管理指導協議会の循環器部会において、健康診査の精度管理を行った。

健康増進事業費補助金 89,876 千円 (55 市町村補助割合 2 / 3)

健康増進事業等技術的助言 (各市町村 (中核市を除く))

個別形式 9 市町村 (巡回相談含む)

ウ こころの健康づくりに関する知識の普及啓発

(ア) 保健福祉事務所における精神障がい者社会復帰相談及び心の健康・訪問指導事業の実施

相談件数	実件数	3,734 件	延べ件数	7,590 件
訪問件数	実件数	1,745 件	延べ件数	2,227 件

(イ) 精神保健福祉センターにおける相談・技術支援の実施

相談件数	延べ件数	3,425 件	技術援助指導回数	165 回
講演会・研修会等回数		12 回		

エ 自殺対策緊急強化基金事業

現下の厳しい経済情勢を踏まえ、平成 26 年度までの特別対策として、地域における自殺対策の強化を図り、自殺者数の減少につなげるため以下の事業を実施した。

(ア) 電話相談支援等事業

自殺関連相談電話「こころの健康相談ダイヤル」を精神保健福祉センター内に設置した。

相談実績 延べ 1,149 件

(イ) 普及啓発事業

- ・ 民放テレビ局 4 社及びラジオ局 2 社による 30 秒 CM や心の健康に関する情報の発信を行った。
- ・ 地方紙 2 紙及びリビング紙において広報記事を掲載した。(3 月)
- ・ 街頭キャンペーンや講演会等にて広く県民へ啓発を行った。(6 方部で実施)
- ・ 県民全戸に心の健康の相談窓口を中心としたチラシの配布及び J R 時刻表に広告掲載やアルコール関連リーフレット、自死遺族リーフレット等を作成し、自殺対策強化月間のキャンペーン等の機会に配布した。

(ウ) 市町村人材育成事業

地区のリーダー等を対象にした研修によりゲートキーパーを育成した。

- ・ 保健福祉事務所主催 6 方部で実施 延べ 6 回 受講者 244 名
- ・ ハロワーク職員研修 延べ 4 回 受講者 57 名
- ・ 精神保健福祉センター主催 弁護士、司法書士対象 延べ 2 回 受講者 140 名
- ・ 市町村主管課長担当者会議 1 回 出席者 50 名
- ・ 自死遺族フォローアップ研修 1 回 受講者 21 名

(エ) 民間団体への補助事業

自殺関連活動を行っている団体に対して助成した。

補助先 6 団体 補助額 5,500 千円

(オ) 市町村自殺対策緊急強化支援事業

補助先 49 市町村 補助額 34,305 千円

(カ) 対面型相談支援事業

法律相談の場に心の相談の併設 31 回開催 相談件数 57 件  
保健福祉事務所主催 うつ病家族教室 5 方で開催 参加延べ人数 72 名

(キ) 災害時の心のケア体制整備事業

ワーキングを開催し、関係機関の役割や連携について協議し心のケアマニュアルを作成した。また心のケアに関する研修会を開催し、マニュアルについての周知を図った。

ワーキング実施回数 3 回 出席者延べ人数 42 名

差し込み式のマニュアル及び携帯版マニュアルの作成

(ク) 精神科医療スタッフ対応力強化事業

精神科医療に携わるコメディカルスタッフ（看護師・精神保健福祉士等）に対し、うつ病の治療や対応方法等を習得するための研修会を開催した。

研修会 5 回 受講者 469 名

オ 精神保健福祉体制の充実

(ア) 自立支援医療（措置入院及び精神通院医療）

精神障がいによって自傷他害のおそれのある者を措置入院させ適切な医療と保護を行うとともに、通院治療者に対しても医療費公費負担によって適正な医療を行い、早期社会復帰を図った。

措置入院費 374 件 56,615 千円 通院医療費 332,553 件 2,448,298 千円

(イ) 精神障がい者社会復帰相談指導及び心の健康相談・訪問指導事業

回復途上にある精神障がい者に対して、保健相談指導、生活指導等を行って社会適応を図り社会復帰の促進に努めるとともに、精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談に応じるほか、訪問指導を行い精神疾患の早期治療の促進、精神障がい者に対する福祉的援助等

を行った。

実施保健所 全保健所

(ウ) 精神科救急医療システム整備事業

夜間・休日において、緊急に精神科医療を必要とする者への適切な医療を確保するため、診療応需体制等をシステム化した。

委託先 福島県精神科病院協会 委託料 66,143 千円

(エ) 精神科移送システム事業

精神障がいのために患者自身が入院の必要性を理解できず、家族や主治医等が説得の限りを尽くしても本人が病院に行くことを同意しない場合に限り、知事が、適切な医療機関まで移送する制度を整備し、治療の必要性を判断できない精神障がい者のための受療機会の確保を図った。

医療保護入院・応急入院のための移送 88 件

カ 薬物乱用の防止

(ア) 薬物乱用防止思想の普及啓発の推進

「第3次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、中・高校生を中心に薬物乱用の危険性の啓発を図るため、「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動によるヤング街頭キャンペーンを関係団体と協力して各地区の実情に応じて取り組んだ。

また、薬物乱用防止スクールキャラバンカー、薬物乱用防止教室を通して、薬物に関する正しい知識や乱用薬物の有害性について、若年層に対してより一層の普及啓発を図った。

キ 地域保健関係職員研修の実施

市町村、保健福祉事務所等に勤務する地域保健関係職員に対する研修を企画・実施し、資質の向上を図った。

(ア) 地域保健活動推進研修 県内6保健福祉事務所 15 回 延べ719名

(2) 生活習慣病予防の推進

ア 食環境整備事業

飲食店等に外食を通じた健康づくりの必要性を認識してもらい、その利用者に対して食事の栄養成分表示や栄養、健康情報の提供を行うことにより、食環境の整備を促進し、県民の健康づくりを推進した。

(ア) 「うつくしま健康応援店健康づくり講座」の開催

4 保健福祉事務所 参加店数 170 店 参加人数 171 名

(イ) 「うつくしま健康応援店」の普及、拡大 372 店登録 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

イ 生活習慣病予防普及啓発事業

生活習慣病改善のための研修会、健康教室、健康講座等の開催

実施主体 6 保健福祉事務所 実施回数 計 19 回

ウ 歯科保健の充実

生涯を通じた歯の健康づくりを推進するため、「福島県歯っぴいライフ 8020 運動推進計画」に基づき事業を実施した。

(ア) 歯科保健対策事業

A 福島県歯科保健対策協議会

協議会 1 回開催 (書面開催)

B 市町村歯科保健強化推進事業

市町村歯科保健強化推進検討会 県内 5 回開催

市町村歯科保健強化推進研修会 県内 4 回開催

C 地域歯科保健活動推進事業

市町村等に対する助言・指導等の実施、調査等の実施

D ヘルシーライフ 8020 推進事業

(A) ヘルシーライフ 8020 の実施

・歯科保健研修事業

研修会 2 回開催 平成 23 年 10 月 13 日開催 福島県歯科医師会館 受講者数 56 名

平成 24 年 1 月 26 日開催 奥羽大学 受講者数 65 名

・歯周疾患予防支援事業

県内 15 団体 542 名に実施

・歯・口の生活習慣病関連事業

幼児う蝕予防強化推進事業

成人歯科保健対策強化推進事業

・歯・口の健康支援スキルアップ・ネットワーク事業

研修会 3 回開催 平成 23 年 10 月 23 日開催 郡山市立橘公民館 受講者数 31 名

平成 23 年 12 月 4 日開催 福島県青少年会館 受講者数 108 名

平成 24 年 1 月 22 日開催 太田西ノ内病院 受講者数 98 名

(B) 8020 フェアの開催

平成 23 年 11 月 6 日開催

認定者数 477 名

E ヘルパーケア推進事業

(A) 在宅療養者に対する訪問口腔保健指導

(B) 高齢者等施設に対する口腔保健指導

エ 特定健康診査・特定保健指導の実施

(ア) 特定健康診査・特定保健指導県費負担金 280,514,000 円 (全市町村)

(イ) 特定健康診査・特定保健指導県費補助金 400,000 円 (中央建設国民健康保険組合福島県支部)

(3) 健全な食生活をはぐくむための食育の推進

ア 未来 (ゆめ) づくり食育事業

幼児・児童生徒の望ましい食習慣の定着を目指した食育事業を実施し、未来を担う子どもたちの豊かな心と身体を育む環境づくりを行った。

(ア) 未来 (ゆめ) づくり食育計画作成支援研修会の開催 4 保健福祉事務所 計 8 回 151 名

(イ) 食の安全の体験学習会の実施 小学校 101 校 5,455 名 中学校 14 校 601 名

(ウ) 食事バランスピュンゴカード普及講習会の開催 2 保健福祉事務所 計 7 回 286 名

(4) 感染症対策の推進

ア 感染症予防対策の推進

(ア) 患者発生時の適切な対応

細菌性赤痢及び腸管出血性大腸菌症等患者発生時に迅速に対応し、感染症の原因追及のための検査を行うとともに、感染予防について指導した。

細菌性赤痢 4 件 (23 名)

腸管出血性大腸菌症 28 件 (49 名)

(イ) 医療体制の整備

第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関に対して運営費補助を行うことにより、患者の受け入れ体制を整備した。

また、患者移送車により患者を感染症指定医療機関に移送できる体制を整備し運用した。

(ウ) 感染症発生動向調査体制の充実

インフルエンザ等の感染症について、感染症発生動向調査システムを活用しその流行を未然に防止するため、県民及び関係機関への情報の提供に努めた。

イ 新型インフルエンザ対策の推進

(ア) 新型インフルエンザ医療体制整備事業

新型インフルエンザ入院患者受入協力医療機関に対して、人工呼吸器等の購入を補助した。

入院患者受入協力医療機関	人工呼吸器	1 医療機関	1 台
	空気清浄機	1 医療機関	1 台

(イ) 抗インフルエンザウイルス薬備蓄事業

県民の安全・安心を確保するため、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄した（402,800 人分）。

(ウ) 感染症危機管理ネットワーク構築事業

新型インフルエンザ対策の検証結果を踏まえ、新たな感染症の発生時に県内医療機関等に迅速に情報を提供し、適切な対応を講じるための体制を整備し、併せて平常時から関係機関同士が相互に情報を共有し、感染症予防対策の徹底を図ることを目的に、パソコン等を介した関係機関相互の情報ネットワークを構築した。

・ 感染症危機管理ネットワークシステムの整備 2,919 千円

ウ エイズ対策の推進

エイズ対策促進事業実施要項等に基づき、感染の拡大を防止するため、正しい知識の普及啓発を強化するとともに、不安のある人に対する相談、検査体制等の充実に努めた。

(ア) H I V 抗体検査事業

H I V 抗体検査を全保健福祉事務所で実施した（中核市を除く）。

検査件数 251 件

(イ) エイズ一般相談

電話、来所による相談を全保健福祉事務所で実施した（中核市を除く）。

相談件数 624 件

(ウ) エイズ等に関する出前講座

各保健福祉事務所で実施

開催回数 16回

エ ハンセン病対策の推進

・ふるさと交流会の開催

ハンセン病療養所入所者の慰労を図るため、御見舞金とふるさと産品を送付した。

慰問先への地元紙の定期送付

オ 肝炎対策の推進

国内最大の感染症といわれるウイルス性肝炎について、感染者の早期発見と治療体制の促進に努めた。

(ア) 肝炎ウイルス検査事業

県民の検査受診機会拡大のため、全保健福祉事務所及び業務委託した医療機関において無料検査を実施した（中核市を除く。）。

H C V抗体検査件数 平成24年3月末 193件（うち医療機関件数 182件）

H B s抗原検査件数 平成24年3月末 190件（うち医療機関件数 180件）

(イ) 肝炎医療費の助成

B型及びC型ウイルス性肝炎に有効な治療方法であるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療について、患者の経済的負担を軽減することにより受療機会の促進を図るため、医療費の助成を実施した。

受給者証発行数 731件（インターフェロン治療233件、核酸アナログ製剤治療498件）

公費負担額 141,064千円

カ 結核対策の推進

「福島県結核予防計画」に基づき、結核予防思想の普及を図るとともに、健康診断による早期発見、早期治療を促進したほか、適切な患者支援等、重点的、効果的な結核予防対策を推進した。

(ア) 結核対策特別促進事業

モデル診査会の開催、DOTS徹底のための連携強化事業の実施

(イ) 結核医療費の公費負担

一般患者医療費 1,619件 1,928千円

入院患者医療費 219件 13,655千円

キ 予防接種の推進



(ア) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施

国が平成 22 年度補正予算で措置した交付金を活用して、県に基金を造成し、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブ（インフルエンザ菌 b 型）ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種を行う市町村に対して助成することにより、これらの予防接種を促進した（全市町村で実施）。

ク 東日本大震災関係緊急事業

東日本大震災により被災した高齢者は、仮設住宅等の慣れない場所での生活を余儀なくされており、さらに避難生活も長期化する中で、肺炎等の呼吸器疾患の増加が懸念された。そのため、65 歳以上の高齢者に対する肺炎球菌ワクチン接種に係る費用の助成を行い、ワクチン接種の促進を図った。

4 誰もが安心できる地域医療の確保

(1) 安全、安心な医療サービスの確保

ア 医療提供体制の整備

県民がいつでもどこでも適正な医療が受けられるよう地域医療体制を整備するため、次の事業を推進した。

(ア) 医療施設近代化施設整備事業

医療施設における患者の療養環境や医療従事者の執務環境、衛生環境の改善を図り、良質な医療を提供する体制を確保するため、施設整備事業を実施する病院に対して経費の一部補助を実施した。

交付先 財竹田総合病院外 1 病院

639,415 千円

(イ) 医療の安全性の確保

A 立入検査

医療法第 25 条等の規定に基づき、医療機関の適正な運営を確保するため、病院、診療所、助産所等に対し、立入検査を実施した。

病院 103 カ所 診療所・歯科診療所 160 カ所

B 医療相談

本庁に設置した医療相談センターと各保健所において、患者や家族等からの様々な相談に対応した。

イ 歯科医療提供体制の整備

(ア) 休日等歯科診療支援事業

休日等における地域住民の歯科の急病患者の医療を確保するため、休日等の歯科診療実施に対して補助を行った。

- 交付先 相馬地方広域市町村圏組合 497 千円
- (イ) 介護保険等対応歯科保健医療推進事業  
在宅寝たきり老人等の要介護者に対する歯科保健医療サービスに関する研修会に対して補助を行った。
- 交付先 (社)福島県歯科医師会 130 千円
- (ウ) 在宅歯科診療設備整備事業  
主に高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の推進に資するため、在宅歯科医療機器等の設備整備に対して補助を行った。
- 交付先 中央歯科医院外 4 歯科医院 4,750 千円
- (エ) 歯科医療安全管理体制推進特別事業  
安全で安心な質の高い歯科医療提供体制を確保するため、歯科医療安全管理体制に関わる研修会等を実施した。
- 委託先 (社)福島県歯科医師会 1,959 千円
- (オ) 在宅歯科医療連携室整備事業  
在宅歯科医療の推進及び医科や介護等の他分野との連携体制の構築を図るため、連携室整備事業を実施した。
- 委託先 (社)福島県歯科医師会 7,402 千円
- ウ 救急医療体制の充実  
県民がいつでもどこでも安心して医療を受けることができるよう救急医療体制の充実を図った。
- (ア) 救急医療体制の体系的整備
- A 小児初期救急医療推進事業 3,832 千円  
交付先 2 市
- B 小児救急医療支援事業 7,664 千円  
交付先 1 市
- C 救命救急センター運営費補助 209,478 千円  
交付先 (財)太田総合病院附属太田西ノ内病院外 2 病院
- D ドクターヘリ導入促進事業 206,691 千円  
交付先 公立大学法人福島県立医科大学附属病院
- (イ) 救急医療情報システムの運営

救急医療情報を24時間リアルタイムで提供するシステムを運営した。

診療応需一覧照会	25,823回	当番機関照会	2,052回
診療応需照会	1,614回	輪番機関照会	4,257回
医療機関照会	2,409回	その他の照会	1,665回
		計	37,820回

エ 災害時医療体制の充実

(ア) 原子力災害緊急時医療活動事業

緊急時医療活動に必要な緊急時医療施設の維持管理経費、医療機器等の整備経費並びに緊急時医療活動従事者に対する研修支援を行った。

A 緊急被ばく医療施設の維持管理経費、医療機器等の保守点検等経費

交付先 公立大学法人福島県立医科大学付属病院（二次被ばく医療機関）

交付額 18,987千円

B ホールボデイカウンター移設経費 9,765千円

C 被ばく医療機関の医療従事者に対する研修旅費等 4,427千円

(イ) 災害時医薬品等の備蓄・供給の確保

災害の発生時に県民が必要とする医薬品等を確保するため、福島県災害時医薬品等備蓄供給事業を実施した。

委託先 福島県医薬品卸組合、福島県医療機器販売業協会

備蓄場所 県内6医療圏（南会津は会津医療圏を含む。）

備蓄品目 53分類 16衛生材料

備蓄方法 流通備蓄

委託料 691千円

(ウ) 災害派遣医療チーム研修等派遣事業

災害時の広域的な医療救護活動が迅速かつ的確に行えるよう、災害拠点病院の災害派遣医療チーム研修への支援を実施した。

会津中央病院外1病院

(エ) 災害救急医療資機材整備事業

災害時の医療救護活動が迅速かつ的確に行えるよう、保健所に備蓄整備した災害救急医療資機材のメンテナンスを実施した。

委託先 サンセイ医機㈱ 3,410 千円

(オ) 災害拠点病院等耐震化事業

大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院や二次救急医療機関の耐震整備に対して経費の一部補助を実施した。

交付先 (財)会田病院外6病院 1,305,350 千円

オ 移植医療の推進

(ア) 普及啓発活動の推進

臓器移植コーディネーター設置事業

委託先 (財)福島県腎臓協会 5,058 千円

(イ) 移植医療支援体制の充実

骨髄バンクドナー登録推進事業

委託先 福島県骨髄バンク推進連絡協議会 638 千円

カ 難病対策等の充実

(ア) 特定疾患治療研究事業

A 特定疾患治療研究事業

対象疾患 56 疾患 認定患者数 12,941 名(平成 23 年度末現在)

B 難病患者認定適正化事業 入力件数 1,415 件

(イ) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

認定患者数 75 名

(ウ) 遷延性意識障がい者治療研究事業

認定患者数 74 名

(エ) 難病在宅療養者支援体制整備事業

A 難病患者地域支援連絡調整事業

地域支援連絡会議開催 6 回

ケア調整会議開催 72 回

訪問指導延べ件数 425 件

	電話相談延べ件数	6,803 件	
	面接相談延べ件数	5,182 件	
B	重症難病患者療養支援ネットワーク事業 指定協力病院	30 機関	
	重症難病患者拠点・協力病院設備整備（非常用電源装置整備補助）	2 機関	
(イ)	難病相談支援センター事業		
	A 相談件数	計 385 件	
	電話相談延べ件数	265 件	
	面接相談延べ件数	31 件	
	その他延べ件数	89 件	
B	難病支援セミナー	2 回 43 名	
C	難病相談会・交流会開催支援事業 補助団体数	12 団体	
(キ)	難病患者等居宅生活支援事業		
	難病患者等ホームヘルプサービス事業等	二本松市で実施	
(ク)	原爆被爆者対策の実施		
	A 被爆者健康手帳の交付 交付人数	86 名	(平成 23 年度未現在)
	B 被爆者健康診断の実施		
	一般検診	延べ 83 名	
	がん検診	延べ 74 名	
	精密検査	延べ 12 名	
	被爆二世検診	26 名	
C	各種手当の支給 医療特別手当	延べ 48 名	

健康管理手当 延べ788名  
保健手当 延べ72名  
介護手当 延べ17名  
葬祭料 10名

D 介護保険等利用の助成

- (A) 介護保険助成
- |            |     |
|------------|-----|
| 介護老人福祉施設入所 | 54件 |
| 通所介護       | 55件 |
| 介護予防通所介護   | 7件  |
- (B) 家庭奉仕員派遣  
訪問介護 8件  
介護予防訪問介護 20件

キ 献血者の確保

(ア) 献血者の確保と適正使用の推進

本県における献血の実態分析に基づき、安定的な献血者の確保と血液製剤の適正使用の推進に向けた総合的な対策を講じた。

献血目標人数達成率 85.0%

(イ) 地域献血の推進

市町村の「献血の日」等を活用して地域住民に献血思想の普及啓発と献血への協力依頼を行うとともに、市町村献血推進協議会等の組織を支援することにより地域献血の定着を図った。

(ウ) 事業所献血の推進

県、市町村、血液センターによる事業所訪問を行うとともに、協力事業所の顕彰により、積極的な推進を図った。

協力事業所の顕彰

第47回献血運動推進全国大会における厚生労働大臣表彰状 2団体 同感謝状 6団体

(エ) 若年層献血の推進

高校生等の若年層の献血は、将来にわたり安定的に献血者を確保する上で重要であるため、ヤングボランティアの活動推進を図りなが

ら献血者の増加に努めた。

ヤング献血定着促進事業

大学生等ボランティアによるキャンペーン支援

ク 国民健康保険制度の円滑な運営のための支援

(ア) 保険医療機関等指導監査

国民健康保険法第 41 条の規定に基づき、以下のとおり実施した。

A 監査	2 機関
B 個別指導	34 機関
C 集団的個別指導	90 機関
D 集団指導	153 機関

(イ) 福島県国民健康保険広域化等支援基金

国民健康保険法第 68 条の 3 の規定に基づき設置している広域化等支援基金について、以下のとおり積立て及び貸付けを行った。

A 運用益	127,528 円
B 償還金	71,727,000 円
C 貸付金	300,000,000 円
(年度末残高	132,201,790 円)

(ウ) 保険者に対する公費負担

国民健康保険法の規定に基づき、以下の負担金等を交付した。

A 保険基盤安定負担金	4,812,345,183 円 (全市町村)
B 高額医療費共同事業負担金	1,077,237,040 円 ( " )
C 福島県国民健康保険調整交付金	8,458,687,972 円 ( " )

(エ) 福島県国民健康保険団体連合会に対する貸付

福島県国民健康保険団体連合会からの請求に基づき、保険者の財政負担が急増した場合に貸付けを行う国保基金について以下のとおり貸付を実施した。

国保基金貸付金 200,000,000 円 (年度内償還、無利子貸付)

(ホ) 広域化等支援方針の検討

国民健康保険法第 68 条の 2 の規定に基づき、市町村国民健康保険の事業運営及び財政運営の広域化、県内の標準設定等を推進するた  
めの指針として平成 22 年 12 月に策定した「福島県市町村国民健康保険広域化等支援方針」の見直しについて検討した。

広域化等支援方針検討ワーキンググループの開催 1 回

ケ 老人医療制度及び後期高齢者医療制度の円滑な運営のための支援

(ア) 後期高齢者医療技術的助言

地方自治法第 245 条の 4 並びに高齢者の医療の確保に関する法律第 133 条及び第 162 条の規定に基づき、全市町村に対し書面審査に  
より技術的助言を実施した。

(イ) 保険者に対する公費負担

老人保健法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、以下の負担金を交付した。

A 老人医療給付費県費負担金	603,906 円 (14 市町村)
B 後期高齢者医療給付費県費負担金	17,489,157,762 円 (福島県後期高齢者医療広域連合)
C 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	3,116,334,786 円 (全市町村)
D 後期高齢者高額医療費県費負担金	691,665,690 円 (福島県後期高齢者医療広域連合)
E 後期高齢者不均一保険料県費負担金	7,206,750 円 ( " )

(ウ) 後期高齢者医療財政安定化基金

高齢者の医療の確保に関する法律第 116 条の規定に基づき設置している後期高齢者医療財政安定化基金について、以下のとおり積立  
てた。

A 運用益	1,242,118 円
B 積立金	678,834,118 円
(内訳) 分担金及び負担金	225,864,000 円
国庫支出金	225,864,000 円
財産収入	1,242,118 円
一般財源	225,864,000 円
(年度末残高	2,558,062,933 円)



コ 医療費の適正化対策の促進

(ア) 保険者指導監督等

診療報酬明細書の点検効果率の低調な保険者に対し、医療給付専門指導員による指導を行った。

診療報酬明細書等点検調査指導

12 保険者

サ 地域リハビリテーションの推進

(ア) 福島県地域リハビリテーション協議会の運営

地域リハビリテーションの推進を図るため、保健・医療・福祉の関係機関の代表者を構成員とする協議会を1回開催し支援体制等について検討協議を行った。

(イ) 福島県地域リハビリテーション支援センター事業の実施

公立大学法人福島県立医科大学附属病院リハビリテーション部を県支援センターに指定し、地域リハビリテーション広域支援センターの支援等を実施した。

(ウ) 地域リハビリテーション広域支援センター事業の実施

県内6保健福祉圏域の7カ所の広域支援センターへ業務を委託して、圏域内の保健・医療・福祉の関係者を構成員とする連絡協議会の開催、リハビリテーション実施機関に対する相談・支援などを実施した。

シ 地域医療再生基金の活用

地域医療再生計画に基づき、会津・南会津医療圏及び相双医療圏、三次医療圏における次の事業を実施し、地域医療の再生を図った。

(ア) 会津・南会津医療圏

A 地域医療連携ネットワークシステム導入事業

へき地診療所等と病院間のネットワークシステム構築のため、医用画像情報システム等の整備に要する経費を補助した。

B 地域周産期母子医療センター機能向上事業

地域周産期母子医療センターである竹田綜合病院の新生児搬送用高規格救急車整備に要する経費を補助した。

C 救命救急センター機能向上事業

会津中央病院の救命救急センターにおける高度医療機器整備に要する経費を補助した。

(イ) 相双医療圏

A 地域医療等支援教員増員事業

福島県立医科大学が地域医療等支援教員を配置し、相双医療圏の中核病院等へ非常勤講師の派遣を実施する経費を補助した。

B 認定看護師等養成事業

三次救急医療機能の強化を図るため、総合磐城共立病院における認定看護師の養成に要する経費を補助した。

(ウ) 三次医療圏

A 二次救急医療機関機能向上事業（再掲）

二次救急医療機関の機能強化を図るため、医療機器整備に要する経費を補助した。

(2) 医療資源の地域的偏在の是正

医療に恵まれないへき地等の住民の医療を確保するため、次の事業を推進し、医療の充実を図った。

ア へき地医療拠点病院による支援

へき地医療支援機構の調整の下、へき地医療拠点病院からへき地診療所への代診医の派遣を行った。

イ へき地勤務医師等の確保

(ア) へき地医療支援医師の確保

へき地医療に従事してもらえぬ医師をドクターバンクを活用して2名確保した。

(イ) へき地医療医師確保修学資金貸与事業

県内の医療に恵まれない地域の医師の確保を図るために、将来県内のへき地診療所等に医師として勤務しようとする医学部の学生に対し修学資金を貸与した。

貸与人数

28名

貸与総額

79,792千円

(ウ) 自治医科大学経常運営費負担

自治医科大学の経常運営に係る都道府県負担金 130,400千円

ウ へき地診療所の機能充実

へき地診療所等に運営費等の補助を行った。

(ア) へき地医療支援センター運営費等補助

交付先 南会津地方広域市町村圏組合 7,000千円

(イ) へき地診療所運営費補助

交付先 檜枝岐村 8,400 千円

(ウ) へき地巡回診療車整備事業

交付先 天栄村 680 千円

(エ) へき地診療所設備整備事業

交付先 磐梯町 7,875 千円

(3) 医師、看護師等の確保と質の向上

ア 医師の確保と定着促進

(ア) 医師臨床研修対策事業

A 臨床研修病院合同ガイダンス開催

全国の医学生を対象とした福島県臨床研修病院合同ガイダンス開催により県内への医師の定着を図るとともに、医師臨床研修指導医養成講習会を開催し指導能力の向上を図った。

B 人材育成・定着促進事業

福島県立医科大学が地域医療を担う中核病院と連携協力し、説明会や研修会を開催するなど、一体的な臨床研修プログラムの作成等に向けた取り組みを行った。

(イ) 女性医師支援事業

A 女性医師等就労環境改善事業

女性医師等の離職防止再就業の促進を図るため、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行う病院に対して補助を行った。

交付先 3病院 1,413 千円

(ウ) 医師定着促進事業

A 地域医療体験研修事業

県南、会津、相双の各地域において、地域医療に関心のある医学生を対象に、へき地診療所等の地域医療の現場視察や地域住民との交流など体験の場を提供し、将来の地域医療の担い手育成を図った。

(エ) 医師確保緊急対策事業

A 専門研修医確保支援モデル事業

交付先 (財)大原綜合病院 4,332 千円

B 自治医科大学卒業生地域医療研修会開催事業

自治医科大学卒業生の県内定着率を高めるため、地域医療研修会を実施した。

C 自治体病院等医師確保研修資金貸与事業

貸与人数 2名

貸与総額 4,800 千円

(オ) ふくしま医師就職支援事業

県内の医療機関で就業を検討している医師との個別相談会や県内の医療機関への視察を実施した。

イ 看護職員等の養成確保対策と質的充実

保健医療の需要に対応した専門職の養成は、県民保健医療の確保上からも重要であることから、看護職員等の養成確保及び質的充実に努めた。

(ア) 県立総合衛生学院における養成

助産学科 18名

看護学科 1年40名 2年30名

歯科衛生学科 1年19名 2年12名

臨床検査学科 1年20名 2年21名 3年21名

(イ) 県立会津若松看護専門学院における養成

看護学科 2年24名 3年28名

(ウ) 看護要員確保事業

A 看護師等養成所運営費補助事業

交付先 福島県厚生農業協同組合連合会外13施設 224,773 千円

B 病院内保育所運営費補助事業

交付先 (医)為進会外29施設 130,987 千円

C ナースセンター事業

委託先 (社)福島県看護協会 11,988 千円

有効求職者数 (ナースバンク登録者数) 523名  
就業者数 42名

D 看護職員定着促進支援事業

看護学校・養成所や就業に関する情報を広く提供し、県内医療機関等における看護職員への定着や再就業を支援した。

県内定着のための普及・啓発事業 パンフレット作成：3,000部、パンフレット配布：県内高等学校等686カ所

看護職再就業支援研修会 開催場所 県内11病院 修了者数 32名

E 地域医療再生看護師定着支援事業

交付先 (財)竹田綜合病院 12,740千円

(エ) 保健師等研修事業

A 保健師助産師看護師実習指導者講習会

看護師等養成所の実習指導にあたる看護職に対して、必要な知識及び技術の習得を目的として講習会を実施した。

委託先 (社)福島県看護協会 期間 平成23年10月3日～平成23年12月2日 修了者数 52名

B 協働推進研修事業

委託先 (社)福島県看護協会 1回(2日間) 修了者数 144名

C 新人看護職員研修

保健師助産師看護師法の一部改正及び看護師等の人材確保の促進に関する法律が改正され、平成22年度から病院等に従事する看護職員の臨床研修が努力義務とされたことから、研修責任者等を養成するための研修会を実施するとともに、病院等が実施する研修への補助を行い、看護の質の向上及び早期離職防止を図った。

研修責任者研修 委託先 (社)福島県看護協会 1回(5日間) 修了者数 51名

教育担当者研修 委託先 (社)福島県看護協会 1回(4日間) 修了者数 71名

新人看護職員研修 交付先 (財)大原綜合病院外35施設 19,380千円

ウ 理学療法士、保健師等の確保と定着促進

(ア) 理学療法士等修学資金貸与

貸与人員 3名

貸与総額 1,296千円

(イ) 保健師等修学資金貸与事業

貸与人員 50名 (新規 35名、継続 15名)  
貸与総額 15,315千円

エ 薬剤師の確保と資質の向上

(社)福島県薬剤師会等が行っている学術研修を支援し、薬剤師の資質の向上を図った。

(4) 医薬品の有効性・安全性の確保

ア 適正な医薬分業の推進

調剤過誤の発生等医薬分業推進上の諸問題を解決するため、関係機関と十分な協議を行うとともに、薬剤師会等と連携した薬局薬剤師の資質向上のための研修等を行った。

イ 面分業の推進とかかりつけ薬局の普及

適正な医薬分業を推進するため、それぞれの医療機関の近隣薬局(門前薬局)に処方せんが集中しない面分業を推進し、患者自身が決めた「かかりつけ薬局」を奨励するとともに、薬局における薬歴管理及び服薬指導が徹底されるよう指導した。

ウ 1 薬局が応需する処方せん発行医療機関数 31.4 施設 (県平均)

ウ 薬局機能情報の提供

県内の各薬局で対応可能なサービス等をデータベース化し、県民が必要とする薬局機能情報をインターネット上で絞り込み検索ができるシステムを管理・運用した。

エ 医薬品等の情報提供

医薬品等の安全性に関する情報収集・伝達・対応の徹底について、医療機関や薬局等を指導した。

オ 薬事衛生思想の普及啓発

保健福祉事務所の薬事相談窓口や各種講習会等を通じて薬事衛生思想の普及に努めた。また、ホームページ等を通して薬に関する情報を提供した。

カ 薬事監視の強化

適切な医療を受ける機会を失わせるおそれのある健康食品等(無承認無許可医薬品・医療機器等)については、インターネットを含む広告の監視、さらには医薬品に該当する疑いの製品の試験検査に基づく監視指導を行った。

また、医薬品等の安全性を確保するため、製造業者等に対する監視の強化を図るとともに、不良品の適切な回収についても、指導の徹底

を図った。

(5) がん医療の推進

ア がん対策の推進

がん検診の精度向上を図るため、生活習慣病検診等管理指導協議会において各がん部会を開催し、各部会提言をもとに、保健福祉事務所による健康増進事業等技術的助言などを行った。

また、医師、診療放射線技師等を対象とした生活習慣病検診等従事者指導講習会を実施し、検診従事者の資質の向上を図った。

その他、がん予防対策の推進等についての検討の場として、健康ふくしま21推進協議会を1回開催した。

生活習慣病検診等管理指導協議会のがん部会 2回開催（胃、乳がん部会）

生活習慣病検診等従事者指導講習会 4回開催（胃、子宮、肺、大腸がん検診）

イ 在宅緩和ケアの推進

(ア) 普及啓発、連携の推進

がん医療地域連携整備事業

県中、県南、会津・南会津、相双、いわき地区で開催

ウ がん医療提供体制の充実

(ア) がん診療連携体制の確保

県内のがん診療連携拠点病院における診療体制の一層の充実を図るため、機能を強化する事業に対して補助を行った。

A 地域がん診療連携拠点病院整備事業

交付先 公立大学法人福島県立医科大学附属病院外6病院 100,238千円

B がん診療連携推進病院整備事業

交付先 いわき市立総合警戒共立病院 7,000千円

(イ) 地域がん登録

地域がん登録整備推進強化事業により、がん患者の罹患の状況を把握した。

委託先 公立大学法人福島県立医科大学 7,471千円

(ウ) がん診療施設整備整備事業

交付先 (財)竹田総合病院外1病院 7,887千円

## 5 子育てを支える社会の推進

### (1) 社会全体で子育てを支援する仕組みの構築

#### ア 子育て支援を進める県民運動

子育て支援を進める県民運動として、民間企業も含めた地域全体での子育て支援や男女共同での子育てなど、子育てしやすい県づくりの気運を盛り上げるため、11月の第3日曜日を「子育ての日」、その前後各1週間を「子育て週間」とし、各部局や市町村、関係団体等と連携しながら広報・啓発活動等を集中的に実施した。

参加事業数 149  
参加者数 43,133名

#### イ 地域の子育て力向上事業

地域の子育て力を向上させ、子育て支援を推進するため、県、市町村及び子育て民間団体が、子育て支援に関する各種事業を実施した。

#### (ア) 地域子育て創生事業

・ 県事業

8件

1,404千円

・ 市町村企画事業

30市町村

補助額 205,970千円

・ 民間団体企画事業

10団体

補助額 4,828千円

#### (イ) 父親の子育て(イクメン)推進事業

行事開催(平成24年3月18日 ユナイテッド・スポーツ・フアウンデーション・キッズパーク) 参加者数 350名

#### ウ 地域の寺子屋推進事業

東日本震災に伴い地域コミュニティの再生が求められていることから、知恵と経験のある方と、子どもとその親が地域の資源を活用して交流する取組を県内各地に拡大した。

・ 避難所・仮設住宅においての寺子屋 17か所 752名参加

・ 地域の寺子屋モデル団体への補助 20団体

・ 寺子屋セミナー 2回 65名参加(郡山市、会津若松市)

・ 祖父のための孫育て講座 2回 40名参加(郡山市、会津若松市)



## エ 子育て応援パスポート事業

企業、地域、行政が一体となって子育て家庭を応援する機運の醸成を図るため、子育て応援パスポート（愛称：ファミたんカード）事業の普及・啓発を行うとともに、協賛店を拡大した。

また、平成22年6月1日から新潟県と新たに連携し、これまで連携を実施している茨城県、栃木県及び群馬県を含めた4県で、同様のカード事業サービスを受けることができるようになった。

(ア) 協賛店数 4,691店（平成24年3月末現在）

(イ) ファミたんカード交付枚数 334,221枚（平成24年3月末現在）

## オ 子育てに関する相談及び情報提供体制の充実

県、各市町村の子育て・子育て支援情報や少子化対策に関する情報をホームページ「ふくしまエゼンネット」等を通して提供・紹介した。

アクセス数 155,215件

また、携帯電話にメールで子育て子育て情報を配信するサービス「iかる福島」を整備した。

## カ 保育所の整備促進等

### (ア) 安心こども基金造成事業

保育所の整備、認定こども園への支援等、子どもを安心して育てることができるよう体制の整備を行うため、基金を造成した。

積立額 6,280,772千円

#### (イ) 安心こども基金事業

##### A 保育所等整備事業

保育所（公立を除く）等の施設整備費を補助した。

保育所等 6市町 7施設 補助額 203,772千円

##### B 保育の質の向上のための研修事業

保育の質の向上のため、保育所等の保育士等を対象とした研修の実施に必要な費用を補助した。

受講者数 715名

##### C 地域子育て創生事業

地域の実情に応じた創意工夫ある子育て支援活動に関する取り組みを支援し、すべての家庭が安心して子育てができるような環境の整備に努めた。

市町村事業 (子ども手当システム改修)	52 市町村		補助額	104,142 千円
〃 (上記以外)	6 市町		補助額	25,419 千円
(ウ) 社会福祉施設整備利子補給事業				
保育所	11 法人	11 施設		
児童養護施設	2 法人	2 施設	補助額	5,203 千円
(エ) 地域保育施設助成事業				
A 入所児童健康診断費助成事業	13 市町	57 カ所	補助額	1,620 千円
B 入所児童支援事業	12 市町	60 カ所	補助額	6,163 千円
C 運営費助成事業	11 市町	66 カ所	補助額	6,073 千円
(オ) 産休等代替職員費の補助事業				
代替職員数	62 名		補助額	17,678 千円

キ 放課後児童健全育成の充実

放課後児童クラブを実施する市町村等に対する運営費等の補助及び障がい児を受け入れている放課後児童クラブに対する指導員の配置に対する運営費の補助を行った。

(ア) 放課後児童健全育成事業				
補助先	39 市町村 1 法人 (231 児童クラブ)		補助額	541,324 千円
(イ) わくわく放課後支援事業				
補助先	9 市町村 (12 児童クラブ)		補助額	3,140 千円
(ウ) 放課後児童クラブ障がい児受入支援事業				
補助先	2 市村 (2 児童クラブ)		補助額	460 千円
(エ) 放課後児童クラブ整備支援事業				
補助先	1 市 (1 児童クラブ)		補助額	285 千円

ク 児童厚生施設等の整備促進

児童館・児童センター及び放課後児童クラブを実施する市町村等に対し、整備費の一部を補助した。

(ア) 児童厚生施設等整備事業

補助先 3市町(児童センター改修1か所、児童クラブ創設3か所) 補助額 43,572千円

(2) 子どもの健全育成のための環境づくりの推進

ア 児童健全育成に寄与する自主的な団体に対する支援

地域組織活動(母親クラブ)への助成を行った。

地域組織活動育成事業

補助先 12市町村(46母親クラブ)

補助額 5,106千円

イ 保育対策の充実

多様な保育需要に対応するため、各種の保育対策の推進を図った。

(ア) 保育対策等促進事業

補助額 374,740千円

A 特定保育事業

4市町 14カ所

B 休日保育事業

4市 4カ所

C 病児・病後児保育事業

5市町 10カ所

D 分園推進事業(経常経費分)

3市町 3カ所

E 保育所体験特別事業

2市 23カ所

F 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

2市 22カ所

G 延長保育促進事業

17市町村 87カ所

(イ) すくすく保育支援事業

地域子育て支援センター充実事業

補助先 1市2カ所

補助額 900千円

ウ 保育所運営費市町村分県費負担金

保育所入所児童の保育に必要な人件費及び事業費、並びに保育所の維持管理費等、保育所における保育の実施に要する費用に係る負担金を交付する。

補助先 35市町村 県負担金額 1,333,254千円

(3) 子育て家庭の経済的支援

ア 母子保健・医療施策の充実

(ア) 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児の慢性疾患のうち治療方法の確立していない特定疾患に罹患している児童に対して医療給付と手帳の交付を行った。

給付人員 970名

(イ) 先天性代謝異常等検査事業

先天性代謝異常症等の早期発見・早期治療を図るため、新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を実施した。

先天性代謝異常症 検査延べ人員 14,685名 患者数2名

先天性甲状腺機能低下症 検査延べ人員 14,723名 患者数3名

(ウ) 新生児聴覚検査普及事業

A 新生児聴覚検査推進会議の開催 年1回

B 新生児聴覚検査の普及・啓発

新生児聴覚検査の必要性や実施医療機関名を掲載したチラシを作成し、市町村の窓口等で該当者へ配布するとともに、県ホームページへ掲載した。

チラシの作成・配布 18,000枚

(エ) 医療援護事業

心身ともに健全な子どもの出生と育成を図るために、必要な医療給付を実施した。

A 育成医療給付

身体に障がいのある児童のうち、確実に治療効果が期待される児童に対しての医療給付

給付人員 234名

B 養育医療給付

身体の発育が未熟のまま出生した乳児で、入院養育の必要な乳児に対しての医療給付

給付人員 167名

(オ) 乳幼児医療費助成事業

乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康増進を図るとともに、子育て支援の一環として市町村が実施する医療費の助成についての必要な経費の一部を補助した。

補助先 59市町村

補助額 854,579千円

(カ) 妊婦健康診査支援基金事業

県に設置した基金により、市町村が妊婦に対し初回から数えて6回目から14回目まで公費負担した妊婦健康診査費用の1/2を補助した。

補助先	59 市町村	補助額	348,362 千円
-----	--------	-----	------------

イ 多子世帯保育料軽減事業

認可保育所及び認可外保育施設を利用する世帯のうち、第3子以降の3歳未満児に係る保育料の一部について、市町村を通じて補助した。

補助先	39 市町村	補助額	73,986 千円
-----	--------	-----	-----------

(4) 援助を必要とする子どもや家庭への支援

ア ひとり親家庭の自立支援

東日本大震災及びそれぞれに続く原子力発電所事故等により生活が更に厳しくなっているひとり親家庭の自立を促進するため、経済的支援、生活支援及び就業支援を実施した。

東日本大震災により親を亡くした子ども（震災遺児等）のいる家庭に対し相談支援を行った。

児童扶養手当等の制度については、制度の趣旨及び手続きの周知徹底等に努め、適正な受給がなされるよう市町村を通じ指導するとともに、原発事故避難住民特例法に基づき避難した受給者等の引き継ぎ業務を実施した。

(ア) 母子自立支援員の活動

母子自立支援員	17 名	相談延べ件数	9,199 件
---------	------	--------	---------

(イ) 母子福祉資金の貸付

貸付件数	295 件	貸付金額	130,586 千円
------	-------	------	------------

(ウ) 寡婦福祉資金の貸付

貸付件数	5 件	貸付金額	2,057 千円
------	-----	------	----------

(エ) ひとり親家庭医療費助成事業

助成延べ世帯数	71,172 世帯	補助額	220,607 千円
---------	-----------	-----	------------

(オ) 母子家庭等自立支援総合対策事業

A 母子家庭等就業支援センター事業

委託料	7,594 千円
-----	----------

B	母子家庭自立支援給付金事業				
	受給者	13名			
C	高等技能訓練促進費等給付金事業				
	受給者	123名			
D	ひとり親就業サポート強化事業				
	委託料	8,880千円			
(カ)	ひとり親家庭等在宅就業支援事業				
	支援ひとり親数	514名	(内被災ひとり親家庭生活再建支援枠によるもの	164名)	
(キ)	震災遺児等家庭相談支援事業				
	相談支援遺児等数	63名			
	手続き援助実施遺児等数	21名			
(ク)	児童扶養手当の認定				
	受給者数	3,383名	(国支給分 6名、県支給分 3,377名)	(平成24年3月末現在)	
	支給額	国支給分 4,141千円	県支給分	1,696,527千円	
(ケ)	特別児童扶養手当の認定				
	受給者数	4,125名	(平成24年3月末現在)	支給額	2,119,885千円
イ	子ども手当の充実				
	子ども手当制度の周知徹底と市町村における事務執行について指導を行い、適正実施に努めた。				
(ア)	児童手当負担金及び子ども手当県負担金(平成23年2月～平成23年9月分) ※子ども手当つなぎ法分				
	支給対象延べ児童数	1,599,065名	県負担金額	2,892,202千円	
(イ)	児童手当負担金及び子ども手当県負担金(平成23年10月～平成24年1月分) ※子ども手当特別措置法分				
	支給対象延べ児童数	783,961名	県負担金額	1,418,901千円	
(ウ)	児童手当県負担金(過年度支払い分)				
	支給対象延べ児童数	166名	県負担金額	352千円	
ウ	療育体制の充実				

保健・医療・福祉・教育・労働の各分野の連携により、障がい児及び発達障がい児・者の早期発見、早期療育から就学までの一貫した総合療育体制の充実に努めるとともに、身近な地域で専門的な療育を受けることができるよう地域における療育体制の整備を支援した。

(ア) 発達障がい者支援センター運営事業

事業実績額 6,185千円 相談件数 1,039件

(イ) 発達障がい地域支援体制強化事業

A 子どもの発達「気づきと支援」推進事業

- (A) 発達障がい児気づきと支援体制整備検討会 開催回数 1回
- (B) 発達障がい児気づきと支援体制整備方部別検討会 開催回数 各1～2回 (保健福祉事務所)
- (C) 発達障がい児気づきと支援体制整備ワーキンググループ 開催回数 市町村部会1回、保育所・幼稚園部会1回  
スクリーニング部会1回
- (D) 福島県発達障がい児「気づきと支援」ガイドライン作成 作成部数 2,500部

B 発達障がい相談推進事業

- (A) 家族のためのワークショップ事業 開催回数 5回 参加者数 70名
- (B) 発達障がい地域支援機能強化事業
  - (a) 発達障がいサポーター事業 (社福) 福島県福祉事業協会外4法人 委託料 3,015千円
  - (b) 発達障がい見地域療育機能強化事業 (社福) 福島県福祉事業協会外5法人 委託料 4,976千円

C 発達障がい地域支援力向上事業

- (A) 支援機関に対する訪問相談支援事業 実施回数 6回
- (B) 発達障がい専門療育力向上事業 開催回数 1回 参加者数 17名
- D 発達障がい者支援センター連絡協議会 開催回数 1回

(ウ) 障がい児(省)地域療育等支援事業の実施

委託先 (社福) 福島県福祉事業協会外7法人 (10カ所) 委託料 27,309千円

(エ) 障害児を育てる地域の支援体制整備事業

個別の支援計画や支援の情報を関係機関で共有し、障がい児の一貫した支援を行う制度を構築のため、県自立支援協議会に子ども部会を設置し、研修会等を開催した。

また、障がい児の一貫した支援を行う支援制度構築のための事業を実施した市町村への補助を行った。

委託先	(社福) 牧人会はなわ育成園	委託料	541 千円
補助先	4 市町村	補助額	694 千円

(5) 妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保

ア 妊娠・出産期等における女性の健康づくり

(ア) 特定不妊治療費助成事業

医療保険の適用とならない体外受精、顕微授精による治療を受けた夫婦を対象に、治療に要した費用の一部を助成した。

助成件数 延べ603件

(イ) 不妊総合相談事業

不妊で悩む夫婦に対し、保健福祉事務所で相談事業を実施した。

各保健福祉事務所での相談 延べ678件

(ウ) 不妊治療普及啓発事業

不妊治療に関心を持つ一般市民を対象にセミナーと個別相談を行った。

開催回数 3回 参加者数 45名 (個別相談者24名)

イ 小児医療体制の充実

(ア) 周産期医療システム整備事業

A 地域周産期母子医療センター等運営費補助事業

周産期医療を担う地域周産期母子医療センター及び周産期医療協力施設に対して運営費補助を行った。

補助先 (財)大原総合病院外4病院 補助額 56,206千円

B 総合周産期母子医療センター運営費補助事業

周産期医療を担う総合周産期母子医療センターに対して運営費補助を行った。

補助先 公立大学法人福島県立医科大学 補助額 19,967千円

(イ) 小児救急医療整備支援事業

小児救急電話相談事業

こどもが夜間に急変した場合、その保護者に対して、処置方法や医療機関等の情報を提供する電話相談を行った。



電話相談利用件数 7,003 件

(6) 次代の親を育成するための環境づくりの推進

ア 思春期における保健対策の推進

(ア) 思春期相談事業

思春期の性の健康問題に適切に対応できる個別相談体制を充実させ、地域全体の思春期の子どもたちが性に関する相談や正しい知識・情報がいっでも得られる体制を強化し、子どもたちの健全な育成を図るため、以下の事業を行った。

A 思春期相談ほっとライン事業

各保健福祉事務所に専用電話機を設置し、電話、面接及びメール相談に応じた。

電話相談 152 件 面接相談 1 件 メール相談 17 件

イ 若者交流促進事業

男女の出会いの場の創出等、若者交流の取組みを促進するため、以下の事業を行った。

(ア) うつくしま若者交流ネットワーク事業

若者交流の取組みを実施している団体の事例発表・意見交換会を開催した。

開催回数 1 回 参加者数 52 名

(イ) 若者交流広報事業

若者交流の取組みを実施している団体や若者交流のイベント等をホームページ「ふくしま若者交流情報ステーション」で紹介した。

掲載イベント数 68 件

(ウ) 企画提案型若者交流活動支援事業

若者交流の取組みを支援するため、6 団体に補助を行った。

補助額 1,080 千円 (地域の寺子屋推進事業の予算を活用。)

6 ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

(1) 人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進

ア 都道府県老人福祉計画・都道府県介護保険事業支援計画の進行管理

老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき都道府県老人福祉計画・都道府県介護保険事業支援計画として、平成 24 年度から平成 26 年

度までの3年間を計画期間とする「第六次福島県高齢者福祉計画・第五次福島県介護保険事業支援計画『うつくしま高齢者いきいきプラン』」の策定を行った。

高齢者福祉施策推進会議 3回  
圏域別連絡会議 県内6方部×2回

イ 障がい及び障がい者に対する正しい理解の促進

障がい者に対する県民の理解と認識を深めるため、障害者週間（平成23年12月3日～9日）の周知・啓発等を行い、障がい者の社会参加の推進を図った。

心の輪を広げる障がい者理解促進事業の実施

応募作品数 心の輪を広げる体験作文106作品、障害者週間ポスター17作品

ウ 情報のユニバーサルデザイン

障がい者社会参加推進センターにおいて障がい者パソコン活用促進事業を実施した。

障がい者パソコン活用促進事業

委託先 財福島県身体障がい者福祉協会外1団体 委託料 203千円

(2) 誰もが人と人とのつながりを感じることができている社会づくりの推進

ア 地域福祉の総合的・計画的推進

ア) 福島県地域福祉支援計画の策定

社会福祉法第108条の規定に基づき都道府県地域福祉支援計画として、「福島県地域福祉支援計画」の進捗管理を行った。

(イ) 地域福祉計画等の策定

策定済み市町村の実施状況など計画策定に係る情報を提供するなど、市町村の計画策定の取り組みを支援した。

(ウ) 市町村社会福祉協議会の育成強化

県社会福祉協議会の巡回指導、研修会等を通して、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動機能の基盤強化を推進した。

(エ) 県社会福祉協議会の育成強化

地域福祉活動の中核を担う県社会福祉協議会の福祉活動指導員等について、「福祉活動指導員及び事務職員設置事業」により支援し、活動機能の強化を推進した。

イ 権利擁護の推進

(ア) 福祉サービス利用援助事業の促進

認知症や精神障がい等により日常生活を営むのに支障がある人の福祉サービス利用等を援助する「日常生活自立支援事業」を実施し、地域での自立した生活を送れるよう支援した。

相談件数 8,967件 契約件数 87件 実利用件数（平成23年度末現在） 257件

(イ) 苦情解決体制の整備

福祉サービスの利用者等からの苦情解決について、第三者機関として公正中立な立場から助言・あっせんを図る「運営適正化委員会」の運営を支援した。

運営適正化委員会本会議 2回 問合せ・苦情受付件数 31件

運営適正化委員会運営監視部会 2回

運営適正化委員会苦情解決部会 6回

(ウ) 福祉サービス第三者評価の推進

公平中立な第三者評価機関による客観的・専門的な評価を受けることで、事業者自らが個々の抱える課題を具体的に把握し、サービスの質の向上へ向けての取り組みを支援する「福祉サービス第三者評価事業」の充実を図った。

福島県福祉サービス第三者評価推進会議 1回

(エ) 高齢者虐待防止ネットワーク体制整備支援事業

全県組織を持つ関係団体や行政組織などによる連絡会議を開催した。

高齢者虐待防止ネットワーク連携会議 1回

ウ 社会福祉法人等の指導・監督

公共性の高い社会福祉事業を実施している社会福祉法人・施設の運営・会計処理等について監査・指導を行い、適正な社会福祉法人の経営及び事業の運営の確保に努めた。

実地指導 9件 監査 278件

エ 県民の福祉活動への支援・参加促進

(ア) ボランティア・NPOへの参加の促進

広報・啓発等を通じ、ボランティア・NPO活動への参加気運の醸成を図るとともに、ボランティアコーディネーター等の人材の育成を支援した。

県ボランティアセンターのボランティアコーディネーター設置人数 2名

(イ) ボランティア活動の拠点機能の強化  
県ボランティアセンターを核とするボランティアネットワークの整備の促進を図った。

(ウ) 県災害ボランティアセンターの設置

東日本大震災の発生に合わせ、県災害ボランティアセンターを設置するとともに、市町村へボランティアコーディネーターを派遣し、市町村ボランティアセンターの設置支援を行った。

オ 生活福祉資金等貸付の促進

低所得者、身体障がい者等に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長を図る「生活福祉資金貸付事業」を実施する福島県社会福祉協議会の取組みを支援した。

生活福祉資金貸付決定件数 1,645 件 678,021,582 円

カ 生活保護の適正な実施

被保護者の生活の援護と円滑な自立を促進するため、関係機関との連携を強化しながら、生活保護の適正な実施に努めた。

○被保護世帯の状況

区分	被保護世帯 (年度平均)	被保護人員 (年度平均)	保 護 率	
			22 年度	23 年度
郡部	1,853	2,346	6.1%	5.6%
市部	11,813	16,223	10.0%	10.3%
合計	13,667	18,569	9.2%	9.3%

※ 保護率＝被保護人員／県人口（％＝千分率）

キ 民生委員・児童委員活動の活性化

援助を必要とする者に相談・助言・情報の提供などを行うため、県内に3,483名（中核市を除く）設置されている民生委員・児童委員に對して、経験年数等に応じた階層別研修を実施するなど、民生委員・児童委員の質の向上を図った。

ク 県立社会福祉施設の運営

県立社会福祉事業団を指定管理者として、次の社会福祉施設の管理運営を委託し、県立社会福祉施設の円滑で効果的な管理運営及び入所者

の処遇の向上に努めた。

○入所施設

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

種 類	施設数	入所定員	入所現員
障害者支援施設 (旧身体障害者更生施設)	1	100	92
障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	4	360	332
知的障害児施設	1	40	33
計	6	500	457

ケ 社会福祉事業者に対する専門的研修の実施

社会福祉事業者等の資質向上を図ることにより施設利用者の福祉をよりよいものにするため、総合的、体系的な研修を実施した。

コ 福祉の人材の確保と資質の向上

(ア) 訪問介護員 (ホームヘルパー)

養成研修事業者の指定と研修事業の承認及び現任研修を通して、訪問介護員 (ホームヘルパー) の確保と資質の向上を図った。

初任者研修・テーマ別技術向上研修・訪問介護適正実施研修修了者数 527 名

(イ) 介護福祉士等修学資金貸付事業

県内における福祉・介護分野への人材の参入を促進するため、介護福祉士等の養成施設において修学する者への修学資金貸付事業を実

施する福島県社会福祉協議会の取組みを支援した。

貸付計画 平成 21 年度～平成 30 年度 平成 21 年度：20 件、平成 22 年度：36 件、平成 23 年度：30 件

貸付原資等事業費 平成 20 年度：287,360 千円、平成 23 年度：629,200 千円

(3) 生活に希望を持ち自らの能力を発揮できる社会づくりの推進

ア スポーツ・レクリエーション活動の推進

多くの高齢者が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、ニュースポーツの普及に努めた。

(ア) うつくしま、ふくしま。健康福祉祭開催事業

ニュースポーツの普及

実施回数 1 回 体験者数 360 名

(イ) 全国健康福祉祭への選手派遣

派遣人数 94名

イ 精神障がい者の地域との交流の促進

精神障がい者に対する地域の理解と協力を得るための啓発及び社会復帰に積極的な役割を果たすための組織の基盤づくりを行った。

(ア) 「障がい者の明るくらし」促進事業

精神障がい者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、また、社会参加等を通じて生活の質的向上が図られるよう、必要な社会参加推進施策を総合的に実施し、精神障がい者に対する県民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進した。

(イ) 精神障がい者社会参加促進事業

精神障がい者を抱える家族に対して、精神病や家族のかかわり方等の理解を促進するため、家族会の活動を支援するとともに、相互に支え合う体制を整備し、精神障がい者の福祉の増進を図った。

委託先 福島県精神保健福祉会連合会

A 家族会活動等の学習事業

開催回数	回数	参加人員	参加人員
	6回		625名

B 家族相談員養成講習会開催事業

開催回数	回数	参加人員	参加人員
	1回		87名

ウ 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

スポーツや文化活動を通じた障がい者の体力増進や積極的な社会参加を促進するため、県障がい者総合体育大会の開催、全国障害者スポーツ大会への選手団派遣、障がい者スポーツ教室の開催など各種のスポーツの振興に努め、自己実現の場を提供した。

(ア) 障がい者スポーツの振興

A 障がい者スポーツ教室の開催

B 第11回全国障害者スポーツ大会選手団派遣事業

(イ) レクリエーション事業

精神障がい者の理解と連携を深めるため、精神障がい者本人・家族及び関係者がレクリエーション等を通じて交流する精神障がい者地域交流会を開催した。

参加人員	332名	開催地	郡山市
------	------	-----	-----

(4) 高齢者を対象とした福祉サービスの充実

ア 介護予防や生活支援のための事業等の充実への支援

高齢者が要支援・要介護状態とならないよう実施する介護予防事業について、市町村の取り組みが充実するよう、市町村の事業評価を行い、市町村への還元等を行った。

介護予防市町村支援事業

介護予防市町村支援委員会の開催

2回

「平成22年度介護予防関連事業評価」の作成・配付

ニュースレターの発行

5回 計 14,320部

イ 認知症の予防・早期発見・早期対応体制の整備

(ア) 認知症予防についての正しい知識の普及啓発

認知症の予防方法や医療機関、相談窓口を掲載した相談先一覧を作成し県民及び関係機関へ配布するとともに、県ホームページへ掲載した。

相談先一覧作成部数 3,500部

(イ) 認知症予防対策体制整備

A 市町村等の認知症予防対策事業への技術支援

県内市町村に対して、県保健福祉事務所による認知症予防対策の情報交換を行うとともに、市町村が実施する住民向け講演会、地域型認知症予防プログラムについての技術支援等を行った。

B 医療機関における認知症の早期発見・早期対応体制整備

認知症の相談及び診療を行う専門医療機関を調査・公表し、ホームページへ掲載した。

もの忘れ相談医（かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者のうち公表同意者） 350名

認知症サポート医養成研修（修了者数） 18名

認知症の専門医療機関数 156カ所

「認知症に関する相談先一覧」の配布部数 3,500部

(ウ) 認知症対策の推進

A 認知症コールセンターの設置

認知症に関する不安や介護の悩みなどに、認知症介護経験者が対応する認知症専用相談窓口を設置した。

相談件数 電話相談 184 件  
面接相談 6 件

B 認知症地域医療・介護連携強化検討会の開催

地域の医療機関と介護に関する関係機関との連携に係る課題を共有し、今後の連携強化の対応策を検討した。

開催回数 2 回

ウ 介護家庭への支援の促進

介護知識や介護技術の普及により介護家族の負担の軽減を図るため、県民介護講座を実施した。

初級介護講座	44 名受講	介護セミナー	1,700 名受講	認知症介護セミナー	78 名受講
介護フロンティア講座	222 名受講	オーダーメイド介護講座	355 名受講	介護実技基本講座	243 名受講
認知症キャラバン・メイト養成研修	126 名受講		認知症キャラバン・メイト交流会		16 名受講
地域介護専門職員研修	335 名受講				

エ 介護保険制度等在宅サービスの情報提供の推進

指定情報公表センター（社会福祉法人福島県社会福祉協議会）のホームページにおいて、介護サービス情報の公表を開始し、制度の普及・啓発に努めた（訪問介護他 11 サービスについて実施）。

オ 地域包括支援センターの機能充実への支援

研修を通して地域包括支援センターの質の確保と充実を図った。

地域包括支援センターネットワーク機能強化研修 県内 2 か所で開催

カ 介護老人保健施設の整備促進

(ア) 介護老人保健施設については、第五次県高齢者保健福祉計画・第四次県介護保険事業計画に基づき、計画的に整備を進めるとともに、医療制度改革に伴う療養病床の再編において、療養病床から介護保険施設等への計画的な転換促進を図った。

H23 年度未整備数（開設ベース、医療療養病床からの転換を除く） 7,270 床 [H23 整備計画数 7,871 床]

※ H23 年度未整備数（開設ベース、医療療養病床からの転換を含む） 7,428 床

(イ) 介護老人保健施設整備資金利子補給事業 補助先 延べ 19 法人 補助額 111,993 千円

(ウ) 病床転換助成事業 補助先 (医)久慈会 補助額 40,000 千円

キ 施設介護サービスの向上



特別養護老人ホームにおける入所者の生活の質向上を推進するため、次の事業を実施した。

特養ユニットケア推進事業

ユニットケア研修の実施（一般社団法人日本ユニットケア推進センター委託）

ク 身体拘束ゼロ作戦の推進

介護保険施設等での身体拘束廃止に向けた取組みを推進するため、次の事業を実施した。

身体拘束ゼロ作戦推進事業

身体拘束ゼロ作戦推進部会の開催 1回

身体拘束相談窓口の設置

ケ 認知症高齢者の総合的支援

(ア) 認知症介護実践者等養成事業の充実

施設等の職員の中から指導者を養成するとともに、指導者が中心となって認知症介護の実践的な研修を実施することにより、認知症介護の質の向上を図った。

指導者養成研修	2名	フォローアップ研修	2名
実践リーダー研修	54名	認知症対応型サービス事業管理者研修	185名
実践者研修	245名	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	60名
		認知症対応型サービス事業開設者研修	7名

(イ) 地域住民等による見守り等の支援

地域住民に対して、認知症についての正しい知識を広めるボランティアの講師役（認知症キャラバン・メイト）の養成等を行った。

認知症キャラバン・メイト養成研修 126名受講 認知症キャラバン・メイト交流会 16名受講

コ 介護職員等たん吸引等研修事業

たんの吸引等の医療的ケアを提供できる人材の養成を行うとともに、制度の充実を図った。

(ア) 介護職員等によるたんの吸引等研修基本研修 2回 180名

(イ) 介護職員等によるたんの吸引等研修指導者養成講習 1回 101名

(ウ) 制度説明会 1回

サ 介護保険制度の円滑な運営

(ア) 介護保険給付等事業

A 介護保険法の規定により、市町村に対し介護給付及び予防給付に要する費用を負担した。

介護給付費負担金（負担割合 施設等分 17.5/100、その他分 12.5/100）

現年度分 19,242,011 千円 過年度分 372,078 千円

B 市町村の介護保険財政の安定的な運営を図るため、県の介護保険財政安定化基金に必要な積立てを行うとともに、財政不足が生じた市町村に対し貸付けを行った。

介護保険財政安定化基金積立金 19,158 千円（貸付償還金 13,365 千円を含む。）

介護保険財政安定化基金貸付金 3 市町村 339,277 千円

C 介護保険制度の導入に伴う激変緩和等の観点から、利用者負担額軽減措置を実施する市町村に対し補助した。

(A) 社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置 24 市町村 補助額 19,519 千円

(B) 離島等地域の特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置 2 市村 補助額 161 千円

(C) 中山間地域等の地域の加算に係る利用者負担額軽減措置 1 市 補助額 7 千円

D 介護保険法の規定により、市町村に対し地域支援事業に要する費用を交付した。

地域支援事業交付金（交付割合 介護予防事業分 12.5/100、その他分 20.0/100）

現年度分 481,801 千円 過年度分 515 千円

E 介護職員の処遇改善等が円滑に進むよう、介護職員の処遇改善に取り組み事業者への助成及び介護施設の開設等に対する支援を行うための基金を造成し、事業を執行した。

介護職員処遇改善臨時特例基金積立金 5,227 千円

介護職員処遇改善臨時特例基金事業（処遇改善交付金分） 補助額 2,479,400 千円

〃（施設開設準備経費分） 補助額 239,317 千円

(イ) 介護保険事業推進事業

A 介護支援専門員養成事業

介護支援専門員実務従事者基礎研修 1 回 213 名

介護支援専門員専門研修（Ⅰ、Ⅱ） 研修Ⅰ 1 回、研修Ⅱ 2 回 延べ 484 名

主任介護支援専門員研修 1 回 126 名

実務研修・再研修・更新研修 前後期各2回 432名

介護支援専門員登録者数（平成23年度分） 317名

B 認定調査員等研修事業

認定調査員研修 9回

介護認定審査会委員研修 8回

主治医意見書説明会 6回

C 要介護認定適正化事業研修会 1回

D 福島県介護保険審査会運営事業 審査請求件数 11件（審査会開催3回）

E 訪問看護支援事業

訪問看護推進協議会開催 2回

コールセンター設置 6箇所 医療材料等供給支援 2方部

(ウ) 介護保険事業指導事業

A 介護保険者指導事業 技術的助言 9市町村（一部事務組合含む）

B 介護サービスクリエーション事業 事業所公表数 4,406件

(エ) サービス提供事業者等に対する指導

介護保険施設等の指導等 集団指導11回 116件

監査（営利法人以外） 5件 182件

(5) 地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援

ア 利用者の主体性確立、情報提供・相談等の利用支援体制とケアマネジメント体制の構築

障がい者の実態に即した適切な援護と相談指導の充実を図るため、障がい者総合福祉センター、保健福祉事務所、児童相談所、社会福祉

施設等関係機関の連携を強化し、活動の充実を図った。

(ア) 市町村地域生活支援事業の実施

実施市町村 59市町村 補助額 288,676千円

(イ) 身体障がい者相談員の設置

設置数 70名

- (ウ) 知的障がい者相談員の設置  
設置数 50名
  - (エ) 障がい者総合福祉センターにおける（身体障がい者）相談・判定の状況  
相談件数 3,014件 判定件数 1,674件
  - (オ) 障がい者総合福祉センターにおける（知的障がい者）相談・判定の状況  
相談件数 1,077件 判定件数 429件
  - (カ) 身体障害者手帳の交付  
新規交付件数 6,215件
  - (キ) 療育手帳の交付  
新規交付件数 542件
  - (ク) 精神障害者保健福祉手帳の交付  
新規交付件数 1,013件
  - (ケ) 障がい者自立生活センター支援事業費補助の実施  
補助先 1カ所 補助額 482千円
  - (コ) 障害程度区分認定調査員等研修事業  
障害者自立支援法に基づき障がい福祉サービスの支給決定の要件となる障害程度区分の認定手続きに携わる認定調査員及び市町村審査会委員に対し研修を実施した。  
認定調査員研修会 1回 市町村審査会委員研修会 1回
  - (サ) 障がい者相談支援従事者研修事業  
従事者養成研修修了者数 187名 従事者現任研修修了者数 53名
  - (シ) サービス管理責任者研修事業  
修了者数 211名
  - (ス) 県自立支援協議会の開催  
開催回数 1回
- イ 施設サービスの充実

障がい者を選択できるサービス提供基盤の充実や入所者・入院者の地域生活移行の推進と施設の地域化を図るため、障がい保健福祉圏域毎の整備状況を勘案しながら社会福祉施設等の整備を行った。

(ア)	社会福祉施設整備事業				
A	障害者自立支援基盤整備事業				
	補助先	(社福) けやきの村	外 18 法人	補助額	311,821 千円
B	障害者自立支援基盤整備事業 (障害者就労訓練設備等整備事業)				
	補助先	(社福) 育成会	外 3 法人	補助額	25,729 千円
C	自立支援法施設整備事業				
	補助先	(社福) 会津療育会		補助額	13,464 千円
D	耐震化等整備事業				
	補助先	(社福) 陽光会	外 1 市 3 法人	補助額	159,025 千円
(イ)	障がい児(省)施設利用者への給付				
A	障がい福祉サービス事業所及び障がい者支援施設 (旧法施設を含む)				
	実施市町村	58 市町村		負担額	3,480,302 千円
B	児童福祉施設 (障がい児入所関係)				
	21 施設				
(ウ)	社会福祉施設整備資金利子補給事業				
	補助先	(社福) 鮫川福祉会	外 12 社会福祉法人	補助額	8,004 千円
(エ)	県立障がい者福祉施設管理運営委託事業				
	福島県ひばり寮外 5 施設				
	委託先	(社福) 福島県社会福祉事業団		委託料	322,670 千円
(オ)	精神障がい者社会復帰施設運営事業				
	精神障がい者の社会復帰を促進するため、法定の社会復帰施設の運営費について補助を行った。				
	補助先	6 施設		補助額	127,284 千円
(カ)	精神障がい者社会復帰施設整備利子補給事業				

精神障がい者社会復帰施設の施設整備を支援・促進するため、独立行政法人福祉医療機構からの借入金の利子を補給した。

補助先 (社福) 郡山コスモス会外1 社会福祉法人 補助額 465 千円

ウ 障がい者地域生活移行支援事業

施設に入所している身体障がい者や知的障がい者又は精神科病院に社会的入院を余儀なくされている精神障がい者の地域生活への円滑な移行及び地域定着を支援して、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人もない人も同じように地域で生活できる支援体制を整備した。

(ア) 県自立支援協議会に地域生活支援部会を設置して、障がい者の地域生活移行及び定着を支援した。

(イ) 精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業により退院可能な精神障がい者への退院支援を行った。156名支援 32名退院

(ウ) 障がい者の地域生活に向けて、精神障がいに対する理解促進の啓発や地域移行支度経費支援事業等の基盤整備事業を実施した。

(エ) 居宅生活を行っている精神障がい者のうち、未受診、受療中断等、自らの意思により受診できない者で、日常生活上の危機が生じている者に対して、医師、看護師、精神保健福祉士、相談支援事業者、ピアサポーター等によって構成される多職種チームにより、危機介入包括支援を行った。

委託先 医療法人安積保育園附属あさかホスピタル (県中)、財団法人竹田綜合病院 (会津)

エ 障がい者地域生活移行自立サポート事業

障がい者の地域生活移行を進めるに当たり、入所、入院が長期化していることから、地域生活体験事業を実施した。

体験者数 身・知 14名

延べ日数 身・知 288日

オ 在宅障がい者の日常生活向上の各種事業の推進

(ア) 障がい福祉サービス等給付事業(在宅系)の実施

A 居宅介護等

実施市町村 54市町村 負担金 338,083千円

B 短期入所

実施市町村 49市町村 負担金 53,262千円

C 児童デイサービス

実施市町村 53市町村 負担金 190,811千円

D	共同生活援助等								
	実施市町村	55 市町村						負担金	331,607 千円
E	相談支援事業								
	実施市町村	19 市町村						負担金	3,154 千円
カ	在宅障がい者の家庭における介護を推進するための各種事業を実施								
	ア) 心身障害者扶養共済制度の運営								
		加入口数	971 口					年金受給者数	923 名
	イ) 重度心身障がい者医療費補助事業								
		補助先	59 市町村					補助額	2,021,351 千円
	ウ) 重度心身障がい者に対する治療材料の給付 (在宅重度障がい者対策事業)								
		補助先	49 市町村					補助額	13,050 千円
	エ) 人工透析患者通院交通費補助事業の実施								
		補助先	50 市町村					補助額	21,925 千円
	オ) 特別障害者手当等の支給								
		支給件数	延べ 6,489 件					支給額	137,405 千円
	カ) 更生医療費の一部負担								
		給付件数	798 件					給付額	336,217 千円
	キ) 身体障がい児者補装具の交付・修理								
		給付額						給付額	103,706 千円
	ク) 障害者介護給付費等不服審査会の設置								

市町村の行う介護給付費等に係る処分に対する不服審査請求の事件を審査した。

開催回数 4 回

キ 障がい者のためのリハビリテーションシステムの構築

障がい者生活訓練事業を実施し、家庭及び社会において日常生活を送るために必要な諸能力について訓練指導を行うことにより、障がい者の社会参加の促進を図った。

- (ア) 障がい者生活訓練事業  
 委託先 財福島県身体障がい者福祉協会 委託料 471 千円
- (イ) 中途失明者緊急生活訓練事業  
 中途失明者が日常生活を送るうえで必要とされる諸能力について、訓練指導を実施した。  
 ク 障がい者の就労促進  
 「障がい者工賃向上プラン」に基づき、授産施設等福祉的就労の場における障がい者の工賃水準の向上を図るため、障がい者工賃向上支援事業等を実施するとともに、障がい者就業・生活支援センターを設置し、障がい者の一般就労への移行と定着の促進を図った。  
 また、障がい者の福祉資格取得の支援を行った。
- (ア) 障がい者工賃水準底上げ事業  
 A 経営改善ワークショップ事業  
 施設全体で経営改善に取り組む事業所を対象に、職員同士が学び合いながら共に目標達成を目指すワークショップを行った。  
 委託先 福島県授産事業振興会 委託料 7,541 千円
- B 工賃向上計画進行管理事業  
 障がい者工賃向上プラン推進会議を開催し、工賃向上計画の進行管理を行った。
- (イ) 授産振興対策事業  
 アンテナショップの設置事業などを行う授産事業支援センター助成を行った。  
 補助先 福島県授産事業振興会 補助額 5,153 千円
- (ウ) 障がい者就業・生活支援事業  
 委託先 6 社会福祉法人 委託料 37,538 千円
- (エ) 小規模作業所緊急支援事業  
 補助先 福島県障がい者関係団体協議会（作業所数2カ所） 補助額 2,200 千円
- (オ) 精神障がい者社会適応訓練事業  
 回復途上にある在宅精神障がい者で就労意欲のある者を、登録した協力事業所に一定期間訓練を委託し、その円滑な社会復帰を支援した。

委託対象人員 5 名 訓練日数 197 日



ケ 視覚障がい者生活支援センター事業

視覚障がい者の日常生活を支えるため、視覚障がい者生活支援センター事業を実施した。

委託先 (社)福島県盲人協会 委託料 2,152 千円

コ 指定障害福祉サービス事業の円滑な運営

サービス提供基盤の整備促進

指定障害福祉サービス事業所等の指導等 実地指導 35 件 集団指導 1 回

(6) DV、虐待防止及び被害者等の保護、支援

ア 女性保護事業の積極的展開と相談援助体制の充実

ドメスティック・バイオレンス (DV) 被害女性などの要保護女子の早期相談体制の充実を  
女性のための相談支援センターをはじめとする 8 カ所の DV センターにおいて利用者の自立に向けた支援を行った。

(ア) 女性相談員の活動

相談員 9 名 相談件数 5,183 件

(イ) 女性のための相談支援センター相談業務

相談件数 1,790 件

(ウ) 福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議開催事業

連携会議構成機関 32 機関 1 回開催

(エ) 女性のための相談支援センター事業

A 緊急避難支援事業

実施回数 1 回 実人数 1 名

B 外国人入所者自立支援促進事業

実施回数 10 回

C 自立支援入所児童すこやか保育事業

生活指導補助員 (保育・学習業務) 3 名配置

D 婦人保護施設退所者の自立生活援助事業

対象者 12 名 指導回数 11 回

E 夜間・休日の相談体制充実強化事業

実施箇所 女性のための相談支援センター 9：00～21：00

F ボランティア協働事業

主な業務 女性相談、心理ケア、保育学習指導、健康管理等

G D V対応等相談機能向上のための研修

実施回数 3回

H 女性相談支援専門員設置

法律・医療・福祉 各1名

I 心のケアのための精神科医（嘱託医）の配置

実施回数 6回 実人数 6名

(オ) 一時保護人員（同伴児童を含む。）

77名 延べ人員 1,413名

(カ) 婦人保護施設入寮人員（同伴児童を含む。）

26名 延べ人員 1,881名

イ 児童相談指導の充実

各児童相談所に児童虐待専門職員を配置し、処遇困難ケースへの対応や要保護児童対策地域協議会の設立・運営などの援助を通じて児童虐待の早期発見から被虐待児の自立に至るまでの支援を行った。

(ア) 児童相談所における相談及び一時保護（中央・県中・会津・浜児童相談所）

相談受付件数 6,042件

一時保護児童数（対応数） 実人数 316名 延べ人数 10,033名

(イ) 児童福祉法第26条及び第27条の措置の状況

訓戒・誓約 13件 児童福祉司指導 69件

施設入所・通所等 114件 里親委託 52件

(ウ) 要保護児童の指導訓練

3歳児精神発達精密健康診査 32件

1 歳 6 か月児精神発達精密健康診査

6 件

(エ) 家庭支援相談指導

子どもと家庭テレフォン相談

522 件

ウ 児童虐待対策の推進

社会問題でもある児童虐待について総合的対策を推進した。

(ア) 児童見守り力強化支援事業

保育従事者等研修の実施

1 回

参加人数

23 名

(イ) 児童虐待未然防止対策事業

民間団体と連携強化事業の実施

民間団体（CAP）のプログラムを利用して、子どもへの暴力の未然防止のためのワークショップを実施した。

開催回数

1 回

参加人数

20 名

(ウ) カウンセリング強化事業

実施回数

48 回

対象延べ人数

191 名

7 誰もが安全で安心できる生活の確保

(1) 生活衛生水準の維持向上

近年の社会経済情勢の変化に伴って、県民の生活様式も大きく変化してきたが、快適かつ安全で安心できる生活環境の確保を求める県民ニーズに適切に対応するため、衛生的な生活環境確保対策の推進に努めた。

ア 衛生水準確保の指導と正しい知識の普及啓発

衛生教育の実施 開催回数 28 回

イ 家庭用品の安全確保のため、家庭用品の試買検査の実施

検査件数 74 件

ウ 生活衛生関係営業の衛生水準の向上及び経営の健全化と振興

(ア) 生活衛生関係営業施設の改善向上、経営の健全化に向けた指導及び助成を行うため、(財)福島県生活衛生営業指導センターを通じて、各種事業を実施し衛生水準の維持向上に努めた。

生活衛生営業経営指導事業費補助

（助）福島県生活衛生営業指導センター 補助額 23,024 千円

(イ) 生活衛生関係営業施設への監視及び指導を行い、公衆衛生の向上に努めた。特に、レジオネラ症発生防止対策として、公衆浴場、旅館業等への重点監視を実施し、改善指導に努めた。

生活衛生関係営業施設の監視	監視対象施設数	8,440 施設	監視件数	1,828 件
うち、レジオネラ症発生防止対策にかかる重点監視	監視対象施設数	2,488 施設	監視件数	1,041 件

(2) 安全な水の安定的な確保

県民の生活を支えるライフラインとしての機能を確保するために、水道事業者等が行う災害や事故に強い水道施設の整備事業に対して支援し、水道の効率的な整備及び適正な管理の推進を図るとともに、水道普及率の向上を図り、衛生的な生活環境の確保に努めた。

ア 水道施設の整備促進

県内の水道普及には市町村によって格差が見られ、とりわけ財政基盤の脆弱な市町村の整備が他の市町村に比べ大幅に遅れていることから、財政基盤が脆弱で低普及率の市町村が行う施設整備に対し支援を行った。

簡易水道等施設整備事業補助

補助先 2 町村 補助額 6,616 千円

イ 水道施設の適正管理

供給される水道水の安全性を確保するため、法令等に基づき水道施設への立入検査を行い、施設の適正管理について指導を行った。

(ア) 上水道 監視対象施設数 29 施設 監視件数 33 件

(イ) 簡易水道 監視対象施設数 155 施設 監視件数 149 件

ウ 水道災害復旧の指導・監督

東日本大震災及び新潟福島豪雨で被災した水道事業体に対し、指導・助言を行った。

(ア) 東日本大震災関係

災害査定対象事業数 35 事業(24 市町村、4 企業体) 被害額 2,618,769 千円

(イ) 新潟福島豪雨関係

災害査定対象事業数 9 事業(5 市町村) 被害額 230,387 千円

(3) 食品等の安全性の確保

## ア 「食」の安全の確保

食品等の安全性を確保するため、「福島県食品安全確保対策プログラム」に基づいて、消費者の視点を重視し、生産から流通、消費に至る一貫した食品安全確保対策に努めた。

また、食品の多種多様化、流通の広域化に対応するため、「福島県食品衛生監視指導計画」に基づいて、食品衛生監視体制の充実と営業者による自主管理体制の確立を図るとともに、食品の安全に関する苦情や相談に対する総合的な窓口の設置のほか、食の安全に関するリスクコミュニケーションの実施により、県民への情報の提供に努めた。

(ア) 監視対象施設数	51,701 施設
(イ) 監視件数	18,101 件
(ウ) 食品等の収去検査件数	525 件
(エ) 営業者及び消費者等に対する衛生講習会	実施回数 224 回 (うち消費者等： 19 回) 受講者数 7,395 名 (うち消費者等： 543 名)
(オ) 食品衛生「出前講座」(再掲)	実施回数 80 回 受講者数 2,758 名
(カ) 小・中学生の食の安全教室	実施回数 100 校 受講者数 4,775 名
(キ) 食品安全 110 番の受付件数	5 件
イ 食品安全対策の推進	
市場等に流通する食品等についての安全性の確認を行うため、各種の検査を実施した。	
(ア) 食品添加物の検査	107 検体
(イ) 食品等の腸管出血性大腸菌実態調査	39 検体
ウ 食肉衛生検査の推進	
「と畜場法」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づいて検査を実施し、食肉の安全確保に努めた。	
(ア) と畜場数	1 施設
(イ) と畜検査頭数	25,720 頭
(ウ) と畜場における病原微生物等モニタリング検査	56 検体

(エ) 検査対応食鳥処理場 2施設

(オ) 検査羽数 4,943,993羽

(4) 人と動物の調和ある共生

ア 動物愛護思想と適正飼養の普及啓発

飼い犬のしつけ方教室の開催や、小学校への保健福祉事務所獣医師派遣により、動物愛護や適正飼養についての啓発等を行うなどとして、広く県民の間に動物愛護の気風を醸成するとともに、人と動物が共生できる社会環境の確保に努めた。このほか、ペットシヨップなどの動物取扱業への立入指導を実施し、展示動物の健康及び安全の保持にも努めた。

(ア) 飼い犬のしつけ方教室	開催回数	12回	受講者数	63名
(イ) 獣医師の小学校派遣	実施校数	31校(延べ37回)	受講児童数	1,337名
(ウ) 動物取扱業者に対する監視指導	監視対象施設数	268施設	監視件数	135件

イ 特定動物による危害防止事業

特定動物の飼養施設に対する許可及び立入指導を実施し、特定動物による事故の発生防止に努めた。

監視対象施設数	76施設	監視件数	155件
---------	------	------	------

ウ 動物由来感染症の予防対策の推進

狂犬病などの動物由来感染症を予防するため、犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底を図るとともに、放置犬等に対する指導取締を実施し、犬による危害の防止に努めた。

(ア) 畜犬実登録頭数	78,636頭
(イ) 狂犬病予防注射頭数	52,434頭
(ウ) 放置犬等の捕獲頭数	739頭

(5) 健康危機管理の強化

ア 健康危機管理の体制整備

(ア) 緊急連絡体制の確保 電話配備 8台

(イ) 健康危機管理研修会 1名派遣

イ 試験検査体制の充実強化

(ア) 検査体制・検査機器の整備

衛生研究所微生物課及び理化学課及び県中支所に検査機器を整備した。

(イ) 技術研修の充実強化

高度な技術を要する検査に対応するため、衛生研究所職員及び中核市の保健所職員等の検査担当者に研修（細菌コース、理化学コース等）を実施した。

年4回

(ウ) 試験検査・調査研究体制の整備

衛生研究所を中核とし、関係各課、各保健福祉事務所、さらにはその他の研究機関と連携することにより、試験検査・調査研究体制の整備充実を図った。

(エ) 精度管理の充実強化

検査精度の維持向上のため、外部精度管理調査へ参加するとともに内部精度管理の強化を図った。

ウ 情報ネットワークの構築

ホームページを開設して、保健・医療・福祉に関する情報提供を行った。

保健・医療・福祉関係ホームページへのアクセス件数 1,112,042 件

## Ⅶ 商 工 労 働 部

### 1 総説

平成23年度の本県経済については、東日本大震災による工場設備や生産設備、店舗等が大きな被害を受けたほか、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、周辺地域の多くの企業が営業休止状態となったことなどから、生産活動や個人消費が大きく落ち込んだ。また、雇用情勢も、震災等に伴う解雇や休業により、多くの離職者が発生するなど、非常に厳しい状況が続いた。さらに県内全域で風評被害や自粛ムードが広がり、観光客の減少や県産品の取引の減少など、地域経済は深刻な状況が続いた。

このような経済・雇用情勢に対応するため、事業の再開・継続に向けた被災中小企業の施設等の復旧・整備に対する補助、金融面からの支援として制度資金の創設や利子補給事業の実施、基金を活用した緊急雇用創出事業、観光復興のための緊急観光復興キャンペーン事業など、国、市町村、関係団体等と連携しながら復興を支援するための各種対策を実施した。

#### I 中小企業の復旧・復興事業

#### II 企業誘致の推進

#### III 新たな時代をリードする産業の創出

#### IV 観光交流の促進

#### V 雇用の維持・確保

### 2 中小企業の復旧・復興事業

#### (1) 施設・設備等の復旧支援

##### ア 中小企業等復旧・復興支援事業

東日本大震災により被害を受けた中小企業者等が事業を再開・継続する場合に、空き工場・店舗等の借上費用や工場・店舗等の建替・修繕費用等を補助することにより、地域経済の早期復興を図った。

23年度実績	交付決定件数	1,594件	金額	5,339,127千円
--------	--------	--------	----	-------------

##### イ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

中小企業等グループによる一体的な復旧・復興を促進するための補助を実施し、事業の再開・継続に向けた支援を行った。



1次募集	認定15グループ	交付決定額	103億円
2次募集	認定43グループ	交付決定額	180億円
3次募集	認定28グループ	交付決定額	106億円
	合計86グループ		389億円

(2) 県有施設・設備の復旧

ア ものづくり企業支援設備復旧事業

県内製造業の支援拠点であるハイテクプラザの設備等について震災により破損したものを点検調整、修繕又は更新を行った。

点検調整34点 修繕25点 更新1点

イ 職業能力開発施設等の復旧

(ア) 県有施設設備修繕・復旧事業

落下、転倒により破損したテクノアカデミー郡山の訓練機器47台を更新した。

(イ) 短大校施設設備整備事業

落下、転倒により破損したテクノアカデミー浜の訓練機器56台を修繕し、1台を更新した。

(ウ) 能開校施設設備整備事業

テクノアカデミー郡山の建物修繕設計委託及び建物修繕工事と、テクノアカデミー浜の建物、設備修繕を行った。

また、地震により破損したテクノアカデミー浜の訓練機器19台を修繕し、1台を更新した。

(エ) 技能尊重推進実施経費

ものづくり支援センターの建物修繕設計を行った。

(3) 経営・金融支援

ア 県制度資金等による経営力強化の支援

(ア) 中小企業制度資金貸付金

東日本大震災により被災した県内中小企業の資金繰りを支援するため、県中小企業制度資金において平成23年3月より「震災対策特別資金」を、同年6月より「ふくしま復興特別資金」を創設し、中小企業の復旧・復興を支援した。

・融資実績	震災対策特別資金	2,603件	融資金額	50,529,385千円
	ふくしま復興特別資金	10,404件	融資金額	182,632,070千円

(イ) 制度資金利活用の推進（保証料補助）

震災対策特別資金及びびくしま復興特別資金を利用する中小企業の信用保証料負担を軽減するため、県制度資金の保証料率を引き下げ、その差額分の補助を行った。

・補助先 福島県信用保証協会 補助金額 341,624千円

(ウ) 制度資金利活用の推進（利子補給）

震災対策特別資金及びびくしま復興特別資金を利用する中小企業の利子負担を軽減するため、融資後3年間分について利子補給を行うこととした。

・補助先 中小企業者 補助金額 1,174,938千円

(エ) 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金

東日本震災で被災し施設・設備の整備を行った中小企業者等に、（公財）福島県産業振興センターを通じて必要な資金（長期・無利子）を貸し付けた。（県からセンターへの貸付金 2,300,000千円）

・貸付決定実績 24件 貸付決定金額 1,260,700千円

(オ) 中小企業高度化資金貸付金（災害復旧）

過去に高度化資金の貸付を受けた事業者等に対して、罹災した事業用資産の復旧を図るため、必要な資金を貸し付けた。

・貸付決定実績 8件 貸付決定金額 179,175千円

(カ) 特定地域中小企業特別資金

原子力災害に伴い、避難区域の設定により移転を余儀なくされた中小企業者等が県内移転し事業再開する場合や、事業者が解除された地域に帰還し事業継続する場合に、（公財）福島県産業振興センターを通じて長期・無利子の資金を貸し付けた。

（県からセンターへの貸付金 42,100,000千円）

・貸付実績 533件 貸付金額 10,023,760千円

(キ) 福島産業復興機構出資金

甚大な被害を受けた県内中小企業者等の二重債務問題に対応するため、福島産業復興機構に対し、中小企業の抱える震災前の既往債務を金融機関から買い取るための費用を出資した。

・出資先：福島産業復興機構（平成23年12月28日設立）

・出資総額 100億円（中小機構 80億円、県 5億円、県内に本店を持つ地方銀行、信用金庫、信用組合等 15億円出資）

・平成23年度実績 100,000千円

※福島県産業復興相談センターの相談状況

・相談受付期間 平成23年11月30日～平成24年3月30日

・相談実企業数 136件（浜通り 79件、中通り 48件、会津 9件）

(4) 産業クラスターの形成

ア 産学官ネットワークの強化

(ア) ふくしま産学官連携推進事業

ふくしま型産業クラスター形成を図るため、新製造技術、IT、環境、食品、再生可能エネルギー分野で企業・大学等との連携を促進する産学官連携フェアを開催したほか、産学官連携アドバイザーを委嘱し、指導・助言を行った。

・ふくしま産学官連携フェア（12月6日福島ビューホテル）参加者 180名

・産学官連携アドバイザー 実施数 8回

(5) 技術革新の推進

ア 新たな事業の展開に対する支援

(ア) インキュベートルーム（起業支援室）運営事業

ソフト系IT分野を中心とした創業者を対象に、コラッセふくしま内に開設したインキュベートルームにおいて、活動場所等の安価な提供や専門の支援員による経営診断・助言の提供など、ハード・ソフト両面からの一体的な支援を行った。

・支援企業数 21社

・委託先 特定非営利活動法人福島県ベンチャー・SOHO・テレワーカー共働機構 委託金額 21,961千円

(イ) 郡山地域高度技術産業集積活性化推進事業

郡山地域における新事業の創出を促進するため、「郡山地域高度技術産業集積活性化計画」に基づき、本地域に集積された新事業創出資源を最大限活用しながら、重点4分野（情報通信関連、医療・福祉関連、環境関連、新製造技術関連）を中心に積極的な振興を図った。

・補助先（公財）郡山地域テクノポリス推進機構 補助金額 8,774千円

イ 革新的な技術の創出への支援

(ア) ハイテクプラザ試験指導普及事業

県内中小企業からの製品開発や生産活動等から派生する技術的な諸問題の解決を図るとともに、依頼試験の実施やハイテクプラザの施

設・設備を開放することにより、県内企業の技術開発や新商品開発を支援した。

・技術相談 5,137件 ・依頼試験 3,369件

(イ) 科学技術振興事業

県内産業界が抱える課題や技術ニーズをいち早く的確に把握し、今後ハイテクプラザが研究すべき技術課題、研究テーマを策定するとともに、経済環境の変化に適合したハイテクプラザの技術指導の在り方や運営体制、運営上の諸問題を検討し、技術支援体制の整備を図った。

(ウ) ふくしま森の科学体験センター事業

科学技術の振興、須賀川テクニカルリサーチガーデンの支援のため、ふくしま森の科学体験センター（ムシテックワールド）の管理・運営主体となる財ふくしま科学振興協会に対して、事業費の補助を行った。

・補助先 財ふくしま科学振興協会 補助金額 10,500千円

ウ 知的財産戦略への支援

(ア) 知的財産「ふくしま宝の山」事業

本県の中小企業が保有する技術の利用促進と競争力のある独自の商品の開発促進に向け、県内の知的財産に関する機関の連携によるプラットフォームを活用し、県内産業基盤の強化を図った。

・関係機関による連携支援案件 10件

(イ) 知的財産活用推進事業

A 知財巡回相談会

弁理士が、特許、意匠、商標等知的財産に関する相談に無料で応じるとともに、企業等が保有する未利用特許等を活用し、技術移転・特許流通の促進を図った。

・開催回数（相談人数） 12回（16人）

B 特許電子図書館情報有効活用事業

特許庁の開設した特許電子図書館の利用促進を図るため、（一社）福島県発明協会に設置した専用線利用の情報端末を利用して、県内中小企業等に対し特許情報の検索技術の指導及び特許情報の加工・提供を行った。

また、インターネットを活用した、特許電子図書館（IPDL）の検索体験講習会を行った。

・3市で4回開催。32名の参加

## C 発明奨励事業

発明考案の奨励、創意工夫の高揚及びこれらの実用化を促進することにより、科学技術の振興を図るため、福島県発明展の開催や市町村発明展の支援を実施している（一社）福島県発明協会に対して事業経費の一部を補助した。

・第57回福島県発明展 来場者数 734人 出品数 267点

### (6) 輸送用機械・半導体関連産業等の振興

#### ア 輸送用機械・半導体関連産業の振興と連携支援

##### (ア) 輸送用機械関連企業集積促進事業

産学官で構成する福島県輸送用機械関連産業協会の事業活動を通じて、同産業の集積状況を県内外に示すとともに、各種セミナー等により情報提供や企業間の交流、連携強化を図った。

・協議会会員数 企業 333社 団体 31団体 (H24.3.31現在)  
・セミナー等開催回数 1回

##### (イ) 輸送用機械関連産業連携事業

とうほく自動車産業集積連携会議に参画し、展示商談会等による企業間の交流・取引拡大を促進し、本県の輸送用機械関連産業の振興を図った。

・商談会開催回数 1回

##### (ウ) 半導体関連産業クラスター育成支援事業

半導体関連産業の一層の集積を促進するため、産学官が連携した福島県半導体関連産業協議会を中心として、展示会への出展、研究会の開催、取引拡大や新製品開発のためのコーディネート活動等を行った。特に展示会出展については、半導体関連展示会としては最大規模のセミコンジャンパンに協議会として出展し、参加企業（4社）をはじめ、福島県の半導体関連技術等についてのPRに努めた。

### (7) 受注拡大や取引拡大の取組支援

#### ア がんばれ福島！産業復興・復旧支援事業

##### (ア) 福島県展示会等出展支援事業

中小企業の取引拡大を支援するため、全国規模の展示会等に出展する事業者への補助を実施した。

・補助先 59件 補助金額 19,450千円

##### (イ) ものづくり復興支援事業

被災した県内企業をハイテクプラザが研究員が訪問し、現場の状況に応じて必要な技術的助言やサポートを行った。

- ・巡回支援 576社 技術開発 25テーマ 現場支援 50社

(8) 風評被害対策

ア 放射能測定事業

工業製品や加工食品の風評被害に対応するため、ハイテクプラザ及びハイテクプラザ各技術支援センターにおいて、工業製品の残留放射線測定と加工食品の放射能検査を実施した。

- ・工業製品残留放射線量測定 5,181検体
- ・加工食品放射能検査 1,208検体

(9) 農商工連携等による地域産業6次化の推進

ア ふるさと産品振興事業

(ア) ふくしま・ふるさと産品振興事業補助金

本県の物産振興を推進するため、(財)福島県観光物産交流協会が行う普及・販路拡大事業及び情報収集・提供事業の支援を行った。

- ・補助金額 6,587千円

(10) 県産品のブランド力の向上

ア 商品力の向上

(ア) 県産品の魅力up！販路開拓プロジェクト

A 商品力向上・定番化支援事業

(財)福島県観光物産交流協会が行った第三者機関「バイヤーズ食セレクション」や首都圏におけるテストマーケティングの評価結果の対象事業者へのフィードバック及び販路開拓コーナーデザイナーによる商品、製造、販売等に係る総合的な助言による県産品の商品力向上上及び定番化に向けた取組を支援した。

- ・バイヤーズ食セレクション 22社25品目
- ・テストマーケティング 5社5品目

(イ) 県産品販路開拓事業

A 首都圏アンテナショップ運営事業

首都圏における県産品の流通拡大と県産品情報の発信、市場情報の収集を目的として設置した首都圏アンテナショップ「ふくしま市

場」の管理・運営を行った。

・ふくしま市場売上 181,101千円 (前年比122.4%)

(ウ) ふるさと産品振興事業

A 伝統的工芸品産業振興事業補助金

伝統的工芸品産業の振興を図るため、市町村、産地組合、グループ等が行う販路拡大、新商品・新技術開発事業を支援した。

・補助先 3団体 補助金額 1,781千円

イ 国内における販路の拡大

(ア) 県産品ブランド力向上戦略事業

A 県産品イメージ向上愛着化推進事業

雑誌等を活用した情報発信や首都圏及び県内での各種プロモーションを展開した。

・雑誌 3誌4回 新聞 1紙1回 TV 2局2回

B ふくしま食材・My産地化推進事業

生産者と料理人との関係を構築するために、料理人を産地に招へいた。

・産地見聞会 2回

・創作メニューレシピの作成とアンケートの実施 1回

C ふくしま復興応援 観光・地場産品フェア

伝統的工芸品月間国民会議全国大会が会津若松市内で開催されるのに合わせ、観光客の増加及び県産品の販路拡大を図るため、「ふくしま復興応援 観光・地場産品フェア」を開催した。

・平成23年10月29日(土)～10月30日(日) 会津総合運動公園 あいづドーム及び会津アピオ アピオスペース

・出展事業者 30社 入場者数 27,150人

(イ) 県産品販路開拓事業

A 物産展開催事業

優良県産品の紹介と販路拡大を図るため、東京都内において観光と物産展を開催した。

・平成24年2月23日(木)～2月29日(水) 東急百貨店東横店

・出展事業者 60社 売上 66,940千円

## B 物産館事業

県産品の展示・紹介の場である「福島県観光物産館」の業務運営等を行った。

- ・福島県観光物産館売上 330,004千円 (前年比134.3%)

### (ウ) 県事務所物産振興事業

東京、大阪、名古屋及び北海道の各事務所において県産品の紹介・宣伝及び販路拡大を図った。

### (エ) ふるさと産品振興事業

#### A 大型食品展示会等活用事業

(A) スーパーマーケット・トレードショー2012に本県のブースを出展し、販路の拡大を目指して県産品のPRを行った。

- ・平成24年2月1日(水)～2月3日(金) 東京ビッグサイト
- ・出展事業者 24社 商談件数 401件

(B) フードックスジャパン2012に本県のブースを出展し、販路の拡大を目指して県産品のPRを行った。

- ・平成24年3月6日(火)～3月9日(金) 幕張メッセ
- ・出展事業者 10社 商談件数 155件

#### B 北海道ふくしま観光と物産フェア開催事業

就航先である札幌からの効果的な誘客を図るため、観光物産展を開催した。

- ・平成23年9月1日(水)～9月6日(火) さっぽろ東急百貨店
- ・出展事業者 45社 売上 34,455千円

### (オ) 観光誘客特別対策事業

#### A がんばろうふくしま！県産品緊急発信事業

県内事業者が、首都圏等の県外で開催される復興応援イベントに出展する場場合に、出展経費の助成を行った。

- ・助成対象者 延べ242社

### ウ 海外における販路の拡大

#### (ア) 県産品の魅力up！販路開拓プロジェクト

##### A 「日本酒王国」県産SAKE韓国市場輸出促進事業

県産品の安全性について情報発信するとともに、韓国における日本酒を始めとする県産品の消費者動向についての情報を現地の輸



入業者、飲食店等から収集した。

B 海外販路ネットワーク拡充事業

東アジア市場への販路開拓を図るため、県内企業等を会員とする福島県貿易促進協議会に、輸出に関する専門的な知識・経験を有する海外販路開拓専門員を配置し、貿易に関する助言や商談の支援等を行った。

・輸出産品数 44品目 (10事業者) ※福島県貿易促進協議会調べ

(イ) ふるさと産品振興事業

A 県産品中国市場販路開拓支援事業

本県を含む10都県産の全ての食品輸入を停止している中国において、輸入規制解除後の円滑な販路回復・拡大のため、福島県上海事務所を活用し、現地のマスコミ、政府関係機関、貿易会社等を対象に県産品の安全性等について情報発信を行った。

・マスコミ等向け説明会の開催

・マスコミ等招へいのための渡航支援

・政府関係機関、貿易会社等への情報発信

(11) 離職者の再就職の促進

ア 被災離職者に対する支援

(ア) 被災離職者等訓練手当支給事業

被災離職者等の職業訓練期間の生活を支援するため、生活費相当の訓練手当を支給した。

・支給者数 15名

(イ) 震災対応特別訓練コース

離職を余儀なくされた方等の就職の促進を図るとともに、災害の復旧・復興に必要な人材育成を図るため、民間教育訓練機関を活用した建設機械運転転技能講習の職業訓練を実施した。

・実施コース 50コース 受講者数 181名 修了者数 181名 就職者数 50名 (就職率27.6%)

(12) 高度産業人材の育成

ア 総合的な産業人材育成支援

(ア) 職業能力開発運営費

地域産業のニーズに応える人材を育成するため、テクノアカデミー郡山・会津・浜の運営を行った。

(イ) 短大校専門課程訓練実施事業

テクノアカデミー郡山・会津・浜において、急激な技術革新に対応できる高度な知識・技能を備えた産業人材の育成を図るため、新規高卒者等を対象に高度職業訓練を実施した。

・専門課程 4科 入学者数 79名 修了者数 85名 就職者数 84名 (就職率100%)

(ウ) 能開校普通課程訓練実施事業

テクノアカデミー郡山・会津・浜において、地域産業の発展を支える技能者の育成を図るため、新規高卒者等を対象に普通職業訓練を実施した。

・普通課程 6科 入学者数 105名 修了者数 107名 就職者数 107名 (就職率100%)

(エ) 技能向上訓練実施事業

地域企業の事業の高度化や多角化等のニーズに対応し、企業在職者等を対象に高度な知識・技能を付与するための短期間の技能向上訓練を実施した。

・短大校 14コース 受講者数 85名 ・能開校 27コース 受講者数 268名

(オ) 離職者等再就職訓練事業 (就職者数には、就職のための中途退校者を含む)

A 離職者等再就職訓練事業

離職者が再就職に必要な知識や技能を習得できるよう、介護分野等の多様な職業訓練を委託により実施した。

・実施コース 148コース 受講者数 1,668名 修了者数 1,383名 就職者数 878名 (就職率60.6%)

B 母子家庭の母等の職業的自立促進事業

就労経験がないか又は乏しい母子家庭の母等が、職業的に自立できるように就職に必要な知識や技能習得のための委託訓練を実施した。

・実施コース 9コース 受講者数 11名 修了者数 9名 就職者数 8名 (就職率80.0%)

(カ) 障がい者委託訓練事業 (就職者数には、就職のための中途退校者を含む)

A 障がい者委託訓練事業

障がい者の就職促進に資するため、地域の多様な委託先を活用し、障がい者の能力、適性等に対応した委託訓練を実施した。

・実施コース 21コース 受講者数 60名 修了者数 54名 就職者数 27名 (就職率49.1%)

B 障がい者職業能力開発事業

知的障がい者の一般就労を支援するため、テクノアカデミー郡山において、O A 機器作業や接客などの基礎的な知識・技能を習得するための職業訓練を実施した。

・実施コース 1 コース 受講者数 11名 修了者数 8名 就職者数 9名 (就職率90.0%)

イ テクノアカデミー浜の機能移転

テクノアカデミー浜が、4月当初屋内退避指示区域に属していたことにより5月から翌年3月まで、計測制御工学科、機械技術科、建築科をテクノアカデミー郡山に、自動車整備科をテクノアカデミー会津に移転し訓練を実施した。

### 3 企業誘致の推進

(1) 戦略的な企業誘致の推進と立地企業の振興

ア 戦略的な企業誘致活動

(ア) 企業立地促進事業

中小企業の取引機会の拡大、技術向上や雇用創出などの波及効果が期待される先導的な企業の立地を促進するため、市町村等との連携により、工業団地広報資料の作成配付、企業立地セミナーの開催、企業への誘致活動など、企業立地の戦略的な展開を図り、本県への企業立地を促進した。

平成 23 年工場立地一覧表 (H 23. 1 ～ H 23.12)

区分	新設	増設	計
特定工場	11件	15件	26件
その他工場	23件	3件	26件
計	34件	18件	52件

左記の新増設に伴う雇用計画人員 1,595 人

注) 特定工場 敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上  
 又は建築面積 3,000 m<sup>2</sup>以上  
 その他工場 敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>以上  
 9,000 m<sup>2</sup>未満

(イ) がんばる企業・立地促進補助金

産業基盤の強化と就業機会の確保を推進するため、環境・新エネルギー関連、農工商連携関連、輸送用機械関連、半導体関連、医療・福祉機器関連産業等の製造業・研究所に対し、新設・増設に係る設備投資額の一部を補助した。

・補助先 9件 補助金額 500,000千円

(ウ) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業

原子力発電施設が設置（予定を含む）されている市町又はその周辺市町村に立地する企業に対して給付金を交付することにより、原子力発電施設等周辺地域の振興を図った。

・補助先 財源地域振興センター 補助金額 653,960千円

イ 立地企業の振興に向けた支援の充実・強化

(ア) 中小企業経営資源強化対策推進事業

下請中小企業の体質改善及び経営の安定を図るため、(公財) 福島県産業振興センターが行う下請取引あっせん・商談会等の事業に対して助成を行った。

・下請取引あっせん成立件数 56件 (あっせん紹介件数1,392件)

・商談会開催回数 2回 参加企業数 延べ376社

4 新たな時代をリードする産業の創出

(1) 技術革新の推進

ア 産学官連携による事業化

(ア) ふくしま医療機器産業ハブ拠点形成事業

本県に医療福祉機器産業を集積させるため、産学官による大型の共同研究開発の実施と併せて、臨床試験の支援、創業・新事業創出の支援（薬事法規制対応）等、医療分野の特殊性に対応した研究開発から製品化までに必要な支援を一体的に実施した。

・補助先 (公財) 福島県産業振興センター 補助金額 9,887千円

・製品製作支援 7件 無線タグを使った血しょうバック管理システム ほか

(イ) ふくしま医療福祉機器グローバル展開事業

これまで本県が培ってきた県内企業の技術を海外へと発信するため、海外展示会への出展並びにトップセールスを行う。

・MEDICA2011への出展

県内企業4社、3大学による福島県ブースの出展 商談441件、具体的商談37件

・商工労働部長による欧州訪問

優れた医療機器クラスタを数多く有するノルトライン=ヴェストファレン州との交流を確立した。

(2) 医療・福祉機器関連産業の振興

ア 医療・福祉機器関連産業の育成

(ア) ふくしま医療機器産業ハブ拠点形成事業

県内企業が医療機器産業へ新規参入後に連続して開発・生産に取り組めるよう、企業支援を実施した。

- ・医療ニーズ発掘事業 医療現場や医療機器メーカーのニーズを調査した（東京商工リサーチへ委託）。
- ・医工連携人材育成プログラム実施事業 3 コース延べ563名の参加により、医工連携設計開発のエンジニア育成を目指すセミナーを実施した。
- ・薬事承認申請支援 3 件 医療機器製造業許可取得を目指す県内中小企業への戦略的なアドバイザーの実施
- ・個別コンサルテーション専門家派遣 5 件 薬事法許認可やISO認証などにかかる専門家派遣の実施
- ・販路拡大支援 2 件 メディカルクリエイションふくしまの開催 メディカルシヨージャパンへの出展
- ・プロジェクトマネージャーによるマッチング支援 217件 県で雇用する3名による産産、産学マッチングの実施

(3) 環境・新エネルギー関連産業の育成強化

ア 環境・新エネルギー関連産業の育成

(ア) 環境・新エネルギー関連産業集積・育成事業

A 環境・新エネルギー関連産業振興事業

(A) 環境・新エネルギー新製品・新技術開発支援

ハイテクプラザを中心に有識者や企業等と連携し、研究課題の設定及び可能性試験を実施し、関連企業の育成と新製品の研究開発促進を図った。

B 次世代エネルギー活用推進事業

(A) バイオマス発電技術開発支援事業

テーマ「食品廃棄物と農業残渣の再資源化システム構築に関する研究」

日本大学を中心とした産学官連携グループのもと、バイオマス発電についてさらなる普及が図れるよう、小型で効率的な発電装置の開発を行った。

(イ) 環境・新エネルギー関連産業創出プロジェクト事業

A 省エネルギー等研究開発補助事業

環境・新エネルギー分野に参入する企業群を創出するため、創・蓄・省エネルギー関連分野の技術開発を行う県内大学や事業所に対し、経費の一部を助成した。

B 福島発小型電気モビリティ開発事業

今後、電気自動車関係部品等の受注も見込まれることから、福島県内の産学官の連携により、EVの部品・新技術の研究開発を行い、福島県発の小型電気モビリティの開発を進めた。

C ふくしまスマートハウス研究会開催事業

(A) 浅部地中熱利用システム開発事業

福島独自技術である初期投資の少ない10 m程度の浅部地中熱を利用したヒートポンプシステムによる床暖房、給湯システムの開発を行った。

(4) 産業集積基本構想事業の策定事業

ア 風力発電関連産業集積基本構想策定事業

風力発電関連産業の集積地を目指すための基本構想策定に係る調査を実施した。

イ 医療機器関連産業集積基本構想策定事業

医療機器関連産業の集積地を目指すための基本構想策定に係る調査を実施した。

## 5 観光交流の促進

(1) 国内観光の推進

ア 戦略的・継続的なプロモーション活動の推進

(ア) うつくしま観光誘客プロモーション事業負担金

震災や原子力災害に伴う風評被害を払拭するため、観光情報誌「ほんものの旅」の臨時発行や観光ホームページの拡充など、観光地の正確な情報発信の強化を行ったほか、市町村・観光協会等が首都圏などで行う観光キャラクターバン等に対し支援した。

・ 交付先 うつくしま観光プロモーション推進機構 18,909千円

(イ) 福島県大型観光キャンペーン推進事業

(ア)に同じ

・ 交付先 うつくしま観光プロモーション推進機構 33,616千円

(ウ) 観光誘客特別対策事業

風評被害の払拭と観光誘客を図るため、観光有料道路3ラインについて、無料開放を行った。

- ・ 7月16日～11月15日（冬季閉鎖）までの通行台数 442,964台（H22比約2倍）

(エ) 福島県観光復興緊急プロジェクト事業

風評被害の払拭と旅行閑散期である冬場の誘客を促進するため、宿泊者への割引特典や県産品等プレゼント、スキー人口増加の鍵となる20～22歳を対象にしたリフト代無料化、県内7か所の温泉地への誘客及び周遊性向上を図る宝探しイベントの開催、旅行商品造成のための旅行エージェントの招へい事業を実施した。

- ・ 「ふくしまからありがとうキャンペーン」 応募総数 54,468通  
(宿泊者、福島空港定期利用者への割引特典や県産品プレゼント等を実施)
- ・ 「雪マジ！ふくしま」 事業利用者数 58,973人 県内16スキー場で実施
- ・ 「リアル宝探しイベント コードF2」 宝箱発見者数 40,680名
- ・ 旅行エージェント招へい数 34社42名

(オ) 就航先誘客強化特別事業

風評被害の払拭と本県への誘客を図るため、国内就航先において旅行雑誌、TV番組等を活用したPR活動を実施するとともに、旅行会社に対して旅行商品の造成を促進させるための支援を行ったほか、旅行会社職員や報道関係者を対象に本県の観光地の実情や安全性を理解してもらったための招へい事業を行った。

- ・ 招へい事業 旅行会社5社、新聞2社、テレビ・ラジオ3社、広告会社2社

(カ) 八重洲観光交流館運営事業

首都圏における本県の情報発信拠点「福島県八重洲観光交流館」において、風評被害の払拭を図るため、震災直後から、本県の総合的な情報発信を行うとともに、市町村イベントへの支援を実施した。

- ・ 来館者数 271,135人（1営業日あたり747人）
- ・ イベント回数 50団体 延べ109日間
- ・ 他イベント出店 33回 延べ58日間

(キ) 空港ビル観光PRコーナー設置事業

本県の空の玄関口である福島空港ターミナルビル内のPRコーナーにおいて、観光PRに努めた。

(ク) 一般宣伝事業

広域観光宣伝を強化するため、テレビを活用した観光宣伝を実施し、本県観光のイメージアップと誘客の促進を図った。

(ケ) 観光地さわやかトイレ普及事業

観光地の快適なトイレ建設を行うため、資金の貸付けを行った。

・貸付実績 三春町ほか 1件 (継続分) 貸付額 12,516千円

(コ) 財福島県観光物産交流協会事業

県と一体となって観光宣伝を行っている財福島県観光物産交流協会に助成・負担を行うことにより、本県観光と物産の一層の振興を図った。

・補助先 財福島県観光物産交流協会 補助金額 61,076千円

イ 滞在型観光の推進

(ア) ふくしまグリーン・ツーリズム推進事業

滞在型グリーン・ツーリズムの推進にあつては、東京電力福島第一原子力発電所事故等による風評被害払拭に向け、イベント等を通じ、各方面に対して福島県の正確な情報発信を継続して行ったほか、県内の受入協議会相互の情報交換を行い、対応を確認した。

・福島県ふるさと子ども夢学校推進協議会 1回開催

ウ 教育旅行の推進

(ア) 「合宿の里ふくしま」推進事業

「合宿の里ふくしま」の早期復活を図るため、官民一体となった合宿の誘致を強化した。

・モニター合宿 10団体 1,355人

(イ) 教育旅行誘致促進事業

東日本大震災による風評被害により、県外からの教育旅行はほとんど催行されない状況が続いていることから、本県の教育旅行の早期復活を図るため、官民一体となったキャラバン活動を再開し、正しい情報の発信を行った。

・教育旅行誘致キャラバン 6回 462か所訪問

・メルマガの発信 約3,000名/月 配信

エ コンベンションの振興

東日本大震災により被災した産業交流館の復旧を進めるとともに、コンベンション振興による本県の復興のための事業を展開した。



(ア) 産業交流館災害復旧工事

避難所及び臨時役場の閉鎖後、直ちに復旧工事のための実施設計を組み、工事に着手した。

・産業交流館災害復旧設計委託

契約相手：(株)北川原温建築都市研究所 契約額：24,449千円 工期：H23.9.1～H23.12.19

・産業交流館災害復旧工事等

契約相手：八光建設(株) 契約額：488,583千円 工期：H23.2.7～H24.5.31 外契約4件

(イ) イベントづくり推進事業

会議等各種コンベンションの誘致活動を積極的に展開した。

(2) 国際観光の推進

ア 海外からの誘客の促進

(ア) 外国人観光客誘致促進・強化事業

原子力災害を起因とする風評被害を払拭するため、海外における情報発信事業や海外マスコミ等招へい・受入れ、海外からのツアー造成に対する助成、関係省庁の調整等を行った。

・福島空港の国際定期路線の再開及び本県の正確な情報を発信するため、韓国又は中国にてプロモーション活動を実施

韓国9月、中国11月

・原子力発電所事故により警戒区域等が設定されたことを踏まえ、観光パンフレットを新たに作成し直した

4か国語で各5,500部

・風評被害の中、外国人観光客を再誘致するため、ツアー催行に対し助成を実施 6件 263人

・風評被害を払拭するため、中国、韓国からのマスコミ等を招へい又は受入れ 20件

(イ) ふくしま観光海外ブランド力強化事業

原子力災害を起因とする風評被害を払拭するため、海外における情報発信事業や外国人観光客の誘致事業を行った。

・福島空港国際定期路線が休止している状況を踏まえ、台湾からチャーター便を誘致 6便

・本県への渡航制限解除や輸入規制緩和を求め、台湾にてプロモーション活動を実施

・原子力発電所事故後の正確な情報を広く周知するため、東京にて開催されるトラベルマートに出展 1回

イ 国際観光に対応した環境整備

(ア) 福島空港国際線利用促進事業

国際定期路線の運航再開を目指してC I Q関係機関との連携強化を図るとともに、航空会社等関係機関への訪問活動や、首都圏に近い福島空港の特性を活かしたP R活動を行った。

国際定期路線乗り継ぎ利用促進対策事業、福島空港中国語及び韓国語案内設置事業に関しては、東日本大震災の影響による国際線の運休が継続されたため実施できなかった。

ウ 地域経済の国際化の推進

(ア) 海外情報の収集・提供

日本貿易振興機構（ジェトロ）や上海事務所等を活用し、海外情報の収集・提供に努めた。

・ジェトロ福島貿易情報センター関連事業

ジェトロ福島貿易情報センターに対する支援やジェトロバンコク事務所への研修生派遣等の実施により、本県経済及び企業の国際化を推進した。

(イ) 海外との交流機会の創出・拡大の推進

・上海拠点活用事業

中国における経済・技術・学術交流等を本格的に推進するために設置（平成16年7月23日）した上海事務所を拠点として、国際展示会への出展支援や中国進出企業に対する支援、県内企業の現地事務所等開設支援などを行った。また、展示会や講演のほか、ホームページや微博（中国版ツイッター）を通じて、震災や原発事故の影響、その後の復興状況等を伝え、本県の正確な情報発信に努めた。

(ウ) 貿易機会の維持・回復等

原発事故の影響により各国が輸入規制を敷いたため、貿易機会は著しく減少した。このため、外国のマスコミ等を招へいし、安全性について説明する等、輸入規制の緩和、撤廃に向けた働き掛けを行い、貿易機会の維持、回復に努めた。

・福島県貿易促進協議会関連事業

福島県貿易促進協議会が取り組んでいる貿易振興事業などを活用し、県産品の販路維持回復を図った。

(3) 定住・二地域居住の推進

ア 都市部からの定住・二地域居住者の誘導

(ア) ほっとする、ふくしま。交流推進プロジェクト

被災から復興していく福島を広く伝えるイベントとして、「がんばろう ふくしま！大交流フェア」を東京都の有楽町で開催し、

福島を応援する多くの来場者へ向けた情報発信を行い、交流を図った。

・イベント来場者数 15,867名 (平成24年3月20日 東京国際フォーラム)

イ 定住・二地域居住者の受入・支援体制の整備

(ア) ふくしま定住・二地域居住推進戦略事業

東京都の銀座に福島県への定住・二地域居住のための相談窓口を設置し、相談業務を実施したほか、福島県の復興の姿をセミナーや冊

子 (ふくしま暮らし回覧板) 等により定住等希望者に届け、福島県への定住・二地域居住を推進した。

・ふくしま暮らし情報センター相談件数 4,988件

(4) 福島空港を活用した広域的な交流の促進

ア 利用促進の強化

(ア) 福島空港利活用促進対策事業

県内や隣接県を対象とした広報活動、旅行会社に対する旅行商品造成・P R支援や団体旅行へのインセンティブ付与、修学旅行利用の支援を行うとともに、県民の空港としての意識向上を図ることを目的として、市町村や商工団体等の企画する事業に対する支援や空港のにぎわいを創出する事業など、福島空港利用促進協議会と連携し、利用促進事業を実施した。

・福島空港タイアップ旅行商品造成・P R支援 1社  
・福島空港団体旅行利用促進支援事業 52社  
・福島空港修学旅行利用促進支援事業 45校  
・市町村等タイアップ事業 20件  
・商工団体等イベント・タイアップ事業 11件  
・にぎわいづくり事業 15回

(イ) 福島空港機能維持強化支援事業

福島空港利用促進協議会と連携し、空港アクセスの機能維持・向上に資するための各種事業を実施した。

・いわきリムジンバス運行支援 1社  
・会津若松一郡山一空港乗り継ぎ利用支援 1社  
・エアポート乗合タクシー運行支援 8社・団体

イ 路線の維持・拡充

(ア) 福島空港路線維持拡充事業

福島空港定期路線の維持・拡充のため、航空会社への働き掛けや運航経費の支援を行ったほか、福島空港の更なる利活用に向けた方策や、物流、防災といった空港の機能強化、さらには空港のより効率的な運営方策の検討などについて議論するため、学識経験者及び地元有識者を委員とする「福島空港に関する有識者会議」を開催した。

## 6 雇用の維持・確保

(1) 離職者や多様な人材への就労支援

ア 離職者等の就労支援

(ア) ふるさと雇用再生特別基金事業

国からの交付金を基に造成した「ふるさと雇用再生特別基金」を活用し、地域求職者に対して安定的な雇用機会の創出を図った。

・ 県事業	54事業	269名雇用
・ 市町村事業	130事業	331名雇用
・ 一時金支給	51名	

(イ) 緊急雇用創出基金事業

A 震災等緊急雇用対応事業等

一時的な雇用・就業機会の創出を図るため、国から交付された交付金により「緊急雇用創出基金」等を積み増しするとともに、県直接雇用や民間企業への委託、市町村への補助事業を実施した。

・ 県事業	389事業	12,562名雇用
・ 市町村事業	869事業	5,413名雇用

B ふくしま産業復興雇用支援事業

産業施策と一体となった安定的な雇用を行う企業に対し、雇用にかかる経費を助成する事業を実施した。

・ 助成対象人数 496名

C 地域雇用再生・創出モデル事業

若者、女性等の安定した雇用創出を図るため、雇用モデル事業を委託により実施した。

・ 採択人数 296名

(ウ) ふくしま就職応援センター運営事業

震災等により離職を余儀なくされた求職者等を支援するため、県内4市（白河、会津若松、南相馬、いわき）に「ふくしま就職応援センター」を設置し、就職相談や職業紹介等を実施した。

・利用者 9,638人 登録者 605人 就職決定者 569人

(エ) ふるさとふくしま巡回就職相談ステーション運営事業

震災等により離職を余儀なくされた求職者等を支援するため、福島市と郡山市に「ふるさとふくしま巡回就職相談ステーション」を設置し、仮設住宅等への巡回就職相談等を実施した。

・利用者数 4,683人 相談回数 2,260回

イ 若年者の就労支援

(ア) ふるさと福島Fターン就職支援事業

ふるさと福島就職情報センター運営事業

学生や求職者の県内就職を支援するため、東京都及び福島市に「ふるさと福島就職情報センター」を設置し、就職相談や職業紹介等を実施した。

・利用者 6,035人 登録者 1,124人 就職決定者 337人

(イ) ふるさと福島若年者就職サポート事業

A 若年者就職ガイダンス事業

首都圏在住のFターン希望の若年者のFターン就職を支援するため、県内企業等との合同企業面接会を実施した。

・参加者数 51人、参加企業数 37社

B 学生県内就職総合支援事業

学生のFターン就職を支援するため、学生、保護者、首都圏大学等を対象とした事業を組み合わせた事業を実施した。

・保護者のための就職支援セミナー（県内4会場で実施 参加者数 141人）

・首都圏大学等と県内企業の交流見学会（参加大学数 43校、参加企業数 43社）

・Fターン就職ガイダンス（東京1会場、県内1会場でセミナー、合同企業説明会を実施）

東京（セミナー参加者数 77人 合同企業説明会 参加者数 130人 参加企業数 44社）

県内（セミナー参加者数 220人 合同企業説明会 参加者数 737人 参加企業数 89社）

C 新規高卒者知事メッセージ伝達事業

新規高卒者に対して、卒業時に、本県の将来を担う人材として期待している旨の知事メッセージと、県の就職支援策や職場定着支援策を周知するリーフレットを送付した。

- ・新規高卒者 19,547人に送付

(ウ) 新規大卒者等県内就職促進事業

ふくしま大卒等合同就職面接会開催事業

県内企業への就職を希望する大学生等を対象に東京都及び県内で、県内企業の採用担当者と学生等による就職面接会を開催した。

- ・東京：参加者数 20名 参加企業数 22社
- ・県内：参加者数 332名 参加企業数 136社

(エ) 新規高卒者就職支援事業

県内企業の採用担当者、就職希望生徒及び就職担当教諭等による合同就職面接会を県内6会場で開催した。

- ・参加学校数 223校 参加生徒数 1,309名 参加企業数 267社

(オ) キャリアコンサルタント派遣事業

適正な職業選択及びミスマッチによる早期離職を防止することを目的として、学校にキャリアコンサルタントを派遣して適職診断や職業講話等を実施した。

- ・学校数 69校 適職診断 1,741名 職業講話 8,282名 面接指導等 2,175名

(カ) 既卒者就職応援・人材育成事業

就職が確定しないまま大学・高等学校等を卒業した者の早期就職を支援するため、ビジネスマナーなど就職に必要な基礎研修を実施するとともに、既卒者の採用を検討している企業等において職場実習を行うことにより、既卒者の正規雇用を促進する事業を実施した。

- ・雇用者数 98名 (大学・短大卒 66名 高校・専修学校卒 32名)
- ・企業実習者数 48名 (大学・短大卒 31名 高校・専修学校卒 17名)
- ・正規雇用者数 10名 (大学・短大卒 8名 高校・専修学校卒 2名)

7 その他の主な事業

- (1) 地域を支える商業・サービス業・観光産業などの振興

ア 商業・サービス業の振興

(ア) 活力ある商店街支援事業

商業の振興や商店街の活性化を図るため、事業者が空き店舗を活用して出店する場合に、その家賃を補助する市町村に支援を行った。

・補助先 6市1町64件 補助金額 16,963千円

イ 地域や社会の課題を解決する新たなビジネスの振興

(ア) 福島県大町起業支援館運営事業

産業支援サービス業として大きな成長が期待されるカスタマーセンター業の起業・育成を支援するため、福島県大町起業支援館を入居の受け皿とし、これにより地元雇用の創出など、地域経済の活性化を図った。(入居企業3社)

(2) 持続可能なまちづくりの推進

ア 商業まちづくりの推進

(ア) 大型小売店舗関係法施行

大規模小売店舗立地法に基づき各種届出を受理し、周辺地域の生活環境の保持の観点から審査を行うとともに、大規模小売店舗立地審議会において届出内容の審議を行った。

・届出受理件数 新設7件 変更45件  
・大規模小売店舗立地法連絡調整会議(幹事会を含む。) 開催回数 8回  
・大規模小売店舗立地審議会 開催回数 1回

(イ) 商業まちづくり推進条例施行

商業まちづくり推進条例に基づく「商業まちづくり基本方針」の見直しを行うため、商業まちづくり審議会を開催した。

・商業まちづくり審議会 開催回数 1回

(ウ) 歩いて暮らせる新しいまちづくり促進事業

「誰もが安心して暮らしやすい魅力的で持続可能なまちづくり」の実現を目指し、「歩いて暮らせる新しいまちづくりビジョン」(平成20年9月策定)の考え方や5つの実行戦略を活用し、市町村等が行う主体的・継続的なまちづくりの支援を行った。

イ 中心市街地活性化への支援

(ア) 中心市街地賑わい集積促進事業

まちづくり会社等が行う、必要な業種等の誘致に向けた空き店舗の改修や、空き店舗を活用した福祉や子育てなど公共性を有する施設

の賃料について、その経費の一部を補助する市町村を支援するため、地域が必要とする業種の誘致活動を行ったが、震災等の影響により事業実施には至らなかった。

(3) 中小企業の経営基盤の強化

ア 中小企業経営革新計画支援事業

中小企業経営革新計画支援法の啓発、指導及び同法に基づく中小企業者等の経営革新計画の承認を行った。

・計画承認 23件

イ 小規模企業等の活性化支援

(ア) 小規模事業経営支援事業

地域の総合的経済団体である商工会等の指導体制の充実・強化及び商工会等が行う経営改善普及事業等に対して補助し、小規模事業者の経営の改善及び地域経済の振興を図った。

・補助先 商工会89か所、商工会議所10か所、福島県商工会連合会、福島県商工会議所連合会

・補助金額 2,291,246千円

(イ) 専門家活用経営支援事業

中小企業等の経営を支援するため、商工会等の中小企業支援機関が実施する専門家派遣事業に要する経費に対して補助を実施した。

・補助先	福島県商工会連合会	補助金額	380千円
	(公財) 福島県産業振興センター	補助金額	368千円
	福島県中小企業団体中央会	補助金額	42千円

ウ 企業間連携による競争力強化

(ア) 中小企業連携組織対策事業費補助事業

中小企業連携組織等に対する連携体制の充実・強化を図るため、福島県中小企業団体中央会に対して職員の設置や中小企業連携組織等を対象とする講習会等の開催に要する経費等の補助を実施した。

・補助金額 141,815千円

エ 経営課題の解決等による経営力・技術力の強化

(ア) 経営支援プラザ等運営事業

県内中小企業支援の拠点として、コラッセふくしまに設置した「経営支援プラザ」において、国事業と連携の下、中小企業者等の経営



課題の解決に向けた総合的支援を行い、県内中小企業の経営基盤強化等を図った。

・補助先 (公財) 福島県産業振興センター 補助金額 85,714千円

オ 県制度資金等による経営力強化の支援

(ア) 中小企業制度資金貸付金

県内中小企業の金融面における不利な状況を緩和するため、良質な資金を提供し、中小企業の経営基盤の強化を支援した。

・融資実績 15,044件 融資金額 249,872,992千円

(イ) 中小企業機械貸与事業

中小企業の設備投資を支援するために(公財)福島県産業振興センターが行う中小企業機械貸与事業に対し、必要な資金の貸付けを行った。

・中小企業機械貸与事業実績 19件 貸与金額 319,240千円

(ウ) 中小企業高度化資金貸付金

中小企業の振興を図るため、事業の共同化、工場及び店舗の集団化等に必要な資金を貸し付けた。

・貸付実績 1件 貸付金額 5,254千円

(エ) 小規模企業者等設備導入資金貸付金

小規模企業者等の設備投資を支援するために(公財)福島県産業振興センターが行う設備資金貸付事業及び設備貸与事業に対し、必要な資金の貸付けを行った。

・設備資金貸付事業実績 8件 貸付金額 64,000千円

・設備貸与事業実績 5件 貸与金額 41,750千円

(オ) 信用補完制度の充実

中小企業が金融機関から融資を受ける際の信用保証の円滑化を図るため、信用保証協会に対し代位弁済に係る資金の貸付け及び損失補償を行った。

・代位弁済資金貸付金 400,000千円 損失補償金 46件 21,482千円

(カ) 制度資金利活用の推進

中小企業の信用保証料負担を軽減するため、県制度資金の保証料率を引き下げ、その差額分の補助を行った。

・補助先 福島県信用保証協会 補助金額 514,030千円

(キ) 貸金業の指導

貸金業者の業務の適正な運営等を確保し、また、資金需要者の利益の保護を図るため、貸金業法による登録や立入検査を行った。

・登録件数 更新0件 立入検査 2業者

(4) 技能・知識・経験の継承・発展

ア 熟練技能の継承・発展

(ア) 福島県認定職業訓練費補助事業

事業主等が雇用する労働者を対象とした普通課程、短期課程の普通職業訓練を行う中小企業事業主又はその団体に対し、その運営経費の一部を補助した。

また、東日本大震災により被災した認定職業訓練施設（郡山高等職業能力開発校）の改修に必要な経費の一部を補助した。

・運営費 交付先 13校 補助金額 34,770千円 ・施設費 交付先 郡山市 補助金額 24,613千円

(イ) 福島県職業能力開発協会補助事業

技能検定の実施及び民間における職業能力開発の促進を図るため、福島県職業能力開発協会に対して、運営等に要する経費の一部を助成した。

・補助金額 42,862千円

イ 技能が尊重される環境の整備

(ア) 技能尊重推進実施事業

A 卓越技能者等表彰事業

産業の振興及び技能水準の向上を図るため、本県の卓越した技能者等の表彰を行った。

・卓越技能者等表彰 27名

B 職業訓練指導員試験事業

職業能力開発促進法に基づき、指導員免許を付与するための職業訓練指導員試験を実施した。

・受験者数 48名 合格者数 42名 (合格率87.5%)

C 技能検定実施事業

労働者の有する技能を検定し、公証する技能検定試験の合格証書交付等の事務を行った。

・受検者数 3,086名 合格者数 1,452名 (合格率47.1%)

(5) 相談支援事業

ア 青少年総合相談支援事業

地域が連携してニートの社会的自立を支援するためのネットワークを構築し、支援対象者の把握等に努めるとともに、「若者自立支援カウんセラー」による直接訪問や民間団体への助言等を行った。

・カウンセラー派遣件数 72件

(6) 就労支援事業

ア 障がい者の就労支援

(ア) 障がい者雇用対策事業

事業主に対して、障がい者の雇用を促進するための普及啓発活動を実施した。

・雇用勸奨状の送付 1,304社

(イ) 障がい者等訓練手当支給事業

障がい者、母子家庭の母等が公共職業安定所長の指示により、就職に必要な知識や技能を習得する職業訓練を受講する場合には、訓練期間の生活費相当として訓練手当を支給した。

・支給者数 34名

イ 高年齢者等の就労支援

(ア) 中高年齢者雇用対策事業

地域における中高年齢者の雇用・就職機会の拡大等、雇用確保のための企業への周知、啓発活動を実施した。

・雇用勸奨状の送付 1,304社

(イ) 職場適応訓練事業

中高年齢者等の雇用を促進するための支援制度として職場適応訓練事業を実施した。

・対象者 10名

(ウ) シルバー人材センター連合会補助金

臨時的、短期的就業を希望する高年齢者に就業機会を提供するとともに、地域社会の活性化を図るシルバー人材センター（平成24年3月末43団体）及びシルバー人材センターを会員とする(社)福島県シルバー人材センター連合会の活動を支援するため、事業活動に対して助成を行った。

- ・補助金 福島市シルバー人材センターほか 2,323千円
- 福島県シルバー人材センター連合会 5,963千円

(7) 仕事と生活の調和の促進

ア 仕事と生活の調和のとれた職場環境の促進

次世代育成・少子化対策推進事業

福島県次世代育成支援企業認証制度を実施し、男女労働者がともに子育てしやすく仕事と生活のバランスが取れる働きやすい職場環境づくりに対する企業の取組を促進した。

- ・「子育て応援」中小企業認証部門 14社
- ・「仕事と生活の調和」推進企業認証 11社

イ 労使関係の安定促進

(ア) 労働審議会の開催

労働審議会を開催し、「第9次福島県職業能力開発計画」について審議し答申を受けた。

- ・開催回数 4回（うち部会2回）

(イ) 労働相談事業

雇用労政課内に設置した中小企業労働相談所において、中小企業労働相談員が労使から寄せられた各種労働相談に随時対応し、労使紛争の未然防止と自主解決の促進に努めた。

また、複雑かつ専門的な相談については、雇用労政課に配置（1名）している特別労働相談員からの助言・指導を受け、労使関係の安定を図った。

- ・相談件数 941件（一般相談 935件、特別相談 6件）

(ウ) 労働条件整備事業

A 労働条件等実態調査

県内事業所における労働条件等の実態を調査し、調査結果については、県のホームページに掲載することにより、各事業所における労働条件向上の促進に努めた。

- ・労働条件等実態調査 県内民営事業所 1,400社対象

B 労使関係係総合調査事業

すべての労働組合を対象とする労働組合基礎調査及び労働組合活動の実態を把握する調査を行い、労働組合数、組合員数、加盟組織系統等の状況把握に努めた。

- ・労働組合数 949組合 (前年比 250組合減)
- ・組合員数 122,849人 (前年比10,448人減)

ウ 労働者の福祉向上

(ア) 勤労者福祉推進事業

県内労働者の福祉活動を総合的に推進している福島県労働福祉協議会の相談事業などに補助を行い、勤労者福祉の向上に努めるとともに、勤労者写真展の優秀作品に知事賞等を授与し、勤労者の余暇活動の充実を図った。

- ・補助金額 725千円

(イ) 労働者支援融資事業

県内労働者に対する臨時応急的な資金の融資や、育児・介護休業中等の労働者、リストラ等による失業者を対象に融資を行い、労働者の生活安定と福祉の向上に努めた。

- ・利用実績 11件 8,630千円

(8) 適正計量の推進

ア 計量検定事業

計量法第 70 条及び第 102 条に基づき、検定及び検査を実施した。

- ・計量器の検定 検定個数 9,790個
- ・基準器の検査 検査個数 391個

イ 計量検査事業

計量法第 19 条に基づく特定計量器の定期検査及び同法第 148 条に基づく一般計量証明事業者等に対する立入検査を実施した。

- ・定期検査 検査個数 3,422個
- ・立入検査 検査事業所数 20戸

ウ 環境計測対策事業

計量法第 116 条に基づく環境計量証明事業に使用する計量器の検査を実施した。

- ・計量証明検査 検査個数 18個

エ 計量消費生活対策事業

計量法第 148 条に基づき、立入検査を実施した。

・特定計量器	検査事業所数	95 戸	検査個数	30,924 個
・商品量目	検査事業所数	15 戸	検査個数	375 個

オ 計量普及啓発事業

日常生活に密接に関わる計量制度について、平成 23 年度から小学校の児童を対象に実習を通して計量思想の普及・啓発を図ることを目的とし「計量出前講座」を実施したほか、イベントにも初出展した。

- ・実施校 県内小学校（県中地区） 4 回
- ・イベント名 会津ブランドものづくりフェア 2011（平成 23 年 10 月 29 日～30 日）

# Ⅷ 農 林 水 産 部

## 1 総説

東日本大震災及び福島・新潟豪雨災害により、本県の農林水産業の生産基盤は甚大な被害を受け、また、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、農林水産物の出荷の自粛・制限の措置が取られ、さらに、風評被害による取引量の減少や価格の低下など、本県の農林水産業は大変厳しい状況にある。

平成 23 年度については、「放射性物質の除去・低減」「安全・安心の提供」「農業の再生」「森林・林業の再生」「水産業の再生」「農山漁村の再生」の 6 つを施策体系の柱とし、各分野における重点戦略の推進と併せて、本県農林水産業・農山漁村の力強い復興、県産農林水産物の安全・安心の確保、風評被害の払拭等のため以下の施策を実施した。

## 2 放射性物質の除去・低減

### (1) 放射性物質除去・低減技術開発事業

既存の試験研究課題を大幅に見直し、緊急対策として、福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質を除去・低減するための技術開発に関する試験研究を実施した。

実施機関：農業総合センター（本部、果樹研究所、畜産研究所）、林業研究所、水産試験場、内水面水産試験場

総課題数：83 課題

### (2) 農業系汚染廃棄物処理事業

福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染により、基準値や暫定許容値を超過し、農業において利用が困難となった農産物及びその副産物並びに農業生産資材の一時保管等の取組みに対し、支援を行った。

交付先	5 市町村	事業費	31,111 千円
処理量	4,567.4 t（家畜ふんたい肥		4,438.0 t、稲わら 129.4 t）

### (3) 森林除染等実証事業

きのこ生産のための基盤整備を促進するため、きのこ用ほだ場の放射性物質の低減調査を行った。

実施箇所 20 か所

### 3 安全・安心の提供

#### (1) 食の安全・安心推進事業

食の安全と消費者の安心を確保するため、以下の事業を実施した。

#### ア 産地におけるGAPの実践

県産農産物の安全・安心を確保するためのGAP（農業生産工程管理）手法の全県的な拡大を図るため、重点産地の設置や地域指導者の育成、GAP導入推進研修会を開催した。

平成23年度取組産地数

114産地

#### イ 放射性物質による農産物等への影響の検証

農産物・土壌等における放射性物質の濃度を把握し、安全確認を行うとともに、今後の対策に資する取組みを推進するための必要な分析機器の整備および依頼分析等を支援した。

交付先 郡山市外25市町村等

導入した分析機器51、外部依頼分析点数946等

#### ウ 作物保護適正管理推進事業

##### (ア) 農薬適正使用推進事業

食の安全に対する国民の関心が高まる中、農業者等が食の安全に対する意識を高め、農薬の適正な使用を推進するため、農薬適正使用推進会議等の開催、農薬適正使用アドバイザーの育成などを実施した。

県及び地方農薬適正使用推進会議等の開催

2回

農薬適正使用アドバイザー認定者総数（平成24年3月31日現在）

890人

##### (イ) 鳥獣被害対策推進事業

有害鳥獣による農作物被害等が増加し、特に中山間地域を中心に農業振興を図る上で重大な問題となっているため、被害実態の把握、対策技術の検証、被害対策の情報発信等を行った。

地域対策会議の開催

2回

実証ほの設置

1か所

##### (ウ) 鳥獣被害防止総合対策交付金事業

野生鳥獣による農作物への被害の深刻化・広域化に対応するため、地域ぐるみの被害防止活動や侵入柵等の整備を行った市町村協議会



に対し、交付金を交付した。

推進事業	実施協議会	18 協議会	交 付 額	33,070 千円
整備事業	実施協議会	2 協議会	交 付 額	5,876 千円

エ 食品の正しい表示推進事業

消費者の食品表示に対する信頼を高めるため、以下の事業を実施した。

(ア) 食品表示ワークショップ設置事業

消費者を「食品表示ワークショップ」に委嘱し、表示状況のモニタリングを実施した。

委嘱人数	33 名
報告店舗数 (延べ)	527 店舗

(イ) 食品表示適正化指導啓発事業

作付け制限区域の米穀について、流通監視業務を実施した。

監視対象	1 件
------	-----

(2) 農林水産物等緊急時モニタリング事業

ア 農林水産物の安全性を確保するため、緊急時環境放射線モニタリング検査を実施するとともに、その結果を消費者、生産者及び流通業者等に迅速かつ的確に公表した。

ゲルマウム半導体検出器の設置

モニタリング検査実績	10 台 (農業総合センターへ配備)
------------	--------------------

イ 農用地除染普及事業

除染技術の普及を加速させるため、除染技術実演などの研修会等の開催を通じて、市町村が実施する除染作業を推進した。

農用地除染に伴う反転耕実演会	県内 8 か所
----------------	---------

農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針

(3) 「がんばろう ふくしま！」運動推進事業

県産農林水産物等に対する風評被害を最小限に食い止めるため、首都圏等における積極的な販売の促進と消費拡大活動を緊急的に実施した。

ア 首都圏等風評被害対策事業

首都圏等及び県内における取引の維持・拡大を図るため、あらゆるメディア媒体を活用して、正確な情報を発信した。

- (ア) 専用ウェブ「ふくしま新発売！」による情報発信 訪問者数 37 万人超 ページビュー 187 万人超
- (イ) パブリシティ活動のコンテンツとしてのイベントの実施回数 5 回
- イ 「がんばろう ふくしま！」応援店拡大事業  
「がんばろう ふくしま！」運動に参加する応援店の拡大を図るため、特典イベントの実施等応援店の活動を支援した。
- (ア) 応援店での購入者に対する特典イベントの実施回数 1 回
- (イ) 「ふくしまファンクラブ」及び「うつくしま農林水産ファンクラブ会員」向け通信販売と情報発信
  - a ファンクラブ通信発行回数 1 回
  - b 通信販売カタログ発行回数 1 回
- (ウ) 応援店向け販促 PR 資料の整備 応援店登録件数 (平成 24 年 3 月 31 日現在) 1,552 件
- ウ 「がんばろう ふくしま！」運動サポート事業  
「がんばろう ふくしま！」運動の拡大を図るため、県内各地域の生産者団体等の自主的な風評被害対策を支援した。
- (ア) 商店街、流通業者、任意団体等の県外活動支援件数 120 件
- (イ) 生産者団体による活動支援件数 4 件
- (ウ) 県主催による生産者団体と連携した風評被害対策活動
  - a 県内量販店・直売所における一斉キャンペーンの開催回数 6 回
  - b 首都圏等における県主催 (トップセールス等) の風評被害対策活動の実施回数 37 回
- エ 「がんばろう ふくしま！」ふくしま米販売支援事業  
ふくしま米の風評被害を払拭するため、関係団体と一体となってプロモーション活動を実施した。
- (ア) トップセールス等による安全確保 PR 活動回数 28 回
- (イ) 米穀卸売業者・小売店・消費者等に対する安全 PR・プロモーション活動支援件数 1 件
- (4) 肥育牛全頭安全対策推進事業

牛肉に対する消費者等の信頼を回復するとともに、県産ブランドの再生及び肥育牛農家の経営の安定を図るため、肥育牛を県外へ出荷する際に放射性物質検査を全頭実施し、安全性の確保を図った。

出荷頭数 16,205 頭 (県内と畜 4,608 頭 県外と畜 11,597 頭)

#### 4 農業の再生

##### (1) ごちそう ふくしま絆づくり推進事業

本県農林水産業の再生に向けて、県民一人一人が農林水産業・農山漁村に対する理解を深め、共に支えていくことを目的とした「ごちそう ふくしま絆づくり運動」を推進するため、地方推進本部会議や農林水産業の復興に関する意見交換会を開催した。

また、県内における広域的交流に向けた取組や、消費者と生産者をつなぐ情報の収集・発信を行った。

地方推進本部会議の開催

5回

意見交換会の開催

県内7か所で開催

イベントカレンダーへの情報掲載

111件

##### (2) GAP導入支援普及活動推進事業

農産物の安全性や環境保全など、生産者団体に高度な管理支援を行えるよう指導できるJGAP指導員資格を取得するために、JGAP指導員資格取得研修に参加した。

日本GAP協会が開催するJGAP指導員基礎研修への参加回数

3回

JGAP基礎研修受講者

10名

##### (3) 被災農家経営再開支援事業

津波や藤沼湖の決壊によりガレキや土砂がほ場に入り農業生産ができなくなった農地の生産力を早期に回復させるため、復旧作業に取り組み復興組合に市町村が交付するのに必要な経費を支出した。

交付先 5市町 復興組合数 33 復興組合 取組面積 3,024ha

##### (4) 地域農業経営再開復興支援事業

被災地域において地域農業復興のため、地域農業のあり方や担い手農家、農地集積の取り組みを定めた「地域農業マスタープラン」の作成に必要な経費を支出した。

交付先 1市 作成地域 1地域

##### (5) 農地保有合理化事業

意欲ある担い手へ農用地を利用集積し、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農地保有の合理化を促進する県農業振興公社に対し必要な経費の助成を行った。

成果 買入れ：16.9ha、売渡し：18.2ha、借入れ：696.9ha、貸付け：1,118.1ha

(6) 「ほっとする、ふくしま」新農業人応援事業

新規参入者の確保・定着を促進するため、地域外から新規参入者を受け入れる行政区等の受入条件整備等に要する経費を支援した。

支援件数

7件

(7) 頑張る農業応援！新規就農定着支援事業

新規就農者の定着を促進するため、就農前の技術習得を支援するとともに、地域における新規就農サポート体制整備を実施した。

ア 就農希望者の研修を受け入れる農業法人等に対し、研修等に要する経費を助成した。

助成件数

14件

イ 新規就農者が活用可能な農地・遊休資材等の情報整備等、地域における就農・定着支援体制を整備した。

実施地区

1地区

(8) 有機農業活用！6次産業化サポート事業

県産有機農産物の産地を育成するため、有機農産物の需要に対応できる生産体制の構築を図った。

有機農業技術導入チャレンジほの設置

13か所

たい肥利用実証ほの設置

9か所

生産行程管理者数

89名（平成24年3月31日現在）

(9) 農業用施設等災害復旧事業

東日本大震災で被災した農業協同組合が所有する共同利用施設の復旧を円滑に実施するため、費用の一部補助を行った。

対象施設 6団体 15施設

補助額 146,076千円

(10) 農家経営安定資金融通対策事業

被災農業者等の営農の維持・安定に必要な運転資金等の円滑な融通を図るため、農家経営安定資金を融通する融資機関に対し利子補給を行った。

平成23年度利子補給承認実績 761件 3,175,235千円

利子補給（補助）額 9,307千円

(11) 農業近代化資金融通対策事業

農業者等の資本装備の高度化と経営の近代化に必要な資金の円滑な融通を図るため、農業近代化資金を融通する融資機関に対し利子補給を行った。

平成23年度利子補給承認実績 7件 53,840千円

利子補給（補助）額 16,513千円

(12) 福島県農業信用基金協会出資等事業

農業制度資金の円滑な融通を図るため、福島県農業信用基金協会が原則無担保・無保証人で保証引受を行えるよう、債権保全リスクに応じ積み立てる特別準備金等に対し補助を行った。

ア 保証制度円滑化対策事業補助金 補助額 5,606千円

イ 農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）保証制度円滑化対策事業補助金 補助額 15,986千円

(13) 卸売市場施設災害復旧事業

生鮮食料品の安定的な供給体制を早急に確保するため、甚大な被害を受けた卸売市場の復旧を支援した。

実施団体 4市場 補助額 106,923千円

(14) ふくしま・地域産業6次化推進事業

地域産業の6次化を推進し、地域の活性化を図るため、県内6地方のネットワークの連携推進による新たな商品づくりを進めるとともに、6次化を目指す者に対して研修を実施したほか、ふくしまの「食」を幅広く発信した。

ア 地域産業6次化ネットワーク拡充事業

地域産業6次化に意欲と関心のある個人・法人・団体をメンバーとする地方ネットワーク交流会を開催した。

(ア) 地方ネットワーク交流会開催回数 12回

(イ) 地域産業6次化ネットワーク会員数 (H24. 3.21 現在) 1,143名

イ ふくしま6次化人材育成事業

地域経済の活性化を図るため、積極的に地域産業6次化に取り組む農林漁業者や工業業者等を発掘・育成した。

(ア) 実施回数 8回

(イ) 卒業生 59名

ウ 6次化量販店等キャンペーン事業

各地域で開発された県産6次化商品等の認知度向上とブラッシュアップを図るため、高速道路SA等において販売キャンペーンを実施した。

エ 食の祭典イベント開催事業（ごちそうふくしま満喫フェア2011平成23年11月5日～6日） 4か所

福島県の食の力を県内外へ発信するため、県内食産業に関わる関係者の連携による総力を挙げた食の祭典イベントを開催した。

- (ア) 出店事業者数 132 業者
- (イ) 来場者数 55 千人

(15) ふくしま・6次化ステップアップ事業

地域産業6次化の動きを発展させるため、リーディング製品の創出を推進するとともに、仮設住宅内での避難者の利便性の向上、住民同士の交流の場の形成及び6次産業化の取組の契機とするため、仮設住宅内における農産物直売施設の設置を支援した。

ア 6次化リーディング製品創出重点促進事業

地方ネットワークに特産品クラスター分科会を設置し、地域に根ざした特徴ある売れる6次化製品の開発を推進した。

クラスター分科会設置状況

5 方部

イ きずなづくり直売所支援モデル事業

東日本大震災及び原子力発電所事故後の緊急対応として、地産地消や6次産業化の推進を図り、仮設住宅の避難者を支援するため、仮設住宅内に直売所を設置した。

2 か所

(16) ふくしまイレブンス生産販売強化事業

本県の基幹産業である農林水産物の認知度向上を図るため、本県を代表する米、きゅうり、トマト、アスパラガス、もも、日本なし、りんどう、福島牛、地鶏、ヒラメ、ヒラメ、ナメコの11品目を「ふくしまの恵みイレブンス」と位置づけ、収益性の高い産地づくりや、各種イベント等における販売PRを実施した。

ア ふくしまイレブンス産地づくり事業

園芸の主要5品目の産地に対し、新規作付者の確保による産地拡大と販売力強化の取組を支援した。

補助額 2,548 千円

実施団体 3 団体

イ ふくしまイレブンス販売促進事業

(ア) ふくしまイレブンス販売促進（総合PR）

首都圏、県内における各種イベントにおける、実需者へのPR活動や展示商談会の出展に係る経費を支援した。

補助額 2,500 千円

実施団体 4 団体

(イ) 福島牛ブランド力強化（福島牛PR）

販路拡大等（福島牛を語る会の開催、首都圏における指定店制度の構築、県内指定店強化、キャンペーン）の取組を支援した。

補助額 2,255 千円

実施団体 2 団体

(ウ) 会津地鶏販路発展対策（地鶏PR）

会津地方において、市町村、関係機関、民間事業者などによる地域連携体制を構築し、ブランド化に向けた戦略の検討を行った。

産地懇談会の開催 1回

ウ ふくしまイレブン輸出促進事業

輸出再開の見込みがたたないため、関係者による情報交換会を開催した。

情報交換会の開催 1回

(17) 園芸産地再生緊急対策事業

園芸産地内のほ場における放射性物質の拡散状況や吸収抑制技術対策等の情報提供により、生産者の今後の生産活動に対する不安を払拭するとともに、今後導入する品目や技術対策の検討を促進するなど園芸産地の持続した生産活動を支援する取組を行った。

ア 栽培環境緊急調査

園芸品目の栽培環境を調査するため簡易放射線測定器を購入し、体制を整備した。

購入台数 39台

イ 指標作物による定点調査

園芸品目栽培における影響を調査した。

定点調査数 26市町村79か所

ウ 調査結果の情報提供

関係者に対して研修会及び説明会を開催した。

現地説明会開催回数 4回

エ 総括検討会の開催

実施計画検討会及び実施検討会を開催した。

開催回数 各1回

(18) 東日本大震災農業生産対策事業

東日本大震災により甚大な被害を受けた農業用施設・営農用資機材の復旧や、原発事故による放射性物質により汚染された農地への吸収抑制資材施用を支援した。

ア 東日本大震災農業生産対策整備事業

乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設等の復旧及び機能高度化を支援した。

交付先 福島市外 25 市町村等 補助額 395,321 千円

イ 東日本大震災農業生産対策推進事業

営農用資機材の導入、放射性物質の吸収抑制対策等を支援した。

交付先 二本松市外 24 市町村等 補助額 369,345 千円

(19) 肉用牛経営緊急支援事業

原発事故の影響により平成 23 年 7 月 19 日付けで肉用牛の出荷制限を受けた肉用牛生産者に対し、飼料を供給し、経営の負担軽減を図った。

実施団体 (社)福島県畜産振興協会 補助額 1,372,803 千円

(20) 肉用牛生産基盤強化支援事業

「福島牛」産地の生産強化のため、基幹種雄牛「喜多平茂」の優秀な産子の品質と生産量の確保を図り、次世代の繁殖雌牛群の基盤づくりを推進した。

実施団体 2 団体 補助額 1,800 千円

(21) 農場衛生対策事業

政府指示に基づき、警戒区域内の家畜の処分を実施し、農場等の衛生環境の保全管理を行った。

8 市町村 89,667 頭羽

(22) 肥育牛出荷円滑化対策事業

原発事故の影響により平成 23 年 7 月 19 日付けで肉用牛の出荷制限を受けた肥育農家の緊急的な経営支援を実施するため、出荷できずに適期を超過した肥育牛を買い上げ、肥育農家の経営安定化を図った。

実施団体 福島県肥育牛出荷円滑化対策協議会 補助額 1,221,400 千円

(23) 除塩事業

東日本大震災に伴う津波により、海水が浸入し塩害を受けた農用地の除塩を行うため、作業を行う市町村等に対して補助を行った。(25 地区)

(24) 海岸災害復旧事業

東日本大震災に伴う津波により生じた海岸保全施設の被害について、背後農地の保全及び国土保全に資するため、海岸保全施設の復旧を行った。(6 地区)

(25) 耕地災害復旧事業



東日本大震災、新潟・福島豪雨災及び台風 15 号災により被害を受けた、農地・農業用施設の復旧を行い、営農の早期再開を行うため復旧工事をを行った。また、復旧を行った市町村等に対して補助を行った。

(26) 災害調査事業

農地・農業用施設、海岸保全施設の被害発生地区のうち、県営災害復旧事業を対象として、災害査定申請を早急かつ円滑に執行するため、耕地災害、海岸災害の調査等を実施した。

(27) 農業用ダム・ため池耐震性検証事業

東日本大震災により県内約 800 箇所の農業用ダム、ため池が被災したことから、今後の地震対策に向けて、農業用ダム・ため池の効果的な耐震性簡易検証手法を確立するため、学識経験者等を構成員とする委員会を設置し、調査検討、検証を行った。

(28) 江花川沿岸農業再生支援事業

震災により特に甚大な被害が生じた江花川沿岸地域の農業再生に向け、受益農家の負担軽減を図るため、江花川沿岸土地改良区に対して交付金を交付した。

交 付 額 135,000 千円

## 5 森林・林業の再生

(1) ごちそう ふくしま絆づくり推進事業 (前出 4-(1))

(2) 森林整備加速化・林業再生基金事業

国の「経済危機対策」の一環として、間伐等森林整備を加速的に進めるとともに、路網整備や地域木材・木質バイオマスの利用推進による林業・木材産業等の再生を図るため下記の事業を実施した。

ア 森林整備加速化・林業再生協議会運営事業

市町村、森林組合等の林業事業者、木材加工業者等で構成する協議会が行う効果的な事業実施のための調査・計画作成等に対して支援した。

補助先 福島県森林整備加速化・林業再生協議会

イ 間伐対策事業

二酸化炭素の森林吸収目標の達成に向け、森林の立地条件が不利なため長期にわたって整備の行われていない森林について間伐を実施した。

成果 事業量 1,304.7ha

ウ 路網整備事業

間伐等の森林整備を促進するため路網の整備を支援した。

成果 開設延長 27,504 m

エ 森林境界明確化事業

森林の境界が不明であることに起因して間伐が進まない森林における境界明確化活動に対し支援した。

成果 事業量 546.5ha

オ 里山再生対策事業

里山における森林機能の保全と景観保全を確保するため、森林病虫害防除、不用品除去等を実施した。

成果 事業量 956ha

カ 木材加工流通施設等整備事業

間伐材等の加工施設や木質燃料供給施設の整備に対して支援した。

成果 10 施設

キ 木造公共施設等整備事業

地域材の需要拡大を図るため、地域材を利用した公共施設の整備に対して支援した。

成果 2 施設

ク 木質バイオマス利用施設等整備事業

木質資源利用ボイラーの整備に対して支援した。

成果 1 施設

ケ 間伐材安定供給コスト支援事業

間伐材等林地残材の燃料利用を促進するため、間伐材等搬出・運搬の取組に対して支援した。

成果 39,422 m<sup>3</sup>

コ 流通経費支援事業

震災により被災した製紙工場に出荷していた製紙用チップを非被災工場に出荷する場合の運搬経費を支援した。

成果 2,200 m<sup>3</sup>

サ 地域材利用開発事業

地域材の需要拡大及び製品等の生産性向上を目的とした製品、技術開発の支援を行った。

プロジェクト数 3プロジェクト

シ 県指導等事業

市町村や事業主体の指導や事業の推進に必要な事務を実施した。

成果 県内一円

(3) 森林整備地域活動支援交付金事業

森林の適切な整備を通じて森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林整備のための地域における活動を推進するため、国からの交付金をもって基金を造成するとともに、事業を実施する市町村に対して交付金を交付した。

ア 交付金事業 実施市町村 44 市町村 交 付 額 201,015 千円

イ 市町村推進事業 実施市町村 14 市町村 交 付 額 1,109 千円

(4) 一般造林事業

森林資源を造成し、農山村の経済基盤の確立を図り、また、水資源の確保、県土の保全等公益的機能の維持増進の要請にこたえるため、森林整備事業計画に基づき造林事業等を次のとおり実施した。

ア 森林環境保全直接支援事業 事業量 2,294ha 補 助 額 285,949 千円

イ 環境林整備事業 事業量 380ha 補 助 額 61,919 千円

(5) 森林整備事業

ア 森林整備事業

県民生活と関わりが深い森林である飲料用水の水源地域に位置する森林や水源かん養機能や山地災害防止機能が特に高い森林のうち、林業採算性の悪化などから、手入れが行き届かないために荒廃が懸念される森林について、森林施業の集約化を行い間伐を実施した林業事業体に対し、その費用を補助し、森林の有する公益的機能の維持・増進を図った。

成果 森林整備 (間伐) 事業量 883ha 補 助 額 234,733 千円

イ 森林整備促進事業

水源地域や水源かん養機能や山地災害防止機能を重視する森林において間伐等を実施した森林所有者に対し、その費用を助成し、地球温暖化対策のための森林整備の推進を図った。

成果 森林整備 (間伐等) 事業量 259ha 補 助 額 94,902 千円

(6) 一般林道事業

ア 森林管理道整備事業

森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林整備の推進や効率的で安定した林業経営の確立のための基盤となる林道の整備を実施した。

成果 開設路線数 5 路線 開設延長 819 m

イ 森林居住環境整備事業

森林の有する多面的機能発揮に向けた森林整備の推進や効率的で安定した林業経営の確立、居住地周辺の森林整備に資するため林道の整備を実施した。また、山村地域の定住環境の改善に資するため用水施設の整備を実施した。

成果 事業実施地区数 9 地区 林道整備延長 7,829 m

用水施設 1 か所

ウ 山のみち地域づくり交付金

平成 20 年 4 月 1 日付けで廃止された御緑資源機構が整備してきた緑資源幹線林道事業の残計画区間について、奥地森林地域の骨格となる林道整備を実施した。

成果 路線数 3 路線 橋梁下部工、調査測量設計委託一式等

エ 林道改良事業

林道利用の増大及び車両の大型化に対処し、輸送能力の向上と通行の安全を確保するため、既設林道を改良した。

成果 路線数 2 路線 改良延長 108 m

オ 林道舗装事業

既設林道の通行の安全と機能向上を図るとともに、農山村地域の生活環境の改善を図るため林道の舗装を実施した。

成果 路線数 2 路線 調査測量設計委託一式（舗装延長 462m）

(7) 木材供給等緊急対策事業

ア 木質バイオマス関連施設整備

木質燃料の製造に向けた、木材破砕機の導入を支援した。

成果 3 事業体（4 台）

イ 流通コスト支援

合板用原木等を被災工場から非被災工場に輸送する搬出支援を行った。

成果 運搬 20,593 m<sup>3</sup>

(8) 安全なきこの原木等供給支援事業

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受け、きのこの原木等の価格が高騰していることから、県内のきのこ生産者を支援するため、きのこの原木等の購入経費に対する補助を行った。

交付先 県内 J A 等 6 団体 補助額 18,400 千円

(9) 森林整備担い手対策基金事業

森林・林業の担い手の安定的な確保と育成を図るため、林業就業者の雇用環境や就業条件の改善に取り組みとともに、各種研修事業等を実施した。

ア 新規参入等促進事業

若年労働者等の雇用に際し、月給制等を取り入れられている事業主に対し助成を行った。 146 人

新規就業者への林業機械の資格取得と O J T 研修費用の一部の助成を行った。 56 人

林業就業者のキャリア形成に必要な研修に要する費用の助成を行った。 252 人

イ 社会保障充実強化事業

林業退職金共済及び中小企業退職金共済の掛金を事業主に対し助成した。 514 人

雇用保険の掛金の一部を事業主に対し助成を行った。 771 人

林業一人親方労災保険加入者に対し掛金の一部を助成した。 135 人

ウ 林業労働者等研修事業

基幹的な林業労働者を対象に専門的な技術と技能を取得する研修に要する費用の助成を行った。 86 人

建設業等の作業員を対象に基本的に基本的な技術研修や林業機械の資格取得に要する費用の助成を行った。 50 人

森林施業プランナーの能力向上を図る研修に要する費用の助成を行った。 36 人

エ 林業労働安全衛生確保総合対策事業

林業振動障害の予防を目的に特殊健康診断の受診に要する費用の一部の助成を行った。 427 人

(10) もっともともと木づかい推進事業

ア 新「ほっと」スペース創出事業

県管理施設等に県産材製品を設置・展示し、木材の利用を普及啓発した。

実施箇所 コラッセふくしま外 7 カ所 事業費 2,035 千円

イ バイオマス暖房でCO<sub>2</sub>ダイエット事業

民間施設への木質バイオマス暖房機器（薪・ペレットストーブ）の導入に対し支援を行った。

成果 35 台 事業費 1,750 千円

(11) 森林環境交付金事業

県民一人一人が参画する新たな森林づくりを効果的に進めるため、地域住民の意向や地域の実情に精通している市町村が独自性を発揮して創意工夫を凝らしたきめ細やかな森林づくり事業を展開することができるよう、森林環境基金の一部を交付金として市町村に交付した。

ア 森林環境基本枠

市町村が県民参画推進のための研修会、森林環境学習、獣害対策森林整備等の事業を実施した。

実施市町村 58 市町村 交付額 163,563 千円

イ 地域提案重点枠

市町村が県産材や木質バイオマスの利活用の推進事業を実施した。

実施市町村 33 市町村 事業件数 73 件 交付額 115,487 千円

(12) 林業基盤整備資金利子助成事業

森林整備法人等が日本政策金融公庫から森林整備活性化資金の融資を受ける際に併せて貸し付けられる林業基盤整備資金に対して、利子助成を行った。

事業費 1,157,483 千円 補助額 19,422 千円

(13) 県営林事業

森林の持つ経済的機能と災害の防止、水資源の確保等公益的機能をより高度に発揮させるため適性な管理を実施し県土の保全を図り、併せて県の基本財産造成、地域住民への就業機会提供、山村地域の振興に努めた。

県営林の管理面積 1,002 件 9,377ha (平成 24 年 3 月 31 日現在)

県営林の保育管理事業 成果 事業量 200ha

(14) 林業公社事業

福島県林業公社が森林整備法人として行っている、土地所有者との分取契約に基づく分取林事業、その他森林・林業に関する事業が円滑に実施されるよう支援を行った。

ア 長期貸付金

福島県林業公社が行う事業に要する資金のうち、造林補助金、日本政策金融公庫借入金等の額に相当する資金について貸し付けを行った。

貸付額 1,555,270 千円 (償還期間：60 年 (据置期間 45 年) 利率：無利子)

事業量 森林整備 996.55ha 路網整備 2,640 m

(15) 造林種苗確保事業

造林の推進に必要な優良種苗を供給するため、採種園採穂園の保育管理を図り、産地系統の明らかな種子を供給するとともに、県内苗木の需給調整及び苗木生産者への指導等を実施した。

成果 種子採取 26.4 kg

(16) 森林整備促進路網整備事業

高性能林業機械、トラックが通行可能な耐久性のある作業道の整備を支援した。

成果 開設延長 5,793 m

(17) 林産業廃棄物処理対策事業

地域林業の復興のため、放射性物質に汚染された樹皮の一時保管等に要する経費に対する貸付制度を創設し、資金融資等を行った。

事業主体 福島県木材協同組合連合会 貸付金 122,500 千円 事務費補助金 460 千円

(18) 木材加工流通施設等復旧対策事業

被災した木材加工流通施設の復旧整備を支援した。

交付件数 1 件 補助額 3,990 千円

(19) 福島県林業協会機械購入事業資金

森林整備の低コスト化・担い手の確保のため林業機械の導入を支援した。

林業機械導入台数 7 台 貸付額 41,783 千円

(20) 林業労働安全衛生対策費

林業労働災害を防止するため、地域毎に安全衛生指導員を専任し、作業現場での安全な作業方法について指導する費用の助成を行った。

巡回指導件数 112 件 補助額 586 千円

(21) 林業普及指導事業

ア 普及指導の実施に当たり、早急に対応すべき課題について地域特性に応じた林業技術と森林施業等に関する調査研究を行った。

事業費 2,489 千円

(ア) 林業試験研究情報調査事業

地域の課題を解決するため、機械化の推進等効率的な森林施業を目指した列状間伐施業の検証やツツハハ増殖技術の開発と優良品種選抜、健全なキリ実生苗の生産技術の開発に関する調査研究を行った。

(1) 森林吸収源イベントリ情報整備事業

森林の炭素蓄積量把握のため、森林土壌等の調査・採取を実施した。

(2) 森林除染等実証事業（前出2—(3)）

(23) 木材産業活性化事業

県内木材業者の能力及び動態を把握し、木材産業の活性化を図ることを目的に木材業者等登録に係る更新事務を委託した。

委託先 福島県木材協同組合連合会 委託額 263千円

(24) 財団法人福島県きのこ振興センター運営事業

ア きのこ類振興対策事業

きのこ栽培に関する情報の収集と提供、高度な栽培技術の指導、栽培技術の実証検定、原種菌の保存等の業務を委託し実施した。

委託額 3,259千円

(25) 特用林産振興対策事業

ア 6次産業化推進事業

風評被害対策として首都圏を中心とした販売促進活動や地元企業と連携した県産きのこを用いた加工品の開発を支援した。

補助金 1,100千円

(26) ふくしまの低炭素社会づくり推進事業

ア 緑の住宅普及支援事業

低炭素な県産材による家づくりについて普及啓発を行うため、講習会の開催及びイベントへの出展やワークショップ等を実施した。

委託先 福島県木材協同組合連合会 委託額 2,205千円

イ ペレットストーブオフセットクレジット活用事業

県とペレットストーブ利用者等の連携により、環境省のオフセット・クレジット（J-V E R）制度に基づき、二酸化炭素の排出削減量をクレジット化するとともに、クレジット販売に向けたP R活動を行った。

成果 クレジット発行量 125t-CO<sub>2</sub>



(27) 間伐材搬出支援事業

間伐材の利用促進を図るため、間伐材の搬出に必要な作業路の整備及び原木市場等への間伐材の運搬を支援した。

ア 間伐材運搬経費支援事業

山上場から原木市場等へ運搬する経費を支援した。

成果 25,000 m<sup>3</sup>

イ 林内作業路整備支援事業

間伐材の搬出に必要な林内作業路の整備を支援した。

成果 50,000 m

(28) 木質バイオマス利活用促進事業

ア 素材安定供給体制整備事業

木質バイオマスの需給動向及び流通調査の取組に対し支援を行った。

補助額 2,250 千円

イ 木質バイオマス利用促進PR事業

木質バイオマスの利活用を図り、森林整備及び低炭素社会の形成を促進するため、木質バイオマスの普及活動を行った。

成果 木質バイオマスマシンポジウムの開催

(29) 森林総合利用対策事業

ア ふくしま県民の森利用料金減免補助事業

体の不自由な方や子ども利用を促進するため、利用料金を減免している。減免により、利用料金を収入源としている指定管理者である(財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団に減免相当額を補助した。

成果 利用者 大人 703 人

子供 87 人

補助額 1,547 千円

イ 公の施設整備事業

県民の森の建築物点検（震災対応）等を行った。

事業費 1,662 千円

(30) 森林とのふれあい施設管理事業

ア 緑化センサー施設管理事業

県条例により設置が定められている福島県総合緑化センターの管理運営を行った。

事業費 37,678 千円

イ ふくしま県民の森管理事業

県条例により設置が定められているふくしま県民の森の管理運営を行った。

事業費 44,874 千円

ウ 昭和の森施設管理事業

県条例により設置が定められている福島県昭和の森の管理運営を行った。

事業費 13,036 千円

(31) 森林ボランティア総合対策事業

ア 森林ボランティアサポートセンター事業

県民の森林ボランティア活動への参加を支援するため、ふくしま県民の森内に設置している森林ボランティアサポートセンターの運営を行った。

事業費 2,468 千円

イ 森林ボランティア活動推進事業

県民参加による森林づくり運動を推進するため、県内各地域で積極的な森林整備活動等を行うボランティア団体の活動を支援した。

補助額 945 千円

(32) 森林病虫害等防除事業

松くい虫被害に対し、保安林等の公益的機能の高い松林を守るため、森林病虫害等防除法に基づき総合的な対策を実施した。また、カシノナガキクイムシによるナラ類被害に対し、伐倒駆除や樹幹注入を行い、保安林等の重要な森林の保全を図った。

ア 松くい虫防除事業

補助額 24,041 千円

(ア) 薬剤防除 (補助)

503ha

(委託)

3 ha

240 千円

(イ) 伐倒駆除 (補助)

3,918 m<sup>2</sup>

補助額 48,999 千円

(委託)

32 m<sup>2</sup>

委託額 557 千円

イ 政令指定病虫害等防除事業 (カシノナガキクイムシ)

(ア) 伐倒駆除 (補助)	578 m <sup>2</sup>	補助額	11,005 千円
(イ) 樹幹注入 (補助)	40 本	補助額	985 千円

(33) 総合緑化対策事業

ア 「緑の輪」推進事業

緑の少年団の育成強化を図るため、緑の少年団装備品の購入や福島県緑の少年団大会開催等の費用を補助した。

事業費	750 千円
-----	--------

イ 緑の文化財保全対策事業

枯死の恐れや災害による被害を受けた緑の文化財に対し、外科的工事、樹勢回復手当等を行う費用を補助した。

補助額	221 千円
-----	--------

ウ グリーン・アドバイザー・センター開設事業

県民の緑化意識や緑化技術の向上を図るため、県民からの緑に関する質問や相談などに対応するグリーン・アドバイザー・センターを開設した。

事業費	2,310 千円
-----	----------

エ 緑化活動県民参加推進事業

県民参加による森林整備活動等緑化活動を推進するため、会場設営、植樹活動を行う費用を補助した。

(34) 森林保全管理事業

保安林が常にその目的に即して機能することを確保するため、保安林の適正な管理推進を目的として、指定解除調査、伐採許可等の許認可、違反行為調査等を実施した。

ア 保安林指定解除調査	45 件	事業費	250 千円
イ 伐採・作業許可等処理調査	597 件		
ウ 違反行為調査	10 か所		
エ 損失補償評価調査	59 か所		
オ 森林パトロール	573 日	事業費	250 千円

## 6 水産業の再生

(1) ごちそう ふくしま絆づくり推進事業 (前出 4-(1))

(2) 養殖施設災害復旧事業

松川浦のノリ養殖施設の復旧への支援を行った。

交付先 相馬双葉漁業協同組合 補助額 10,500 千円

(3) 漁場復旧対策支援事業

ア 漁場生産力回復支援事業

漁業団体が行う、震災により発生した家屋・倒木等の堆積物の回収の取組みを支援した。

回収した堆積物の量 33,430 トン

交付先 福島県漁業協同組合連合会 補助額 2,197,000 千円

イ 漁場堆積物除去事業

震災により発生した家屋・倒木等の堆積物の回収 (松川浦) と分布調査 (相馬沿岸、いわき沿岸) を行った。

回収した堆積物の量 約 30,000 トン

(4) 経営構造改善事業

漁協等が所有する市場等の水産業共同利用施設の機能復旧に必要な機器整備及び施設整備を支援した。

交付先 6 漁協 (97 件) 補助額 272,391 千円

(5) 共同利用漁船等復旧支援対策事業

漁協等が漁業者へ共同利用やリースに供する目的で取り組む漁船の建造、修繕、中古船の購入、漁具の購入に対して支援を行った。

ア 共同利用小型漁船建造事業

交付先 1 団体 (55 隻) 補助額 31,445 千円

イ 共同利用漁船等復旧支援対策事業

交付先 5 団体 (漁船建造・修繕、中古船購入 49 隻 漁具購入 349 式)

補助額 1,169,705 千円

(6) 東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業

東日本大震災及び原子力発電所の事故の影響により被害を受けている漁業者及び水産加工業者に対し、震災などにより消失した漁具・設備

などの購入や経営維持に必要な資金を円滑に融通するため、融資期間の県信用漁業協同組合連合会に資金を預託した。

貸付金 1,500,000 千円 貸付利子 無利子

(7) 東日本大震災漁業経営対策特別資金利子補給事業

県信用漁業協同組合連合会が実施する東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業に対し利子補給を行った。

貸付承認件数 36 件 (いわき 30 件、相双 3 件、内水面 3 件) 135,700 千円

利子補給 (補助) 額 327 千円

(8) アワビ・ウニ・アユ栽培漁業振興対策事業

他海域の種苗生産施設等からの種苗の導入、種苗を放流する事業に対して支援した。

交付先 (財)福島県栽培漁業協会

補助額 6,175 千円

(9) 水産物安全流通対策事業

県内の主要産地市場に簡易分析装置 5 台を配置し、漁協職員への技術習得講習を実施した。

水産試験場及び水産試験場相馬支場に 1 台ずつ、ゲルマニウム半導体検出器を配備した。

(10) 漁業信用基金協会経営基盤強化支援事業

経営状況が悪化し補償基盤が脆弱化している福島県漁業信用基金協会に対し、支援を行った。

貸付金 200,000 千円 貸付利子 無利子

(11) 「県 1 漁協」合併支援事業

福島県漁業協同組合連合会を中心とする漁協系統団体の取組に対し、指導・助言を行った。

(12) 資源管理型漁業推進事業

漁業者による資源管理の取組を支援するため、調査・指導を実施した。

(13) 漁業資源調査事業

資源評価に必要な情報の収集と大型クラゲ出現状況の調査を実施した。

(14) さけ資源増殖事業

さけ増殖団体が、さけふ化放流事業を継続するための事業へ支援した。

交付先 福島県鮭増殖協会

補助額 4,000 千円

## 7 農山漁村の再生

### (1) 国土調査事業

国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態の科学的かつ総合的な調査を実施する市町村に補助金を交付した。

実施市町村	11 市町村	補助額	63,207 千円
-------	--------	-----	-----------

### (2) 農地・水・農村環境保全向上活動支援事業

農地や農業用水等の地域資源を適切に保全管理し、地域ぐるみで地域資源や農村環境の保全向上を図る地域共同活動及び東日本大震災で被災した施設の復旧活動を支援するため、福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会に対して交付金を交付した。

交付額	365,193 千円
-----	------------

### (3) 中山間地域等直接支払事業

中山間地域等における生産条件等の不利性を補正し、耕作放棄地の発生防止や多面的機能を確保するため、直接支払いを実施する市町村に交付金を交付した。

実施市町村	43 市町村	交付額	1,393,326 千円
-------	--------	-----	--------------

### (4) 農業集落排水事業

農村の生活環境の改善として農業集落の生活雑排水・し尿等の汚水を処理するため、汚水処理施設の整備を白河北部地区外 12 地区で実施した。

### (5) 経営体育成基盤整備事業

担い手農家の経営規模拡大と生産コストの低減を図るとともに、水田の汎用化を積極的に進めるための区画整理を、双潟地区外 22 地区において実施した。

### (6) 海岸保全施設整備事業

海岸法に基づき指定された保全区域において高潮浸食から背後農地及び農業用施設の保全を図るため、海岸保全施設の整備を侵食対策で磯部地区において実施した。

### (7) 湛水防除事業

立地条件の変化等により排水条件が悪化した地域において、農地、農業用施設及び公共用施設等の湛水被害を防止するため、排水機、排水路等の排水施設の整備を川中子地区外 4 地区で実施した。

(8) ため池等整備事業

農用地、農業用施設等の災害を未然に防止するため、老朽化等により機能が低下しているため池などの整備を東沢上ノ池地区外 25 地区で実施した。

(9) 除塩事業 (前出 4 - (23))

(10) 海岸災害復旧事業 (前出 4 - (24))

(11) 耕地災害復旧事業 (前出 4 - (25))

(12) 災害調査事業 (前出 4 - (26))

(13) 一般林道事業 (前出 5 - (6))

(14) ふるさと林道緊急整備事業

山村地域の振興と定住環境の改善に大きな役割を果たす林道について、積極的に整備した。

成果	事業実施地区数	8 地区	林道整備延長	3,070 m
----	---------	------	--------	---------

(15) 林道災害復旧事業

林道施設災害の早期復旧を実施し、林業経営の安定を図った。

成果	団体営事業 (現年災)	事業実施箇所数	楽翁溪線 1 号箇所	外 242 か所
----	-------------	---------	------------	----------

(16) 治山事業

山地に起因する災害から県土を保全するとともに、森林に対する県民要請の多様化にこたえるため、水資源のかん養、都市、集落等における災害の防止、良好な生活環境の確保等、森林が有する公益的機能の充実強化を目的として、災害跡地の復旧、災害発生のもたらした森林の維持造成を「いきいきふくしま農林水産業振興プラン」に基づき次のとおり実施した。

ア 山地治山事業 21 か所

イ 防災林造成事業 6 か所

ウ 地すべり防止事業 4 か所

エ 保安林改良事業 13 か所

オ 保育事業 19 か所

カ 県単治山事業 (交付金) 38 か所

(17) 治山施設事業

山地に起因する災害から県土を保全するとともに、森林に対する県民要請の多様化にこたえるため、水資源のかん養、都市、集落等における災害の防止、良好な生活環境の確保等、森林が有する公益的機能の充実強化を目的として、国庫補助事業に該当しない地区について事業を実施した。

ア 治山施設事業（県営） 8か所

イ 治山施設事業（団体営） 5か所

ウ 保安林整備事業 1か所

(18) 治山災害復旧事業

平成 23 年東日本大震災で被災した治山施設の復旧整備を実施した。

ア 治山災害復旧事業（現年災） 8か所

(19) 災害関連緊急治山事業

平成 23 年東日本大震災及び新潟・福島豪雨災により被災した林地の復旧を実施した。

ア 災害関連緊急治山事業 25か所

(20) 林地崩壊対策事業

平成 23 年東日本大震災及び新潟・福島豪雨災により被災した林地の復旧を実施した。

ア 林地崩壊対策事業 11か所

(21) 県単調査事業

地すべり防止事業により概成した地区の施設について健全性を調査し、地すべり防止区域の安全確認を行った。

ア 県単治山調査事業 5か所

## 8 重点戦略の推進

(1) みんなのチカラで自給力向上プロジェクト

ア ごちそう ふくしま絆づくり推進事業（前出 4-1(1)）

イ 産地生産力強化総合支援事業

園芸特産の活性化と新たな産地づくりを急速に進めるため、「いきいきふくしま農林水産業振興プラン」に基づく園芸産地の持続的発展、多様な担い手等への支援及び有機栽培等への取組を支援した。



ア) 園芸産地パワーアップ支援対策	11 件	補助額	42,808 千円
イ) 多彩な園芸産地育成支援対策	24 件	補助額	36,805 千円
ウ) 水田フル活用自給力向上支援対策	25 件	補助額	29,472 千円

ウ 大豆・麦・そば生産向上推進事業

農業者戸別所得補償制度を活用し、新たな技術を導入しながら、大豆・麦・そばの生産拡大に取り組み、手農業者、生産組織等に対して、拡大した面積を対象に、新たな技術の導入等に要する経費の一部を助成した。

実施主体	2 市町、2 J A	補助額	12,975 千円
------	------------	-----	-----------

エ ふくしま園芸パワーアップ事業

本県農業の顔となる主要な園芸 6 品目の生産拡大と地域が重点的に育成、強化を図ろうとする産地を支援するため、県並びに地方段階での推進体制を構築し、産地自らの目標指標や行動計画を定めた「産地力強化計画」の実現に向けた取組と支援を行った。

ア) 推進体制の構築

県段階では「園芸王国ふくしま創造推進会議」(平成 22 年 6 月 1 日設置)、地方段階では「園芸王国ふくしま創造地方推進会議」を開催し、「産地生産力強化計画」策定産地の生産拡大の支援策や取組の評価、検討を行った。

また、野菜指定産地の振興を図るため、生産出荷近代化計画の策定に関する指導、支援を行った。

「園芸王国ふくしま創造推進会議」の開催	1 回
野菜指定産地県協議会の開催	1 回

イ) 園芸産地パワーアップ戦略推進活動

パワーアップ・プロジェクトの対象産地の連携と全県的な生産拡大を進めるため、推進会議に野菜・果樹・花きごとの「園芸重点品目専門部会」を置き(平成 22 年 6 月 1 日設置)、産地相互の情報交換や課題の検討により品目別の振興戦略を検討した。

野菜	13 回
果樹	7 回
花き	4 回

ウ) 多様な園芸産地サポート活動

産地力強化計画に掲げた担い手の確保・育成、生産基盤の維持・強化、販売対策の強化、安全・安心及び環境と共生する農業の取組強化等を推進するため、地方の実態に応じて研修会を開催した。

地方研修会開催

6回

(エ) 「食のふくしま」イメージアップ事業

8月が販売のメインである関東圏市場に置いて、7月中旬から「ふくしま」らしさを強調できる「フルーツ・フラワー・ベジタブル」を継続的な出荷販売体系に位置付けるため、関東圏の量販店、消費者やバイヤーに商品特性のPRによる販売促進活動と求評を行った。

- A 県オリジナル品種も「はつひめ」の求評 1回
- B 県オリジナル品種「りんどう」の特定販売店における求評とPR 2日間
- (A) 花き展示会出展 実施店舗数12
- (B) 小売店販売PR (平成23年8月22日～10月24日)
- C 県オリジナル品種ぶどう「あづましずく」等販売対策

- (A) 輸送試験及び求評 1回
- (B) 振動対策試験 1回

(2) 「ふくしまの恵みイレブン」強化プロジェクト

- ア GAP導入支援普及活動推進事業 (前出4-(2))
- イ 水稻新品种「天のつぶ」ブランド化育成支援事業

県が開発した水稻新品种「天のつぶ」を本県の主力品種として育成するため、関係機関・団体等が一体となって、生産者への作付け推進や実需者へのプロモーションなどの活動を実施した。

- (ア) 展示場の設置・運営によるデータ収集 11か所設置
- (イ) 県産米のプロモーション活動等の経費補助 補助額 5,675千円

- ウ ふくしまイレブン生産販売強化事業 (前出4-(16))
- エ 産地生産力強化支援事業 (前出8-(1)-イ)
- オ ふくしま園芸パワースタッフ事業 (前出8-(1)-エ)

(3) 環境と共生する農業の推進

- ア 環境と共生する農業レベルアップ事業
- (ア) 「成長するエコ産地」のための産地力のレベルアップ

組織的に取り組んでいるJA部会等の構成員すべてをエコファーマーとするため、新規認定希望者を対象とした相談会等を開催した。

持続性の高い農業生産方式の導入相談

7 農林事務所

エコファーマー認定委員会の開催

7 農林事務所

(イ) 特別栽培推進のための技術力のレベルアップ

「有機栽培の手引き」や農業総合センターで開発した技術等をもとに、技術力のレベルアップを推進した。

有機栽培面積

265ha (平成 23 年 10 月 31 日)

特別栽培面積

3,889ha (平成 23 年 10 月 31 日)

イ 環境保全型農業直接支援対策事業

(ア) 環境保全型農業直接支援交付金

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を推進するため、より高度な環境保全型農業技術に取り組みエコファーマー等に対して、市町村が交付するための資金の一部について助成した。

交付先	20 市町村	交付対象面積	445.0ha	交付額	8,900 千円
-----	--------	--------	---------	-----	----------

(イ) 先進的営農活動支援交付金 (農地・水・環境保全向上対策分)

地域ぐるみで化学肥料・化学合成農薬の大幅な低減を行う先進的な営農活動の取組を促進するため、福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会が農業者等で構成する活動組織に対して交付するための資金の一部を助成した。

交付先	17 市町村 56 地区	交付対象面積	702.6ha	交付額	10,550 千円
-----	--------------	--------	---------	-----	-----------

ウ 水と土を守る！環境と共生する農業実践支援事業

気象条件等を活かした有機栽培や特別栽培の技術の組立・普及を図った。

モデル拠点ほの設置

3 か所

エ 有機農業活用！6次産業化サポート事業 (前出 4-(8))

(4) 地域産業の6次化の推進

ア ごちそう ふくしま絆づくり推進事業 (前出 4-(1))

イ 元気なふくしま水田農業産地づくり推進事業

(ア) 「魅力ある先進農業経営体」育成緊急支援事業

地域担い手育成総合支援協議会が、転作物物の拡大や農産物の付加価値化などを通して、先進モデルとなりうる意欲ある農業経営体を

育成するため、その必要な経費を助成した。

事業主体 1 協議会 補助額 4,927 千円

(イ) 優良産地づくり緊急対策事業

生産数量目標の配分率が低下する市町村等に対し、地域において策定する「元気なふくしま水田農業産地づくり計画」に基づく主食用米からの作付転換を推進するための経費の一部を助成した。

事業主体 1 村6協議会(対象市町村13) 補助額 9,593 千円

ウ 有機農業活用！6次産業化サポート事業(前出4-(8))

エ ふくしま・地域産業6次化推進事業(前出4-(14))

オ ふくしま・6次化ステップ事業(前出4-(15))

カ ふくしまイレブン生産販売強化事業(前出4-(16))

キ 「会津のかおり」普及促進事業

県産そばのブランド力の向上を図るため、県オリジナルそば品種「会津のかおり」の普及と利用の促進を図った。

そば振興セミナー・シンポジウムの開催

1 回

会津のかおり生産技術調査ほの設置

7 か所

(5) “ふくしまチャレンジゆめファーマー”育成プロジェクト

ア 元気が出る認定農業者支援事業

優良経営の調査、事例発表、表彰、研修会開催等を通じ認定農業者を育成確保を図った。

成果 認定農業者数 6,621 経営体(平成24年3月31日現在)

イ 「魅力ある先進農業経営体」育成緊急支援事業(前出8-(4)-イ-(ア))

ウ 経営体育成促進事業

担い手の育成と生産性向上のため、基盤整備事業等に併せて農業経営体に農用地の利用集積を図った。

30 地区 補助額 459,964 千円

エ 農地保有合理化事業(前出4-(5))

オ 担い手組織等育成支援事業

将来に渡って地域の農業を担う持続的かつ安定的な農業経営体を育成するため、農林事務所による経営指導や県担い手育成総合支援協議

会による研修会・コンサルティング等を通じて農業経営体の法人化等を支援した。

コンサルティング件数 17件 研修会の開催 15回 (参加者延べ793人)

成果 農業生産法人数 287法人 (平成24年1月1日現在)

カ 企業等農業参入支援事業

販売力や資本、経営ノウハウ等農外企業が持つ「強み」を活かしながら、地域農業の多様な担い手として育成するため、農業への参入意向を持つ企業等に対して、円滑な農業参入が図られるよう支援した。

成果 平成23年度1年間での新規参入企業等数：6件 (目標4件、県把握分)

平成24年3月31日時点での県内での農業参入企業等数：88件 (県把握分)

(6) 新規就業者の確保・定着

ア 新規就農ステップアップ支援事業

県農業振興公社が、就農相談、農業短大生修学資金助成、施設・機械リース等の就農支援活動を行った。

就農相談件数 62件 就農を希望する農業短大生への修学資金助成件数 2件

機械・施設等のリース助成件数 3件

イ 頑張る農業応援！新規就農定着支援事業 (前出4-(7))

ウ 教育研修事業

農業総合センター農業短期大学校において、就農希望者又は就農直後の者を対象とした研修会を開催した。

受講者数 28人

エ 地域を担う新・農業人育成事業 (緊急雇用創出基金事業)

就農や農業法人就業に必要な知識・技能を身に付けた人材を育成するため、失業者等を雇用して行うOJT、OFF-JT研修を農業法人等に委託した。

委託件数 (研修者数) 5件 (18人)

オ 農業法人等チャレンジ雇用支援事業 (緊急雇用創出基金事業)

雇用のできる農業法人等を育成するため、失業者等を雇用して行う農業経営の発展モデル実証事業を農業法人等に委託した。

委託件数 (研修者数) 47件 (86人)

カ 「ほっとする、ふくしま」新農業人応援事業 (前出4-(6))

キ 森林整備担い手対策基金事業

林業就業者の育成・確保を図るため、林業就業者の就業条件の改善、林業労働者研修、労働安全衛生確保対策、社会保障充実等の就業者支援活動を行った。

林業新規就業者数 218人（平成23年12月31日現在）

ク 水産業振興事業（普及指導事業）

普及職員により、操業を自粛している沿岸漁業の再開に向け、漁協・漁業者の取組に対して支援を行った。

(7) 農業水利施設等ストックマネジメントの推進

ア 農地・水・農村環境保全向上活動支援事業（前出7-（2））

イ 基幹水利施設ストックマネジメント事業

既存の農業水利施設の有効活用と効率的な機能保全を図るため、国営及び県営土地改良事業により造成された農業水利施設等に関する機能診断を行い、その結果に基づき対策工事を次とおり実施した。

会津北部第二地区 外9地区

ウ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業

既存の農業水利施設の有効活用と効率的な機能保全を図るため、団体営事業により造成された農業水利施設等について、必要な補修工事を上渋井地区において実施した。

(8) 県産材フル活用の促進

ア 森林整備加速化・林業再生基金事業（前出5-（2））

イ 森林整備事業（前出5-（5））

ウ 林業構造改善事業

地域林業の発展と魅力ある山村地域社会の形成を図るため、林業生産基盤の整備や環境条件の改善等、林業構造の改善に必要な事業を実施した。

(ア) 林業機械作業システム整備

林業機械を林業事業者へ貸し付けるための事業を支援した。

交付件数 1件

交付額 34,185千円

# IX 土 木 部

## 1 総説

平成 23 年度の土木部の行政運営に当たっては、東日本大震災、新潟・福島豪雨、台風 15 号により甚大な被害を受けた被災地の一日も早い復旧・復興に土木部一丸となって全力で取り組むとともに、福島県総合計画「いきいきふくしま創造プラン」の部門別計画である「ふくしまの新しい県土づくりプラン」に基づき、「地域づくりや産業・観光を支援する社会資本」、「安全・安心を守り、適正に管理活用される社会資本」、「日々暮らしが快適で豊かな社会資本」の 3 つの柱を基本に事業を実施した。

東日本大震災等からの一日も早い復旧・復興を図るため、公共土木施設等の復旧等に関する経費について速やかに補正予算等を編成し迅速な対応に努めるとともに、県土のグランドデザインの実現、県民の安全・安心の確保、県民からの多種多様な要望への対応など様々な課題に対応するため、緊急性、重要性の観点から優先箇所を選別し、効果的、効果的な事業執行に努めた。

また、事業の執行に当たっては、県民の安全・安心を最優先に、東日本大震災等による被災者や避難者のための住宅対策、被災した公共土木施設の復旧等に全力で取り組むとともに、県民に身近な生活基盤の整備・改善や適切な維持管理、ハード整備と一体となったソフト対策に取組み、県民サービスの向上に努めたところである。

## 2 東日本大震災を始めとする災害からの復旧・復興の取組

### (1) 避難・物資輸送路の確保

#### ア 応急救援活動の支援

国土交通省、陸上自衛隊、市町村、県による共同作業で、行方不明者捜索とともに啓開作業や津波による湛水の排除作業を行った。

#### イ 被災地支援の基幹となる広域救援ネットワークを確立

発災後すみやかに、あぶくま高原道路を緊急車道に開放し、未供用区間を前倒しして全線一般開放を実施するとともに、小名浜港及び相馬港を部分供用し、避難・物資輸送路の確保に努めた。

#### ウ 避難物資輸送路の確保

通行止めとしていた箇所について、路線の優先確保順位及び周辺状況に配慮しつつ、順次、応急復旧に着手した。

### (2) 仮設住宅の確保

#### ア 応急仮設住宅の提供

関係団体へ建築を要請し、4月には、応急仮設住宅（第1弾）を完成させた。

平成23年度末で、16,691戸の応急仮設住宅の建設に着手し、うち16,472戸を完成させ、このほか民間住宅の借上を実施し、25,555戸を供給するとともに、公営住宅の空き家を424戸提供した。

(3) 生活環境の確保

ア 海岸・河川堤防等の応急復旧

津波被災地域において、台風等の異常気象による人命・財産等の被害拡大を防止することを目的に、大型土のうによる河川・海岸・漁港の仮復旧に順次着手した。

イ 流域下水道の応急復旧

震災により被害のあった県北処理区及び県中処理区の下水管渠、県北浄化センターの送風機等の施設について災害復旧工事を進めた。

(4) 安全安心の確保（災害復旧工事の推進）

平成23年5月から12月にかけて計58回にわたり災害査定を実施し、東日本大震災における地震災は3箇年、津波災は5箇年での完了を、新潟・福島豪雨災及び台風15号については2箇年での完了を目指し、災害復旧工事を進めた。

ア 道路

震災・豪雨・台風により県管理道路において353箇所の通行止めが発生したが、応急工事等により330箇所の通行止めを解除した。

また、県管理道路における被災箇所は796箇所にのぼり、653箇所の復旧工事に着手し、うち496箇所の工事を完了した。

イ 河川

震災・豪雨・台風により河川堤防の決壊や崩落など、被災箇所は599箇所にのぼり、391箇所の復旧工事に着手し、うち126箇所の工事を完了した。

ウ 海岸

震災により堤防が決壊するなど被災箇所は131箇所にのぼり、39箇所で仮締切などの応急対策を実施し、うち16箇所で工事を完了した。

エ 港湾

震災により、県内7港のうち6港で岸壁・護岸の倒壊など被災箇所は335箇所にのぼり、154箇所の復旧工事に着手し、うち83箇所で工事を完了した。

オ 漁港

震災により、警戒区域の2漁港を除く8漁港で岸壁・護岸の倒壊など被災箇所は397箇所にのぼり、117箇所の復旧工事に着手し、28



箇所です工事を完了した。

#### カ 砂防

震災・豪雨・台風により、被災箇所は37箇所へのぼり、うち4箇所です工事を完了した。震災による12箇所、新潟・福島豪雨による8か所の計20箇所の土砂災害発生箇所において、対策工事に着手した。

#### キ 公園・街路

震災により、被災箇所は23箇所へのぼり、いわき公園「森のわくわく橋」及び夏井地区海岸公園の施設災害復旧工事など5箇所の復旧工事に着手するとともに、組合施行土地区画整理事業における区画道路18箇所の復旧工事に補助金を交付した。

#### ク 県営住宅

震災により、被災箇所は84箇所へのぼり、通路の亀裂・不陸、外壁のひび割れなど83箇所の復旧工事に着手し、給排水管の損傷など68箇所です工事を進めた。

#### ケ その他

県内市町村支援のため、4月11日から6月30日までの間、のべ97名の土木部職員を派遣し、また、災害調査・査定のため4月11日から8月7日までの間、12都道府県よりのべ272名の応援を受けるなど市町村所管も含めた公共土木施設の早期復旧に向けた体制を構築した。

### (5) 復興への取組

#### ア 汚染廃棄物の処理

放射性物質を含む下水汚泥は、従前の処分先へ搬出が出来ず処理場内で保管を行った。保管に際しては、安全性を確認するため定期的に放射性濃度及び空間線量を測定した。

なお、県中浄化センターにおいては、汚泥を減容化するため溶融処理を実施するとともに、処理後の発生物であるスラグ（溶融処理後の汚泥）や溶融飛灰の放射能遮断と飛散防止を図るため封入施設を建設し、安全に保管した。

#### イ 住環境の再建支援

既存住宅に債務がある被災者が、新たな住宅の建設・購入、補修に必要な資金を借り入れた場合に、既存債務への利子補給を行う制度を創設し、被災者の住宅再建のための支援を行った。

#### ウ 県内建設企業の支援

震災・豪雨により被災した県内中小企業等の事業継続、再建を支援するため、空き工場等を使用した事業再開支援に関する補助金や工場

等の再生に関する補助金の交付を行った。

エ 「多重防御」による津波被災地域の総合防災力の向上

津波被災地域の総合的な防災力向上のため、海岸堤防の嵩上げ、防災緑地、道路、土地利用の再編などの「多重防御」による復興まちづくり計画の策定を支援した。

さらに、防災緑地の機能や個々の地域に対して配慮すべき事項をまとめた「防災緑地ガイドライン」の策定を進めた。

オ 「浜通り軸」の早期復旧・整備と生活支援道路の整備

津波により甚大な被害を受けた沿岸地域において、「減災」という視点からソフト・ハードが一体となった防災機能が強化されたまちづくりを進めるため、主要地方道相馬巨理線などの道路整備に着手した。

カ 東西連携道路など、災害に強く本県の復興を推進する道路ネットワークの構築

東西連携道路などの整備による災害に強い道路ネットワークを構築するため、国道114号や国道252号などの道路整備を進めた。

キ 港湾の機能強化

貨物量の増加や大型船への対応を図るため、小名浜港地区国際物流ターミナルや相馬港3号ふ頭地区国際物流ターミナルの整備を進めた。

ク 身近な生活空間における放射線量低減対策

子供が安全に安心して遊ぶことができる環境を緊急に改善するため、空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の場所が確認された県営あづま総合運動公園等で表土の除去等を行った。

また、市町村営公園等の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の場所の表土等の除去を対象に、15市町村（818公園）に補助金を交付した。

### 3 「ふくしまの新しい県土づくりプラン」に基づく取組

(1) いきいきとして活力に満ちたふくしま

ア 産業活性化を支援します。

(ア) 縦横6本の連携軸に位置付けられた道路網の整備を進め、7つの生活圈相互や県外との連携を強化します。

7つの生活圈相互や県外との交流を活性化させるため、県土の骨格となる6本の連携軸を形成する基幹的な道路である国道115号相馬福島道路や会津縦貫道などの道路整備を進めた。

(イ) 幹線道路網の整備を進め、物流拠点のネットワークや地域間の連携・交流を支え地域力を高めます。

常磐自動車道を活用することにより、広域的な連携・交流が促進され、交流人口が拡大するほか、企業立地などにより地域経済の活性化が期待されるため、相馬インターチェンジへのアクセス道路である国道115号相馬南バイパスなどの道路整備を積極的に進めた。

(ウ) 大型車両が自由に通行可能な道路整備を進め、物流コストを低減します。

物流の効率化や企業立地促進などによる産業の振興を支援するため、総重量25tの大型車両が自由に通行可能となるように国道288号船引バイパスなどの道路整備を進めた。

(エ) 活力ある産業活動を支える基盤を整備し、企業立地促進を支援します。

高速交通体系との物流ネットワークの強化を図るため、国道288号三春西バイパスなどの道路整備を進めた。

(オ) 港湾整備を行い、地域産業の振興と国際物流を支援します。

小名浜港においては、船舶の大型化と貨物量の増大に対応するため、東港地区や5・6号ふ頭地区等の整備を進めた。

相馬港においては、船舶の大型化と貨物のコンテナ化等に対応するため、3号ふ頭地区の整備を進めた。

(カ) 地域の資源を生かしたふくしま型の住まいづくりを進めます。

地域資源を生かした住まいづくりの担い手となる、大工・工務店、設計事務所等の技術力向上のため、講習会の開催等を支援するとともに、優良な木造住宅の建設を促進するため、金融機関と連携して金利優遇施策を推進するなど、ふくしま型の住まいづくりを支援した。

(キ) 建設産業の活力回復と、魅力ある産業への転換を支援します。

将来に向かって経営基盤の強化を目指す建設企業へ、補助制度に関する事業の説明や新分野への進出に関する支援制度及びイベント情報等の各種情報について、随時、各建設企業へ情報発信を行った。

イ おもてなしの心を伝える観光を支援します。

(ア) 観光拠点や観光施設の広域連携を支援し、経済活動の活性化を図ります。

地域間の交流促進や観光の活性化を支援するため、地域特性や交通特性を踏まえ県道飯野三春石川線（郡山市中田町地内）などの道路整備を進めた。

(イ) 「道の駅」を活用し、観光の振興や地域の活性化を図ります。

国道289号「さらら289」の道の駅登録への支援、交流促進及び観光・物産のPRなど地域振興に資する「ふくしま道の駅・空の駅まつり」の開催支援を行った。

(ウ) 「おもてなし情報」を表示し、観光振興を支援します。

平成23年度は、震災・豪雨・台風により県内各地で道路が寸断するなど通行止めが相次いだため、通行規制状況をメインに表示し道

路利用者への情報提供に努めた。

(エ) 文化や歴史など地域特性を生かした街並みの形成を支援します。

地域の文化や歴史を生かし、個性あるまちづくりを支援するため、街なみ環境整備事業など市町村が行うまちづくり事業を支援した。

(オ) 観光地を結ぶ道路の整備と維持管理を進め、「おもてなしの心」を伝えます。

県内観光拠点周辺のイメージアップにつながるよう、観光地を結ぶ道路である国道 118 号芦ノ牧工区等で道路清掃や舗装補修工事などを行った。

(カ) 福島空港を有効活用することにより、地域の活性化に努めます。

空港 PR のために福島空港「空の日」イベントの開催時に空港利用者や見学者に空の魅力を伝えることによって、交流人口の拡大に努めた。

ウ まちのにぎわいづくりを支援します。

(ア) 都市と田園地域が共生するふくしまの都市づくりを進めます。

社会経済状況等の変化を踏まえた都市圏交通体系の構築のため、福島都市圏において総合都市交通体系調査を行った。

(イ) 中心市街地の住みやすい居住環境の形成に努めます。

都市機能の更新、市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給など、中心市街地における居住環境の向上に資するよう、暮らし・にぎわい再生事業を実施する市町村等を支援した。

(ウ) 交流とにぎわいづくりを支える、街なかの道づくりを進めます。

地域の風土を生かしたまちづくりと市街地のにぎわいづくりに向け、自転車歩行者道の広幅員化などにより、人と人との出会い、交流する空間を創出するため、都市計画道路平磐城線花畑工区の部分供用など、都市計画道路の整備を行った。

(エ) 交通渋滞対策を進め、都市の機能を向上させます。

交通渋滞は日常生活や産業活動に大きな影響を与えることから、国道 399 号（いわき市平北目町地内）などで交差点改良による渋滞対策や、道路利用者の安全・安心を確保するための道路整備を進めた。

(オ) 港湾の環境整備を進め、にぎわいの空間を創出します。

アクアマリンふくしま周辺にある「ボードウォーク」などの環境整備施設の改修を行い、地域の交流拡大及び活性化を支援した。

エ 地域づくり、地域間の交流を進めます。

(ア) 文化や伝統、歴史、風土など、地域資源を生かした地域づくりを進めます。

地域が主役となっ行って行う地域活性化を図るために、それぞれの地域の歴史や文化などの各種資源を活用し、持続的成長が可能な個性と魅力ある美いまちづくりや交流人口の拡大を図るなどのソフト・ハードの一体的なまちづくりを支援した。

(イ) 定住・二地域居住を進めるため、居住環境の向上に努めます。

二地域居住・UIJ ターン希望者等の定住を促進するため、平成 22 年度に設立した「福島県空き家・古民家相談センター」において、住宅の改修に関する相談に対応した。

(ウ) 合併した市町村の速やかな一体化を支援します。

速やかな一体化と新たなまちづくりを支援するため、国道 118 号松塚バイパスの整備などで、合併市町村の各々の中心部と連絡し、公共施設等の共同利用を促進させる道路整備を進めた。

(エ) 美しい景観にふさわしく、分かりやすい情報提供を行います。

利用者の安全性や快適性を向上させ統一性を持った情報提供を図るため、わかりやすい案内版を周囲の景観に配慮して設置した。

また、安全で円滑な道路交通の確保のため、常磐自動車道や津縦貫北道路の開通に伴う案内標識などの整備を進めた。

(2) 安全・安心に支えられたふくしま

ア 自然災害から命・財産を守ります。

(ア) 地域と連携した減災体制をつくり、集中豪雨から県民の生命・財産を守ります。

県民の危機管理意識の向上を図るため、「集中豪雨から命を守るプロジェクト事業」により、専門家による講習会や図上防災訓練や学校への出前講座を実施し、地域が連携した減災体制の構築を図った。

(イ) ソフト・ハードが一体となった治水対策を進め、洪水被害を最小限に抑えます。

予測不可能な集中豪雨や急激な水位上昇による被害から人命を守るため、避難の判断基準となる避難判断水位の設定などを行うとともに、河川流域総合情報システムなどを活用した情報提供、水防活動への支援を推進し、県民生活の安全性の向上に努めた。

また、近年浸水被害が頻発している河川や、沿川に人家が密集している市街地河川を優先的に整備し、治水安全度の向上に努めた。

(ウ) ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂対策を進め、土砂災害から県民の生命・財産を守ります。

土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）等における土砂災害の未然防止を図るため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地対策事業等による施設整備を行った。

また、「土砂災害防止法」に基づく基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を行った。

さらに、市町村長が避難勧告等発令する際の判断や住民の自主避難の参考となる「土砂災害警戒情報」を気象台と共同で発表するなど、

県民の生命、財産を守るための総合的な土砂災害対策を進めた。

(エ) 河川の改修により、道路の冠水被害の解消を図ります。

道路利用者の安全・安心を確保するため、築堤や河道拡幅などの河川改修を行った。

(オ) 既存ダムの機能を見直し、下流河川のはん濫被害の軽減を図ります。

千五沢ダム再開発事業の洪水吐き改造に関する概略設計を行った。

(カ) 既存の施設の活用や雨水の貯留により、洪水被害を最小限に抑えます。

不要浄化槽の雨水貯留施設改造や雨水貯留槽設置に係る市町村が実施する公共事業へ支援を行った。

(キ) 下水道事業を進め、都市部における浸水被害を軽減します。

近年頻発している降雨時の浸水被害を防止し、浸水に強い都市づくりを推進するため、市町村が実施する公共事業への支援を行った。

(ク) 自然災害に強い道路をつくり、交通車両の安全を確保します。

継続的に実施している道路防災点検に基づき、国道 115 号（相馬市山上地内）などの法面崩落危険箇所の対策を講じた。

(ケ) 災害時の防災拠点となる公園の整備を図ります。

地域防災計画に一時避難地として位置付けられている東ヶ丘公園の整備を進めた。

(コ) 緊急輸送路の橋りょう耐震補強を進め、震災時にも通行を確保できるよう道路網を強化します。

平成 23 年度末までに緊急輸送路を中心とした対象 255 橋のうち 249 橋の対策が完了し、東日本大震災においても地震動による落橋は発生しなかった。

(サ) 震災時の防災拠点となる港湾機能の耐震強化を進めます。

大規模震災時における海上からの緊急物資受入れ拠点として、相馬港においては耐震強化岸壁を有する 3 号ふ頭の整備を行った。

その結果、耐震工事を実施した岸壁では、東日本大震災においても大きな被害は見られなかった。

小名浜港においては、臨港道路橋りょう（みなと大橋）の耐震補強を行った。

(シ) 地震などの災害に強い住まいづくりや二次被害を防ぐための支援を進めます。

「福島県耐震改修促進計画」に基づき、木造住宅の耐震診断事業に取り組み市町村を支援するとともに、市町村が主催する各種イベント等に専門技術者を派遣し耐震化に係る周知・啓発を実施することにより、公共建築物や住宅及び民間建築物の耐震化を促進した。

また、耐震診断・耐震改修等に携わる技術者を養成するための講習会を開催した。

イ 適正な維持管理を行い、生活の安全・安心を守ります。

- (ア) 道路施設の適切な維持管理を行い、交通の安全を確保します。  
路面や施設の損傷などによる事故を防ぎ、安全で円滑な交通を確保するため、道路巡視（パトロール）及び点検業務を実施した。
- (イ) 河川・海岸における適切な維持管理を行い県民の安全・安心を守ります。  
水害の防止及び河川の適正な利用のため、機能が低下している河川管理施設の補修、異常まいそくした土砂の除去、雑木・雑草の刈り払いや河川巡視などの維持補修を行った。
- (ウ) ダムの適切な維持管理を行い、県民生活の安全・安心を守ります。  
洪水期や渇水期においてダムの効果が最大限発揮できるよう、施設の適正な維持管理に努めた。
- (エ) 砂防施設の適切な維持管理を行い、県民生活の安心・安全を守ります。  
除石など砂防施設の維持管理を適正に実施し、大雨時に砂防施設の効果が最大限発揮できるよう、施設の適正な維持管理に努めた。
- (オ) 港湾・漁港施設の適切な維持管理を行い、荷役や水揚げ作業などの安全を確保します。  
県管理の港湾・漁港において係留施設等の補修、航路・泊地の浚渫及び緑地管理等を実施し、施設の機能低下の防止、安全確保等を図るとともに、港湾・漁港環境の良好な維持管理に努めた。
- (カ) 福島空港の適切な維持管理を行い、空港の安全を守ります。  
空港施設の安全性向上のための調査を行うとともに、空港土木施設、航空灯火・電気施設の維持管理や空港除雪などの充実に努めた。
- (キ) 都市公園の適切な維持管理を行い、快適で安心して利用できる環境を守ります。  
都市公園の目的や機能を十分に発揮できるように適正な維持管理に努めるとともに、維持管理によって発生した枝や草等のリサイクルを進め、維持管理費の節減に努めた。
- (ク) 下水道施設の適切な維持管理を行い、河川や湖沼などの水質保全に努めます。  
河川や湖沼などの水質を保全するため、幹線管渠及び終末処理場等の流域下水道施設の適正な維持管理に努めた。
- (ケ) 地域住民が行う道路・河川の美化活動を支援します。  
うつくしまの道・サポート制度において、地域の方々と市町村、県の三者が協働して、道路の清掃や美化活動を行った。  
また、うつくしまの川・サポート制度により地域住民の河川美化活動を支援した。
- (コ) 定期点検に基づき補修を行い、橋りょうの長寿命化を図り交通の安全を確保します。  
道路管理費用の縮減と施設の長寿命化を図るため、国道121号（大倉沢橋）など、緊急輸送路の重要な路線から順次補修工事を進めた。
- (サ) 県有建築物の長寿命化を図るため、適切なストック管理に努めます。

既存県営住宅の劣化・老朽化対策として、外壁改善工事等の公営住宅ストック総合改善事業を実施し長寿命化を図った。

(シ) 道路利用者へのサービス向上を図ります。

道路に設置したライブカメラにより、リアルタイムの路面状況を、インターネットを通じ道路利用者等に提供した。

(ス) 安心して住宅や建築物を取得・利用できる環境を確保します。

完了検査を受けていない建築物を選定し、その建築主等に対して文書等により申請手続きを行うよう促すことにより、完了検査の受検率の向上を図った。

定期報告書を提出していない建築物を選定し、その建築主に対して文書等により報告書の提出を促すことにより、建築物、建築設備、昇降機の定期報告書提出率の向上を図った。

建築士講習制度により建築士の資質の向上を図るため、管理建築士講習・建築士定期講習へ講師を派遣した。

建築士事務所の業務の適正化を図るため、県内の建築士事務所へ立ち入り調査を実施した。

(セ) 通学路などの歩道整備を進め、安全な歩行空間を確保します。

交通事故がなく県民が安心して生活することのできる地域社会を実現するため、通学児童をはじめとする歩行者の安全な通行に危険をきたしている国道294号（白河市白坂地内）などで歩道整備を推進した。

ウ 積雪地域、過疎・中山間地域の暮らしを守ります。

(ア) 命を守る道路の整備を進め、救急医療・地域医療を支援します。

過疎・中山間地域等における安全・安心な暮らしを守るため、緊急時に速やかな搬送を確実にし救急医療を支えとともに、日常生活における通院など地域医療を支えるため、国道252号早戸バイパスなどの命を守る道路の整備を推進した。

(イ) 過疎・中山間地域における地域交通を確保し、地域住民の暮らしを支援します。

地域住民の安全・安心を支える地域交通の確保が課題となっことことから、通勤・通学・買物・通院などの様々な生活、産業活動の支援策を検討するため、会津地域をモデルとして、アンケートによる住民の移動実態調査を行った。

(ウ) 雪に強い地域づくりを進め、雪国の日常生活を守ります。

平成8年度に実施した道路防災総点検結果を踏まえ、国道352号（檜枝岐村見通地内）などの雪崩・地吹雪の危険な箇所について、防護施設を計画的に整備した。

(エ) 冬期に通行できない道路の通年通行の確保や通行止め期間の短縮を図り、地域活動や日常生活を支えます。

県が管理する384路線のうち、冬期通行不能区間が39路線52箇所あり、このうち、通年通行の確保や通行止め期間の短縮を図るため、



試験除雪（チャレンジ！ふくしま「ゆい（結）の道」作戦）を行った。

(オ) 地域の活性化を目指し、空き家や古民家の再生等を支援します。

二地域居住・UIJ ターン希望者等の定住促進を図るため、平成 22 年度に設立した「福島県空き家・古民家相談センター」において、住宅の改修等に関する相談等に対応した。

(3) 人にも自然にも思いやりにあふれたふくしま

ア 水環境などに優しく、美しいふくしまを継承します。

(ア) 地域固有の風土と、美しい自然を生かした施設整備に努めます。

魚道の整備など多様な生き物の生息・生育を支えるような多自然川づくりに取り組み、自然と調和のとれた川づくりを行った。

(イ) 下水道の整備を進め、河川・湖沼の水質保全に努めます。

河川・湖沼の水質を保全するため、市町村が実施する下水道事業を支援した。また、流域下水道施設の整備を進めた。

(ウ) 無電柱化を進め、街並みの景観や都市防災機能を向上させます。

美しい景観の創造や安全で快適な歩行空間の確保、災害に強いまちづくりの形成を図るため、喜多方会津坂下線（喜多方市三丁目地内）などで、電線類の地中化による無電柱化を進めた。

(エ) 環境保全や景観に配慮した建物づくりを推進します。

県有施設からの二酸化炭素排出量を削減し、環境負荷の低減を図るため、「福島県環境共生建築計画・設計指針」に基づき、既存県有建築物の「環境性能診断」を実施し、平成 23 年度までに 85 施設の診断を実施した。

(オ) 自然エネルギーを利用して地球温暖化対策を推進します。

既設道路照明について、国道 399 号（伊達市前川原地内）などで消費電力の小さい LED の導入により、CO<sub>2</sub>削減・管理費削減を行った。

(カ) 県民参加型の下水道広報活動を推進し、良好な水環境を未来に引継ぎます。

下水道の役割や水環境についての理解を深めようため、下水処理施設への見学会を行った。

イ 地域の住み心地や快適さを向上させます。

(ア) 住み心地の良い快適な居住空間を創出します。

公共施設の整備改善と宅地の利用促進を図り、健全な市街地形成のため、市町村及び組合が施行する土地区画整理事業を支援した。

(イ) 住民にやさぎや潤いを与える緑豊かなまちづくりを推進します。

都市における防災性の向上、環境の保全、景観形成などに資するとともに、スポーツなどの活動の場となる東ヶ丘公園の整備を進めた。

(ウ) 住み心地のよい、快適な住まいづくりを進めます。

長期優良住宅の建設を促進するため、平成 22 年度に作成した手引書を活用し、県内 4 箇所で開催した。

(エ) 地域の課題をスピーディーに解決し、生活環境を向上させます。

生活基盤緊急改善事業を実施し、地域住民の生活に密着した道路や河川等を迅速に改善することによって、県民生活の安全性、利便性、快適性の一層の向上を図った。

(オ) やすらぎやくつろぎの環境づくりにより、癒しの空間を提供します。

道路周辺の自然環境との調和を図り、自然にある「癒しの空間」を保全する道路整備を行った。

(カ) 都市公園の利用促進や都市緑化活動を推進します。

地域の交流や活性化に繋がる様々なイベントを通じて、都市公園の利用促進を図った。

(キ) 自然とふれあう自転車利用空間を提供します。

県民の心身の健全な発達や健康増進、更には交通事故の防止と交通の円滑化を図るため、会津若松熱塩温泉自転車道の整備を推進した。  
ウ みんなが元気になる生活環境を向上させます。

(ア) ユニバーサルデザインを進め、すべての人が利用しやすい施設をつくります。

すべての人が利用しやすい施設づくりを進めるため、ユニバーサルデザインものづくりフェアに出展し、普及啓発活動を行った。

(イ) 歩行環境を整備し、すべての人が安心して通れるようにします。

安全で快適に暮らせる生活環境づくりや安心して子育てできるまちづくりに資するため、福島飯坂線（福島市飯坂町平野地内）などで、歩道の段差解消や拡幅、障害物除去などユニバーサルデザインに配慮した安全で安心できる歩行空間の整備を推進した。

(ウ) 子育て世帯や高齢者などに配慮した住まいの提供を促進します。

既存県営住宅の集会所等を改修することにより、子育て世帯や高齢者に配慮した環境づくりに取り組んだ。

(エ) すべての人が安全に安心して利用できるよう、県有建築物の整備をすすめます。

「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」に基づき、出入口ドア幅の確保、誘導用床材（点字ブロック等）の敷設、段差手すりの設置等、年齢・性別・障がいの有無等に関わらず、すべての人にやさしい県有建築物の整備を行った。

# X 出 納 局

## 1 総説

出納機関として財務会計の適正化・効率化を図るため、平成 23 年度の重点施策を次のとおり定め実施した。

- (1) 県公金の適正管理
- (2) 財務事務の適正執行及び指導の充実
- (3) 会計事務職員の資質の向上
- (4) 物品調達及び工事入札の適正執行
- (5) 工事検査の適正執行

## 2 県公金の適正管理

- (1) 歳計現金及び基金現金の適正管理

歳計現金及び基金現金の適正な管理に努めるとともに、確実かつ有利な方法により効率的な運用を行った。

- (2) 収納業務等の適正執行

公金の収納・支払事務の適正執行を図るため、地方自治法施行令第 168 条の 4 及び財務規則第 222 条並びに指定金融機関等検査要綱に基づき、指定金融機関及び収納代理金融機関における県公金の収納及び支払い事務について検査を行った。

- |   |        |                   |       |
|---|--------|-------------------|-------|
| ア | 実施店舗   | 140 店舗            |       |
|   | 指定金融機関 | 45 店舗、収納代理金融機関    | 95 店舗 |
| イ | 検査実施結果 |                   |       |
|   | 良好     | 124 店舗、指摘事項のあった店舗 | 16 店舗 |
| ウ | 改善指導   |                   |       |

検査を実施した結果、指摘事項のあった店舗に対し、県に対する責任機関である指定金融機関を通じて、改善を図った。

## 3 財務事務の適正執行及び指導の充実

- (1) 基本的な会計事務取扱いの周知徹底

執行機関に対し、基本的な会計事務の取扱いについての遵守を徹底させるため、日常の書類審査や各種研修によりきめ細やかな指導を行うとともに、会計事務関係手引書の改訂作業を引き続き実施した。

## (2) 財務事務検査の実施

財務規則第217条及び財務事務検査実施要領に基づき、各部署等及び公所の財務事務の適正な執行を図るため、収入、支出、物品等財務事務全般について検査を行った。

### ア 実施箇所

(ア) 本庁	4 部署
(イ) 公所	46 公所 (合計 50 機関)

### イ 検査結果の概要

(ア) 是正指示	20 件 (本庁 2 件、公所 18 件)
(イ) 改善通知	121 件 (本庁 13 件、公所 108 件)

検査を実施した結果、不適切な事案については、その内容に基づき、是正結果の報告を求める「是正指示」と注意を喚起する「改善通知」に区分し、すべて文書で通知することにより適切な事務処理の確保を図った。

なお、「是正指示」とした事案については、その発生原因を把握するとともに、具体的な再発防止策等について検討を求め、より一層適正な事務処理が図られるよう指導を行った。

## (3) 財務事務検査担当職員の資質の向上

財務事務検査担当者会議を開催し、検査基準の統一化を図るとともに、検査に当たった際の留意点等を周知し、職員の資質の向上を図った。

## (4) 財務会計システムの円滑な運用

財務会計システムの適切な運用と維持管理により、財務会計業務の円滑かつ効率的な執行を支援した。

## 4 会計事務職員の資質の向上

### (1) 会計事務職員研修会

新規採用会計事務職員及び新任会計事務職員の2コースに分け、新たに会計事務を担当することになった職員に基礎的な知識を習得させるため、財務会計事務全般にわたる研修を行った。

### (2) 会計実務研修会

各執行機関の会計事務職員の資質の向上を図るため、定期監査や財務事務検査で問題となった事項等を踏まえ、会計処理上の注意点等について具体的に指導する「会計実務研修会」を4地方振興局出納室で実施した。

- (3) 国庫補助金等担当職員の資質向上を図るため、上記の研修において、国庫補助金等の適正執行に係る内容を研修科目に加え、事業の目的に則した適正な会計処理の周知徹底を図るとともに、会計諸規程を遵守した予算の執行に対する意識改革を図った。

## 5 物品調達及び工事入札の適正執行

- (1) 物品購入契約事務の適正かつ効率的な執行

入札の対象となるもの（予定価格が160万円超の物品（印刷物は250万円超）の調達案件）については、原則として条件付一般競争入札を実施し、物品購入契約事務の透明性、競争性、公正性を確保するとともに、電子入札を推進し、行政サービスの向上を図りながら適正かつ効率的に事務を執行した。

条件付一般競争入札実施件数 178件（単価契約・年間契約分43件、単価契約・年間契約以外分135件）

内、電子入札実施件数 73件（印刷物10件、自動車24件、道路標識6件、パソコン・システム等16件、

タイヤ6件、理化学機器6件、凍結抑制剤5件）

- (2) 工事等入札事務の適正かつ効率的な執行

工事等入札事務の透明性、公正性を確保するとともに、条件付一般競争入札における総合評価方式の執行など多様な入札事務に対応し、適正かつ効率的に事務を執行した。

- ア 工事等入札執行件数

条件付一般競争入札 136件（工事130件、業務委託6件）内、総合評価型 72件（工事68件、業務委託4件）

電子入札 23件（工事20件、業務委託3件）

指名競争入札 153件（業務委託153件） 内、電子入札 65件（業務委託65件）

合計 289件（工事130件、業務委託159件）

## 6 工事検査の適正執行

- (1) 工事検査業務の適正かつ効率的な執行

福島県財務規則第273条の3及び福島県工事検査実施要綱に基づき、農林水産部が所管する農林水産土木工事及び土木部が所管する土木

建築設備工事（土木部長が各部署長の委託を受けて実施する工事を含む）の検査業務を適正かつ厳正に行った。

ア 工事検査件数

（ア）竣工検査 2,778 件

※ 竣工検査で9件の不適合工事があったが、いずれの箇所も修補後に再検査を実施し合格となっている。

（イ）一部竣工検査 5 件

（ウ）既済部分検査 62 件

（エ）中間検査 110 件

合計 2,955 件

（2）中間検査の充実

福島県工事検査実施要綱及び中間検査実施要領に基づき、竣工時点では確認が困難な工事や工期が1年以上となる工事など、特に工事の品質確保を図る必要のある工事について、工事施工の重要な変化点において専門工事検査員による中間検査を実施した。

# XI 議 会 事 務 局

## 1 総説

4 回の定例会と2回の臨時会を開催するとともに、各常任委員会及び各特別委員会等の県政調査事業を実施した。

## 2 議会の招集

定例会を6月、9月、12月及び2月に開催するとともに、臨時会を5月及び9月に開催し、予算及び条例等の議案審査を行った。

## 3 政務調査費の交付

県政の調査研究に資するため、県議会の各党派に対して政務調査費を交付した。

## 4 県政調査等の実施

### (1) 常任委員会の開催

所管事項の審査及び調査のため、総務、企画環境、福祉公安、商労文教、農林水産及び土木の6常任委員会において県政調査事業を実施した。

### (2) 特別委員会の開催

所管事項の調査のため、東日本大震災復興旧復興対策、子育て・健康・医療対策及び産業振興・雇用・県土再生対策の3特別委員会において県政調査事業を実施した。

### (3) 公立大学法人中期目標調査検討委員会の開催

所管事項について調査検討するため、委員会を開催した。

## 5 議会の広報

県議会の活動状況等の情報を広く県民に提供するため、新聞、テレビ、ラジオ及びインターネットを利用した広報活動を行った。

特に、新聞広報では、その音声版を作成し、視覚障がい者にCD等を配布するとともに、県議会のホームページにおいては、音声読み上げソフトにより、視覚障がい者や高齢者が県議会の情報を快適に閲覧できるようにするなど、広報活動の強化に取り組んだ。

### (1) 新聞広報

地方紙2紙（福島民報・福島民友）に「県議会ふくしま」を掲載した。（年5回）

(2) テレビ広報

県議会広報番組「心をひとつに～福島県議会」を放送した。（年5回）

(3) ラジオ広報

定例会のうち、開会日及び代表質問の日の議会中継を放送した。（年14回）

(4) インターネット広報

「福島県議会ホームページ」を管理運営し、議会関連情報を発信した。



# XII 教 育 庁

## 1 総説

平成23年度における教育行政は、平成23年3月に発生した東日本大震災及び原子力災害により、事業の見直しや縮小等をせざるを得ない状況となったため、本県教育分野の復旧・復興に向けた新たな対応を加えた上で、本県の教育指針として策定した第6次福島県総合教育計画の推進に努めた。

### 第6次福島県総合教育計画の体系

#### 基本目標1 「知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成」

- (1) 子どもたちの豊かなところをはぐくみます
- (2) 子どもたちの健やかな体をはぐくみます
- (3) 子どもたちの生きる力を支える「確かな学力」を身につけさせます
- (4) 望ましい勤労観・職業観をはぐくみます
- (5) 障がいのある子どもたちが「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進します
- (6) 高度情報化社会を主体的に生きていく力をはぐくみます
- (7) 国際化の進展に対応できる人づくりを進めます
- (8) 公立大学において、社会をリードし、地域に貢献する人づくりを進めます

#### 基本目標2 「学校、家庭、地域が一体となった教育の実現」

- (9) 地域全体で子どもたちを教える育てる取組を支援します
- (10) 家庭における教育を支援します
- (11) 生涯を通して学習し、その成果が活きる環境を整備します
- (12) 自然に親しみ、自然を尊重するところをはぐくみます
- (13) 地域に根ざした伝統文化を保存・継承し、地域を愛するところをはぐくみます

#### 基本目標3 「豊かな教育環境の形成」

- (14) 教員の資質の向上を図ります
- (15) 一人一人の子どもに教員が向き合うことができる環境を整備します

- (16) 透明性の高い、開かれた教育を推進します
- (17) 安全で安心できる学習環境の整備を促進します
- (18) 地域における身近な文化・スポーツ環境を整備します
- (19) 私立学校の振興を図ります
- (20) 社会の変化に対応した学校改革を推進します

各基本目標ごとに平成 23 年度に重視する観点

基本目標 1 「知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成」において重視する観点「生きる力をはぐくむ教育の推進」  
基本目標 2 「学校、家庭、地域が一体となった教育の実現」において重視する観点「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」  
基本目標 3 「豊かな教育環境の形成」において重視する観点「教育環境の確保と復興に向けた取組の推進」  
のそれぞれについて、各施策・事業を展開することにより目標の達成をめざした。

## 2 学校教育の充実

### (1) 特色ある教育の推進

#### ア 双葉地区教育構想の推進

「国際人として社会をリードする人材の育成」を基本目標として、(財)日本サッカー協会 (J F A) 等と連携する全国初の取組みであり、富岡高等学校と双葉地域 3 町 (富岡町、榎葉町、広野町) の 4 つの公立中学校との連携型中高一貫教育を核とし、平成 18 年 4 月から実施した。

(ア) 国際人の育成 外国語指導助手の配置 生徒海外留学 独立行政法人国際協力機構 (J I C A) との連携

(イ) 福祉・健康を担う人材の育成 大学との連携

#### イ 中山間地域インターネット活用学校支援事業

中山間地域の児童生徒の学習意欲と学力の向上を図るため、南会津の中学校において県が実施してきた e-ラーニングを中心とした学習支援の事業成果を活かし、地元町村が引き続き実施する南会津学習サポート事業を支援するとともに、矢祭町、鮫川村の 7 つの小学校においてインターネットを活用した学習環境の整備と小学校同士の連携を図るモデル事業を実施した。

(ア) 南会津学習サポート事業 学習サポートシステム 全体勉強会 総合学力調査

(イ) 中山間地域連携事業 地域ネットワークシステム、TV 会議システムを活用した授業 電子メールによる学習相談

(ウ) 連携地域連絡協議会 年2回 参加者50人

(2) 教育内容・方法の改善充実

教員に対し学習指導要領の徹底を図るとともに、小・中・高等学校を通して本県の未来を担う人材の育成に努めた。

ア 教育課程の改善充実

小・中・高等学校教育課程の改善・充実

教育課程説明実施事業 中央講座：小・中学校 指導主事 26人、高等学校 指導主事 20人 教員 3人

イ 児童生徒の学力の向上

(ア) 学力向上推進支援事業（義務）

A 授業改善のための定着確認シート活用実践事業

小・中学校においては、指導の改善に資する評価問題の作成と活用、教材開発、効果的な指導法の実践事業により定着確認シートを活用したサンプル校平均値を提供するなど、各学校における日々の授業改善に役立った。

定着確認シート実施回数 6回

B 学習習慣、生活習慣育成事業

家庭学習プログラム開発校の成果を普及するとともに、各課との連携を図りながら、各小・中学校において、学校・家庭・地域が、互いに関わり合いながら児童生徒によりよい学習習慣、生活習慣を確立させるための取組を行い、児童生徒の学習意欲の向上や学習時間の増加を図った。

県教育委員会HPへの学習ノートの掲載

研究協議会 2回

各地区学力向上担当者等研修会 教育事務所ごとに2回

教育事務所指導主事による学校への訪問指導

(イ) 学力向上推進支援事業（高校）

A 「確かな学力」向上のための基礎力育成プラン 対象校 26校

B 大学進学希望実現事業 対象校 15校

C 合同学習セミナー 参加者1年生 123人、2年生 92人

(ウ) 各教育事務所学校教育課長、学力向上担当指導主事会議 1回

ウ 情報化・国際化に対応した教育の改善充実

(ア) 情報化に対応した教育の改善充実

情報化に対応した研修及び情報処理設備等の整備充実に努めた。

うつくしま教育ネットワーク事業 ネットワーク利用箇所数 (小・中・高・特別支援学校、教育文化機関等) 664 機関

(イ) 国際化に対応した教育の改善充実

語学指導等を行う外国青年招致事業 26 人

エ 科学技術教育の充実

理科支援員等配置事業

理科支援員 小学校 60 校に 40 人配置

(3) 生徒指導・進路指導の充実

児童生徒の豊かな人間性育成のため、教育相談等の機会を増加させるとともに教員の指導力向上を図る研修会を実施した。

キャリア教育を推進することにより、児童生徒の勤労観・職業観の育成に努めた。

また、地域企業と連携して産業関連の知識や技能を生徒に習得させ、地域産業を担う人材の育成を図るため、キャリア教育充実事業を実施した。

ア 学校不対応等対策の推進 (ハートウォームプラン)

(ア) スクールカウンセラーの配置

小学校 24 校、中学校 156 校、高等学校 47 校

(イ) 緊急時カウンセラー派遣事業

7 回

(ウ) 学校教育相談員の配置

2 人(教育センター)

電話相談件数

429 件

(エ) 子ども 24 時間いじめ電話相談事業

電話相談件数

317 件

イ キャリア教育の推進

(ア) 高等学校インターンシップ推進事業

4,260 人

(イ) キャリア教育充実事業 (専門高校活性化事業)

実施校 農業高校 3 校、工業高校 12 校、商業高校 3 校

(4) 保健安全管理・健康教育の充実

学校における保健安全管理の徹底及び健康教育の充実を図るため、各種事業を実施した。

ア 学校保健安全の充実

(ア) 学校すこやかプラン

A 健康教育推進者パワーアップ事業

心の健康教育セミナー 89人

B こどもの健康を守る地域専門家総合連携事業

専門医等派遣事業 27校

ヘルシースマイル地区別研修会 729人

イ 食育の推進

ふくしまっ子食育推進ネットワーク事業

朝食摂取率100%週間運動の実施 96.3% (11月摂取率)

(5) 学校体育指導の充実

児童生徒の体力、運動能力を向上させるとともに、学校体育指導の充実を図るための各種事業を実施した。

ア 児童生徒の体力・運動能力の向上と体育の授業の充実

「子どもの体力向上」プロジェクト ホームページにおいて情報提供

イ 体育担当教員等の資質の向上

(ア) 子どもの体力向上支援委員会 2回開催 (課題解決に向けた原因究明と発達段階に応じた具体的な指導法の検討)

(イ) 小・中・高体育主任連絡協議会 7地区開催 797人参加

ウ 運動部活動等の充実

地域スポーツ人材の活用実践支援事業 派遣者 中学校 43人、高等学校 20人

エ 中学校体育連盟・高等学校体育連盟等の育成

(ア) 県中学校体育大会 19種目 7,532人

(イ) 県高等学校体育大会 41種目 11,240人

(ウ) 全国高等学校総合体育大会派遣 30種目 648人

(6) 教育機会の拡充と学校規模の適正化

生徒数の大幅な減少に対応するため、高等学校の学校規模の適正化等の推進を図った。

ア 学校規模の適正化と学校・学科の適正配置の推進

(ア) 学級減 18 学校 18 学級

(福島北：総合学科 1 学級、福島東：普通科 1 学級、福島南：国際文化科 1 学級、川俣：普通科 1 学級、二本松工業：情報システム科 1 学級、郡山商業：国際経済科 1 学級、田村：普通科 1 学級、白河旭：普通科 1 学級、会津：普通科 1 学級、葵：普通科 1 学級、喜多方：普通科 1 学級、平商業：流通ビジネス科 1 学級、湯本：普通科 1 学級、勿来：普通科 1 学級、四倉：普通科 1 学級、浪江：普通科 1 学級、双葉翔陽：総合学科 1 学級、相馬東：総合学科 1 学級)

(イ) 募集停止 1 学校 1 学級

(会津農林：生活経営科 1 学級)

(ウ) 35 人学級編成 3 校 6 学級 (川口：普通科 2 学級、南会津：普通科 2 学級、只見：普通科 2 学級)

イ 育英事業等の推進

(ア) 奨学資金貸与事業

福島県奨学資金貸与条例に基づき、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難な者に対し、奨学資金を貸与し、教育の機会均等を図った。

貸与者数 新規 高校生 291 人、大学生 64 人 継続 高校生 588 人、大学生 249 人

(イ) 定時制・通信制教育振興事業

A 定時制教科書給与事業 79 人

B 通信制教科書学習書給与事業 33 人

C 定時制夜食費補助事業 延べ 25,534 人

D 定時制及び通信制修学資金貸与事業 新規 3 人 継続 4 人

(7) 教職員の資質能力の向上と人材確保

教職員の資質や指導力の向上を図るとともに、少人数教育等の実施に必要な人材の確保に努めた。

ア 教職員の研修の充実

教職員現職教育計画に基づき、社会の変化や時代の進展に対応した各種研修会を開催した。

- (ア) 基本研修・初任者研修 199人(幼稚園25人、小学校40人、中学校36人、高等学校98人)  
・経験者研修Ⅰ～Ⅲ 265人(幼稚園0人、小学校110人、中学校70人、高等学校85人)
- (イ) 職能研修 175人(小学校・中学校131人、高等学校44人)
- (ウ) 専門研修 震災の影響により、指導主事の出前講座を実施。
- (エ) 特別研修 31人(小学校14人、中学校14人、高等学校3人)
- イ 教職員の人材確保と適正配置の推進
  - (ア) 指導主事・学校教育指導委員の確保と指導力の向上
  - (イ) 教職員定数の確保
  - (ウ) 少人数教育に伴う教職員の配置
    - A 30人学級編制 399人
    - B 30人程度学級編制 587人
  - (エ) 免許外解消補正 85人(非常勤)
  - (オ) 複式学級解消補正 36人(非常勤)
- ウ 教職員の資質能力の向上
  - 少人数教育に係る教員の指導力を向上させるとともに、指導方法の改善を図るための事業を実施した。
  - 常勤講師研修会の実施
- エ 教職員評価に関する研修
  - 教職員評価に係る研修を行った。
- オ 福利厚生の実施
  - 教職員の健康管理を始め、福利厚生の実施を図るため、次の事業を実施した。
    - (ア) 雇入時健康診断 167人
    - (イ) 定期健康診断 6,920人
    - (ウ) 結核健康診断 6,703人
    - (エ) V D T作業従事教職員健康診断 4,233人
    - (オ) 教職員人間ドック 5,258人

- (カ) 乳がん・子宮がん検診 3,839人
- (8) 施設・設備の整備充実  
 県立学校施設・設備の整備と市町村立小中学校施設・設備整備の支援を行った。
- ア 高等学校の施設・設備の整備充実
- (ア) 大規模改造事業 27校43棟
- A 校舎改修 23校38棟(実施設計29棟、改修工事9棟)
- B 体育館改修 5校5棟(耐震補強基本計画1棟、実施設計4棟)
- (イ) 県有施設耐震改修事業(県立学校) 9校14棟(実施設計3棟、改修工事11棟)  
 実施設計委託
- (ウ) 勿来工業高等学校校舎改築事業 実施設計委託(24年度繰越事業)
- (エ) 会津工業高等学校実習棟改築事業 実施設計委託
- (オ) 喜多方桐桜高等学校実習棟改築事業
- (カ) 施設整備事業
- 下水道接続工事 1校(磐城農業)(23年度繰越事業)
- 下水道接続工事設計委託 3校(福島明成、湖南、喜多方東)(23年度繰越事業)
- (キ) 県立学校施設外壁診断調査事業  
 建築基準法第12条外壁全面点検 48校(福島 外47校)(23年度繰越事業)
- (ク) 県有施設維持補修事業
- A 県有施設維持補修事業 173件(23年度繰越事業)
- 22校及び社会教育施設1施設(福島工業 外21校及び美術館)
- 10件(23年度繰越事業)
- B 一般補修事業 25校(福島 外24校)
- (ケ) 産振設備整備事業  
 設備更新 19校(福島明成 外18校)
- (コ) 情報処理設備整備事業
- A 教育用PC(レンタル)継続 84校 5,100台



- B 教育用PC（リース）更新 18校 779台
- イ 特別支援学校の施設・設備の整備充実
- (ア) 大規模改造事業 2校2棟（実施設計2棟）
- (イ) 須賀川養護学校わかくさ学習棟整備事業 移転改築工事（24年度繰越事業）
- ウ 災害復旧の推進
- 東日本大震災及び原子力災害や台風15号により被害を受けた県立学校施設・設備等の復旧と市町村立小中学校への支援を行った。
- (ア) 県立学校施設等災害復旧事業 県立学校被災92校の建物、工作物、備品等の復旧
- (イ) 県立学校施設応急仮設校舎等設置事業 応急仮設校舎等の設置 18箇所 30棟
- (ウ) 教育施設表土改善事業 県立高等学校 25校 特別支援学校 5校
- (エ) 公立学校等校庭土壌緊急改良事業 市町村立学校表土改善補助 28市町村 309校
- (オ) 公立学校等校舎内緊急環境改善事業 空調設備等設置補助 42市町村 711校
- (カ) 県立学校施設内緊急環境改善事業 67校（福島外66校）
- (キ) 教育施設等線量低減化事業
- A 高圧洗浄機 高圧洗浄機整備補助 39市町村
- B 泥落とし用マット 県立高等学校 82校 特別支援学校 16校
- 泥落とし用マット整備補助 28市町村
- 県立高等学校 82校 特別支援学校 16校
- (9) 特別支援教育の充実
- 障がいのある生徒一人一人のニーズに応じるために、様々な支援事業を実施した。
- ア 進路指導の充実
- キャリア教育充実事業「特別支援就労支援事業」 実施校 14校
- イ 適正就学の推進と教育機会の拡充
- (ア) 地域における支援体制の整備・充実
- A 特別支援教育総合推進事業 特別支援教育推進のための体制整備支援 36市町村

特別支援教育総合推進事業運営協議会	年1回	委員数10名
B 特別支援教育体制促進事業		
特別支援教育体制促進協議会	7地区	年1回
(イ) 就学指導体制の充実		
特別支援教育就学指導協議会	7地区	年1回
(ウ) 就学相談の充実		
特別支援教育相談事業		
A 相談窓口		養護教育センター
B 相談件数		997件
(エ) 地域における早期からの相談支援体制の整備		
共に学ぶ環境づくりプラン「地域教育相談推進事業」		
A 相談窓口		各教育事務所
B 相談実施児童生徒数		1,217人
(オ) 通常学級に在籍する障がいのある児童生徒への支援		
共に学ぶ環境づくりプラン「視覚障がいに応じた教材教具貸与事業」		支援児童生徒数 3人
(カ) 医療的ケアを必要とする児童生徒の学習機会の整備		
共に学ぶ環境づくりプラン「特別支援学校における医療的ケア実施事業」		実施校 13校
ウ 障がいの重度・重複化、多様化に対応した教育の充実		
(ア) 教育課程の改善と学習指導の充実		
A 教育課程運営改善講座		39人
B 特別支援学校新教育課程説明会		310人
(イ) 障がいの重度・重複化、多様化に対応した教育の充実		
訪問教育の実施		6校
エ 教職員研修の充実		
(ア) 初任者研修		48人

- (イ) 経験者研修 50人
- (ウ) 職能研修 208人
- (エ) 専門研修 154人
- (オ) 特別研修 10人

(10) 幼稚園教育の充実

幼稚園教員の資質及び専門性の向上のため、各種研修会、協議会を開催した。

ア 教職員現職教育研修

幼稚園等新規採用教員研修 25人

### 3 社会教育の推進

(1) 社会教育の充実

社会教育の推進に向けて、活動の充実と人材育成に努めた。

ア 社会教育活動の充実

(ア) 十七字のふれあい事業 応募数 32,261組

(イ) 地域教育力支援推進事業

A 学習支援ボランティア・病院訪問学習支援ボランティア・家庭教育支援者の登録

学習支援ボランティア登録人数 574人

病院訪問学習ボランティア登録人数 19人

家庭教育支援者登録人数 29人

B 体験活動等担当者への情報提供

(ウ) 放課後子ども教室推進事業

A 福島県放課後子どもプラン研修会 1会場 163名

B 子ども教室 36市町村 125教室実施 県立特別支援学校 4教室実施

(エ) 学校支援地域本部事業

学校支援本部 13市町村 18本部

イ 社会教育推進体制の充実

(ア) 図書館職員（司書）研修会

5 会場 135 人

ウ 社会教育施設の整備充実

(ア) 図書館資料の整備

購入 10,538 冊 寄贈 13,453 冊

(イ) 移動図書館巡回

20 市町村を巡回 貸出冊数 21,468 冊

(ウ) 学校図書館活動支援セット貸出

54 セット 2,352 冊

(エ) 図書館の施設等整備

情報ネットワークシステム運用

子育て支援関連設備の整備

(オ) 福島県自然の家の利用促進及び整備充実

自然の家合計	利用団体	649 団体	延利用者	47,622 人
郡山自然の家	利用団体	253 団体	延利用者	12,285 人
会津自然の家	利用団体	316 団体	延利用者	23,512 人
いわき海浜自然の家	利用団体	80 団体	延利用者	11,825 人

磐梯青少年交流の家第二体育館耐震改修工事

エ 社会教育施設災害復旧事業

東日本大震災により被災した県立社会教育施設の復旧工事を実施した。（一部翌年度へ繰越）

主な被害状況

県立図書館：屋外屋根軒天落下、公開図書室天井空調設備落下

県立美術館：エントランス屋根裏破損落下、正面落水地漏水

いわき海浜自然の家：野営場法面土砂崩れ、ロッジ3棟の崩落等

相馬海浜自然の家：津波により施設全壊、平成24年3月31日付け施設廃止

オ 社会教育施設線量低減事業

放射線量の高い（1  $\mu$ sv/h 以上）県立社会教育施設において、放射線量の低減のため、芝生の除去、表土の入替え工事を実施した。

郡山自然の家

園庭表土改善工事

県立美術館・図書館

前庭芝生張替工事

(2) 家庭教育の充実

家庭の教育力向上を目指して、関係団体等との連携により諸事業を展開した。

子どもをはぐくむ家庭・地域支援事業

子どもをはぐくむ地域実践プロジェクト

(ア) 福島県地域家庭教育推進会議 2回

(イ) 地域家庭教育推進ブロック会議 7地区 各2回

(ウ) 家庭教育ブロックセミナー 2地区

(3) 子ども読書活動の推進

子どもの読書環境の整備に努めるとともに、「福島県子ども読書活動推進計画（第二次）」に基づき、読書活動を推進した。

豊かな心をはぐくむ子ども読書活動推進事業

(ア) 子ども読書活動推進会議 2回

(イ) 子ども読書活動推進研修講座 4地区 133人

(4) ふくしまっ子体験活動応援事業

東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により、子どもたちがのびのびと活動できる環境が少なくなっているため、心身ともにリラックスできる環境の中で体験活動を実施するものに対して、その費用の補助等を行った。

ア ふくしまっ子体験活動応援補助事業 申請件数 11,372件 参加者 397,881人

イ ふくしまっ子自然の家体験活動応援事業 参加者 2,693人

ウ ふくしまっ子移動教室体験活動応援補助事業 申請件数 744件 参加者 65,842人

#### 4 文化の振興

(1) 文化資源の全国への発信

個性豊かな本県の文化振興を図るため、県民の多彩な文化活動を支援した。

ア 文化活動の促進と発表機会の充実

(ア) 第35回全国高等学校総合文化祭の開催 8月3日～8月7日（8月4日 総合開会式 会津風雅堂）

県内会場で15部門開催、その他書道及び放送部門は作品審査による開催、演劇部門は香川県、郷土芸能部門は岩手県で開催。

参加生徒 12,188人 + 運営スタッフ 生徒 3,615人 = 15,803人

## (2) 文化財の愛護と伝統文化の継承

県内各地に伝承、保存されてきた文化財を後世に伝えるため、調査や保存助成を行うとともに、文化財愛護精神の高揚を図った。また、東日本大震災で被災した文化財の修復事業について助成を行った。

### ア 文化財保存・活用の充実

- (ア) 埋蔵文化財保存調査  
分布調査 4地区 25か所、発掘調査 4地区 8遺跡
- (イ) 指定文化財保存活用  
国指定等 24件、県指定 5件
- (ウ) 文化財保存助成  
12件
- (エ) 文化財災害復旧  
国指定 3件、県指定 2件
- (オ) 特別天然記念物カモシカ保護対策  
特別天然記念物カモシカの幼獣保護

### イ 民俗文化財の活用

第53回北海道・東北ブロック民俗芸能大会（秋田県大仙市） 1団体

## (3) 文化施設運営の充実

文化活動の振興のため、文化施設運営の充実を図った。

### ア 文化財の保存と公開の場の整備

県文化財センター白河館の運営

県文化財センター白河館管理運営委託

### イ 県立美術館・博物館の展示等充実

- (ア) 県立美術館  
企画展 3回、移動美術館 1回（会津若松市）
- (イ) 県立博物館  
企画展 1回、移動博物館 2回（小野町、いわき市）

### ウ 文化施設の連携事業

いきいき地域文化活力創出事業

保科正之展、会津・漆の芸術祭の実施

## 5 普及・啓発

### (1) 「ふくしま教育の日」啓発推進事業

県民の教育に対する理解を深めるため、「ふくしま教育の日」の普及啓発を図り、学校等関係機関に対し関連事業の実施を促した。

(2) 「ふくしま子ども憲章」推進事業

子どもたちの規範意識の向上や豊かな心の育成を図るために策定した「ふくしま子ども憲章」について普及啓発に努めた。

(3) 広報活動の充実

教育委員会の施策・事業等の啓発・理解促進等を図り、県内はもとより県外に避難している児童生徒及びその保護者に本県教育の動向を周知するため、広報活動の充実を図った。なお、東日本大震災の影響により教育広聴会は実施しなかった。

ア うつくしまふくしま教育ニュース	280,000部
イ 教育委員会だより	4,500部
ウ 教育年報	150部
エ 福島県の教育	1,100部

6 東日本大震災等への対応

(1) サテライト校の配置

相双地区から避難した生徒が相双地区の高等学校に在籍したまま学ぶことができるように、サテライト校を設置した。

・ 学校数	10校
・ 学校名及び生徒数	双葉 196名：福島南、※あさか開成、葵、磐城 浪江 149名：※安達、好間 浪江津島 52名：安達（仮設） 富岡 230名：※福島北、光南、猪苗代、磐城桜が丘、三島長陵（静岡県） 双葉翔陽 172名：安達東、小野、※坂下、平商業 原町 408名：福島西、※本校（10月26日に復帰） 相馬農業 231名：※本校（11月14日に復帰） 相馬農業飯館 73名：教育センター 小高商業 152名：※福島商業、相馬東 小高工業 390名：二本松工業、※郡山北工業、会津工業、平工業、相馬（仮設）

※ 拠点校（平成24年3月1日現在）

(2) サテライト校への支援

ア サテライト校就職支援事業 就職面接会（福島・郡山・いわき会場）への参加希望生徒に対して、バス4台による送迎を実施した。  
 イ サテライト校進学支援事業 サテライト校等に在籍し、大学進学を希望する3年生に対して、合同学習会（相双・県中会場）を実施した。

ウ サテライト校受験者支援事業 サテライト校5校を受験する生徒に対して、受験会場までバス7台による送迎を実施した。  
 エ サテライト校等特別活動支援事業 学校の一体感や帰属感の醸成のため、学校行事や卒業式に一堂に会して実施するための必要経費補助を実施した。（卒業式10校、学校行事9校）

(3) 児童生徒の就学支援等

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった世帯の幼児、児童生徒に対して緊急的な就学支援等を実施した。  
 また、東日本大震災により修学環境が大きく変化した高校生に対して、一定の条件により返還義務を免除する奨学資金を貸与した。

ア 被災児童生徒等就学支援事業

(ア) 幼稚園就園奨励事業 実施市町村 31市町村  
 (イ) 就学援助事業 実施市町村 53市町村  
 イ 高校等奨学資金貸付金（震災特例採用） 貸与者数 1,545人（県内1,387人、県外158人）

(4) 東日本大震災、原発事故に伴う、児童生徒の心のケア

幼児、児童生徒がPTSD（心的外傷後ストレス障害）等にならないよう心の回復を支援するため、沿岸部を中心とした被災地域並びに避難者が多い内陸部の地域の幼稚園・小・中・高等学校・特別支援学校のそれぞれのニーズに合わせてスクールカウンセラー等を派遣するとともに、各種の研修会を実施した。

ア 緊急スクールカウンセラーの派遣 幼稚園3園、小学校119校、中学校172校、高等学校74校、特別支援学校3校  
 イ スクールソーシャルワーカーの派遣 計371園・校に派遣（ハートウォームプランによるスクールカウンセラーの配置と重複あり）  
 ウ 東日本大震災に伴う「子どもの心のケア」に関する研修会の実施 第1回 開催か所 1か所 参加人数 414名  
 エ 浜松医科大学専門家チームによる東日本大震災に伴う「心の教育プログラム」研修会の実施 第2回 開催か所 3か所 参加人数 596名  
 「心の教育プログラム」の実践 小学校6校、中学校2校、高等学校2校



(うち小中合同開催が1回)

オ 啓発資料「子どもの心のケアとサポートのために」リーフレットを作成、配付 5,000部作成

(5) 安心・安全のための学校給食環境整備事業

学校給食の一層の安全・安心を確保するための学校給食用食材の放射線検査設備整備

検査機器 2台購入

# XIII 警 察 本 部

## 1 総説

平成23年は、県警察の基本姿勢である「県民とともにある力強い警察～安全・安心を実感できる福島をめざして～」を実現するため

- 地域と一体となった犯罪の起きにくい社会づくり
- 初動警察活動と街頭警察活動の強化による地域の安全確保
- 重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪の封圧
- 総合的な対策による交通事故の防止
- テロの未然防止と大規模災害等への対策

を重点目標に定め、組織の総合力を発揮し、安全・安心を実感できる福島を実現するための各種施策を展開した。

## 2 地域と一体となった犯罪の起きにくい社会づくり

### (1) 重層的な防犯ネットワークの整備、充実

#### ア 犯罪発生状況

地域と一体となった犯罪抑止対策を推進した結果、平成23年中の刑法犯の認知件数は16,179件で、前年対比3,248件（16.7%）減少し、9年連続で減少した。

なお、犯罪抑止対象犯罪（9罪種・手口）については、平成23年中の認知件数は7,452件で、前年対比1,728件（18.8%）減少した。

刑法犯認知状況（平成23年1月から12月）

	平成23年	平成22年	増減数	増減率
刑 法 犯	16,179件	19,427件	△3,248件	△16.7%
凶 悪 犯・粗 暴 犯	701件	859件	△158件	△18.4%
窃 盗 犯	12,205件	14,562件	△2,357件	△16.2%
知 能 犯	396件	535件	△139件	△26.0%
風 俗 犯	112件	149件	△37件	△24.8%
そ の 他	2,765件	3,322件	△557件	△16.8%

犯罪抑止対象犯罪認知状況（平成23年1月から12月）

犯罪抑止対象犯罪		平成23年	平成22年	増減数	増減率
重点対象犯罪	万引き	1,871件	2,347件	△476件	△20.3%
	自転車盗	2,740件	3,919件	△1,179件	△30.1%
対象犯罪	強制わいせつ	82件	123件	△41件	△33.3%
	小計	4,693件	6,389件	△1,696件	△26.5%
対象犯罪	強盗	14件	21件	△7件	△33.3%
	ひったくり	20件	25件	△5件	△20.0%
	空き巣	1,215件	696件	519件	74.6%
	忍込み	257件	251件	6件	2.4%
	車上ねらい	983件	1,392件	△409件	△29.4%
	自販機ねらい	270件	406件	△136件	△33.5%
	小計	2,759件	2,791件	△32件	△1.1%
合計	7,452件	9,180件	△1,728件	△18.8%	

イ 東日本震災に伴う対応

(ア) 震災行方不明者への対応

震災における行方不明者の届出や相談等に対応するため、警察署や遺体安置所等に相談窓口を設置するとともに、災害警備本部に行方不明者・警察安全相談ダイヤルを設置した。

届出を受けた行方不明者については、関係機関・団体等と連携した捜索活動のほか、行方不明者の氏名をホームページに掲載した情報提供の呼び掛け、遺体及び避難者情報との突き合わせ等により発見活動を実施した。（行方不明者・警察安全相談ダイヤルの設置：設置期間3月12日～5月15日、電話回線数最大時10回線、人員最大時35名、受理総件数9,827件、行方不明者届出最大時8,627件、平成24年8月1日現在の行方不明者数211人）

(イ) 警戒区域等における防犯パトロールの実施

警戒区域や計画的避難区域における空き巣等の侵入犯罪を防止し、避難住民の安全・安心を確保するため、避難して不在となっている

一般住宅等に対する防犯パトロールを行い、空き巣等の被害の有無等について確認するとともに防犯パトロールカードを配布した。

(ウ) 避難所・仮設住宅に対する訪問活動

震災による避難住民の安全と安心を確保するため、災害警備本部避難所対応班のほか、双葉警察署員、避難所や仮設住宅が所在する警察署の署員が避難所や仮設住宅を訪問し、防犯指導や各種相談への対応に当たった。(避難所対応班の活動結果：県内外の避難所等延べ

778 箇所訪問、従事警察官数延べ 2,238 人)

(エ) 仮設住宅における防犯教室の開催

仮設住宅の集会所等において、高齢の被災者を対象に、悪質商法や振り込み詐欺の被害防止をテーマとした防犯教室、防犯講話を実施した。(避難所対応班による仮設住宅での防犯教室：16 回実施)

(オ) 防犯広報用クリアファイルの配布による防犯指導

避難所や仮設住宅に避難している避難住民に対し、各種防犯広報用チラシ等を入れたクリアファイルを配布しての各種犯罪の被害防止を呼び掛けた。(クリアファイル：6,200 個作成、配布)

(カ) 仮設住宅等における自治会設立への働きかけ

県内各地に建設されている仮設住宅の自治会設立に向けて関係自治体に向けて働きかけを推進し、設立後は、自治体や自治会とのネットワークの構築を図った。(平成 23 年度 145 自治会設立)

(キ) 被災地等における防犯パトロール隊の結成

被災地、仮設住宅等における自治体による防犯パトロール隊や自主防犯ボランティア団体の結成働きかけを推進した。(平成 23 年度の防犯パトロール隊 6 団体、仮設住宅における自主防犯ボランティア 26 団体結成)

ウ 自治体、地域等との連携強化

(ア) 青色回転灯装着車両による自主防犯パトロール活動の拡充

自治体、防犯ボランティア団体等に対し、青色回転灯装着車両の配備を働きかけた。

(平成 23 年度累計 112 団体、691 台 (前年比 + 11 団体、+ 251 台) ※車両台数が大幅増加)

(イ) 各季における地域安全運動の実施

夏の地域安全運動、秋の全国地域安全運動、年末・年始の地域安全運動をはじめ、毎月 10 日を「地域安全の日及びそれうそかもの日」、毎月第 3 金曜日を「街頭補導活動強化の日」、毎月 26 日を「二重ロック (ツーロック) の日」として、県民への浸透と地域各層の幅広い参加を得た活動を推進した。

## エ 防犯ボランティア活動の活性化と支援の強化

### (ア) 防犯協会と連携した情報発信

防犯協会と連携し、各種広報媒体を活用した効果的な情報発信活動を実施した。

(防犯しやくなげ年4回、計31万部発行、ホームページによる防犯アドバイスや情報提供を実施)

### (イ) 防犯ボランティア活動の支援等

平成23年度予算100万円

防犯ボランティア29団体に防犯腕章、防犯ベスト、帽子等を支援した。

(平成23年度防犯ボランティア数～422団体、約28,000人)

### オ 的確な犯罪情勢分析による情報発信活動の推進

#### (ア) ラジオ放送を活用した情報発信

ラジオ番組（スマートフォンセッション、ふくしまポリナビ）により、空き巣、車上ねらい、自転車盗、万引き等をはじめとした犯罪被害防止広報を行った。

#### (イ) セキュリティメール（Sメール）

声かけ事案をはじめ、強盗やひったくり等の発生実態と防犯情報について、携帯電話のメール機能を活用して送信するセキュリティメール（平成17年3月7日運用開始）を運用し、県民の自主防犯意識の高揚を図るとともに、関連情報の提供を呼びかけた（平成23年度の登録者7,441人、平成23年度の発信回数26回）

#### (ウ) 関係機関・団体に対する情報発信

##### A 関係機関・団体に対する会報等の発行

県金融機関防犯対策協議会、ストア・セキュリティ対策協議会、県自動車盗難等防止対策協議会等の関係機関に対し、会報などで犯罪情報を発信し、連携及び協力体制の強化を図った。

##### B ホームページの活用

警察本部及び各警察署のホームページにより、犯罪情報や地域安全情報を発信した。

## (2) 社会の規範意識の向上と絆の強化

### ア 街頭における指導・警告活動

街頭における職務質問の強化及び防犯ボランティアや関係機関・団体と連携して落書き消し等を実施した。

#### イ ゲートウェイ犯罪の抑止と取締りの強化

- (ア) 毎月 26 日を「ツーロックの日」として設定し、自転車盗被害防止対策を推進した。
- (イ) 街頭犯罪等抑止活動員によるパトロール活動により、万引き、自転車盗等の犯罪抑止対策を推進した。
- (ウ) 県内の中・高校生を対象としてセーフティサイクルマスターに委嘱し、生徒・教職員と協働して防犯診断や自転車安全利用の指導を推進した。

(エ) 自転車盗多発駐輪場を中心にサイクル監視員を配置し、防犯診断や二重ロックの広報・啓発活動を推進した。

#### ウ 防犯環境設計に留意したまちづくりの推進

(ア) 防犯環境設計による安全・安心な地域社会づくりの一環として、県警本部が独自に作成した「防犯チェックポイント」に基づき、県内の戸建住宅の防犯診断を実施の上、防犯性能の高い住宅を防犯対策推進の家として推奨し、「防犯の家マーク」を交付するなど防犯意識の高揚を図った（平成 23 年度の交付数 262 件、累計交付数 11,416 世帯）

(イ) 自治体における防犯環境設計による「安全・安心まちづくり」の促進

自治体に対して継続して防犯カメラ等の設置を働きかけた結果、県内 2 か所で 3 基の防犯カメラやカメラ設置広報看板等が増設された。

#### (3) 子ども、女性、高齢者の犯罪被害防止対策の推進

##### ア 子ども、女性、高齢者を犯罪から守る活動の推進

(ア) 街頭活動の強化と子どもの安全確保対策の推進

A 声かけ事案や性犯罪をはじめとする犯罪の発生実態に着目した制服警察官による街頭活動強化とともに、児童・生徒の登下校時間帯、通学路、子どもの遊び場等の巡回、駐留警戒等の諸対策を実施した。

B 緊急雇用創出基金事業を活用して「子ども安全安心パトロール事業」を民間企業に委託し、広報活動、警戒活動等を実施するとともに、児童生徒の安全に対する地域住民の意識の醸成を図った。

(イ) 前兆事案等に対する迅速かつ組織的な対応

関係各課、係との連携を図りながら、性犯罪の前兆と見られる声かけ、つきまとい等のいわゆる前兆事案について先制的な検挙・予防活動を実施した。（平成 23 年中の強制わいせつ等性犯罪の検挙 65 件、前兆事案の検挙・警告 91 件）

(ウ) 教育委員会、学校、関係機関・団体等との連携強化

A 「学校・警察児童生徒健全育成対策推進制度」を活用し、児童生徒の安全確保や非行防止のために学校等と情報交換を実施し、健全

育成を図った。

B 教育庁、学校等向けの「学校・警察児童生徒安全だより」を作成して、発生事案の通報、対応策等の情報を発信し、生徒の健全育成と安全対策を図った。

C 学校、ボランティア、スクールサポーター等との連携による登下校時の安全パトロール等を実施し、安全確保対策を推進した。

D 児童生徒安全確保教室等の開催

児童・生徒、教職員の防犯意識の醸成を図るため、小・中学校等と連携し、「声かけ事案対応訓練」、「不審者侵入対応訓練」を実施した。

E 警察官、警察職員、スクールサポーター等の派遣による学校内等における安全確保対策を推進した。

(エ) 高齢者の被害防止対策の推進

高齢者が多数参加する会合、老人会、交通安全教室等他部門で実施している講習会、研修会等のあらゆる機会をとらえ、高齢者が被害に遭いやすい悪質商法、振り込み詐欺、震災に便乗した詐欺等の被害防止を中心とした防犯講話、防犯教室等を実施した。

イ 振り込み詐欺抑止対策の推進

金融機関等関係機関団体、防犯ボランティアと連携を図り、水際対策をはじめ県民の抵抗力を向上させるための各種被害防止対策を強力に推進した。

(ア) 金融機関、県・市町村、関係機関・団体等と連携し、被害防止活動等の情報発信を実施した。

(平成 23 年度の金融機関での未然防止 28 件、約 2,500 万円)

(イ) 振り込み詐欺被害防止チェックリストを作成し、金融機関に配布して活用の促進を図った。

(ウ) 金融機関窓口や A T M コーナーにおける声かけの推進を図るため、金融機関と連携し、県下一斉の「声かけ訓練」を実施した。

(エ) 振り込み詐欺被害防止 P R キャンペータバーバッジを活用した広報活動や振り込み詐欺被害防止「それうそかも？」運動の県民浸透を図った。

(オ) ほっと安心連絡表（家族の電話番号を記入し電話機の側に置くもの）を作成し、各戸に配布した。

(カ) 「家族の絆」、「留守番電話機能の活用」などの広報チラシを作成し、各戸に配布した。

(キ) 県消費生活センターと連携し、年金支給日前日の 10/14、12/14、24/2/14（平成 23 年度 3 回）に被害防止広報を新聞に掲載するとともに、福島交通飯坂線・阿武隈急行の電車内に中吊りポスターを掲示して被害防止広報を実施した。

(4) 少年非行防止・保護総合対策の推進

ア 「非行少年を生まない社会づくり」の推進

(ア) 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進

支援対象少年を選定し、学校等の教育機関との連携を図りながら、保護者から同意を得られた少年に対する継続的な指導・助言、その他社会奉仕体験活動、スポーツ活動等への参加、就学・就労支援など、立ち直り支援活動を推進した。

(イ) 少年を見守る社会気運や「絆」の醸成

少年を見守る社会気運の醸成を図るため、PTA団体、自治会、企業等への情報発信、通学時の積極的な声かけを推進するとともに、東日本大震災に伴う避難所、仮設住宅への訪問活動を通して、地域の「絆」を図り、被災少年の心のケアに努めた。

(ウ) 教育委員会、学校等関係機関・団体との連携強化

A 「学校・警察児童生徒健全育成対策推進制度」等を活用し、児童生徒の安全確保や非行防止のために学校等と情報交換を実施し、健全育成を図った。

B 「福島県通信制高等学校・警察連絡協議会」の総会や研修会を実施し、緊密な連携を保ち、生徒の健全育成と安全対策を図った。

(エ) 少年の規範意識の醸成と街頭補導活動の推進

A 初発型非行である万引き、自転車盗とも刑法犯少年に占める割合が高く、再非行率も約3割と高止まりであることから、少年の規範意識の醸成のため、街頭キャンペーン、非行防止教室、社会参加活動等を実施し、非行防止対策を図った。

B 関係機関・団体との連携、学校警察連絡協議会、少年警察ボランティア等との合同補導等、積極的な街頭補導活動を実施し、少年の規範意識の醸成を図った。

少年の補導状況（平成23年1月から12月）

	平成23年	平成22年	増減	増減率
補導人員	6,953人	10,232人	△3,279人	△32.0%

(オ) サイバー空間を含む少年を取り巻く有害環境浄化活動の推進

A ピンクビラ、有害図書類等に対する取組み強化

広報啓発活動を推進するとともに、少年警察ボランティア協会、防犯指導隊、交通安全協会等の団体、町内会、市長村職員、ヤングボランティア等との連携を図り、有害ピンクビラの除去活動を推進した。

B 有害サイト等による少年被害防止のため、情報モラル教育やチャットの配布等により、少年、保護者等に向けた広報活動を推進すると



ともに、学校、教育庁、携帯電話販売店等に対するフィルタリング普及促進を推進した。

C 少年指導委員等によるパパチンコ、ゲームセンター等の風俗営業所等に対する積極的な立ち入り、スクールサポーターによるたまり場対策等を実施し環境浄化対策を推進した。

D 少年相談の充実

個別面接による指導・助言等の積極的な対応を図るとともに、平成 23 年に設立された「福島県青少年支援協議会」の構成機関に参画し、「福島県総合相談センター」の相談業務の対応を図った。

イ 適正な少年事件の捜査の推進

(ア) 少年の特性に留意した適正な少年事件捜査等の推進

A 少年の特性、少年審判手続きを踏まえた迅速かつ適正な事件の捜査・調査

少年事件選別主任者等研修会、各署個別指導、本部特捜員の積極的な応援派遣による事件指導を実施し、適正な少年事件捜査を推進した。

少年事件の検挙状況（平成 23 年 1 月～ 12 月）

	平成 23 年	平成 22 年	増 減	増 減 率
刑 法 犯 少 年	1,169 人	1,696 人	△ 527 人	△ 31.1 %
特 別 法 犯 少 年	63 人	74 人	△ 11 人	△ 14.9 %

B 少年事件管理システムによる適正な事件指揮・管理の推進等

少年事件管理システムの適正な運用、未処理事件の早期処理、関係証拠品の適正な管理等、適正な事件指揮及び事件管理を推進するとともに、非行なし事案の絶無を図るため、少年の特性に留意した適正な取調べ、裏付け捜査の徹底等について、各種研修会、業務指導等を通じ、繰り返し教養を実施した。

(イ) 非行集団に対する解体補導等の強化

非行集団による犯罪行為への迅速な検挙活動を徹底し、連続侵入盗事件を検挙、補導して早期解体を図った。

ウ 少年の保護対策の推進

(ア) 児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応

A 児童虐待等への的確な対応と要保護児童の立ち直り支援活動の推進

地域社会の関心の高まりに加えて、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした児童虐待への対応を強化したことにより、嫌疑事案等の通報が増加し、当該児童のみならず兄弟姉妹についても目視による確認を実施するなど個々の把握に努め、より実効のある対応を図った。

B 市町村、関係機関等と連携した要保護児童に対する立ち直り支援活動の充実  
個々の児童の保護事由、境遇等を勘案し、関係機関等との連携、情報の共有化を図り、個々の児童に適した保護、立ち直り支援活動を推進した。

(イ) 少年の早期立ち直りに向けた保護対策の推進

A 被害少年に対する継続的な支援

被害少年及びその家族との連絡体制、被害者対策部門との連携を図り、カウンセリング制度を活用し、被害少年の精神的被害からの回復に努めるなどの継続的な支援を推進した。

B 非行少年等の早期発見と立ち直り支援の推進

学校、少年警察ボランティア、関係機関・団体等の連携を図り、毎月第3金曜日を「街頭補導活動強化の日」として街頭補導活動の強化を図るとともに、触法少年、ぐ犯少年、不良行為少年への継続補導による立ち直り支援を推進した。

### 3 初動警察活動と街頭警察活動の強化による地域の安全確保

(1) 迅速・的確な初動態勢の強化

ア 通信指令室を核とした警察の総合力の向上

(ア) 通信指令機能の強化

通信指令室を核として、迅速・的確な初動警察活動を展開するため、通信指令室に巡査部長を3名増員するとともに、通信指令技能検定の上級取得者である警部補4名を通信指令副指令官に指定した。

また、老朽化した通信指令システムの更新整備を計画的に推進し、平成24年3月、新通信指令システムの運用を開始するとともに、緊急事案発生時における通信指令室への「飛び越え報告」及び現場第一臨場時の「見たままの現場状況第一報」を徹底し、迅速な情報集約による組織対応を図った。

(イ) 通信指令を担う人材の育成強化

通信指令技能の初級検定及び上級検定をそれぞれ2回実施し、通信指令業務に長けた者を組織的に把握するとともに、警察学校初任科

生の無線通話技能を向上させるため、警察学校と連携し、実戦的ロールプレイング教養を実施した。

平成 23 年 11 月に開催された全国通信指令・無線通話競技会に出場し、第二部で優勝した。

(ウ) 地域警察デジタル無線システムの適正運用

平成 23 年 10 月、地域警察デジタル無線システムの運用を開始した。これに伴い、運用開始前に方部別地域幹部研修や全所属を対象とした巡回教養を実施するとともに、運用開始後には検証を兼ねて個別指導を実施した。

(エ) 初動警察における事案対応能力の強化

猪苗代湖沿いの国道で重大交通事故が発生し、事故関係者が湖に投げ出されたとの想定に基づき、警察本部、警察署、関係機関・団体が参加した陸・海・空一体となった初動対応訓練を実施した。

また、J R 福島駅バスプールにおいて無差別殺傷事件が発生したとの想定に基づき、警察本部、警察署、関係機関・団体が参加した初動対応訓練を実施した。

イ 関係機関との連携による迅速・的確な初動警察活動

(ア) 110 番の通報に関する広報啓発活動

いたずら、無応答、誤接の 110 番通報を防止するため、新聞、ラジオ、広報紙等による広報を強化するとともに、1 月 10 日の「110 番の日」には、警察本部及び全ての警察署で、多彩な広報活動を実施した。

(イ) 鉄道施設等におけるテロ等の未然防止活動

無人駅等におけるテロ、犯罪を未然に防止するため、沿線警察署では、J R 4 地区（福島地区、郡山地区、会津地区、浜通り地区）、水郡線及び会津鉄道にそれぞれ組織されている「無人駅等防犯連絡協力会」及び J R との意見交換会の開催などにより、情報の共有化を図り、各種事件事故に対する迅速・的確な対応を図った。なお、平成 23 年度は東日本大震災の影響もあり、定期総会の開催は 3 協力会にとどまった。

また、「無人駅等防犯連絡協力会」が設置されていない私鉄福島交通飯坂線、あぶくま急行の鉄道会社に対しては、協力会設置の働きかけを行った。

(2) 地域に密着した恒常的な警察活動

ア 効果的な管内実態把握活動

東日本大震災に伴う住民の不安を解消するため、交番等に勤務する地域警察官一人一人が、強い地域責任をもち、管内のパトロールや仮設住宅等に対する巡回連絡を強化する等、地域に密着した活動を推進した。

また、3名の巡回連絡指導員を再任用し、長期未把握世帯に重点をおいた巡回連絡を実施する等、計画的に巡回連絡を推進した。

	巡回連絡の実施状況
平成23年度	202,922世帯
平成22年度	260,445世帯
増減	△57,523世帯

イ 管内の実態に応じた地域警察活動

(ア) 交番機能の強化

転用勤務の抑制や勤務基準の見直しを図るとともに、交番相談員60名を配置、運用することにより立番、警ら、巡回連絡の時間を確保し、交番機能の強化を図った。

	立番	警ら(昼間)	警ら(夜間)	巡回連絡
平成23年度	135,647件	395,367件	312,594件	92,391件
平成22年度	145,971件	390,001件	311,826件	110,373件
増減	△10,324件	+5,366件	+768件	△17,982件

(イ) 住民の意見・要望を反映した活動

交番・駐在所等において、地域住民の意見・要望等を把握し、地域の問題を解決する活動(クラスコミュニケーション活動)を推進した。

	地域問題解決活動	
平成23年度	11署	0隊
平成22年度	10署	1隊
増減	+1署	△1隊
		+9件

(ウ) 交番等における効果的な情報発信活動

事件・事故等の被害防止を図るため、ミニ広報紙・交番速報の発行、FAXネットワークの活用、ラジオ放送等の情報発信活動を推進した。

	ミニ広報紙・交番速報	FAX ネットワーク	ラジオ放送「ラジオ長屋」
平成 23 年度	1,212 件	683 件	20 回
平成 22 年度	1,614 件	998 件	21 回
増 減	△ 402 件	△ 315 件	△ 1 回

※ ラジオ福島「ラジオ長屋」(毎週第 1、第 3 土曜日放送平成 19 年開始)

(イ) 雑踏事故防止活動

年末年始、春の行楽期、夏祭りの各時期において 74 件、延べ 118 日開催された行事等に対し、警察官延べ 4,075 人を動員し、雑踏警備を実施した結果、雑踏事故の発生はなかった。

(ロ) 水難及び山岳遭難の防止活動

水難は 15 件 15 名(死者 12 名、無事救助者 3 名)、山岳遭難は 31 件 38 名(死者 7 名、負傷者 13 名、無事救助者 18 名)であった。

平成 23 年 5 月に、水上警察隊猪苗代分駐隊を新設し、太平洋沿岸に加え、猪苗代湖における水上安全活動を強化した。

下記のとおり、期間を設けて、水難・山岳遭難防止のための諸対策を推進した。

- ・ 4 月 20 日～5 月 31 日「春の行楽期における山岳遭難防止対策の推進」
- ・ 6 月 1 日～8 月 31 日「夏期における水難・山岳遭難防止対策の推進」
- ・ 12 月 1 日～3 月 31 日「冬山における山岳遭難防止対策の推進」

関係機関と連携し、水難防止キャンペーン、山開き等における山岳パトロール、ホイスト救助訓練、各地区遭難対策協議会と合同の山岳遭難救助訓練、陸・海・空一体となった初動対応訓練等を実施した。

(水難発生状況)

	発生件数・人員	内 訳				
		死	亡	行方不明	負 傷	無事救出
平成 23 年度	15 件 15 名	12 名		0 名	0 名	3 名
平成 22 年度	25 件 29 名	20 名		0 名	3 名	6 名
増 減	△ 10 件 △ 14 名	△ 8 名		0 名	△ 3 名	△ 3 名

(山岳遭難発生状況)

	発生件数・人員	内 訳				
		死	亡	行方不明	負傷	無事救出
平成 23 年度	31 件 38 名	7 名		0 名	13 名	18 名
平成 22 年度	65 件 72 名	17 名		1 名	24 名	30 名
増 減	△ 34 件 △ 34 名	△ 10 名		△ 1 名	△ 11 名	△ 12 名

(3) 犯罪の未然防止と検挙活動

ア 犯罪の未然防止に向けたパトロール等「見せる」街頭活動

(ア) パトロール、立番、駐留警戒等街頭活動

管内の犯罪発生状況を分析し、犯罪が多発している地域・時間帯や人通りが多い場所・時間帯を重点に、「見せる」活動を推進した。また、交番の存在感を示すことにより、住民に安心感を与えとともに犯罪の抑止を図るため、通勤・通学時間帯等通行量の多い時間帯等に立番を強化した。

(イ) 警笛等の積極的活用

犯罪の起きにくい社会づくりを推進するため、毎月 1 日と 15 日を「警笛・車載マイク活用強化日」に指定し、「見せる」活動を推進した。上記の活動等により、刑法犯認知件数、街頭犯罪認知件数とともに減少した。

- ・ 刑法犯認知件数 15,757 件 (前年度対比 - 3,387 件、 - 17.7%)
- ・ 街頭犯罪認知件数 7,622 件 (前年度対比 - 2,652 件、 - 25.8%)

イ 積極的な職務質問による徹底検挙

(ア) 犯罪検挙活動

職務質問等による街頭活動強化月間を平成 23 年 11 月と平成 24 年 2 月に設定するなどして街頭活動を強化し、各種犯罪の検挙状況活動を推進した。

	刑法犯の検挙	特別法犯の検挙	合 計
平成 23 年度	2,563 件	386 件	2,949 件

平成 22 年度	3,869 件	540 件	4,409 件
増 減	△ 1,306 件	△ 154 件	△ 1,460 件

(イ) 職務質問の実戦的指導・教養

警察官の職務質問技能の向上を図るため、地域企画課内に設置された職務質問技能指導班（班長・警部 1 名、職務質問技能指導官・警部補 5 名）による各所属の職務質問技能指導者等に対する同行指導を計画的に実施した。

	同行指導回数	同行指導人員
平成 23 年度	152 件	257 件
平成 22 年度	272 件	435 件
増 減	△ 120 件	△ 178 件

#### 4 重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪の封圧

(1) 重要犯罪等の徹底検挙

ア 刑法犯認知・検挙状況

平成 23 年（「平成 23 年 1 月～12 月」）の刑法犯認知・検挙状況は次のとおりである。

	平成 23 年	平成 22 年	増 減	増 減 率
認知件数	16,179 件	19,427 件	△ 3,248 件	△ 16.7%
検挙件数	5,216 件	6,250 件	△ 1,034 件	△ 16.5%
検挙人員	3,383 人	4,193 人	△ 810 人	△ 19.3%

イ 重要凶悪事件等への的確な対応

殺人、強盗、放火、強姦及び殺人事件等に発展するおそれのある所在不明事案等に対しては、認知時から捜査第一課員をはじめ、機動捜査隊・鑑識課・科学捜査研究所等刑事部各課から多数の捜査員を投入し、初動捜査を徹底した結果、発生した殺人、強盗等の重要凶悪事件及び所在不明事案等の重要犯罪を早期に検挙・解決した。

また、未解決重要事件（殺人事件）解決のため、捜査第一課に「長期末解決事件捜査班」を新設し、捜査を推進した。  
 平成23年（「平成23年1月～12月」）の重要凶悪犯罪の認知・検挙状況は、次のとおりである。

区分	認知件数		検挙件数		検挙人員	
	平成23年	平成22年	平成23年	平成22年	平成23年	平成22年
殺人	10件	13件	10件	13件	5人	19人
強盗	14件	21件	12件	22件	19人	19人
放火	18件	23件	14件	21件	12人	15人
強姦	13件	18件	8件	17件	8人	13人

#### ウ 窃盗犯捜査の強化

平成23年は、全窃盗犯認知件数のうち、凶悪犯罪に移行するおそれが高い重要窃盗犯（侵入窃盗、すり、ひったくり、自動車盗）の認知件数が24.4%を占めた。

特に、東日本大震災の原発事故に伴う警戒区域等における侵入窃盗（空き巣）が多発したことから、これら被災地の事件に重点を指向した捜査を組織的かつ強力に展開した結果、重要窃盗犯976件を検挙した。

平成23年（「平成23年1月～12月」）の全窃盗犯及び重要窃盗犯の認知・検挙状況は、次のとおりである。

	平成23年	平成22年	増減	増減率
全窃盗犯	12,205件	14,562件	△2,357件	△16.2%
認知件数	3,733件	4,335件	△602件	△13.9%
検挙件数	30.6%	29.8%	0.8%	
検挙率	2,201人	2,669人	△468人	△17.5%
認知人員	2,972人	2,370件	602件	25.4%
検挙件数	976件	748件	228件	30.5%
検挙率	32.8%	31.6%	1.2%	
認知人員	174人	163人	11人	6.7%



エ 知能犯事件の検挙状況

平成23年（「平成23年1月～12月」）の知能犯事件の検挙件数は、次のとおりである。

区分	平成23年	平成22年	増減	増減率
検挙件数	315件	398件	△83件	△20.9%
検挙人員	138人	180人	△42人	△23.3%

オ 「振り込み詐欺」事件の認知・検挙状況と取締りの強化

(ア) 平成23年（「平成23年1月～12月」）の振り込み詐欺事件の認知・検挙状況は、次のとおりである。

区分	平成23年	平成22年	増減	増減率
認知件数	28件	49件	△21件	△42.9%
検挙件数	11件	6件	5件	83.3%
検挙人員	1人	5人	△4人	△80.0%
被害金額	5,496万円	5,629万円	△133万円	△2.4%

(イ) 平成23年（「平成23年1月～12月」）の振り込み詐欺助長犯罪（口座詐欺等）の検挙状況は、次のとおりである。

区分	平成23年	平成22年	増減	増減率
検挙件数	55件	49件	6件	12.2%
検挙人員	17人	10人	7人	70.0%

(ウ) 「振り込み詐欺」事件の取締りの強化

被害認知時に迅速な各種捜査を徹底して、息子騙りの受取型オレオレ詐欺事件、振り込み詐欺事件、振り込み詐欺を助長する犯罪である通帳詐欺、携帯電話詐欺等を検挙した。

また、関係部門と連携して、口座凍結、電話による警告、規約に基づく解約要請等の先制的抑止措置を徹底し、取締りを強化した。

(2) 組織犯罪対策の総合的推進

ア 取締りと連動した暴力団排除対策の推進

(ア) 暴力団取締り状況等

平成 23 年（「平成 23 年 1 月～12 月」）の暴力団犯罪の取締り状況、県内における覚醒剤押収量及び拳銃押収数については、次のとおりである。

	平成 23 年	平成 22 年	増 減	増 減 率
検 拳 件 数	318 件	313 件	5 件	1.6%
検 拳 人 員	169 人	172 人	△ 3 人	△ 1.7%
覚 醒 剤 押 収 量 (うち暴力団関係)	16.335g (8.175g)	121.961g (115.822g)	△ 105.626g (△ 107.647g)	△ 86.6% (△ 92.9%)
拳 銃 押 収 数 (うち暴力団関係)	12 丁 (4 丁)	5 丁 (1 丁)	7 丁 (3 丁)	140.0% (300.0%)

(イ) 暴力団対策法の運用

暴力団からの不当贈与要求行為、加入強要行為等に対する行政命令 10 件(中止命令 10 件)を発出し、暴力団対策法の効果的な運用を図った。

(ウ) 暴力団排除活動の推進

A (公財)福島県暴力追放運動推進センターとの緊密な連携を図り、「第 22 回暴力団根絶福島県民大会」(平成 23 年 10 月 26 日郡山市「ユラックス熱海」約 1,200 人参加)をはじめ、県内各地域及び職域において、暴力団排除に向けた「各種暴排大会」を開催し、暴力団根絶意識の高揚と普及を図った。

B 福島県暴力団排除条例は、平成 23 年 7 月 1 日に施行され、県民に対して条例説明会を 29 回開催した。

なお、平成 23 年に条例を効果的に活用し、暴力団の資金源を封圧した事案は、次のとおりである。

(A) 条例を適用した事案

運転代行業者が、トラブル解決のため暴力団幹部にみかじめ料を支払ったものであり、暴力団幹部、業者の双方に公安委員会による勧告を実施した。

(B) 条例を活用した事案

暴力団組長による還暦祝いと称しての資金獲得活動を未然に阻止した事案である。

(C) 東日本大震災における暴力団排除対策

- a 県の復旧・復興支援事業（特定地域中小企業特別資金借入れ及び同事業補助金）から暴力団関係者6名を申請段階で排除し、総額約9,400万円の資金を遮断した。
- b 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故復旧・復興事業等からの暴力団排除総合対策を強力的に推進し、住吉会系組長代行が実質的に経営している建設会社を復旧工事から排除した。

イ 薬物・銃器事犯の徹底検挙

(ア) 薬物事犯の徹底検挙

覚醒剤を中心とした薬物事犯に的確に対応するため、「来日外国人犯罪集団、暴力団等の密売組織の壊滅」、「末端乱用者の徹底検挙」を重点として組織の総力を挙げて恒常的な取締りの徹底を図った。

平成23年（「平成23年1月～12月」）の薬物関係事犯取締り状況は、次のとおりである。

	平成23年	平成22年	増減	増減率
覚せい剤取締法違反	164件 (113人)	136件 (99人)	28件 (14人)	20.6% (14.1%)
大麻取締法違反	8件 (6人)	9件 (6人)	△1件 (0人)	△11.1% (0.0%)
毒物及び劇物取締法違反	9件 (10人)	17件 (15人)	△8件 (△5人)	△47.1% (△33.3%)
麻薬及び向精神薬取締法違反	4件 (5人)	5件 (3人)	△1件 (2人)	△20.0% (66.7%)

(イ) 銃器事犯の徹底検挙

暴力団による拳銃発砲事件が、県民の脅威になっている情勢を踏まえ、組織の総力を挙げて銃器事犯を摘発するとともに、関係機関等との連携した水際対策、広報啓発活動を推進した。

A 組織の総合力を発揮した拳銃の取締り

暴力団等が、組織的に管理、隠匿している拳銃の摘発を重点とした取締りを強力に推進した結果、拳銃4丁、実包58発を押収する

とともに暴力団被疑者4名を逮捕した。

B 県民の理解と協力の確保

拳銃等違法銃器を根絶するため、ポスターの作成・配布、県警ホームページ、広報紙等を活用し、広く県民に対し情報提供の呼びかけを実施した結果、拳銃8丁（旧日本軍用など）を押収した。

ウ 来日外国人犯罪総合対策の推進

(ア) 来日外国人の検挙状況

平成23年（「平成23年1月～12月」）の来日外国人による刑法犯・特別法犯の検挙状況は、次のとおりである。

		平成23年	平成22年	増減	増減率
総数	件数	38件	48件	△10件	△20.8%
	人員	24人	31人	△7人	△22.6%
刑法犯	件数	20件	38件	△18件	△47.4%
	人員	11人	23人	△12人	△52.2%
特別法犯	件数	18件	10件	8件	80.0%
	人員	13人	8人	5人	62.5%

(1) 来日外国人犯罪組織に関する情報の集約と他部門との情報共有

犯罪のグローバル化対策として、部門間を超えて情報の一元的集約と管理・分析を行うとともに情報の共有を図った。

また、各種警察活動による情報収集に加え、他県警や関係機関と情報交換し、連携による事件検挙に努め、各種犯罪の温床となる犯罪インフラの解体を図った。

(3) 生活環境事犯の取締りの強化と厳格な銃砲行政の推進

ア 悪質な生活経済事犯、廃棄物事犯、風俗事犯の取締りの強化

(ア) 環境犯罪の取締りの強化

震災に伴う原発事故による放射性物質の放出により、廃棄物が汚染されたとして、事件の立件に困難を極めたが、関係機関等と連携し取締りを推進した結果、組織的な不法投棄事件等45件、58人を検挙した。

(イ) 生活侵害事犯の取締りの強化

県民生活に直接、重大な影響を及ぼす生活経済事犯の取締りを強化した結果、金融事犯、知的所有権侵害事犯、震災に乗じた不動産事犯等 35 件 18 人を検挙するとともに、関係機関・団体との連携を強化し被害の未然防止、拡大防止等を図った。

(ウ) 風俗環境浄化対策の推進

享楽的な社会風潮を反映して悪質化する風俗関係事犯の取締りを強化した結果、風営適正化法違反等 29 件 32 人を検挙した。また、風俗営業の健全化を図るため、風俗営業管理者講習を実施した。

イ 銃砲刀剣類に係る厳正な許可行政の推進及び取締りの強化

(ア) 銃砲刀剣類・火薬類事犯指導取締りの強化

治安の根幹に関わる重要問題である銃砲刀剣類・火薬類使用事犯を防止するため、組織の総力を挙げて指導取締りを実施するとともに、銃砲刀剣類・火薬類の安全管理の徹底を図った。

事 件 種 別	平成 23 年	平成 22 年	増 減 数	増 減 率
銃砲刀剣類所持等 取 締 法 違 反	80 件 (64 人)	90 件 (74 人)	△ 10 件 (△ 10 人)	△ 11.1% (△ 13.5%)
火 薬 類 取 締 法 違 反	2 件 (3 人)	3 件 (3 人)	△ 1 件 (0 人)	33.3% (0%)

(1) 厳格な銃砲行政の推進と許可後の実態把握の徹底

許可申請時、関係者等に対する調査を的確に行うとともに、銃砲の一斉検査や所持者方への巡回連絡等を通じ許可後の実態を把握し、不適格者情報に対しては迅速な調査を行い、その排除に努めた。

また、警戒区域内の猟銃等 243 名分、467 丁を回収し、安全措置を執ったほか、猟銃等の所持に関する講習会等を開催し、猟銃等の安全管理の徹底を図った。

(ウ) 火薬類取扱場所に対する立入検査の実施

火薬類の盗難・不正流出、事故の防止及び保管・管理の適正化を図るため、火薬類取扱場所に対する立入検査を実施した。

(4) 児童ポルノ事犯等福祉犯捜査の強化

ア 児童ポルノ根絶に向けた取締りの強化

児童ポルノ事犯等福祉犯検挙のため、各署個別指導、本部特捜員の積極的な応援派遣による事件指導、事件の掘り起こし、サイバーパト

ロールを実施するなどして、インターネット上の児童ポルノ販売事犯、児童買春等の取締りを強化し、154件116人を検挙した。

福祉犯検挙情報（平成23年1月～12月）

	平成23年	平成22年	増減	増減率
福祉犯	154件	170件	△16件	△9.4%
	116人	136人	△20人	△14.7%

児童買春・児童ポルノ禁止法違反検挙状況（平成23年1月～12月）

	平成23年	平成22年	増減	増減率
児童買春・児童ポルノ	73件	46件	27件	58.7%
	35人	23人	12人	52.2%

イ 流通防止対策の推進

事件の掘り起こし及びサイバーパトロールを実施して積極的な事件化を図るとともに、被害児童の被害の継続や拡大を防ぐため、サイト管理者に対する迅速かつ確実な削除依頼を推進した。

(2) 被害少年の早期発見と保護者対策の推進

ア 被害児童の早期発見と迅速な保護

積極的な事件化を図り、県青少年健全育成条例、児童買春・児童ポルノ法、児童福祉法、風適法違反等、福祉犯事件の検挙等を通じて、112人の被害少年を保護するとともに、被害少年の立ち直り支援、少年が被害に遭いにくい環境づくり等の対策を推進した。

イ 関係機関との連携による保護対策の推進

(ア) 高校生被害の県青少年健全育成条例違反事件につき、被害児童の再被害防止等のため、県中教育事務所等と連携し、継続支援等の対策を推進した。

(イ) ファイル共有ソフトの危険性について、「学校・警察児童生徒安全だより」を作成し、学校、教育庁等へ送付し、指導の依頼を実施した。

5 総合的な対策による交通事故の防止

平成22年中の交通事故の発生状況は、発生件数、傷者数とも9年連続で減少したものの、死者数については、112人と9年ぶりに増加し、

運転免許人口や車両保有台数の増加、高齢社会の進展、社会規範意識の低下等に加え、交通死亡事故は人口10万人当たりの死者数で見ると全国平均を上回る数値で推移するなど、依然として厳しい情勢にあった。

平成23年は前年の情勢を踏まえ、交通事故実態に応じた各種交通安全対策を総合的に推進した結果、発生件数、死者数、傷者数ともに減少させることができ、特に死者数については、昭和28年以来58年ぶりに100人を下回る94人を下回る18人減という成果を上げた。

	平成23年	平成22年	増減	増減率
発生件数	9,618件	10,665件	△1,047件	△9.8%
死者数	94人	112人	△18人	△16.1%
うち高齢者	50人	60人	△10人	△16.7%
傷者数	11,855件	13,253人	△1,398人	△10.5%

※平成23年・平成22年ともに1月～12月

(1) 交通死亡事故抑止活動

ア 交通事故実態を踏まえた交通事故防止活動

(ア) 交通事故実態に応じた交通事故防止対策の強化

平成23年度は、東日本大震災により交通流が著しく変化したことから、発生原因をきめ細かく分析し、重大事故発生時には交通事故実態に応じた先行対策を実施するなど、県警察の総力を挙げて続発防止に当たった。

(イ) 飲酒運転防止に係る交通事故防止活動の強化

飲食店等と連携した飲酒運転根絶広報活動や事業所等を通じた従業員に対する飲酒運転防止指示の徹底など、あらゆる機会を利用して広報・啓発を図った。

(ウ) 交通事故実態を踏まえた交通安全教育の徹底

年代別・対象別にそれぞれの交通事故分析結果を反映した体系的な交通安全教育を推進した。

イ 高齢者に対する交通安全活動

(ア) 高齢歩行者等に対する交通安全教育の強化

A 県内28地区を「高齢者交通事故防止モデル地区」に指定し、夜光反射材活用推進等の安全指導を重点的に展開した。

B 高齢者交通安全指導隊による高齢者宅への個別訪問指導を展開したほか、緊急雇用創出事業「シルバード推進員」による高齢歩

行者・自転車利用者に対する街頭活動を実施した。

(平成 23 年中の訪問指導：訪問数 53,377 回、うち要指導高齢者 14,781 人)

(シルバード推進員：14 地区 36 人配置)

C 自治体等と連携のうえ、高齢歩行者教育システムを活用した参加・体験型交通安全教育を推進した。

(平成 23 年受講者：151 回、6,338 人)

D 高齢者の夜間通行中の被害防止を図るため、夜間横断事故防止懇談会を開催し高齢者の意識付けを図った。

(平成 23 年参加者：52 回、1,358 人)

(イ) 高齢運転者に対する交通安全活動の強化

A J A 共済の支援を受けて「高齢運転者安全運転支援装置 (安全くん)」の普及活動を展開した。

(平成 23 年度中は 425 台に取付)

B 高齢運転適性検査車を活用した四輪車運転講習を実施したほか、二輪車を対象とした実技講習を実施した。

(平成 23 年の講習：9 回、134 人)

C 運転免許証を「自主返納しやすい環境づくり」対策として、運輸事業者、金融機関等に対して優遇制度の導入を働きかけるなどして推進を図った。

(ウ) 高齢者を思いやる運転の促進

夜間における「高齢横断歩行者」被害の事故が多発したことから、「PM4 ライトオン運動」を展開し早めの点灯、こまめな切り替えについて、あらゆる機会を利用して広報・啓発を図った。

ウ 自転車利用者に対する交通安全活動

(ア) 自転車利用者に対するルールの周知

A 自治体、交通関係機関・団体との連携により、「福島県自転車安全利用五則」等の周知徹底を図った。

B 児童・幼児のヘルメット着用等に関する広報啓発活動を推進し、周知徹底を図った。

(イ) 自転車利用者に対する交通安全教育の強化

A 自転車安全利用モデル校の指定による事故防止意識の高揚を図ったほか、福島県交通安全協会、J A 共済等の支援を受けて、危険体験に基づく「自転車シミュレーター活用教育」、「スクエアードストリート教育」を展開した。

・「自転車シミュレーター活用教育」～平成 23 年中 63 回、参加 6,171 人、実体験 863 人



・「スケアード・ストレイト教育」～平成23年度4回実施

B 交通安全子供自転車福島県大会は、震災の影響により開催を中止したが、小学生を中心とした自転車利用時の交通安全教室等を実施した。(平成23年の受講者：258回、35,199人受講)

C 中高校生に対する自転車安全教育を強化するために「自転車安全利用モデル校の指定」を通じて、交通ルールの遵守とマナー向上を図った。(平成23年度県内37校：高校32校、中学校5校)

エ 被害軽減に向けた取り組み

(ア) シートベルト全席着用の周知徹底

講習会や各種広報媒体を利用してシートベルト全席着用の徹底について広報啓発を実施したほか、街頭活動を強化し指導取締りを徹底した。

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

保護者に対する着用徹底を指導するとともに、幼稚園等と連携した交通安全教育活動を展開した。

オ 地域と一体となった交通安全活動

(ア) 住民参加と協働による交通安全活動

小学生と高齢者の交通安全教室の開催や孫から高齢者への事故防止に係る手紙の送付など世代間交流による交通安全対策を実施した。さらに地元高校生との協働による交通安全教室を開催するなど住民参加型の交通安全対策等を展開した。

(平成23年中の受講者：高齢者580回・23,451人、高校生52回・14,564人、小学生562回・75,174人)

(イ) 交通ボランティア活動への支援

地域に根ざした交通安全活動を展開する交通ボランティア団体と連携・協力のうえ、交通事故防止対策等についての情報の共有化を図り、学校周辺の通学路等パトロール活動や高齢者関連施設周辺における保護誘導活動、高齢者訪問活動、交通安全活動を展開した。

(地域安全活動推進員：300人、高齢者交通安全指導隊：2,228人)

(ウ) 交通安全の広報啓発

県民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけられるように新聞、テレビ等のマスメディアや自治体の刊行物等による効果的な広報啓発活動を展開するとともに、交通安全キャンペーンの開催など広く県民への交通安全広報を推進した。

(ラジオ放送：62回、新聞・テレビ：随時、キャンペーン：各期の交通安全運動時に実施)

(2) 悪質・危険運転者の根絶活動

ア 街頭活動の強化と重点を指向した交通指導取締り

(ア) 交通死亡事故に直結する飲酒運転、速度超過、信号無視などの悪質・危険な法令違反を重点とした指導取締りを推進した。

平成 23 年中における交通取締りの状況は、次のとおりである。

違反種別	件数	違反種別	件数
飲酒運転	518 件	無免許運転	272 件
速度超過	27,837 件	シートベルト装着違反	36,039 件
信号無視	7,351 件	その他の違反	33,640 件

(イ) 総合的な駐車対策を推進するために、地域の交通実態、県民の要望等を踏まえた迷惑性の高い違反に重点を指向し、重点地区・路線等における取締りの強化を図った。

(平成 23 年中放置駐車確認標章取付件数 4,022 件)

(ウ) 自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視等の違反に対する指導警告活動を推進するとともに、歩行者や通行車両に具体的危険を生じさせた悪質な運転者に対しては積極的な取締りを推進した。

A 平成 23 年中における自転車に対する指導警告状況

違反種別	件数	違反種別	件数
無灯火	1,126 件	一時停止	267 件
二人乗り	1,217 件	歩道通行者に危険を及ぼす違反	152 件
信号無視	199 件	その他	1,522 件

B 平成 23 年中における自転車の検挙状況 (9 件)

- ・ 酒酔い運転 6 件
- ・ 制動装置不良 3 件

イ ち密な交通事故事件捜査及び被害者への適切な対応

(ア) ひき逃げ事件

平成 23 年中におけるひき逃げ事件は 85 件発生し、迅速・的確な初動捜査及び科学捜査を推進した結果、死亡ひき逃げ事件 3 件を含む

め 53 件を検挙した。(検挙率 62.4%)

(イ) 危険運転致死傷罪適用事件の検挙

飲酒運転に係る悪質かつ危険な運転行為による死傷事故については、積極的に危険運転致死傷罪の適用を視野に入れた捜査を推進した。

平成 23 年中における適用事件 (8 件)

- ・アルコールの影響 4 件
- ・薬物の影響 3 件
- ・信号の殊更無視 1 件

(ウ) 交通特殊事件の検挙

交通事故等に内在する特殊事件について、本部交通事件担当の捜査員を投入するなどして内偵捜査を進め、潜在性の高い悪質な事件を検挙した。

平成 23 年中における検挙状況

事件種別	件数	事件種別	件数
犯人隠避事件	5 件	有印私文書偽造事件	2 件
詐欺(あたり屋)事件	1 件	過積載・下命容疑事件	1 件

(エ) 相手の立場に立った被害者対策の推進

交通事故の捜査過程における被害者の二次被害の防止を図るため、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者・遺族に対し、事故の概要、捜査状況等についての被害者連絡を適時、適切に推進した。

ウ 暴走族等の根絶活動

官民一体となった暴走族根絶対策を推進し、暴走族を許さない社会環境づくりと、暴走族、不正改造車両等に対する徹底した取締りを推進した。

・暴走族の検挙状況

検挙 8 人 (うち逮捕 1 名)

(3) 安全・安心な交通環境の整備

ア より合理的な交通規制の実施

道路交通環境の変化等により現場の交通実態に適合していない交通規制について、より実態に合ったものとなるよう見直しを図り、最高速度規制の引き上げ・解除等 35 区間、約 140km、約 140km、はみ出し禁止の解除 2 区間、580 m 等を実施した。

イ 事故多発交差点等危険箇所対策の実施

交通死亡事故現場や交通事故が多発している交差点等について、道路管理者等と合同の現場点検を行い、交通規制の見直しや道路改良などの交通安全対策を実施した。

ウ 交通安全施設等の重点的かつ効果的な整備と適切な保守管理

(ア) 交通安全施設等の重点的かつ効果的な整備

社会資本整備重点計画に基づく特定交通安全施設等整備事業実施計画の 4 年目として、地域開発に伴う交通流の変化や都市部の交通渋滞の状況等を勘案し、交通管制システムの整備充実、信号機や道路標識、道路標示等の交通安全施設の整備を行った。

A 都市交通の円滑化対策の推進

交通管制センターの制御エリアを高度化するための集中制御機の更新 20 基など

B 信号機の新設、改良等

信号機の新設 26 基、信号機の改良 91 基など

C 道路標識、道路標示の整備

反射式及び灯火式大型道路標識 54 本など

D 観光地（大内宿周辺）の交通渋滞対策の推進

交通情報板 5 基、I T V カメラ 5 基など

(イ) 交通安全施設等の適切な保守管理

交通規制の実態を一元的に集約、管理するため交通規制情報管理システムを整備し、交通安全施設の保守管理の適正化を図った。

(ウ) 震災により被害を受けた交通安全施設の復旧

東日本大震災により、交通信号機や道路標識、道路標示等の交通安全施設も被害を受けたことから、これらの復旧を行い、交通の安全と円滑の回復を図った。

A 交通信号機等の復旧

集中制御機 5 基、交通信号機 105 基など

B 道路標識、道路標示の復旧

反射式及び灯火式大型道路標識 39 本など

(4) 健全な運転者の育成

ア 効果的な運転者施策の展開

地域安全活動の拠点である自動車教習所と連携し、認知、判断機能の低下が及ぼす影響及び同機能の低下に応じた安全運転を参加・体験・実践型教育により習得させた。

外国人運転者に対しては、日本の免許への切り替え手続きや英文による学科試験の案内等、親切かつ丁寧な対応に努めた。

イ 運転者教育の効果的展開

更新時講習、高齢者講習等に事故実態の分析結果を活用した。また、運転免許試験の合格時に交通事故の現状に関する講習を実施し、安全意識の向上を図ったほか、指定自動車教習所における教習内容の充実を図るため、随時、交通事故分析資料を送付し活用を図った。

ウ 迅速かつ確実な行政処分の実施

道路交通法違反を繰り返し犯した運転者や重大な交通事故を起こした運転者に対しては、行政処分を適切に実施し、道路交通の場から早期に排除した。

(5) 高速道路における交通指導取締り及び事故発生状況

高速道路における交通事故を抑制し安全で円滑な交通流を確保するため、効果的な交通指導取締りと迅速適正な交通規制を実施するとともに、交通事故事件の捜査活動を積極的に推進した。

ア 平成 23 年中における交通事故の発生状況

	平成 23 年	平成 22 年	増 減	増 減 率
発 生 件 数	2,061 件	1,285 件	776 件	60.4%
死 者 数	4 人	6 人	△ 2 人	△ 33.3%
傷 者 数	291 人	147 人	144 人	98.0%

イ 平成 23 年中における交通指導取締り状況

	平成 23 年	平成 22 年	増 減	増 減 率
検 挙 件 数	17,846 件	25,104 件	△ 7,258 件	△ 28.9%

ウ 平成 23 年中における交通規制の状況

交通事故、悪天候等により、次のとおり交通規制を実施した。

交通規制（事故・悪天候等）	回 数
インター閉鎖	428 回
50 キロ規制	8,092 回
80 キロ規制	4,463 回

## 6 テロ対策の強化と大規模災害対策の推進

(1) 原子力発電所等重要施設や公共交通機関に対する警戒警備の強化

ア 原子力発電所等重要施設に対する警戒警備の強化

(ア) 警戒警備の強化

平成 13 年 9 月に発生した米国同時多発テロ事件以降、機動隊及び管区機動隊（機動隊兼務の特別機動パトロール隊）による、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所に対する常駐警戒警備を実施し、大規模・無差別な国際テロなどの未然防止を図った。

原発事故後も、国際情勢（オサマ・ビン・ラディン容疑者の死去等）に対応した原発警戒を実施し、原子力発電所に対するテロ、不法事案の未然防止を図った。

(イ) その他

福島空港、警察無線中継所等 83 施設に対して警戒警備を実施した。

イ 公共交通機関と一体となった諸対策の推進

近年の激しいテロ情勢等を踏まえ、公共交通関係機関と連携した官民一体となった訓練を実施した。

※ 福島空港ハイジャック通報訓練及び不法侵入事案対応訓練（2/23 福島空港）

ウ 警備部隊の対処能力の向上

事案発生時の対処能力の向上のための訓練を実施した。

(ア) 原子力発電所におけるテロ対策合同訓練（1/25 福島第二原子力発電所）

(イ) 公共交通機関におけるテロ対策総合訓練（震災の影響で中止）

(ウ) 小名浜・相馬港テロ対策総合訓練（震災の影響で中止）

(2) 大規模災害対処態勢の確立

ア 災害警備部隊の練度の向上と災害警備用装備資機材の整備充実

(ア) 災害警備部隊の練度の向上

予定されていた各種災害警備訓練等については、東日本大震災災害警備により中止となった。

(イ) 災害警備用装備資機材等の整備充実

A 災害警備用装備品の整備

- 携帯用救助工具（携帯レスキューユニット）117セット
- ハーネス（救助用ウエストベルト）5個
- 救助用担架（介護用担架）14台
- アルミブリッジ（悪路走行時用）6組
- 換気機能付きゴーグル（捜索用）20個
- LED強力ヘッドライト（捜索用）40個
- 携帯用マルチツール（救助、捜索用）120個
- なた（救助用手工具）30本
- 鋸（救助用手工具）50本
- 除染用貯水タンク 600リットル 3個

を整備した。

B 災害用救助品各種点検検査

災害が発生した場合、被災者の救出救助の任務を担う災害警備部隊が、迅速・的確な警備活動を行えるよう、装備資機材の点検検査を計画的に実施した。

C 災害警備用装備資機材の操作習熟訓練の実施

各所属配置の原子力災害警備用装備資機材等に関する教養資料を発出し、個々人の能力向上を図るとともに、各署において災害用装備資機材の習熟訓練等を実施した。

イ 関係機関との緊密な連携

(ア) 関係機関との合同訓練等

災害現場での活動は、県、市町村や消防等防災関係機関との連携した的確な活動が求められる。

平成 23 年度においては東日本大震災の影響により、県主催の総合防災訓練をはじめ、各種訓練が中止となった。

(イ) 主な訓練参加

- A 会津若松市防災訓練 (8/25)
- B 会津美里町防災訓練 (8/27)
- C 会津坂下町防災訓練 (9/3)
- D 福島県南会津地方・下郷町防災訓練 (9/4)
- E 大峠トンネル防災訓練 (9/9)
- F 喜多方市総合防災訓練 (9/10)
- G 福島県会津地方・磐梯町防災訓練 (9/30)
- H 福島空港ビル避難誘導訓練 (11/10)

## 7 精強な第一線警察の構築

(1) 幹部の指揮能力の向上と若手警察官の早期戦力化

ア 現場を想定した実戦的教養の充実・強化

職場における実戦的教養指導者を育成するための専科を実施するとともに、県学校等の専科教養受講者による還元教養等職場教養の充実を図るとともに、技能指導官等による伝承教養を行うなど、職員の指揮能力及び現場対応能力の向上を図るための実戦的な職場教養を推進した。

イ 職や業務に応じた実務能力の向上

捜査指揮研修、マネジメント研修、各級入校前研修、部門別研修等、各種研修の充実を図った。また、各種マニュアル、教養資料等を発行するとともに、職務遂行に必要な知識を問う一斉審査を実施し、その結果を本人及び所属に還元することにより、自己啓発意欲の向上を図った。

ウ 実戦的かつ恒常的な術科訓練の実施

(ア) 総合術科訓練を中心とした実戦的術科訓練を推進するため、術科指導者専科において、初めて、総合術科訓練指導者と拳銃訓練指導者



を同時に入校させ、総合術科訓練の指導体制の強化を図るとともに、方部ごとに女性警察官を対象とした術科研修会を開催し、女性警察官の現場執行力強化のための訓練を推進した。

また、県学校の専科教養に「総合術科訓練」を必修化し、全部門、全階級及び全年齢層の警察官を対象に訓練の浸透を図った。

(イ) 映像射撃（ビデオ）訓練、映像射撃シミュレーター装置による使用判断訓練等を中心に訓練の推進を図ったが、震災の影響により訓練実施率は低調であった。

なお、全国的に拳銃の暴発事故が相次いだことから、拳銃事故防止のための依命通達を発出するとともに、県内全署及び執行隊に対して緊急点検を実施し、拳銃事故防止に対する意識の向上を図った。

(ウ) 所属運転訓練指導班の効果的な運用に努め、公務中における交通事故防止の徹底を図ったほか、特別出向者を対象に「雪道走行訓練」を実施し、公用車による交通事故防止と自動車運転転技能の向上を図った。

## (2) 治安基盤の充実・強化

### ア 真に警察官としてふさわしい人材の採用

(ア) 年間を通じた組織的募集活動の推進

警察官の採用情勢が年々厳しさを増す中、各署が募集目標を設定して活動の取組みを強化した結果、警察官A、警察官Bいずれも多数の申込者を確保することができ、年間を通じた組織的募集活動の成果が認められた。

(イ) リクルーター制度の効果的な運用

県内全署のリクルーターに対して募集活動に関する進捗状況の確認と指導を行い、リクルーターの意識啓発と活動の活性化を促した。また、リクルーターが活動しやすい環境を整えるよう各署に依頼するとともに、活動の際に使用するリクルーター専用名刺を作成交付し、活動の一層の活性化を図った。

(ウ) 各種広報媒体を活用した募集広報の推進

採用パンフレットを用いた各種採用説明会を開催し、数多くの受験者の確保を図るとともに、大多数の受験申込者が利用する県警ホームページ及び民間就職情報サイトに最新の採用情報や募集説明会の日程等をタイムリーに掲載し、採用・募集情報の広報を実施した。

イ ポリスマイン드의醸成と士気の高い職場環境づくり

(ア) 職務倫理教養の充実

警察官としての誇りと使命感の醸成を図るため、東日本大震災での警察活動の様子等を記録したDVDを作成し、職務倫理教材として各所属に配布するとともに、震災の体験談を福島県警察WANシステムに掲載するなど、職務倫理教養の充実を図った。

(イ) 再任用制度の効果的運用

警察官 31 人(フルタイム 5 人、ハーフタイム 26 人)、一般職員 5 人(フルタイム 1 人、ハーフタイム 4 人)の計 36 人を 8 課 8 署に配置し、再任用制度の運用を本格的に開始し、ベテラン職員が長年にわたり培ってきた知識、技能、経験等を広く活用して現場執行力の維持・強化を図った。

(ウ) 勤務環境等の改善

厳しい財政状況を踏まえ、駐在所庁舎の計画的なリフォームにより庁舎の延命措置を講じ、勤務環境及び居住環境の改善を図った。

ウ 総合的な健康管理対策の推進

基本的な生活習慣病予防対策のほか、メンタルヘルスセミナー、メンタルヘルス講座、「心の健康診断」等の実施によるメンタルヘルス対策、長時間勤務者への医師の面接指導等による過重労働対策、東日本大震災発生による災害対策従事者に対する PTSD 対策、その他各種福利厚生事業を推進するとともに、様々な機会を捉え、職員の健康管理意識の向上を図った。

(3) 県民の立場に立った業務の推進

ア 相談・苦情等に対する適切な対応

(ア) 相談、苦情等に対する真摯な対応

相談及び苦情に対しては、適正な対応を行うとともに、相談者や苦情申出人の心情、立場に立って迅速に対応したほか、関係部門との連携を密にして組織的な対応を図った。また、相談を受理する警察安全相談員等の対応技術のレベルアップを図るため、ロールプレイング方式の教養や研修会を実施した。

相談の内容によっては、他機関との連携が必要となることから、相談者の立場に立った連絡体制の構築を図った。

(イ) 情報公開・個人情報保護制度への的確な対応

警察行政の透明性の確保と説明責任を果たすため、積極的な情報公開を推進するとともに、個人の権利利益を保護するため、保有個人情報 の適正な取扱いに努めた。

イ 親切・丁寧・迅速な市民応接の推進

(ア) 例年 5 月を「さわやか行政サービス運動推進月間」として全庁的に取り組んできたが、平成 23 年は東日本大震災の影響等により、月間を設定せず、年間を通じて同運動を推進し、職員の行政サービスの向上と意識改革の徹底を図った。

(イ) 適正な遺失・拾得物取扱業務の推進

遺失物行政は、県民に最も身近なもの 1 つであることから、遺失者、拾得者の立場に立った親切・丁寧な取扱いに配慮するとともに、

遺失物関係規定の適正な運用・手続きを推進するため、各種会議、研修会、内部監査等において継続した指導教養を行った。

また、平成 23 年 3 月 11 日発生の東日本大震災に伴う拾得物については、関係署に対する指導と支援を継続的に実施し、早期かつ適切な返還に努めた。

#### ウ 「警察の真の姿」を県民に伝える積極的な広報の推進

ラジオ、広報紙、ホームページ、携帯サイト等の各種広報媒体を効果的に活用し、東日本大震災における警察の災害警備活動や各種取組みなど「警察の真の姿」を県民に伝える広報を積極的に実施した。

報道機関に対しては、分かりやすさと正確性に配慮しながら、事案の概要、警察の対応方針等をタイムリーに提供したほか、広報素材の積極的な提供に努めた。

なお、警察音楽隊の活動においては、11 月に予定していた「東北南部三県警察音楽隊演奏会」の会場が避難所として使用されていたため中止となったものの、避難所や仮設住宅等における復興支援コンサートなどを積極的に実施し、県民が安全安心を実感し警察を身近に感じることができた広報効果の高い活動に努めた。

#### (4) 犯罪被害者等支援総合対策の推進

##### ア 犯罪被害者等の視点に立った、きめ細かな被害者対策の推進

##### (ア) 迅速な被害者支援体制の確立

約 11,500 件の被害者相談に真摯に対応したほか、被害者支援制度を効果的に運用し、事件・事故発生直後から被害者等に対して情報提供を行った。

##### (イ) 適切な被害者支援活動の展開

被害者支援要員制度による支援のほか、公費負担制度など、各種被害者支援制度を活用して被害者の精神的、経済的負担の軽減を図ったほか、犯罪被害者等に対するカウンセリングを 16 件実施するなど、犯罪被害者に対する実質的支援を行い、精神的被害の早期回復、軽減に効果を上げた。

そのほか、携帯型緊急通報装置等被害者支援機材などの有効活用により被害者の安全確保を図り、被害者から高い評価を受けた。

##### (ウ) 犯罪被害給付制度の適切な運用

犯罪被害給付制度

2 件 3 名申請受理、5 件 8 名裁定

#### イ 関係機関・団体との連携による総合的な被害者支援の推進

- (ア) 「ふくしま被害者支援センター」との連携  
「ふくしま被害者支援センター」との連携により、「被害者に優しい『ふくしまの風』運動」を推進し、県民に被害者支援の必要性を訴え、県民から大きな反響を得た。
- (イ) 福島県被害者等支援連絡協議会との連携  
福島県被害者等支援連絡協議会総会を開催し、各機関・団体の平成22年度の活動状況報告及び平成23年度の活動計画を策定し、それぞれの方策について情報を共有化し官民連携の充実強化を図った。
- ウ 社会全体で被害者を支え、地域社会が一丸となって犯罪と対決する気運の醸成
- (ア) 被害者に優しい『ふくしまの風』運動の展開
- A 被害者に優しい人づくり事業  
中学校4校において「命の大切さを学ぶ授業」を実施（当初20校で実施予定のところ、東日本大震災や原発事故の影響を考慮し開催を見送ることとしたが、学校側から強く要望があったほか、生徒の心情や授業の有用性を慎重に検討した上で4校実施）したほか、高校2校、大学2校においても被害者遺族等による講演会を開催し、「命の尊さ」、「被害者も加害者も出さない」社会づくりなど規範意識の醸成を図った。
- B 被害者に優しい地域づくり事業  
地域で行われる防犯教室や交通教室等あらゆる会合等の機会に、被害者遺族等の手記朗読、警察における被害者支援施策の紹介等を行う「地域づくりミニ講座」を実施（87回）し、地域社会全体で被害者を支え犯罪と対決する気運の醸成を図ったほか、被害者支援イベント等における講演会を実施し、被害者、遺族の心の痛み、被害者支援の重要性等について、多くの県民の理解を深めた。
- (イ) 広報・啓発活動の推進  
県警ホームページ、ラジオ放送及び各種広報紙や、被害者等支援推進月間、犯罪被害者支援の日、犯罪被害者週間等における街頭キャンペーン等を通じ効果的な広報・啓発活動に努めた。
- (5) その他の推進目標
- ア 被疑者取調べ監督制度の適正な運用について  
各警察署等に対する巡察による監督を推進するとともに、取調べ監督マニュアルを活用した教養、本県警作成の取調べ監督業務DVDを活用した視覚に訴える教養のほか、新たに構築したSAシステムによる警部以下の警察官に対して取調べ監督制度に関するSA試験を実施し、その検証結果を基に成績低調者に対する補完教養を行い監督制度の定着に努めた。

さらに、特別出向者350名に対し、被疑者取調べ監督制度の適正な運用と本県の「取調べ適正化管理システム」の活用要領に関する教養を実施し、監督業務の適正な運用を推進した。

#### イ 業務の合理化・効率化の一層の推進

##### (ア) 第2期IT戦略の推進

IT戦略推進計画、利用者ニーズ等に基づいたシステムの構築・改修を、業務主管課と連携して実施した。

##### (イ) ITの有効活用

A 新型OS (Windows7) を採用した端末装置の導入及びプリンタ等周辺機器の更新を図った。

B スキヤシステムを本格稼働させ、新たに生活環境関連の3業務を追加し、更なるペーパーレス化と情報漏えいの未然防止対策を推進した。

C 学校教養、集合教養及び教養資料の発出を計画的に推進し、IT実務能力の向上と情報セキュリティ意識の醸成を図った。

##### (ウ) 情報セキュリティ対策の推進

A ネットワーク通信基盤の危機管理対策を推進し、突発災害時等における対応能力の向上を図ることについて、計画的に実施した。

B 電子情報統合システムの更新に伴い、高度な証跡取得機能の導入を図り、情報セキュリティ対策の強化を図った。

C 情報流出事案を未然に防止するため、情報セキュリティ指導・教養を推進し、職員の規範意識の醸成を図った。

D 各所属に対する情報セキュリティ監査を実施し、情報セキュリティ対策の実施状況を検証した。

#### ウ 適正な会計経理の推進

##### (ア) 指導・教養等の徹底

職員に対して「会計課だより」の発行等あらゆる機会を通じて指導・教養に努め、問題意識の共有を図るなど会計経理の適正化に努めた。また、警察本部が行う会計監査(内部監査)の重点項目に「旅費」、「契約」等を挙げ、旅費制度や決裁時の確認事項等について所属長等から聞き取りを行うなど指導・教養の検証を行った。

##### (イ) 予算の適正な執行管理

予算管理システム等により各所属の予算執行状況を把握し、必要な指導・教養を行った。また、一般競争入札への移行を進め、契約事務の透明性、公平性、競争性の確保に努めた。

#### エ 装備資機材の効果的な活用と開発・改善

##### (ア) 装備資機材の効果的活用と適正な保管・管理

機動装備隊研修会、「会計課だより」等により、装備資機材の効果的活用方法の周知を図るとともに、全所属に対する物品検査を実施し、装備資機材の保管・管理方法の適正化を図った。

(イ) 装備資機材の開発・改善

装備品開発コンクール作品の募集、同コンクールの実施を通じ職員の装備品の装備品に対する関心を高めたとほか、現場警察官の要望を受け、受傷事故防止資機材等の効果的配置を行った。

オ 適正な留置業務の推進

(ア) 実践的教養等の推進による留置事故の防止

全国で発生した留置事故や不適正事案等を教訓として、ロールプレイング方式を取り入れた各種会議や学校における教養、再発防止の検証を踏まえた実地監査及び指導巡視を行うとともに、タイムリーな通達、事務連絡、執務資料（留置管理課ニュース）等を発出し留置事故防止対策を推進した。

(イ) 留置業務指導員制度の効果的運用

豊富な経験、高い実務能力及び指導力を有する留置担当官6名を留置業務指導員に指定し、実践的教養による留置担当官の実務能力の向上及び留置事故防止を図った。

(ウ) 集中護送の拡大による逃走防止

既存の福島分室、郡山分室及びいわき分室の集中護送に加え、昨年6月1日から白河分室を開設し、護送の専従業務に携わる集中護送エリアを拡大し、逃走事故防止システムを充実させるとともに、白河分室開設による県南3署（白河、石川、棚倉）における護送の負担軽減を図った。

# XIV 監査委員事務局

## 1 総説

県税収入が大幅に落ち込む一方、復旧復興に要する経費が大幅に増加するなど本県の財政状況は依然として厳しい状況にあり、県行政には、より効率的な予算の執行が求められている。

このようなか、監査委員としては、これまでの合規性や正確性の観点から監査水準を高めるとともに、経済性、効率性及び有効性の観点から、県民の視点に立ったより実効ある監査を推進し、県行政の適法性、妥当性の確保に努めた。

## 2 監査、検査及び審査の実施

### (1) 定期監査

県の財務に関する事務の執行が適正に、かつ経済性、効率性及び有効性に配慮して行われているか、また、県が経営する事業の運営が合理的かつ能率的かどうかを主眼に、204 機関で監査を実施した。

### (2) 行政監査

「ホームページの管理運営」を課題とし、要綱、要領等に基づき適切に管理及び運営が行われているか、適切に更新が行われているかなどについて、各機関に対し書面調査を行い状況を確認するとともに、80 機関で抽出調査を実施した。

### (3) 財政的援助等団体監査

県が財政的援助を行っている団体のうち、公立大学法人2団体、資本金又は基本金の4分の1以上の出資を行っている7団体、指定管理者1団体の合計10団体について、その運営等が目的に沿って適正になされているかなどについて監査を実施した。

### (4) その他の監査等

例月出納検査を実施し、定期監査等に反映させるとともに、決算審査及び基金運用状況審査、健全化判断比率等審査を実施し、知事に意見を提出した。

## 3 外部監査制度との連携

外部監査と委員監査の相互補完と監査全体の実効性を高めるため、包括外部監査の結果について、定期監査等において、その改善、是正状況等について確認した。

また、包括外部監査契約締結に関する意見の決定、補助者の協議、包括外部監査人の監査結果の公表を行った。



# XV 人事委員会事務局

## 1 総説

人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき委員3名により構成され、人事行政に関する公平、中立かつ専門的な機関として、適正な事業実施に務めた。

- (1) 委員会の運営
- (2) 公平審査事務の実施
- (3) 任用事務の実施
- (4) 給与制度事務の実施

## 2 委員会の運営

- (1) 委員会の開催  
定例会 17 回、臨時会 4 回を開催
- (2) 諸会議への出席  
ア 全国人事委員会連合会総会 1 回  
イ 東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議 1 回

## 3 公平審査事務の実施

- (1) 不利益処分等の審査  
不利益処分に対する審査請求及び勤務条件に関する措置の要求 23 件
- (2) 勤務条件関係事務  
勤務条件実態調査の実施 調査事業所 369 カ所
- (3) 職員団体の登録  
変更登録数 57 件  
解散届出数 1 件

- (4) 労働基準監督機関の職権行使  
ボイラー及び第一種圧力容器落成検査 3件
- (5) 人事行政相談業務  
相談件数 11件

#### 4 任用事務の実施

(1) 職員採用候補者試験の実施					
ア	大学卒程度採用候補者試験	受験者	676人	合格者	145人
イ	高校卒程度採用候補者試験	受験者	153人	合格者	26人
ウ	民間企業等職務経歴者採用候補者試験	受験者	128人	合格者	2人
エ	警察官採用候補者試験	受験者	1,201人	合格者	191人
		合計	2,158人	合格者	364人
(2) 職員の採用・昇任選考の実施					
ア	採用選考				610人
イ	昇任選考				697人

#### 5 給与制度事務の実施

- (1) 職員の給与等に関する報告及び勧告  
平成23年10月28日 県議会及び知事に対して実施
- (2) 職種別民間給与実態調査  
東日本大震災の影響により、調査の実施を見送り

# XVI 労働委員会事務局

## 1 総説

労働委員会は、労働組合と使用者との間に生じた労使紛争を円満に解決することを目的として、労働組合法の規定に基づいて設置された行政委員会であり、大別して判定機能と調整機能の二つの機能をもっている。

判定機能としては、不当労働行為の審査及び労働組合の資格審査があり、調整機能としては労働争議に関するあっせん、調停及び仲裁がある。また、集団的な労使関係の調整のほか、労働者個人と使用者との個別的労使関係に関する調整及び相談を行っている。

平成 23 年度においては、次のとおり業務を実施した。

## 2 総会等の開催

労働委員会規則に基づく総会及び公益委員会議を開催した。

総会開催回数・・・12回 公益委員会議・・・2回

## 3 労働争議のあっせん・調停・仲裁

労働関係調整法に基づく労働争議のあっせんを実施した。また、来所・電話による相談を行った。

貸金、一時金、諸手当、事業経費等に関する事件・・・1件 相談・・・28件

## 4 個別的労使関係の調整・相談

福島県個別的労使関係調整員会設置要綱に基づく労使問題の調整を実施した。

また、来所・電話等による相談のほか、県内 3 方部において出張相談会を実施するとともに、電話相談の時間延長を 5 日間実施した。

調整・・・4件 相談・・・119件（うち出張相談会12件）

## 5 不当労働行為事件の審査

労働組合法に基づく不当労働行為事件の審査の申立 2 件を受理し、審査手続きを進めた。

団体交渉応諾、支配介入に関する不当労働行為事件・・・2件

## 6 労働組合の資格審査

労働組合法に基づく労働組合の資格審査の申請3件を受理し、審査手続きを進めた。

資格審査・・・3件（不当労働行為の審査2件、法入登記の審査1件）